

128

305  
11

調査資料第二十七輯

朝鮮の市場經濟

朝鮮總督府



内閣文庫  
七〇〇七号  
和書  
冊

朝鮮の市場經濟正誤表

頁	行	誤	正
三八	一〇	國中鉅市	國中鉅市
七一	一六	安州鹽運洞場	安州鹽運洞場
七二	一七	了波場	了波場
八二	一七	葛粉等	葛粉等
二〇五	七	安州郡邑部市	安州郡邑内市
二四五	一七	これを觀察	これを觀察
二四四	七	京畿	京畿
二八四	九	二人領あり	二人の領あり
三一三	五	平安南道鹽運市	平安南道鹽運市
同	九	北青市	北青市
三二二	九	安岳郡	安岳郡
三二二	二	松不郡	松不郡
三二六	二	德源郡	安遠郡
三二七	六	金川市場	金泉市場
三五三	一三	各居間は專業的に	各居間は專業的に
四五六	一二	唐令會要	唐會要
四八七	五	三十三所圖繪	三十三所圖繪
同	一三	江戸各所圖繪	江戸各所圖繪
四九二	五	日本少海名物圖繪	日本山海名物圖繪
五一八	柱	朝鮮の經濟市場	朝鮮の市場經濟

序

本書は大正十三年刊行の「朝鮮の市場」を執筆せる囑託善生永助が更にその後、汎く古今の文獻を涉獵し、各種の資料を蒐集して調査研究の結果、漸く脱稿するに至つたもので、朝鮮に於ける市場經濟の變遷と現状とは略ぼ詳かにしてある。本書は一面また經濟史的、人文地理的考察をも試み、加ふるに朝鮮に取りて文化的に經濟的に極めて密接なる關係ある、内地及び支那の市に就いても記述し、以て比較對照に便ならしめて居るなど、執務上竝に研究上多少の裨益する所があると信ずる。

昭和四年二月二十日

朝鮮總督官房總務課長 中村寅之助

調査資料  
第二十七輯

# 朝鮮の市場經濟

## 目次

第一章 市場の沿革	三頁
第一節 市場の概念	三
第二節 市場の起源	七
第三節 市廛と市場	一七
第二章 市場の分布	三
第一節 百餘年前の市場	三
第二節 李太王時代の市場	三
第三節 最近の市場	一〇八
第三章 市場の取引	一七五

目次

第一節 韓國時代の市場……………一七六

第二節 土地調査當時の市場……………一八六

第三節 市場の現状……………二一八

第四節 市場取引の消長……………二二五

第四章 市場行政……………二五一

第一節 市場の監督……………二五一

第二節 市場の取締……………二五九

第三節 市場税の徴收……………二七一

第五章 市場商人……………二七七

第一節 旅閣・客主・酒幕……………二七七

第二節 市場行商……………二八〇

第三節 市場金貸……………二九五

第六章 主要市場……………三二一

第一節 大市場の變遷……………三二一

第二節 都市の公設市場……………三三八

第七章 家畜市場……………三四五

第一節 家畜市場の現勢……………三四五

第二節 家畜取引状況……………三五三

第八章 魚市場……………三五二

第一節 魚市場の取引……………三五二

第二節 京城府營水産市場……………三五八

第九章 藥令市……………三七三

第一節 藥令市の發達……………三七三

第二節 大邱藥業組合……………三六三

第十章 現物市場……………三六九

第一節 穀物市場……………三九〇

第二節 證券市場……………四一九

結論……………四五三

外篇……………四五九

内地の市……………四五九

支那の市……………四九七

附關 東州の市場

# 朝鮮の市場經濟

〔葉無斷轉譯〕

朝鮮總督府囑託 善 生 永 助

經濟上、内地に比較して朝鮮の最も特異なる點は、その市場状態に在りと云へやう。現在朝鮮には一千三百餘の市場が存在し、その大部分は殆んど何等の設備なく、路傍又は廣場等に於て、一定の日を期して賣買交換さるゝものである。いづれの國に於ても、經濟状態の幼稚なる文化の發達せざる時代には、必ず市場を中心として經濟生活が營まれたものである。しかしながら、經濟組織の次第に發達し文化の普及するに伴つて、市場の經濟勢力は漸次衰微し、これに代つて都市の商業勢力が勃興して來るのである。即ち原始時代の市場所在地は、漸次人口の集中によりて、聚落を形成し市街に發達して、自然そこに於て毎日市たる常設店舗取引が殷盛となり、または築城、行政、交通、産業等の關係より、市場所在地とは別個の地に新市街が形成され、斯くて不完全なる在來の定例市場が衰微して行くのは、各國共に軌を同うせる經濟發達の道程である。ところが、嘗ては佛教、工藝等に燦然たる光輝を放ち、文化の大に進歩したる朝鮮が、その商業取引上に於ては、新羅時代も高麗時代も將た李朝時代も、殆んど著しき進化の跡を見ず、市街地も村落も依然として、原始的經濟生活に於て見る、

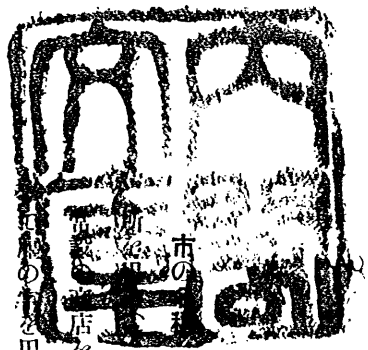


物々交換時代の遺風たる在來の市場の繁昌して來たのは、その原因の奈邊に存する爲めであらうか。朝鮮の商業取引が大部分市場によりて行はれ、民衆生活が市場を中心として營まれて居るに就いては、經濟上に人文上に、最も深き根柢を有することは言を俟たない。されば朝鮮の經濟組織に鞏固なる地盤を築き、民衆生活に深き根柢を擴げて居る、市場經濟狀態を各方面より研究調査して、これを一日瞭然たらしむることは、時務の上からも、學問の見地からも、極めて肝要なることに屬し、上司が私に本書の編纂を命じた趣意も其所に存するのであらうと信する。たゞ憾むらくは、朝鮮に於ては内地の如くに市場に關する文獻が豊富でなく、加ふるに私の淺學菲才の爲めに、一卷を通じて不備缺陷も定めて尠くあるまいが、市場經濟の大體を闡明すると共に、努めて市場の背景たる經濟及び文化の有様をも觀察し、臚げながらも、市場を中心とせる朝鮮人の生活狀態を描寫し、併せて朝鮮と地理上、歴史上、經濟上に緊密なる關係ある、内地及び支那の市場に關する研究論文を載せて、參考に供することとした。尙ほ説明の不足を補足する爲め、數枚の地圖・寫眞・圖表をも添付してある。本書編纂に就ては、上司、先輩、同僚より多大の指導、援助を辱うせるが、就中、史的研究に於て先輩松田甲氏、法學博士淺見倫太郎氏、今村軻氏の示教を受けたること多く、法學博士信夫淳平氏、今は故人たる文學博士河合弘民氏の著述に啓發されたる所尠からず、また資料蒐集等に關し、多年事務を共にせる同僚北島俊作氏を煩はしたことが大である。茲に謹みてこれ等の諸士に謝意を表す。

## 第一章 市場の沿革

### 第一節 市場の概念

朝鮮に於ては、古來生産者、消費者、商人等の集まりて貨物の交換買賣を行ふ一定の場市の、または略して場(장)と云ひ、或は市場(시장)、市上(시상)とも呼び、これに對して店(점)を市廛(시전)、市肆(시사)、廛房(전인방)、廛舖(전포)、或は單に廛(전)とも云ひ、すべて市の用ゐる、店の字は「續大典」に「諸道産銀處設店收税」とある如く、其他、金店、鉛店、銅店など、いづれもその製造所を意味するのである。嘗て用ゐられた場市に關係ある名稱を擧げると、場軍(장군) 市場に集まれる商人又は群集、場邊(장변) または市邊(시변) 市場に於て、行ふ金融、市升(시승) 官に於て烙印して市場に於て商人、場監考(장인고) 市地を監督する者等がある。朝鮮在來の市場は、人類の未開野蠻の時代に、各人がその生産、狩獵、獲得に係る餘剰の貨物を一定の場所に持ち寄りて、互ひに交換して有無相通じた、物々交換時代の遺風を想ふに足る原始的取引方法を行ふもので、新羅・高麗時代は勿論、李朝時代に於ても、大部分は物々交換で、貨幣が交換の媒介を爲すことは極めて僅少なものであつたが、韓國併合後は新貨幣の流通が大に行はれるやうになつた。しかしながら、これを利用す



る多数の農民は品物を賣つて錢にして歸り、又は錢を持って行つて品物を買つて歸るといふのではなく、品物を持つて行つて商人に賣り、その錢で他の品物を買つて歸るといふ、物々交換時代の方法と除り相距ることの遠くない取引を營んで居るのである。

**市の種類** 最近に至り市街地に開設された公設市場や魚市場、穀物市場、株式市場は別として、在來の市場は一六、二七、三八、四九、五〇といふやうに毎月一定の日を定めて五日毎に開市するものが多い、中には月三回、二回のものもあり、或は年一回或る期間中開市する、藥令市の如きものあり、京城の南大門市、及び東大門市等の如きは、定例市が後ちに至つて毎日市に變化したものである。五日毎に開市するものは歐洲に於ける週市 *Wochenmarkt* に相當し、年一回開市する、藥令市は年市 *Yearly market* に相當するものである。支那に於ては古代より定例市の制度があり、内地に於ても推古天皇の朝に六齋市の立つた記録があるに徴し、朝鮮に於ける五日毎の開市も極めて古いこと、思ふが、これを明かにすべき文獻は無いやうである。市場には京師市都城、郷市地方、邑内市、城内市、府内市、州城市邑城内、城外市邑城外の如き所在地による區別あり、位置を市場名とせる西門市、東門市、南門市、上市、下市の如きものあり、牛市、馬市、柴炭市、藥令市の如きは、その種類を現はしたものであるが、替馬市、摠慶市の如きも往時の名残を示して居るのである。また一市街に

於て市日を異にして大市と小市の開かるものあり、光州・慶州等に例が多い。併合後發布された市場規則では、一號市場在來の舊通市場、二號市場市街地の公設市場、三號市場競賣の方法に依る魚市場・蔬菜市場、四號市場發賣物市場に區別して居るが、その經營者の性質より云ふときは、公設市場・私設市場に分れるのである。

**市場の機能** 原始時代の市場は人類の生活要求から、山麓・平野・河原・海邊・路傍・廣場等に何等の設備もなく、一定の日を期して極めて小規模に貨物の交換を爲し、それが人口の増加し、産業の發達するに従ひ、段々大規模の市場に進歩し、更に貨幣を使用して賣買が行はれるやうになつたのであるが、朝鮮には迷信の關係上、墓地の附近に開市するものが尠くない。(墓地の附近に多人聚集するといふので、子孫は祖先の墓地附近に市場を開市を歓迎して敷地を提供する例が多い) 斯かる原始的市場の外に、既に聚落が出来、更に市街が形成されて後ち、市場商人や一般生産者や消費者の希望により、又は官廳の必要上より開市するものもあるが大抵市場は三四里から、五六里、遠くも八九里位の間には設けられて居り、時勢の變遷・交通の進歩産業の盛衰・人口の増加等により市日の變更・市場の改廢は行はれたが、市日の配置も市場の距離も市場商人の巡廻行商と、これを利用する民衆の往復行程に都合よく分布されて居る。朝鮮に於ける在來の市場は殆んど何等の設備なく、甚だ不完全なるものであるが、開市日毎に少くも數百人、多きは數千人より數萬人の出場者あり、その繁昌と混雜は名狀し難きものがある。而して朝鮮人の大部分は現

在に於ても、この市場によりてその生産品を賣却し、同時に日常の必需品を購入するのであるから、殆んど全生活をこれに因つて維持して居るやうなものである。

**市場と地名** 市場は人類の生活上密接なる關係あるを以て、朝鮮に於ける地名中には、市場に因むものが頗る多いのである。即ち里名や洞名に場のついたものが場基里・旺場里・場基洞・上場洞・花開場・舍人場・青山場市・新市洞・永山市・仲坪場・市邊里・南市・楊市等の如く尠くないが、この外にも公稱の里名には場を除いてあるが實際は昔から市場名を冠せられて居たものが多く、また現在の市場名にも、舊場・新場・院場・球場・杏場・古場・漢場・金良場・美原場等の如きものを見るのである。朝鮮の市場名及び地名には内地に於ける二日市・四日市・十日市といったやうに市日を冠したものは殆んど無く、今から百餘年前の「林圀十六志」に見える市場に、嶺南義城郡召父面に六日場と稱し、六の日に開市するものがあつたが「増補文獻備考」の方には、山雲場と稱するものが、六の日開市となつて居り、六日場の名は消えて居る。現在の市場には、全羅南道海南郡に、二日市・七日市、同道珍島郡に、五日市・十日市がある。臨時土地調査の際に於ける市場調では既にこの名になつて居るが、古い市場名には見當らない名稱であるから、併合後内地流に斯く名けられたものと思はれる。内地に於ては信仰の關係上、神社・佛閣の縁日に開市さるゝものが少くないが、朝

鮮にはその例はなく、高麗時代佛教の盛んであつた開城に於ては、陰曆四月八日灌佛會が行はれ、當日は近郷近在より多數の男女が集まり、市中は非常なる賑ひを呈し、臨時に市が立つて居るから、常設店舗の發達せざる昔時は定めて市場取引が盛大であつたことゝ想像される。

## 第二節 市場の起源

朝鮮に於ける市場の文獻に現はれたるは「三國史記」に新羅炤智王十二年(西曆四百九十年 仁賢天皇の三年)の條に、  
初開京師市。以通四方之貨。

とあるが始めて、この時に至りて初めて京師即ち當時の國都たる慶州に市を開きて四方の貨を通じたことが窺はれる。勿論京師以外の地にも、市の立つたことは想像されるが、これに關する記録は見當らないのである。次いで智證王十年(西曆五百八年 繼體天皇の三年)に至り、

置東市典。設官以監之。

とあり、これで特別の機關により商業取引が監督されたことがわかるのである。その後遙かに降つて孝昭王四年(西曆六百九十五年 持統天皇の九年)に及び、

置西南二市典。置官如東市典。號三市典。



各市典の官吏として、監二人、舍人二人を置いたのである。初めて王城の地に市が開かれて以來、二百年を経過し、市場を監督する官廳が三箇所に設けられて居るところより見ると、この間に於ける國內人口の増加、市場取引の殷盛のほども略ぼ想像されるが、當時の市場を「新唐書」には、

新羅市。皆婦女貿販。

と誌して居る。これを見ると、當時附近の村落より婦女が産物を携へて京師の市に相集まり、互ひに貨物の交換を爲し有無相通じたものと思はれる。婦女の市に多く集まりたるは、當時國內の交通が不便にして、男子は多く狩獵、運搬等の力役に服し、女子の農耕や貿販に従事したもの、多いことが推測される。

高麗時代に於ける市場の状態も、新羅時代のそれと殆んど何等の差異なく、「宋史」には

高麗上下以買販利入爲事日中爲市。用米布貿易。

とあり、また宋孫穆の撰する所の「鷄事類事」には

高麗日早晚爲市。皆婦人挈一柳箱一小升。有六合爲一刀爲刀以稗米定物之價。而貿易之。其地皆視此爲價文高下。

と誌し、宣和六年即ち高麗仁宗二年西曆一千二百二十四年 崇徳天皇の天治元年末の路允迪高麗に使用するや、その隨行員徐兢歸

りて「高麗圖經」を上つたが、その中に

王城本無坊市。惟自廣化門至府及館。皆爲長廊。以蔽民居。時廊閉。榜其坊門。曰永通。曰

廣徳。曰典善。曰存信。曰資養。曰孝義。曰行遜。其中實無街衢市井。至有斷崖絕壁。藜茅

繁蕪。荒墟不治之地。特外示觀美云耳。

其俗無居肆。唯以日中爲墟。男女老幼。官吏工伎。各以其所有。用以交易。無泉貨之法。惟

紵布銀瓶。以準其直。至曰甲微物不及匹兩者。則以以計錙銖而償之。然民久安其俗。自以爲

便也。

とあり、「文獻通考」には

高麗使郭元言。方午爲市。不用錢。以布米貿易。

その説く所大同小異なるも、當時に於ける商業は頗る幼稚にして、常設の店舖なく、すべて市場に於て物々交換をした有様が窺へるが、徐兢は「高麗圖經」に

高麗故事。每人使至。則聚爲大市。羅列百貨。丹漆繒帛。皆務華好。而金銀器用。悉王府之

物。及時舖陳。蓋非其俗然也。

と述べ、宋使の來る時などには殊更に王都の市を盛んにして産物の多きを衒ひ、徒らに一時外客に誇



らんとするの滑稽を演じたものと見えるが、斯く如き體裁を飾るの例は李朝に於ても行はれたことである。新羅時代このかた高麗時代になつても王都の商業が發達せず、依然として市場に於て貨物の需給をして居たことは以上の文獻に徴して明かであるが、熙宗四年(西曆一千二百八十八年、上)に至り開城の市場を大に改營して、茲に始めて幾分常設的塵舗を見るに至つたやうである。即ち「高麗史」に

熙宗四年秋七月丁未、改營大市。左右長廊自廣化門至十字街。凡一千八楹。又於廣化門内。構大倉南廊迎休門等七十三楹。

とあり、官設の商店長屋が出来たのである。而して高麗時代に於ける市塵監督の官衙は「高麗史」に京市署、掌旬檢市塵。

とあり、惟ふに新羅時代の三市典と同様に京師の市場及び市塵を監督したものであるが、高麗末期の辛禎七年(西曆一千三百八十一年、後國祖天皇の永德元年)京師の物價非常に騰貴し、商賈利を争ひたるを以て、時の執政崔瑩これを憂ひて令を下し、凡そ市販の物は京市署に於て其づ物價を評定し、商品には一々税印を捺して標識となし、若し無印の商品を賣するものあらば脊筋を鈎にかけて殺すべしと命じ、その證として大鈎を京市署に懸けて一般に示したので、市人戰慄賣買一時中絶したといふことであるが、この事は竟に行はれなかつたやうである。即ち「高麗史」に

辛禎七年。京師物價踴貴。商賈爭利。崔瑩疾之。凡市物令京市署評定物價。識以税印。始許買賣。無印識者。將鈎脊筋殺之。於是懸大鈎於署以示之。市人震慄事竟不行。

斯くの如きは高麗末期に於ける商業に對する壓制の一例であるが、高麗時代に於ては支那の制度を模倣して、物價の調節其他商業上に干渉を試みたるは勿論、物産の如き王室及び官吏等一部社會の需要を充すことのみを力を注ぎ、一般人民は極めて生活程度の低かつたことがわかる。即ち「高麗圖經」に

高麗工技至巧。其絕藝悉歸於公。耕作之農。不遺工技。州郡土產。悉歸公上。

とあるに徴しても明かである。こんな状態では國內の産業が勃興し、商業取引が旺盛に向ふことは期待すべくもあらず、當時の地方に於ける市場に關する文獻は無いが、新羅時代と同様に原始的の物々交換が、各地に於て行はれたこと、推測される。

### 第三節 市塵と市場

李朝時代の京城に於ける市塵に關する最初の施設は、太祖の次なる定宗元年(西曆一千三百九十九年、後小松天皇の應永六年)にして、開城に於ける制度に則つて官設塵舗を設けたことが「増補文獻備考」に載せてある。即ち

定宗元年始置市廛。左右行廊八百餘間。自惠政橋至干昌德宮洞口。

とあり、惠政橋は現に光化門郵便局の前に在る橋であるから、當時京城の中央たる今日の鍾路通の左右に設けられたる行廊即ち商店長屋は、實に李朝時代に於ける王都の商業中心を爲したものと云ふべく、その行廊が幾多の廛舗に區分されて種々の商品を鬻いだことは明かであるが、當時官設廛舗を置いた目的は、主として王室の需要を充す貢物上納の必要から來たもので、人民のこれを利用することは極めて少く、一般の者はこの外にある市場に日常必需品の供給を仰いで居たことと思はれる。而して市廛監督の官衙としては、これより先太祖元年(西曆一千三百九十二年、後小松天皇の明德三年)、平市署を置いたことが「増補文獻備考」に見える。

本朝 太祖元年因麗制置京市署掌旬檢市廛平斗斛丈尺低仰物貨等事有令一員丞二員注簿二員 太宗十四年改丞爲注簿後改定提調一員令一員直長一員奉事一員後減直長 肅宗元年復置直長 英祖十四年減奉事增置主簿一員 吏屬書員五人庫直一名使令十一名。

李朝時代の市廛に關しては記述すべきことが多いが、本書は市場に就いての考察が主なる目的であるから、茲には市場と對立の地位にある市廛の一斑を誌すに止めて置きたい。市廛に關する文獻中、京城に於ける市廛の種類、名稱、廛數、各廛の國役負擔額は、時代によりて多少の變化はあるが、

れを示したものに、純祖の時代に李萬進の編進した「萬機要覽」(純祖元年是西曆一千八百一一年、光緒天皇の享和元年、純祖三十四年是西曆一千八百三十四年、天保五年)あり、少しく降つて李太王二年(西曆一千八百六十五年)に編成した「六典條例」にも、明白なる記載があるが、各廛の所在地を明かに未だ見るを得なかつたのである。ところが最近に至り朝鮮總督府に於て發見の上、圖書室に購入したる「東國輿地備考」と稱する寫本中には、左の如く、各廛の種類、名稱、廛數、應役額と共に、詳細なる地名が記載されて居る。朝鮮總督府囑託松田甲は、書中の記事より推測して、約百三十年程前の正祖時代の編纂に係るものならんと鑑定して居り、「萬機要覽」よりも二三十年以前に出來たものと思はれるが、李朝時代に於ける京城市廛の狀況を知る上に於て、恐らくこの「東國輿地備考」の右に出づるものはあるまい。

市廛 定宗元年始置市廛行廊八百餘間自惠政橋至昌德宮洞口

- 有分各廛 以各廛中積買者量定分數以國役積有分各廛自十分至一分凡三十廛每當 續廛 在典醫監洞口東西即鐘樓路北
- 綿布廛 在鐘樓路西廛賣銀子 綿紬廛 在綿布廛後典獄 內魚物廛 在里門東西 青布廛 在鐘樓東賣絹子廛後
- 東廛在布廛南西廛在 布廛 在真絲廛東應役六分○以上六 布廛 在東東廛南 烟草廛 應役五分 外魚物廛 在教義門外
- 寶馬尾後物賣總等物雜凡十三處望門床廛應役三分新床廛各應役二分東床廛在鐘樓南 生鮮廛 應役四分 米廛 凡五處上
- 義進床廛各應役一分布床廛銀床廛筆床廛南門床廛應役三分新床廛各應役二分東床廛在鐘樓南 生鮮廛 應役四分 米廛 凡五處上
- 府西下廛在梨峴各應役三分門外廛在教 雜穀廛 在鐵物橋西邊 鎗器廛 在內魚物廛 衣廛 在雜穀 綿子廛 在廣邊東
- 義門外應役二分西江廛麻油廛並無分 雜穀廛 南北應役三分 鎗器廛 在西行廊後 衣廛 在雜穀 綿子廛 在西通橋北 履廛



在青布麻西以上 樺皮塵 在布麻東賣各 茵席塵 眞絲塵 在義禁府 清蜜塵 京鹽塵 髻髻塵 內長木塵  
 四塵並應役三分 樣彩色等物  
 鐵物塵 烟竹塵 以上九塵並 匙箸塵 各塵役一分 牛塵馬塵 兩塵並在大平橋南岸各塵役一分以上四十一塵  
 無分各塵外長木塵 菜蔬塵 毛塵 賣賣果凡六處松毛塵眞陵洞毛 惠政橋雜塵 貫物塵 涼臺塵 雜鐵  
 塵 鹽塵 白糖塵 鷄兒塵 卜馬諸具塵 內貫器塵 繩緩塵 上下木器塵 鏡塵 白笠塵 黒  
 笠塵 外貫器塵 佐飯塵 凡四處生鮮在飯塵上米佐飯塵 針子塵 粉塵 凡二處內 簇頭里塵 寶婦女  
 網巾塵 內氈笠塵 外氈塵 藁草塵 龍山江柴木塵 豬塵 筍子塵 麻浦鹽塵 蛤灰塵 箭鐵  
 塵 刀子塵 鹽水塵 種子塵 南門外鹽塵 砂器塵  
 書籍舖 有郵政傳序○按國初 藥局 在銅觀○又有調 懸房 屠牛賣肉之所洋人主  
 欲爲開舖而未果置焉 禁御三營藥房 其販賣凡二十四處  
 香徒 (東國輿地備考)

當時右の諸塵の外に、各種の小塵のあつたことは「萬機要覽」の無分各塵中、南門外鹽塵の下に此小  
各塵各色甚煩不爲盡錄○塵安所無種用之物當因用自平と註してあるによりても明かである。而して各塵中に於て  
市累分定貨納於六注此塵價本之落本無分各塵分排添加六矣塵と稱する特權を有する御用商人のありたることは見えて居るが、六矣塵に關する研究としては  
 文學博士河合弘民が「經濟大辭書」中の塵の部に記述せるものが最も要領を得て居るから、參考の爲  
 め左に引用して見やう。

『塵』とは鮮語即ち市塵の義にして市街地に於ける商店を云ふ。鮮語にては商店には塵の字を用ゐ  
 店の字を用ゐず。店は製造所或は鑛山の義に用ふ。

例へば「續大典」に「諸道産銀處、設店收稅」と云ふが如し。商店に大小種々あり、其の大なる  
 を塵と云ひ、之に次ぐを房といふ。房とは室の義にして製造販賣するものを云ふ。笠房・玉房の如  
 し。笠或は玉細工を爲し之を販賣する商家なり。之に次ぐを假家と爲す。是は本來公道の側に掛出  
 し又は屋臺店を作りて商賣を爲したるより然か稱し、必ずしも之に限らず小なる商店を稱するもの  
 なり又在家と稱するは是支店の義にして本塵の分家此に在りとの義より起れりと云ふ。

塵の中、最も大なるは六矣塵とす、六矣塵は之を六注比塵音弁烈(ユク、チュ、イ、チョン)と  
 稱し、又之を音音烈(ユク、チュ、ブイ、チョン)と云ふ。六矣塵とは此後者を漢字を以て書し  
 たるなり、従つて又之を音讀して六矣塵(ユ、ギ、チョン)とも稱す、其の意義に就ては明かなら  
 ず。或は云く矣とは株の義なり、或は云く矣とは首長の義なり、故に六種の主なる商店の義に用ひ  
 たるなりと、或は曰く「音烈」は列る義にして六種の商店連るより稱すと。其の義明らかならず。  
 然れども今思ふに、是等は皆六矣の字義に拘泥したる説明にして、本來六矣は單に宛字に過ぎざれ  
 ば、之に由りて其の本義を知るは困難なり。鮮人又は鮮語學者中未だ其の説を爲す者あらざれども



余は斯く信せんと欲す。六矣塵は本來キ音<sub>二</sub>仁<sub>一</sub>と稱したるものにして〔萬機要覽〕に云く六矣塵俗稱六注比〕後來六矣の字音に依りキ音<sub>二</sub>仁<sub>一</sub>と稱するに至りしものならぬ。而してキ音<sub>二</sub>仁<sub>一</sub>は六曹之塵の義なるべし、即ち六曹の御用を達する御用商店の義なるべし。

而して六矣塵は六種の大塵を稱するものなれども、其の種類に至りては時代に由りて異なれり、〔萬機要覽〕に掲ぐる所に由れば

立塵(絹布販賣) 綿布塵 綿紬塵 内外魚物塵<sub>二</sub>紙塵 苧布塵<sub>二</sub>魚物塵<sub>一</sub>は乾魚鹽魚を販賣す 青布塵は帽子塵なり。

の六種なれども「青邱示掌」に依れば

繒塵<sub>即立</sub> 綿布塵 綿紬塵 内魚物塵青布塵<sub>二</sub>紙塵 苧布塵<sub>一</sub>

の六種を云ひ、「増補東國文獻備考」亦之を稱すれども近來は

立塵 明紬塵 紙塵 魚塵鞋塵<sub>二</sub>白木塵<sub>一</sub> 布塵

の六種を云ふが如し。獨り之に止まらず「萬機要覽」に由れば、正宗辛亥内魚物塵青布塵を降して六矣塵の外に出し布塵を之に陞せ、純祖辛酉には再び之を改め内魚物塵を六矣塵に陞せ、外魚物塵と合して一となし、布塵は苧布塵と合して一となし、以て六矣の數に備へたることあり。其後尙塵

々變更ありしならんも今見る所なし。

六矣塵の起原は明かならず、國初より商賈の存したるは云ふ迄もなく、政府に於て公廩を設置し之を商賈に貸與したれば、六矣塵と同様なる商店の存在したるは明かなるも、當時既に之を六矣塵と稱したるやは、明かならず。思ふに六矣塵の著名となりしは其の獨占權を有し、亂塵の特權を有するに至りし以下ならむ。亂塵の特權とは自己の店舗に於て特權の商品を販賣し得るものにして、他人若し漫に其の商品を販賣するときは、直に其の者を捕へて、其の物品を沒收し、之を處罰する特權を行ふ。此の特權の附與せられたるは其の特殊義務を負擔せしめたる報酬にして、之を國役と云ふ。國役は塵の大小に由り其の負擔率を異にす。其の最も多く負擔するものは即ち六矣塵なり。六矣塵の應役額亦時に依り異なれども「青邱示掌」に掲ぐる所に由れば左の如し。

立塵<sub>十分</sub> 綿布塵<sub>九分</sub> 綿紬塵<sub>八分</sub> 内魚物塵<sub>五分</sub> 青布塵<sub>三分、二</sub> 紙塵<sub>七分</sub> 苧布塵<sub>六分</sub>

即ち其の利益の最も大にして、商業の大なるもの多くの國役に應ずるものとす。尙此の他に國役に應ずるもの三十一塵あり、凡て應役塵三十七塵とす。然れども是亦時代に依り異なれども「青邱示掌」によりて當時の應役塵を擧ぐれば左の如し。

布塵<sub>五分</sub> 煙草塵<sub>五分</sub> 外魚物塵<sub>四分、内外の別あるは京</sub> 床塵<sub>十三處</sub> 多きは三分より、無分に至る、所在地に



依り異なる 生鮮魚店三分、鮮米廩五處分、三分より無難穀廩三分、鑪器廩二分、銀廩二分、衣廩二分、綿子廩

二分、履廩二分、樺皮廩、各種の彩色物を賣る、一分、茵席廩一分、眞糸廩一分、清蜜廩一分、京鹽廩一分、鬚髻廩

一分、内長木廩、薪炭を賣る、一分、鑄物廩一分、煙竹廩、標管竹を賣る、一分、匙箸廩二處一分、牛廩一分、馬廩一分

にして都合四十一廩なれども、其の中十廩は無分なるを以て、三十一廩となり、六矣廩と合して三十七廩と爲す、此の他無分廩四十九廩あり。尙小々廩と稱するものは其の外とす。此等の店舗は京城を中心として其の内外、龍山麻浦に存在したるものなり。而して此等の無分廩は平時應役せざるも、若し政府に於て以上に述べたる店舗に存せざる稀少の物を要するときは、之を六矣廩に命じ、納付せしめ、其の際一定の價格を定め無法に廉價を以て納付せしむるを以て、其の不足分を各無分廩に於て負擔支拂ふものとす。

此の國役の存したるは、國初より多少存したるは本よりなるも、其の一定の率を定めたるは中世以後大同法の制定せられたる後なるべし。而して大同法の實施と共に從來の實物徵收廢せられ、官衙の需要品は之を購求する必要生せしを以て、此に貢人貢弊なるもの發生し在京の商人は多く之に關係するに至れり、然るに大同米の收入不足するに及び其の不足を補はんが爲め種々の方法案出せられ、商人の應役も亦此一法として定められ、遂に一定の率に依り其の負擔を命せらるゝに至りし

が如し。此の應役の定率は臨時負擔金の分配率及び宮中府中の修理等は此の率に依り負擔するものにして、實際負擔額は時々依り異なるものとす。

此の義務の報酬として特權を附與したるが故、義務の増加するに従ひ、特權を増加し、本來は單に大廩に限りしも、英祖の頃に及んでは小々廩も此の特權を有し、各々人を京城内外に派し、苟も貨物を賣買するものあれば、至微至賤の物と雖も、直に之を亂廩と稱し、之を捉へて處罰したるを以て政府は之を抑制せんことを努め、英祖三十八年、亂廩弊節目を發布し、亂廩の特權を十七廩に限りしも、其の効果薄かりしが如し、其の後一弛一張ありと雖も幾種の廩は常に此の特權を有し、若し之に加せんと欲するものは、相當の加入金を納め、各廩は又都中と稱して組合を作り、其の加入金は之を都中に貯へ共同の費用に供し來りたり、若し此の間に於ける商習慣其の他に就ては今日之を明知し能はざるを憾みとす。

現在存する六矣廩は京城鐘路に存し、一廩數房に別れ、其の各房に一商人商品を陳列し之を販賣す。恰も内地の勸工場の如き觀を呈するものなり。今日は其の特權廢せられ、普通の商店と異ならずと雖も、從來は一廩内に於ける各房商人は皆連帶して商業を營み、恰も一の組合の如き組織を有したり。而して事若し重大なる時は、六矣廩全部連合して共同處辨たるものとす。』

右の如く一部の御用商人に絶大の特權に與へ、それに基因する亂塵の弊害が、一般商取引の發達を阻害したことは云ふ迄もないが、高麗朝滅亡後商業上に發展した開城の商塵に對しても、六矣厓同様亂塵の特權を與へたことは、現存の塵契の記録及び古老の言に徴して明かである。尙ほ京城に於ける市塵に就いて「冽陽歲時記」には

閭閻市塵。皆剪紙寫。立春貼之柱帽。或代以詩詞。道祝釐之意。如宮殿春帖子之例。

自元日至三日。承政院不入各房公事。内外衙門不開坐市塵。

とあり、また「京都雜誌」には

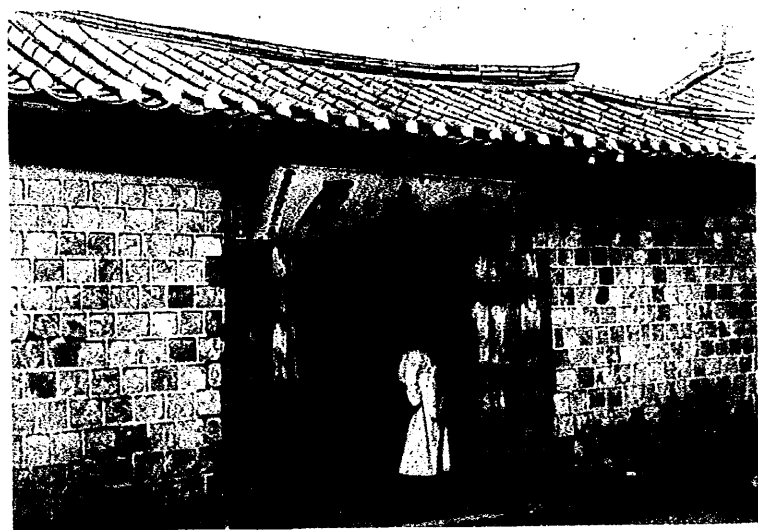
緞紬紙布諸大舖。挾鐘街而居。餘皆散處。凡趨市者。晨集于梨峴及昭義門外。午集于鐘街。

一城三所需者。東部菜七牌魚爲盛。南山下善釀酒。北部多賣餅家。俗稱南酒北餅。

とある。以上によりて歷朝王都の市塵の狀況は略ぼ窺へるが、地方に於ける市場に關しては、次章以下に述べるものゝ外殆んど何等の記録が無いのである。これによりて見るも、李朝時代に於ける政府が一般人民の生活に對して冷淡であり、學者經世家の斯かることに無關心であつたことを嘆せざるを得ないのである。國內市場に關聯して互市に就き記述すべき點も無いではないが、これ等は他日貿易に關する研究を發表する機會に詳説したいと思つて居る。



東 床 厓 (昔の六矣厓の殘存せるもの)



東 床 厓 (昔の六矣厓の殘存せるもの)





こと、思はれる。従つてその中に記述した市場に關する資料を約百年前のものと見るは、決して不都合あるまい。

「林園十六志」の一部たる倪圭志中にある八域場市の記事は、京畿・湖西・湖南・嶺南・關東・海西・關西・關北に於ける市場一千五十二に就き、その所在の府牧郡縣名、場市名、場市の位置、開市日、主要出場品を詳細に現はしてある。交通の不便なる當時にありて、個人の事業として、斯くの如き大調査を行つたに就いては、尠からざる目子を要し、且つ巨額の費用を掛けたこと、實に想像に難からず、その後世を裨益することは頗る大なるものである。各市場の状況は後に述べるが、今試みに全鮮一千五十二の市場の分布状況を、開市回数別に依りて分類するときは、即ち左表の通りになるのである。

開市回数別市場数分布表一覽

地 域	開市回数別				計
	一回	二回	三回	四回	
京 畿	1	2	3	3	9
湖 西	3	2	3	3	11
湖 南	1	3	3	3	10
嶺 南	1	3	3	3	10
關 東	1	3	3	3	10
關 西	1	3	3	3	10
關 北	1	3	3	3	10
合 計	10	20	30	30	90

地 域	開市回数別				計
	一回	二回	三回	四回	
嶺 南	1	2	3	3	9
關 東	1	2	3	3	9
關 西	1	2	3	3	9
關 北	1	2	3	3	9
合 計	4	8	12	12	36

右の統計を見るときは、全鮮の市場中、一箇月十二回開市のもの四箇所、六回開市のもの九百五箇所、三回開市のもの百二十五箇所、二回開市のもの十八箇所、合計一千五十二箇所に達して居る。而してその分布の状況は、嶺南の二百六十八箇所最も多く、湖南の百八十八箇所、湖西の百五十八箇所等これに亞ぎ、最も市場数の少いのは、關北の四十二箇所、關東の五十一箇所等で、その分布状況は現今と略ぼ相一致し、また市場数も最近の約一千三百と對比して甚だしき差違なく、市場を通じて見た朝鮮の經濟状態は、百年前と今日との間に著しき變化と進歩とを認められないのである。

右の「林園十六志」と殆んど同時代の純祖の時に、李萬運の編進したる「萬機要覽」は、記述最も要領を得、殊に數字の正確は大に信頼するに足るものであるが、同書の場市に關する記事に據ると、當時全鮮に於ける京師以外の郷市は、京畿一百二處、公忠道一百五十七處、江原道六十八處、黃海道



八十二處、全羅道二百十四處、慶尙道二百七十六處、平安道一百三十四處、咸鏡道二十八處、總數一千六十一市場に達し、今日と同じくその分布は南鮮地方に最も多く、北鮮地方は極めて少数にして、殊に吉州以北の三甲各邑には市場無く、當時の市場中に在りてその大なるものは、京畿の沙平場、松坡場、安城邑内場、交河恭陵場、公忠道の恩津江景場、稷山德坪場、全羅道の全州邑内場、南原邑内場、江原道の平昌大化場、黃海道の免山飛川場、黃州邑内場、鳳山銀坡場、慶尙道の昌原馬山浦場、平安道の博川津頭場、咸鏡道の德源元山場であつたことが記されて居る。この二書の記事を對照して見ると、市場の總數と云ひ、その分布状態と云ひ、略ぼ一致して居るが、就中「林園十六志」の方の記述には、全部の市場を悉く網羅して居るのであるから、洵に得難い大切な資料と認むべく、既に百年の昔に於て、しかもそれが個人の事業として、獨り市場のみならず經濟百科に亘る「林園十六志」の大著述を完成した、著者の博識と努力は驚嘆に値するものである。

「林園十六志」中の倪圭志には各地方に於ける市場の所在地、名稱、開市日を始め、著名市場と目せらるゝものに在りては、主要取引品目をも示して居る。さればこれに依りて當時に於ける地方の經濟事情も略ぼ推測することが出来る。

八 城 場 市 一 覽 表 (倪圭志に據る)

牧郡縣名	場市名	位	置	開市日	主	要	出	場	品
京 畿	揚 州	加羅非	揚州西十里	廣石面	三・八	米穀、綿布、麻布、魚鹽、棗、栗、鐵物、木器、瓮器、紙物、黃席、牛犢			
	新 川	揚州北二十里	陳香面	一・六					
	東 豆 川	揚州北四十里	伊淡面	五・十					
	磨 隅	揚州東八十里	下道西	二・七					
慶 州	州 内	場 官	門	前	二・七	米穀、發麥、綿布、麻布、絲綢、海帶、魚鹽、棗、栗、梨、柿、釜鼎、木物、皮物、沙器、檀草、雜			
	億 億	揚州西二十里	吉川面	一・六					
	曲 木	揚州北三十里	大松面	四・九					
	神 恩 川	揚州北五十里	介軍山面	五・十					
	宮 里	揚州西三十里	金沙面	三・八					
坡 州	奉 日 川	揚州市三十里	餘里洞面	二・七	米穀、綿布、麻布、絲綢、魚鹽、木器、瓮器、沙器、柳絮、茵席、牛犢				
	汝 山 浦	揚州北十里	七井面	五・十					
	訥 老	揚州北三十里	坡平面	四・九					
院 基	揚州東十里	泉峴面	一・六						
廣 州 城 内	場 官	門	外	二・七	米穀、綿布、麻布、梨、栗、餡糖、魚鹽、雜器、沙器、檀草、牛犢				
	松 坡	揚州西二十里		五・十					
	沙 平	揚州西三十里		二・七					

第二章 市場の分布







湖西

公州邑内場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
英江場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
甘城場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
儲城場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
大田場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
大橋場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
毛老院場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
銅川場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
旺津場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
乾坪場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
利仁場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
羅功場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
廣程場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
敬天場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
忠州西門外場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
新塘場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
漢川場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布

清州

大琪院場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
龍安場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
無極場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
内倉場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
清州邑内場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
青川場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
松面場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
采院場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
雙橋場	五〇	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
楮根場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
烏致院場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
洪州邑内場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
大橋場	三八	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
白野場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
甘野場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
五山場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
五山場	四九	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
木川義邑内場	二七	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布
木川並川場	一六	米、豆、麥、糠、雜糧、綿布

第二章 市場の分布





除城邑	清安邑	文義邑	懷仁邑	報恩邑	青山邑	鎮岑邑	連山邑	論山邑
官門外數帳許	潘灘場	內場	斗山場	元巖里場	西坪里場	介水院場	沙橋場	江鏡場
官門外數帳許	邑西十五里近西面	內場	邑北二十里北面	邑南三十里三升面	邑南五里南面	邑東十里東面	邑西二十里赤寺谷面	邑北十里花枝山面
二・七	一・六	四・九	三・八	二・七	三・八	三・八	五・十	三・八
米穀	棉花、煙草、鐵物、明紬	棉花、煙草	黍、粟、蕎麥、大棗、煙草	米穀、大棗、棉花、松茸、石茸、牛轆	棉花、大棗、煙草、野蘭絲、梨子	楮、煙草	米穀、棉花、綿布、煙草、牛轆	米穀、綿布、麻布、鑄器、土器、鐵物、北魚、海菜、鱈魚、石魚、青魚、鱈魚

沃川邑	懷德邑	保寧邑	禮山邑	矢安邑
伊原場	新灘場	大川場	新禮院場	豐西場
邑南二十五里伊內面	邑北十里近北面	邑南二十里木忠面	邑北十里今坪面	邑南二十里大同面
一・六	三・八	三・八	三・八	四・九
紅柿、蘿蔔、棉花	魚鹽、生薑	黍、粟、蕎麥、大棗、煙草、牛轆	黍、粟、蕎麥、大棗、煙草、牛轆	胡桃、蓮根



朝鮮の市場經濟

唐	津	溫	泰	韓	永	燕	清	平	桃
機池	三豆	陽	安	新	同	龍	水	安	官
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
北二十里升仙面	西十里下大面	西二十里西下面	北十里下北面	北三十里北面	西二十里西面	南三十里南面	北十里北面	北四十里西面	南四十里西面
一六	四九	五〇	一六	三六	二七	四九	一六	三八	三六
鮑魚、鱉、藥艾	魚鹽、藥艾	鱈魚、石魚、秀尾魚	石花、小蛤、繒、海衣、鹽	芋布、艾、沈菜、鱈魚、白魚、鱈魚、小麴、酒	若朮	綿布、麻布、煙草、藥席、黃蠟皮、牛犢	燕麥、蜜、蘿蔔、棉花、楮、紫草	柿子、鐵物、板村、楮、煙草、沙蔘、桔梗	吉羊

德	嶺	黃	吳	丹	永	延	海
官	川	光	池	梅	春	酒	美
門	南	惠	德	陽	邑	幕	南
南	南	院	里	邑	內	里	門
場	場	場	場	場	場	場	內
邑南五里縣內面	邑北十里古縣內面	邑東二十里西面	邑北四十里南面	邑北三十里北面	邑北四十里西面	邑北四十里西面	邑北四十里西面
四九	三八	一六	二七	三六	二七	一六	五
米、豆、麥、綿布、麻布、煙草、牛犢	魚鹽、土器、藥席、煙草、麻布	米、豆、脂麻、水蘇、棉花、煙草、黃蠟皮	綿布、藥席、牛犢	鱈魚、草菜、蜜、鐵物、麻布、人蔘、鹿茸、虎皮、熊皮、獐皮、鹿皮、牛犢	麻布、石茸、蜜	石茸、葛粉、蜜	燕麥、黍、粟、葛粉、鹿茸、松茸、石茸、獐皮、鐵物













泰

沙川場 縣北二十里新光面 五・十  
仁邑場 縣東三十里山外面 一・六  
龍頭場 縣南二十里古縣内面 三・八  
古縣内場 縣西三十里龍山面 四・九

高

同邑内上場 官門外 四  
同邑内下場 官門外 九

嶺南

大邱

府内場 府西一里西上面 二・七  
新内場 府東二里東上面 四・九  
花園場 府西三十里花縣内面 三・八  
河濱場 同河北面 五・十  
解瀾場 府北三十里解西面 五・十  
百安場 府北三十里解北村面 三・八  
豐角場 府南七十里角縣内面 一・六

慶州

沙正場 府南門外 四・九  
沙平場 府南三十里内東面 一・六

〔米穀、綿布、棉花、紫綳、黃苧、白苧、麻布、絲帶地、扇子、鏡、漆器、鐵物、土器、磁器、魚鹽、棗、栗、梨、柿、烟草、雞、豚、牛、驢、旅、魚、鱈、魚、八、精、魚、乾、鱈、魚、大口、魚、廣、魚、魴、魚、平、魚、加、三、魚、鱈、魚、土、器、磁、器、棗、栗、梨、柿、海、松、子、生、麻、生、苧、繭、草、石、硫、黃、莞、席、牛、糞〕

安東

阿火場 府西五十里西面 一・六  
毛陽場 府西二十里西面 三・八  
乾川場 府西三十里西面 五・十  
九於場 府西五十里外東面 三・八  
仍市場 府西六十里西面 三・八  
魚日場 府西六十里東海面 五・十  
下西場 府西八十里西面 四・九  
蓮花場 府西四十里江東面 五・五  
達城場 府西五十里西面 一・八  
仁庇場 府西七十里西面 一・六  
義谷場 府西六十里山内面 四・九  
縣内場 同 杞溪面 三・三  
縣内場 同 杞溪面 三・三  
奴谷場 府西三十里内南面 五・十  
安康場 府西四十里西面 四・九  
大昌場 府西八十里安北面 一・一

〔米穀、綿布、棉花、水蘇、水蘇、綿布、棉花、續、苧、布、麻、布、海、菜、魚、鹽、棗、栗、梨、柿、海、松、子、生、麻、生、苧、繭、草、石、硫、黃、莞、席、牛、糞〕

第二章 市場の分布











赤城	場	距郡五十里冬老所	三・八	
甫通	場	距郡七十里縣南面	五・十	
沙川	場	距郡六十里縣西面	三・八	
川邑	場	距郡六十里縣西面	三・八	米穀、綿布、魚鹽、牛犢
盤邱	場	距郡西二十里豆田面	四・九	
遷川	場	距郡東三十里川上面	三・八	
平恩	場	距郡東南三十里同面	五・十	
興海	場	距郡東二十里同面	二・七	米穀、雜麥、大口魚、禿尾魚、八指魚、魴魚、青魚、生鱧、海參、海菜
余川	場	距郡東二十里東上面	四・九	海菜、鹽、乾柿、海松子、磁器、農器、肉席、防風、烟草、牛犢
豐基	場	距郡東面上城內里	三	
下城內里	場	距郡四十里下里縣村	四・九	九 米穀、雜麥、海菜、鹽、綿布、棉花、麻布、明納、蠶糸、乾柿、肉席、紙地、平涼子、牛犢
梁山	場	距郡四十里下里縣村	四・九	
龍塘	場	距郡二十里上西面	一・六	米穀、雜麥、綿布、麻布、白苧、黃苧、明納、海菜、乾鮑、魚鹽、乾柿、烟草、
黃山	場	距郡二十里上西面	五・十	
龍塘	場	距郡四十里下西面	四・九	
甘同	場	距郡四十里左面	三・八	
成安	場	距郡東門外上里面	三・八	米穀、雜麥、脂麻、水蘇、綿布、棉花、麻布、生麻、魚鹽、磁器、土器、鼎鑊、
放牧	場	距郡西二十里安道面舍村	四・九	藍席、米粟、烟草、
平林	場	距郡北三十里內代山面	一・六	

昆陽	二井	場	距郡東三十里北谷面	五・十	米穀、綿布、麻布、鱈魚、白蛤、石花、海菜、鹽、柿子、柘榴、磁器、磁器牛
辰橋	場	距郡西二十里金陽面辰橋村	三・八		
川邑	場	距郡南一里	三・八	米穀、綿布、麻布、魚鹽、牛犢	
治城	場	距郡北五十里下北面	二・七		
陶沃	場	距郡北三十里傑山面	五・十		
中梅	場	距郡南五十里宮西面	五・十		
金山	場	距郡南五十里宮西面	五・十	米穀、雜麥、綿布、棉花、麻布、魚鹽、釜鼎、土器、烟草、牛犢	
牙山	場	距郡南五十里金泉面	五・十		
秋風	場	距郡南三十里金所面	四・九		
盈德	場	距郡南三十里金所面	四・九	米穀、綿布、麻布、魴魚、青魚、魴魚、大口魚、禿尾魚、八指魚、銀口	
長沙	場	距郡南四十里外南面	四・九	魚、蟹、乾鮑、海參、海菜、鹽、石柘榴、柿子、磁器、鐵器、木物、烟草、牛犢	
固城	場	距郡北三十里會賢面	四・九	米穀、綿布、魚鹽、竹物、牛犢	
背屯	場	距郡北三十里會賢面	四・九		
泰元	場	距郡南四十里韓門內面	二・七		
義城	場	距郡南四十里韓門內面	二・七	米穀、雜麥、脂麻、水蘇、綿布、棉花、苧布、麻布、魚鹽、磁器、鐵物、磁器	
統李院	場	距郡南三十五里下川面	四・九	土器、烟草、牛犢	
六日	場	距郡南三十里召父面	六		
泥兮	場	距郡南三十里召父面	四・九		







朝鮮の市場経済

六二

同下場	二七	米、麦、脂麻、木蓐、綿布、麻布、魚鹽、磁器、土器、乾柿、胡桃、烟草
龍岩場	五〇	
加恩場	三八	
南谷場	二七	
安義内場	二七	米、麦、脂麻、木蓐、綿布、麻布、魚鹽、磁器、土器、烟草、牛犢
安義外場	二七	
古縣場	九	
古縣同	五〇	
英陽内場	四九	穀類、麥、綿布、麻布、魚鹽、紫草、烟草、雉、雞、牛犢
英陽外場	四九	米、麦、綿布、麻布、魚鹽、紫草、烟草、雉、雞、牛犢
院同	二七	
豐德里場	二七	
關東	三・八	
原州内場	二七	米、麦、綿布、麻布、紫草、魚鹽、紙地、紫草、烟草、磁物、土器、麻紐
原州外場	一六	
酒泉場	一六	
興京場	三八	
興京外場	三八	
江陵内場	二七	米、麦、綿布、麻布、明純、海菜、魚鹽、木瓜、梨、栗、棗、柿、牛犢
江陵外場	四九	

連谷場	三八	
大化場	四九	
淮陽内場	三八	麻布、海松子、蜂蜜、余項魚
淮陽外場	四九	米、麦、綿布、麻布、鮑魚、北魚、大口魚鹽、果物、紙地、牛犢
春川内場	五〇	
春川外場	二七	米、麦、綿布、明純、魚鹽、紙地、烟草
鐵原内場	三八	
鐵原外場	二七	米、麦、綿布、蜂蜜、松茸
三陟同	二七	麻布、魚鹽、牛犢
交柯場	一六	
北坪場	一六	
寧越内場	三八	
寧越外場	五〇	綿花、綿布、麻布、紫草、大棗、烟草
伊川内場	一六	
伊川外場	三八	米、麦、綿布、麻布、海菜、北魚、鹽、牛犢
平海内場	四九	
平海外場	二七	米、麦、綿布、麻布、魚鹽、牛犢
通川内場	一六	
通川外場	二七	
庫底場	三・八	綿花、綿布

六三

第二章 市場の分布

朝鮮の市場經濟

旌善郡	內場	四・九	綿布、麻布、魚鹽、生梨、紫草、麻鞋
高城同	同	三・八	綿布、麻布、海菜、魚鹽、草鞋
杆城同	同	二・七	綿布、麻布
平昌郡	掛津場	一・六	
平昌郡	內場	五・十	米穀、綿布、麻布、明納、海菜、魚鹽、牛犢
金城縣	魯一	四・九	
蔚山縣	道場	五・十	綿布、麻布、魚鹽
蔚山縣	內場	四・九	
蔚山縣	富野場	二・七	綿布、麻布、魚鹽
蔚山縣	興野場	三・八	
歙谷縣	梅野場	一・六	
歙谷縣	內場	一・六	
平康縣	底場	五・十	綿花、綿布
平康縣	內場	五・十	米穀、綿布、麻布、明納、魚鹽、果物、紫物、麻鞋、牛犢
金化同	同	一・六	綿布、麻布、魚鹽、牛犢
狼川	九萬里場	二・十	
狼川	泉場	一・六	
洪川	內場	二・七	綿布、麻布、明納、魚鹽
洪川	甘場	四・九	
		三・八	米穀、綿布、麻布、明納、魚鹽、牛犢

海西

麟蹄縣	內場	二・七	綿布、麻布、海菜、魚鹽、草鞋
橫城同	同	一・六	綿布、麻布、明納
湯口縣	坊內里場	四・九	
湯口縣	牛望里場	五・十	綿花、綿布、麻布、魚鹽、沙器、麻鞋、牛犢
安峽	山場	一・六	
安峽	多邑里場	五・十	
		二・七	米穀、綿布、明納、魚鹽、生梨、烟草
海南門外場	州東	五里	
海南門外場	州東	三里	
小東門外場	州東	三里	
青丹	場州東六十里秋伊東面	一・六	米豆、穀麥、綿布、綿花、麻布、魚鹽、烟草、草麻子、蓆席、牛犢
石麟	場州東八十里日新面	三・八	
石麟	場州東四十里來城面	四・九	
石麟	場州西三十五里茄佐洞	三・八	
翠野	場州南七十里松林面	二・七	
地境	場州西四十里代陳面	八	
西倉	場州西九十五里於傑面	三	
廣漣	場州西九十五里於傑面	三	
竹川	場同	八十里三谷面	一・六

第二章 市場の分布







朝鮮の市場經濟

七〇

新	新 邑 場	郡 北 四 十 里 山 外 面	三 八
支	石 場	縣 東 五 里 榮 村 坊	四 九
古	新 恩 場	縣 南 三 十 里 水 回 坊	三 八
大	坪 場	縣 西 三 十 里 赤 岩 坊	一 六
甫	管 場	縣 北 五 十 里 沙 伊 谷 坊	三 八
文	化 邑 內 上 場		五
同	下 場		十
蟲	岩 場	縣 西 四 十 里 興 旺 坊	一 六
從	達 場	縣 西 三 十 里 草 里 坊	四 九
錢	山 場	縣 北 二 十 里 用 珍 坊	三 八
長	浦 邑 內 上 里 場		一
同	下 里 場		六
松	禾 邑 內 場		四 九
鳥	川 場	縣 東 二 十 里 芳 竹 坊	一 六
錢	山 場	縣 東 七 十 里 龍 門 坊	三 八
貢	稅 場	縣 南 六 十 里 洗 源 坊	二 七
康	甸 龍 淵 坊 場	縣 南 十 里	五 十
殷	栗 邑 內 場		二 七

〔米、粟、糠、麥、雜、豆、油、布、魚、鹽、草、麻、子、烟、草、蠶、絲、牛、蠟、漆、木、石、陶、器、鐵、器、銅、器、鉛、器、錫、器、銀、器、金、器、珠、寶、玉、石、藥、材、食、料、飲、料、酒、類、紙、張、書、畫、玩、具、雜、貨、等〕

關 西

雲	城 場	縣 西 二 十 里 西 面 坊	三 八
觀	光 場	縣 北 二 十 里 北 面 坊	四 九
栗	邱 場	縣 西 三 十 里 泉 洞 坊	五 十
太	平 場	縣 南 十 里 宿 仁 坊	一 六
關	西		
壤	館 前 場	城 內 鍾 路	一 六
狹	橋 院 場	府 西 三 十 里 龍 山 坊 五 里	四 九
太	平 場	府 西 五 十 里 文 浦 坊 四 里	五 十
屯	田 機 場	州 西 四 十 里 金 昌 榮 坊 四 里	二 七
長	觀 場	州 西 六 十 里 西 祭 山 坊 二 里	四 九
漢	川 場	州 西 百 十 里 草 谷 坊 二 里	一 六
長	水 院 場	州 東 北 三 十 里 雲 谷 坊 五 里	四 九
梨	木 場	州 東 四 十 里 秋 澗 美 坊 五 里	三 八
戊	辰 場	州 東 南 四 十 里 栗 里 坊 四 里	二 七
寮	岩 場	州 南 三 十 里 南 祭 山 坊 五 里	四 九
安	州 立 石 橋 場	州 南 三 十 里 南 面	二 七
火	橋 場	州 西 三 十 里 文 谷 面	一 六

〔米、粟、糠、麥、雜、豆、油、布、魚、鹽、草、麻、子、烟、草、蠶、絲、牛、蠟、漆、木、石、陶、器、鐵、器、銅、器、鉛、器、錫、器、銀、器、金、器、珠、寶、玉、石、藥、材、食、料、飲、料、酒、類、紙、張、書、畫、玩、具、雜、貨、等〕

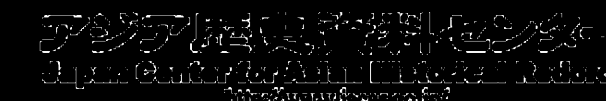
第二章 市場の分布

七一

定州	上場	北一里	六	米、麥、燕麥、棉布、棉花、鐵物、木器、烟草、猪、雞、牛、犢
下場	邑底	七	一	米、麥、燕麥、脂麻、水蘇、草蓆子、綿布、棉花、油、鹽、魚、石首魚、鱈魚、鮮魚、鹽魚、鹽、栗、鎗、鐵物、木器、沙器、木器、鹽、烟草、猪、雞、牛、犢
新州	東四十里	葛池坊	二	
龍浦	州南四十里	葛池坊	三	
納清	州東四十里	馬山坊	三	
府內	城	內	二	
僻院	府南三十里	延山面	三	
開平	府北九十五里	開平面	一	
撫倉	府西五十里	撫倉面	一	
標北院	府東七十里	檢山面	四	
舊	府東五十里	同面	五	
川官門	前場		一	
館前	場		六	米、麥、燕麥、棉布、棉花、明油、魚物、栗、山、松、茸、鐵物、木器、皮物、紙物、蜂蜜、烟草、雞、牛、犢
藍田	府東六十里	藍田坊	五	
溫井	府西五十里	溫水坊	三	
岐倉	府北三十里	三伎坊	五	
了波	府西四十里	柳洞坊	四	
昌城	前場		四	
青山面	府東百八十里		一	

朔州	府內	城	內	三	八	米、麥、燕麥、棉布、棉花、鐵物、木器、烟草、猪、雞、牛、犢	
大館	府南六十里	白呂字面	一	六			
館前	場		四	九	米、麥、燕麥、脂麻、水蘇、草蓆子、綿布、棉花、魚鹽、栗、果、鎗、鐵物、木器、沙器、蜂蜜、烟草、猪、雞、牛、犢		
新南	府南三十里	方觀坊	五	十			
南	府西八十里	沙器坊	二	七			
衙舍	前場	南	一	里	三	六	米、麥、燕麥、脂麻、水蘇、草蓆子、綿布、棉花、魚鹽、栗、果、柿、東、海松子、梔子、鎗、鐵物、木器、沙器、皮物、鹽、烟草
立石	府南	二	里	三	六		
館前	府西	三	里	八	三		
海倉	府西三十里	坪里面	一	六			
河清	府西百十里	漁雷坊	一	六			
界平	府西九十五里	時上面	三	八	米、麥、燕麥、脂麻、水蘇、草蓆子、綿布、棉花、油、鹽、魚、石首魚、鱈魚、鮮魚、鹽、魚、鹽、栗、鎗、鐵物、木器、沙器、鹿皮、獾皮、山、羊、皮、黃、狐、毛、雞、牛、犢		
下館	府南	一	里	四			
葛梅	府南三十里	大代坊	二	七	米、麥、燕麥、棉布、棉花、魚鹽、栗、果、鎗、鐵物、木器、沙器、鹽、烟草		
加籠	府東二十里	元唐坊	一	六			
館前	場	北	二	里			
副館	後場	南	二	里			
司倉	底場	府東	一	里			
舊鄉	校場	邑底	一	里			

第二章 市場の分布





朝鮮の市場經濟

七六

外	揚	郡	南	二	里	南	二	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器						
新	倉	揚	郡	東	三	里	九	三	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器						
北	倉	揚	郡	北	百	二十	里	一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
東	倉	揚	郡	東	百	二十	里	四	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
島	坪	揚	邑					四	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
南	浦	里	揚	郡	南	五	十	里	三	八	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器				
龍	頭	里	揚	同				一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
滄	琴	揚	郡	東	七	十	里	三	八	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
原	越	坪	揚	郡	西	五	十	里	二	七	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器				
東	郡	東	四	十	里	東	面	四	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
寧	遠	郡	內	揚				一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
嘉	山	官	門	前	揚			九		米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
郭	山	官	門	前	揚	郡	西	二	十	里	西	面	二	七	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器
順	安	倉	庫	里	揚	官	門	前	揚				五	三	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器

倉	東	里	揚	縣	東	一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器					
嶽	赤	院	揚	縣	北	四	十	里	一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器		
龍	岡	前	揚	縣	西	二	十	里	三	八	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器		
城	站	揚	縣	西	二	十	里	五	十	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
蘆	洞	揚	縣	東	三	十	里	五	十	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
望	海	里	揚	縣	東	南	六	十	里	二	七	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器	
江	山	官	門	前	揚			四		米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
新	西	官	前	揚	東	部	坊	下	里	二		米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器	
沙	壤	上	揚	縣	南	二	五	里	一	六	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器		
沙	壤	下	揚	縣	南	三	十	里	四	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器		
皮	老	縣	揚	南	十	五	里	四	九	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
永	柔	館	前	揚				四		米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
下	橋	揚	縣	西	二	十	里	九		米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器			
中	加	屹	院	揚	縣	西	南	三	十	里	五	十	米、豆、雜麥、水蘇、綿布、棉花、魚鹽、鐵物、木器、磁器、沙器

第二章 市場の分布

七七

省	市場	距離	主要物産
三	益前場	西二里	米、麦、綿布、棉花、魚鹽、梨、栗、饌物、烟草、猪、雞、牛、蠶
	下前場	南三十里	米、麦、綿布、棉花、魚鹽、饌物、木器、瓷器、沙器、蜂蜜、烟草
	院前場	南三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、饌物、木器、烟草、蜂蜜
	別倉場	西百三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、饌物、木器、蜂蜜、烟草、牛、猪
江	東前場	南四十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、饌物、木器、瓷器、沙器
	後前場	西二十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
股	中前場	南四十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
	赤前場	南四十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
義	北前場	北三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
	梧木場	南門外	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
關	北前場	南六十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
	馬場	南六十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器

省	市場	距離	主要物産	
咸	興南場	南門外	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	南地場	南三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	宣德場	南四十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	雲田場	南三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	退湖場	南五十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	市泰場	南九十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	元平場	南六十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	元川場	南百里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	吉	州南場	南門外	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
		州南場	南五十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
		州南場	南六十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
		州南場	南六十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器
北	青石場	南四十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	大亭場	南三十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	馬山場	南二十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	馬山場	南二十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
永	興南場	南五十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	
	馬山場	南五十里	米、麦、綿布、明綢、魚鹽、梨、栗、饌物、木器、瓷器、沙器	

第二章 市場の分布

安邊府	永川場	府東五十里德洞	二・七	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鐵器、釜、烟草、生雞
文山社	府南五十里龍池院洞	二・七		
鶴浦場	府東七十里縣坪洞	二・七		
定平府	播春場	府南四十里播春社	一・六	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、果物、木物、皮物、鐵器、鏡、烟草、牛糞
德源府	山場	府南三十里	一・六	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鐵器、木物、鐵器、沙器、烟草、牛糞
鐵城府	野內場	府北三十里	一・六	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鐵器、烟草、牛糞
康德府	德內場	府北二十五里龍倉面	五・十	
苗溫場	府南四十里永倉面	二・七		
朱村場	府南八十五里朱倉面	四・九		
明洞場	府南三十五里東倉面	三・八		
明川上弓場	府南十五里	五・十	米、菘、蕎麥、綿布、棉花、麻布、魚物、鏡、烟草、牛馬	
明川下加場	府南百五里	四・九		
高原府	磨谷場	府北四十五里	一・六	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鏡、烟草、牛糞
高原池郡	北五里	三・八	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鏡、烟草、牛糞	
文川郡	內場	官門外五里許	四・九	米、菘、蕎麥、綿布、魚物、木物、鐵器、蘆葦、烟草、牛糞

簡潭場	郡北三十里許都赤郎社	二・七		
豐田場	郡東四十里許銀山社	一・六		
洪原縣	內場	五・十	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、蘆葦、烟草、牛糞	
利原縣	公臺場	縣東四十里龍潭社	一・六	
利原縣	內場	南門外五里縣南面	一・六	米、菘、蕎麥、綿布、麻布、魚物、鏡、烟草、牛糞
利原縣	谷口場	縣東三十里館洞	五・十	

以上は「林園十六志」中の倪圭志の市場に關する記事に就き、その一千五十二市場を便宜上一覽表としたものであるが、これに據りて見るときは、當時の市場狀態は略ぼ想察し得らるべく、大體に於て當時も現在と同じく、行政廳の所在地が市街として繁昌し、從つて著名なる市場もそこに多かつたことがわかるであらう。尙ほ當時の市場に於て取引された主要品は左記の如きもので、これを吟味するときは、その時代の産業狀態及び生活程度の一斑も亦窺ひ得ると思はれる。

出 場 主 要 品 一 覽 表

- 米・豆・菘・麥・稷・黍・粟・蕎麥・脂麻・水蘇・生麻・苧麻子・棉花・烟草・楮・柿・榧子・棗子・海松子・紅柿・石榴・棗・栗・柿・梨・胡桃・乾柿・紫草・薑・毒菜・山菜・葱・蒜・蘿蔔・甘瓜・西瓜・甘藷
- 松茸・石茸・粟古・鱒魚・黃石魚・鱈魚・鱈魚・鱈魚・禿尾魚・蘇魚・鱈魚・青魚・白魚・鱈魚・銀口魚・鱈魚・北魚・骨獨魚・鮑魚・牛吐魚・毛魚・箭魚・瓶魚・鯉魚・附魚・鮎魚・大口魚・魴魚・廣魚・文魚・絡

繭・八節魚・河豚・烏賊魚・鱈魚・生鮫・乾鮫・海蔘・蟹・大蝦・紫蝦・海帶・青苔・海菜・海衣・淡菜・螺  
 白蛤・小蛤・鹽・牛・犢・馬・猪・雞・雉・鴨・人蔘・沙蔘・山查・鹿茸・滑石・枳實・五味子・紫檀香  
 石硫黃・黃精・蒼朮・薇蕨・地黃・川芎・澤瀉・香薷・木香・香附子・藥艾・蓮根・蒼朮・綿布・麻木布・苧  
 布・春布・紬緞・明紗・班袖・交織・繭糸・釜・鼎・鑪・鐵器・木器・木臼・木盤・木屐・木筒器・竹器・  
 烟竹・烟杯・扇子・農具・笠子・平涼子・簞笠・松板・椴板・草席・蒲席・茵席・篋席・蓆・蓆・細席・  
 柳器・紙物・紙・瓮器・沙器・土器・磨石・碓石・礪石・磁石・磁石・磁石・磁石・磁石・磁石・磁石・磁石・  
 皮・鹿皮・鼠皮・蜜・餡糖・麩子・酒・葛粉等

第二節 李太王時代の市場

今より百餘年前に於ける市場の分布状態に關しては「倪主志」及び「萬機要覽」の記載に依りてこ  
 れを知ることが出来るが、その後には於ける調査としては、李太王時代に於ける、「増補文獻備考」の  
 「市糴考」中の場市に關する記録がある。「増補文獻備考」は、英祖四十六年庚寅、洪鳳漢等に命じ博く  
 公私の記實に就き、馬氏の「文獻通考」に倣ひて編纂せしめた「東國文獻備考」象緯、輿地、禮、樂、兵、  
 刑、田賦、財用、戸口、市糴、選舉、學校、職官の十三考目に對し、正祖時代に李萬運に命じて七考目  
 を増し二十考目と爲して編纂したけれども、未だ刊行するに至らなかつたものを基礎とし、李太王時

代に至り朴容大等に命じ、更にこれを取捨して象緯、輿地、帝系、禮、樂、兵、刑、田賦、財用、戸口、  
 市糴、交聘、選舉、學校、職官、藝文の十六考に改め、隆熙二年再版に附したもので、朝鮮古今の文  
 物制度一切を網羅し、朝鮮研究上極めて重寶なものである。惟ふに李太王の治世は、韓國に於ける内  
 憂外患時代とも謂ふべき國歩艱難の際にして、産業の萎微、民力の疲弊著しきものあり、従つて市場  
 取引も亦不振を極めて居たやうであるが、この状態は可なり永く併合當時まで繼續したのである。今  
 試みに「増補文獻備考」市糴考中の場市に關する記載に基き、場市名及び開市日を一覽表にして見る  
 と左の通りである。

各市場開市日一覽表

道名	府郡名	市場名	開市日	備考	
江	都	廣州	橋	二・七	備考
		同	同	同	
		同	同	同	
		同	同	同	
京畿道	同	同	同	同	備考
		同	同	同	
		同	同	同	
		同	同	同	
同	同	同	同	同	備考
		同	同	同	
		同	同	同	
		同	同	同	
同	同	同	同	同	備考
		同	同	同	
		同	同	同	
		同	同	同	





























備考 吉州以北及三甲各邑ニハ本來市場無ク巷間ニ於テ常ノ日ニ賣買スルモノナリ

即ち「増補文獻備考」記載の場市数は一千六十七にして、これを「倪圭志」の場市數一千五十二、「萬機要覽」の一千六十一に比較すると殆んど増減なく、その分布の状態も著しき差違は認め難いのである。尙ほ李太王時代の編纂に係る各地方邑誌にも、場市の名稱・位置・開市日を記載してあるが、大體に於て「増補文獻備考」の場市數と一致して居るのは、その編纂の時代が殆んど相前後して居るに因るものと思はれる。而して朝鮮經濟の尺度とも見るべき市場分布の状態が、百餘年前も李太王治世の四十餘年間も大なる變化なく、物々交換の域を相距ること遠からざる市場取引時代を持続せることは、その産業經濟と國民生活の沈滞せることの長きを示すものにして、明治維新後僅々四五十年間に經濟上異常なる進歩發展を遂げたる内地と、比較するときは實に隔世の感がある。

### 第三節 最近の市場

現在に於ける朝鮮の市場數一千三百餘に就いて見るに、その中には數百年前より繼續せるもの、または時勢の變遷、交通の關係等に依りて位置・名稱の移動變更したもの、或は最近に至つて新設、若くは廢止されたものもあるが、斯くの如く多數の市場が存在せることは、朝鮮の經濟組織と商業取引

事情の特異なる點である。各道に於ける市場分布の状態を見るに、京畿道一〇一、忠清北道五四、忠清南道八六、全羅北道六八、全羅南道一一三、慶尙北道一五八、慶尙南道一四一、黃海道一二〇、平安南道一二九、平安北道八八、江原道一〇三、咸鏡南道九五、咸鏡北道四五となり、この外に穀物現物市場九、證券現物市場一がある。

各道市場分布表 (昭和元年十二月末現在)

府郡名	市場名	位置	公私設別	種別	開市日
京畿道	南大門市場	南米倉町二八二	私設	第一條	毎日
	東大門市場	禮智洞四	同	第二條	同
	中央物産株式會社市場	南米倉町二八二	同	同	同
	合名會社京城食品市場	旭町一丁目	同	三號	同
	京城魚市場	明治町二丁目	同	同	同
	京城日の九水産株式會社	旭町一丁目	同	同	同
	龍山水産株式會社	漢江通一五番地	同	同	同
	京城株式現物取引市場	黃金町二、一九八	同	同	同
	京城穀物商組合市場	蓬萊町一丁目	同	同	同
	京城穀物商組合市場	敦義洞一〇三	同	同	同
	京城穀物商組合市場	敦義洞一〇三	同	同	同
	京城穀物商組合市場	安國洞公設柴炭市場	同	同	同
	京城穀物商組合市場	安國洞四二七	同	同	同

二〇九



第二章 市場の分布	長湍郡	高邑郡	坡州郡	江華郡	金浦郡	富川郡	始興郡	永登浦市
	渭川	九谷	高浪	金谷	坡州	江華	金浦	富川
	渭川	九谷	高浪	金谷	坡州	江華	金浦	富川
	大南面	江上面	長南面	郡内面	衙洞面	青石面	條里面	臨津面
	渭川	東上里	九化里	高浪津里	邑内里	金村里	東牌里	來日川里
	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同
	一・三	五・九	四・九	一・六	二・七	三・八	一・六	二・七

朝鮮の市場經濟	水原郡	振成郡	安城郡	龍仁郡	利川郡	麗州郡	大邱市
	鳥發	新南	半同	水原	安西	平竹	注安
	鳥發	新南	半同	水原	安西	平竹	注安
	城湖	松山	陰德	半月	同面	水原	梧城
	烏山	發安	沙江	南陽	入谷	山樓	北水
	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同
	三・八	五・九	二・七	三・八	一・六	二・七	一・六

第二章	無	漢	邑	潘	清	安	延	温	光	柳	廣	深	陽	馬	黃	龍	永	青	沃				
市場の分布	種	川	内	灣	安	川	豐	井	田	山	川	内	川	山	岩	洞	山	同	山	院			
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市			
	金	蘇	陰	會	清	青	延	上	日	柳	德	萬	鎮	深	陽	黃	黃	龍	永	青	伊	沃	
	旺	伊	城	坪	安	川	豐	筆	勿	山	山	竹	川	川	山	洞	山	同	山	南	伊	沃	
	無	中	邑	邑	青	三	温	光	邑	内	院	院	院	松	秋	南	龍	積	芝	乾	伊	沃	
	極	洞	内	坪	内	川	井	田	内	川	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一	一	二	一	一	二	休	休	三	四	三	五	三	三	二	五	四	二	五	二	二	二	二
	六	六	七	六	六	七	市	市	八	九	八	十	八	八	七	十	九	七	十	七	七	七	七
	日	日	日	日	日	日			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

報恩郡	清州郡	郡名	開郡城	朝鮮の市場經濟																
懷元	官報	梧屏	文米	内美	清州	兩	島	邑	蟹	給	耕	都	兩							
仁	南	基	恩	倉	岩	義	院	秀	江	州	合	規	川	岩	橋	炭	橋	城		
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	忠	市	市	市	市	市	市	市		
懷	三	馬	報	梧	加	文	米	北	美	清	北	嶺	北	大	興	同	高	同	松	
北	竹	老	恩	倉	德	義	院	一	蓉	州	道	北	北	聖	教	興	麗	同	都	
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	道	面	面	面	面	面	面	面	面	面
中	元	官	邑	場	屏	文	米	内	美	清	吉	北	豐	仕	太	元	南	大	和	
央	南	基	全	全	山	山	院	秀	江	州	邑	里	德	谷	平	宮	本	和	和	
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	一	四	五	三	休	一	五	四	五	二	四	三	三	一	五	同	同	每	一	
九	六	九	十	八	市	六	十	九	十	七	九	八	八	六	十	日	日	日	日	四
日	日	日	日	日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

第二章 市場の分布	大田郡	燕岐郡				公州郡				郡名	沙坪							
	備新大	大	小	東	太	燕	島	島	維	新	虎	廣	大	敬	利	邑	市	
	津	魚	井	部	平	岐	致	致	鳩	下	溪	亭	橋	天	仁	内	場	
	市	菜	里	里	里	里	院	院	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
	備北同大	同	全	鐘	南	同	島	新	新	寺	正	長	鷄	木	公	位	南	
	城	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	佳
	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	谷
	場	石	本	小	邑	太	燕	同	島	石	山	亭	廣	大	教	洞	本	沙
	壘	峰	町	井	内	平	岐	里	院	南	亭	里	里	里	天	面	町	坪
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
同	公	同	私	同	公	私	公	私	公	私	同	同	同	同	公	私	公	同
設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	設	別
同	第	第	同	同	同	第	第	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一	三	同	同	同	一	三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	號	號	同	同	同	號	號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	號	號	同	同	同	號	號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	五	三	每	一	五	二	二	每	四	三	四	二	二	三	二	五	一	開
七	十	八	日	六	十	七	七	日	九	八	九	七	七	八	七	十	六	市
	日	日		日	日	日	日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

丹陽郡	堤川郡				忠州郡				朝鮮の市場經濟										
長梅永	丹	平	黃	德	水	清	堤	德	牧	内	龍	泉	立	龍	大	忠	程	市	旺
林浦泰	陽	洞	江	山	山	風	川	隱	溪	合	堂	浦	場	院	院	州	川	川	場
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
大梅永	丹	白	寒	德	水	清	堤	蘇	同	嚴	同	仰	老	薪	利	忠	孟	遠	甘
崗浦泰	陽	雲	山	山	山	風	川	台	同	政	同	城	隱	尼	柳	州	洞	南	谷
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
長林	上	下	平	黃	道	水	邑	邑	德	牧	美	龍	江	蓮	大	忠	雙	市	旺
里	坊	洞	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	五	四	一	三	一	四	五	四	二	五	二	三	一	三	一	四	五	三	五
十	十	九	六	八	六	九	十	九	七	七	八	六	八	九	六	九	八	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日



第二章 市場の分布	禮山郡				洪城郡				青陽郡				保寧郡							
	瑞山	大川	德山	大興	光橋	新時	禮山	上村	龍湖	廣魚	洪州	化城	美堂	定山	雲谷	青陽	珠山	熊川	青所	大川
	山	川	山	興	橋	時	山	村	湖	魚	州	城	堂	山	谷	陽	山	川	所	川
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	瑞山	古德	德山	大興	光橋	同山	禮山	高道	結城	同山	廣川	洪州	化城	赤谷	定山	雲谷	青陽	珠山	熊川	青所
	邑	大川	邑	東	頭	下	新	禮	上	龍	廣	洪	化	美	定	雲	青	珠	熊	青
	内	川	内	西	場	場	禮	山	湖	湖	川	州	城	堂	山	谷	陽	山	川	所
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	私	同	同	同	同	同	同	公	同	同	同	私	同	同	同	公	私	同	同	公
	設	同	同	同	同	同	同	第	第	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	第
二	三	四	四	二	三	三	五	二	三	每	四	一	五	三	五	一	二	一	四	
七	八	九	九	七	八	八	十	七	八	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

朝鮮の市場經濟	舒川郡				扶餘郡				論山郡				朝鮮の市場經濟									
	庇板	新場	韓山	吉山	色林	笠浦	鴻山	恩山	旺津	包魚	江斗	江仁		新豆	連山	論山	新下	黑石				
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市		市	市	市	市	市				
	庇板	東山	馬山	韓山	同山	舒川	林川	良化	鴻山	恩山	同山	扶餘		同山	江斗	九子	陽村	同山	豆磨	連山	東山	杷城
	内	板	新	芝	三	郡	郡	郡	浦	山	石	官		景	斗	斗	仁	新	豆	山	山	新
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里		里	里	里	里	里	里	里	里	里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同
	三	五	三	一	四	二	五	四	二	一	四	五		每	四	五	二	四	一	五	三	四
八	十	八	六	九	七	十	九	七	六	九	十	日	日	日	日	日	日	日	日	日		



第二章 市場の分布	竹	芙蓉	南	金	院	萬	白	扶	安	莖	卵	安	四	高	井	川	馬	漫	古	上	禾	古
	山	蓉	浦	堤	坪	項	山	安	浦	山	子	街	徹	邑	原	項	橋	卓	湖	縣		
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	竹	白	碧	金	水	萬	白	扶	乾	富	海	大	高	井	笠	梨	山	古	同	龍	七	
	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一・三	五・十	三・八	一・六	二・七	四・九	四・九	五・十	二・七	三・八	五・十	四・九	二・七	三・八	二・七	一・六	四・五	四・五	一・六	三・八	一・六	三・八

朝鮮の市場經濟	龍	泰	淳	昌	雲	巽	引	南	葛	館	阿	葵	任	長	魯	樹	長	安	茂	茂	秋	珍	錦
	頭	仁	昌	峰	井	月	潭	村	山	樹	實	溪	境	花	水	城	豐	朱	富	山	山		
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	山	泰	淳	昌	雲	巽	引	南	葛	館	阿	葵	任	長	魯	樹	長	安	茂	茂	秋	珍	錦
	外	仁	昌	峰	井	月	潭	村	山	樹	實	溪	境	花	水	城	豐	朱	富	山	山	山	山
	東	泰	淳	昌	雲	巽	引	南	葛	館	阿	葵	任	長	魯	樹	長	安	茂	茂	秋	珍	錦
	谷	仁	昌	峰	井	月	潭	村	山	樹	實	溪	境	花	水	城	豐	朱	富	山	山	山	山
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一・六	五・十	一・六	五・十	五・十	三・八	四・九	二・七	五・十	三・八	五・十	一・六	一・六	三・八	五・十	五・十	三・八	一・六	五・十	一・六	二・七	一・六	二・七

第二章 市場の分布	順天郡	麗水郡						光陽郡	求禮郡	谷城郡		潭陽郡
	槐木市	廣川市	雙岩市	順天市	細洞市	突山市	全南水産株式会社魚市場	邑内市	邑内市	玉谷市	光陽市	潭陽市
	黃田市	佳岩市	雙岩市	順天市	召羅市	突山市	同	麗水市	玉谷市	津陽市	光陽市	外陽市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一二五	四・九日	三・八日	一・六日	二・七日	五・十日	一・六日	每二日	四・九日	四・九日	四・九日	三・八日

朝鮮の市場經濟	府郡島名			益山郡			汶溝郡		
	光州郡	木浦府	蔚山府	蔚山郡	成木郡	黃登里	地境	汶溝郡	汶溝郡
	色坪市	龍山市	飛龍市	蔚山市	蔚山市	蔚山市	蔚山市	蔚山市	蔚山市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	二・七日	開市せず	二・七日	開市せず	一・六日	三・五日	八・十日	同	同

第二章 市場の分布	海南郡			康津郡			長興郡														
	南	七	二	佐	松	邑	兵	石	道	舟	月	社	水	大	竹	南	邑	院	綾	龍	梨
	利	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	黄	馬	玉	北	松	海	古	城	道	七	康	有	長	安	大	古	南	長	外	綾	道
	山	山	泉	平	旨	南	郡	田	岩	良	津	治	平	水	德	邑	桂	興	北	州	岩
	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	三・八日	七・八日	二・八日	三・八日	五・十日	一・六日	三・八日	一・六日	五・十日	一・六日	四・九日	五・十日	一・六日	五・十日	五・十日	三・八日	一・六日	二・七日	休	五・十日	四・九日
	三・八日	七・八日	二・八日	三・八日	五・十日	一・六日	三・八日	一・六日	五・十日	一・六日	四・九日	五・十日	一・六日	五・十日	五・十日	三・八日	一・六日	二・七日	止	五・十日	四・九日

二二七

和順郡	寶城郡			高興郡			朝鮮の市場経済																
	沙	同	石	和	熊	文		會	島	長	袋	海	福	袋	東	羅	加	油	過	高	邑	中	洛
	坪	福	沢	順	鮮	德	寧	寧	城	佐	橋	倉	内	外	老	禾	蓮	驛	興	内	興	水	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	外	同	二	和	熊	文	會	島	同	袋	得	福	袋	寶	蓬	道	東	南	高	樂	海	松	
	南	福	西	順	鮮	德	寧	寧	城	橋	賴	内	袋	城	茶	化	江	興	安	龍	光		
	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	五・十日	二・七日	四・九日	三・八日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日	九・八日	四・九日	一・六日	四・九日	每	二・七日	開	三・八日	一・六日	五・十日	四・九日	三・八日	四・九日	一・六日	
	五・十日	二・七日	四・九日	三・八日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日	九・八日	四・九日	一・六日	四・九日	第	第	同	同	同	同	同	同	同	同	
	五・十日	二・七日	四・九日	三・八日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日	九・八日	四・九日	一・六日	四・九日	一	三	同	同	同	同	同	同	同	同	

設設

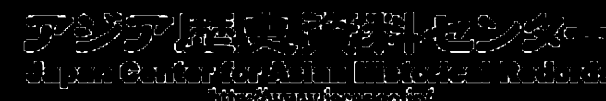
第一三號

二二六

第二章 市場の分布

濟州島	珍島郡	莞島郡	大田院	藥水街	四興街	新月街	社興街	壽興街	立法街	靈光郡	成平郡
朝三州	十五邑	院大	藥四新	月社壽	立法	浦靈	蟬沙	經			
天陽	城日	日日	内同	平水	街興	坪合	山石	聖川	光光	鮮川	山
市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市
新同	濟臨	古珍	郡島	外今	下二	一龍	溪城	甲聖	南光	保光	陵
左同	州淮	郡島	外今	下二	一龍	溪城	甲聖	南光	保光	陵	
面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同	面同
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
三・八日	一・六日	二・七日	十・日	五・十日	二・七日	九・日	一・六日	一・六日	五・十日	四・九日	四・九日

羅州郡	務安郡	靈岩郡	朝鮮の市場經濟
邑大南	三佳南	潘東榮	望二務
前草平	道洞昌	南倉山	州雲家
市市市	市市市	市市市	市市市
咸茶南	三多公	潘組榮	羅望二
平道平	道倭山	南枝山	州雲山
面同	面同	面同	面同
同同	同同	同同	同同
同同	同同	同同	同同
二・七日	三・八日	一・六日	四・九日



府郡名	大邱府	達城郡	軍威郡
市名	東門場 西門場 東門場	安南 安南	解州 解州 解州
物菜	魚菜	魚菜	魚菜
開設別	同	同	同
種別	第一號	第一號	第一號
開市日	二月九日	二月九日	二月九日

青松郡	安東郡										義城郡									
市名	大前洞	梨田洞	邑西洞	元西洞	新元洞	九元洞	山元洞	雲山洞	豊山洞	瓮山洞	鞭山洞	邑西洞	深安洞	安南洞	安南洞	邑西洞	桃山洞	歸山洞	泥川洞	邑西洞
開設別	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
種別	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
開市日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日

第二章

市場の分布

慶州郡										迎日郡												
慈	新	色	東	安	扶	阿	乾	義	龍	入	下	魚	進	邑	曲	德	滄	下	立	杞		
川	基	寧	內	山	康	助	火	川	谷	山	室	西	日	觀	內	江	城	州	城	岩	溪	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
新	知	新	永	川	江	江	同	西	山	內	外	陽	陽	內	慶	曲	滄	長	竹	杞	縣	
村	谷	寧	川	北	西	東	而	而	內	南	東	南	北	東	州	江	州	鬢	南	南	內	
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
慈	三	花	倉	東	安	菊	阿	乾	義	伊	入	下	魚	馬	東	興	德	九	邑	立	縣	
川	昌	城	邱	山	康	堂	火	川	谷	助	室	西	日	洞	部	安	龍	龍	內	岩	內	
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三三	四・九日	五・十日	三・八日	二・七・五・十日	一・六日	四・九日	五・十日	一・六日	五・十日	三・八日	五・十日	三・八日	四・九日	五・十日	四・九日	五・十日	一・六日	三・八日	一・六日	三・八日	一・六日	

盈德郡										英陽郡		朝鮮の市場經濟										
興	光	都	扶	延	浦	餘	柄	梧	知	寧	長	江	邑	院	發	唐	新	邑	眞	火	和	
興	光	都	扶	延	浦	餘	柄	梧	知	寧	長	江	邑	院	發	唐	新	邑	眞	火	和	
海	川	邱	助	日	項	川	谷	村	品	海	沙	口	內	里	里	洞	耶	內	貨	觀	陸	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
興	松	東	同	延	同	浦	柄	若	知	寧	南	同	盈	石	看	青	立	英	眞	安	縣	
海	羅	海	日	日	項	谷	水	品	海	亭	亭	德	德	保	比	杞	岩	陽	貨	德	西	
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
城	光	都	中	生	同	浦	柄	梧	新	城	長	江	南	院	發	唐	山	西	眞	長	九	
內	川	邱	明	旨	洞	項	谷	村	安	洞	沙	口	石	里	里	海	部	安	田	山	洞	
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二・七・四・九日	二・八日	二・七日	五・十日	三・八日	四・九日	一・六日	一・六日	一・六日	一・六日	二・七日	四・九日	三・八日	二・七日	三・八日	三・八日	五・十日	五・十日	四・九日	四・九日	休	一・六日	



第二章 市場の分布

善山郡	金泉郡	漆谷郡	星州郡
龜長海桃善	大館梨枝金	多若仁益漆新俊	大倉菱院邑
尾川平開山	新基川里泉	富木同峰	内
市市市市市	市市市市市	市市市市市	市市市市市
龜長海桃善	人谷知金架若仁東漆枝倭草伽志龍星	木同明面禮泉山面福星同同同	頭士面修龍京
尾川平開山	德松松禮泉山面多富洞洞洞洞洞洞洞洞洞	同同同同同同同同同同同同同同同	面面面面面面面面面面面
市市市市市	市市市市市	市市市市市	市市市市市
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
一・六日	一・六日	一・六日	二・七日
五・十日	五・十日	五・十日	三・八日
四・九日	四・九日	四・九日	三・八日
三・八日	三・八日	三・八日	四・九日
二・七日	二・七日	二・七日	一・六日
三・八日	三・八日	三・八日	四・九日
四・九日	四・九日	四・九日	五・十日
五・十日	五・十日	五・十日	休市
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日
二・七日	二・七日	二・七日	二・七日

高靈郡	清道郡	慶山郡	永川郡	朝鮮の市場經濟
得邑	東新新大榆大陽新省華	堂慈河牛慶	琴大北古杏	
成内倉旨基川川城院	靛陽里仁陽	夜	山湖昌安村花	
市市市市市	市市市市市	市市市市市	市市市市市	
星高梅錦同雲同大伊翌同華龍慈河安慶琴大北古臨	山靈田川川門城西角同陽城仁陽心山湖昌安村	面面面面面面面面面面面面面面面面	面面面面面面面面面面面面面面面面	面面面面面面面面面面面面
得成洞	軒門快資古掛洞	東上西上洞	栗下路	井浦洞
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
三・八日	四・九日	一・六日	一・六日	八月十四日
四・九日	四・九日	二・七日	一・六日	十二月廿九日
四・九日	四・九日	一・六日	一・六日	兩日
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日	
四・九日	四・九日	四・九日	四・九日	
五・十日	五・十日	五・十日	五・十日	
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日	
四・九日	四・九日	四・九日	四・九日	
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日	
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日	





第二章 市場の分布	泗川郡	東萊郡					梁山郡					馬山	十院	嶺山						
	城三	八千	三浦	朱文	邑亭	送川	佐機	下龍	龜浦	青龍	東萊	西倉	院洞	新坪	三溪	華山	邑內	馬山	嶺山	
	千浦	千浦	文浦	亭	川	機	下	龍	浦	龍	萊	倉	洞	坪	溪	山	內	山	嶺	
	內庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄
	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場	市場
	崑陽	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	南門外	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里	東里	西里
	公設	私設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一號	三號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	五・十日	休市	二・七日	一・六日	五・十日	四・九日	五・十日	一・六日	三・八日	一・六日	二・七日	四・九日	二・七日	三・八日	五・十日	五・十日	一・六日	二・七日	五・十日	五・十日

一三九

朝鮮の市場經濟	昌寧郡	成安郡					晉州郡					釜山府									
	南梨	邑漆	伽平	郡北	邑內	班智	文丹	安水	水州	晉州	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	
	房內	原	伽	平	郡	班	智	文	丹	安	水	州	釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	釜	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
	南	梨	昌	漆	伽	代	郡	成	金	一	智	文	大	美	水	晉	大	南	本	凡	
	谷	房	寧	原	伽	山	北	安	谷	班	水	山	谷	川	谷	州	南	南	本	凡	
	南	房	寧	原	伽	山	北	安	谷	班	水	山	谷	川	谷	州	南	南	本	凡	同
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一三八

第二章 市場の分布	山清郡										昌原郡													
	馬山	丹水	丹城	德山	於外	生林	車黃	邑內	新川	院里	熊川	慶洞	鎮海	鎮水	慶和	鎮青	鎮物	慶洞	鎮山	德縣	古東	鎮東	斗米	昌原
	濱町	新等	丹城	矢川	同	生草	車黃	山清	北	熊東	熊川	同	同	同	鎮海	鎮西	東	同	同	同	同	同	同	同
	三丁目	丹溪	城內	於西	新基	新基	塞洞	下川	龍院	龍院	慶和	慶和	未廣	慶和	慶和	龍琴	古縣	鎮東	鎮東	鎮東	鎮東	鎮東	鎮東	鎮東
	私設	同	同	同	同	同	同	同	同	公設	同	同	同	同	私設	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	三號	同	同	同	同	同	同	同	同	第一號	同	同	第三號	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一四一	每	四・九日	五・十日	四・九日	三・八日	三・七日	二・七日	一・六日	一・六日	二・七日	四・九日	每	每	每	三・八日	五・十日	三・八日	二・七日	四・九日	四・九日	二・七日	二・七日	

金海郡		居昌郡				河東郡				南海郡		朝鮮の市場經濟										
進新	永大	加栗	古高	熊邑	安辰	露舟	橫花	邑昌	邑西	西浦	西浦											
永文	唐山	唐濟	海海	加栗	院縣	梯陽	陽內	溪橋	梁橋	川開	內善	西浦										
市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市										
下界	長有	荻山	鳴山	大濟	金海	加栗	神院	渭川	高梯	熊陽	居昌	加宗	辰橋	金陽	古田	橫川	花開	河東	昌善	南海	西浦	
進永	茂溪	松亭	中德	沙東	東上	場基	陽地	場基	農山	老玄	上洞	安溪	辰橋	露梁	古河	如意	塔內	邑內	水山	北邊	西邊	
里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四・九日	三・八日	四・九日	五・十日	一・六日	二・七日	四・九日	二・七日	二・七日	二・七日	三・八日	一・六日	三・八日	三・八日	五・十日	一・六日	三・八日	一・六日	二・七日	二・七日	四・九日	二・七日	





第二章 市場の分布	安岳郡				股栗郡				松禾郡													
	邑	邑	椒	鴨	東	伏	邑	長	長	金	觀	清	股	石	豐	公	水	松	站	碑	石	
内																						
薪炭																						
市																						
信川邑内	信川邑内	西河面	大香面	銀紅面	龍門面	大遠面	安岳面	長連面	長連面	同	北部面	南部面	股栗面	泉洞面	豐海面	批源面	蓬萊面	松禾面	芽芳面	尊澤面	龍淵面	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四七	每	一・六日	三・八日	四・九日	五・十日	三・八日	一・六日	二・七日	一・六日	一・六日	三・八日	二・七日	三・八日	五・十日	二・七日	一・六日	二・七日	三・八日	四・九日	二・七日	三・八日	四・九日

朝鮮の市場經濟	長淵郡				豐津郡				新溪郡														
	助	松	南	苔	樂	邑	蘇	發	念	康	康	温	市	大	銀	古	丁	邑	漢	新	市	物	
泥川市	川市	介市	灘市	山市	內市	江市	佛市	銀市	念市	康市	康市	温市	市市	大市	銀市	古市	丁市	邑市	漢市	新市	市市	物市	
海安面	大敷面	候南面	遠達面	樂道面	長淵面	西淵面	龍泉面	西民面	富民面	富民面	馬山面	沙芝面	赤餘面	麻西面	美水面	古水面	新水面	馬水面	同水面	寶水面	安水面	物水面	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四六	二・七日	三・八日	一・六日	五・十日	一・六日	五・十日	一・六日	三・八日	四・九日	五・十日	五・十日	二・七日	三・八日	一・六日	四・九日	三・八日	三・八日	二・七日	二・七日	四・九日	九・十九日	五・十日	

第二章 市場の分布

遼安郡	瑞興郡	鳳山郡																			
栗街	芬州	坪明	河院	陶堂	邑内	陵興	新水	邑幕	西鐘	清溪	馬洞	蒜山	銀波	沙院	沈村	黑梅	小橋	黑橋	德陽		
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
延岩	小口	泉谷	梧洞	城洞	城洞	遼安	道甘	木回	瑞興	西鐘	龜洞	土城	舍人	楚臥	沙院	青龍	黑橋	仁橋	黑橋	魚洛	
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四九	二・七	一・六	二・七	五・十	二・七	二・七	三・八	四・九	四・九	一・六	一・六	二・七	二・七	二・七	二・七	三・八	三・八	二・七	二・七	二・七	二・七

黃州郡	載寧郡	信川郡	朝鮮の市場經濟										
三兼	黃州	城邑	內新	海彌	下新	青內	上金	寧寧	載載	信川	石柳	達文	
街二	州南	州內	宗換	昌浦	勒院	石土	海山	載載	載載	川泉	柳泉	達文	
浦浦	浦浦	浦浦	里里	里里	里里	頭洞	頭洞	炭牛	炭牛	泉泉	泉泉	泉泉	
市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市
清水	兼州	同州	黃州	北栗	同栗	南栗	上方	下柳	下柳	上銀	同山	同支	同支
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
金光	本壁	赤城	邑內	內宗	新換	海昌	境窮	大窮	新窮	新窮	上海	金山	石井
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四・九	五・十	一・六	一・六	六・八	三・八	五・十	四・九	四・九	三・八	五・十	二・七	一・六	一・六



第二章 市場の分布	順川郡		大同郡											鎮南浦 穀物市場					
	慈山	新倉	長観	平壤	院	太	箕	下	船	馬	廣	戊	長		院	梨	休	長	太
	慈山	新倉	長観	平壤	院	太	箕	下	船	馬	廣	戊	長	院	梨	休	長	太	檢
	慈山	新倉	長観	平壤	院	太	箕	下	船	馬	廣	戊	長	院	梨	休	長	太	檢
	慈山	新倉	長観	平壤	院	太	箕	下	船	馬	廣	戊	長	院	梨	休	長	太	檢
	慈山	新倉	長観	平壤	院	太	箕	下	船	馬	廣	戊	長	院	梨	休	長	太	檢

朝鮮の市場経済	谷津郡		府郡名	平安南道																
	玄	仙		鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦				
	玄	仙	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦
	玄	仙	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦
	玄	仙	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦	鎮南浦





第二章 市場の分布	義州郡		白雲郡		東山郡		龜城郡		泰川郡		雲山郡		熙川郡	
	永	碧	白	雲	東	山	龜	城	泰	雲	山	熙	川	郡
	山	馬	馬	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	古	批	威	龜	東	方	方	方	方	方	方	方	方	方
	寧	觀	遠	城	山	觀	觀	觀	觀	觀	觀	觀	觀	觀
	田	西	松	左	車	下	下	下	下	下	下	下	下	下
	倉	下	亭	右	福	丹	丹	丹	丹	丹	丹	丹	丹	丹
	洞	洞	里	部	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	四・九日	二・七日	五・十日	四・九日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日	五・十日	四・九日	三・八日

一五七

朝鮮の市場經濟	价川郡		德川郡		寧遠郡		新義州府		府郡名	
	無	平	北	沙	松	邑	社	新	新	新
	邑	無	北	沙	松	邑	社	新	新	新
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
	价	中	中	中	中	中	中	中	中	中
	川	南	南	南	南	南	南	南	南	南
	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
	鳳	龍	龍	龍	龍	龍	龍	龍	龍	龍
	鳴	雲	雲	雲	雲	雲	雲	雲	雲	雲
	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一・六日	四・九日	二・七日	五・十日	三・八日	二・七日	三・八日	一・六日	三・八日	一・六日

一五六

第二章 市場の分布	昌城郡	朔州郡	龍川郡	鐵山郡	宣川郡
	青大新田昌大	院南邑	耳龍揚新葛運南龍	車邑古南邑	
	山檢倉倉城館	嬰倉内	島嶽浦魚	岩鞏内倉	軍倉内
	市市市市市	市市市	市場	市市市	市市市
	青東新田昌外	院南邑	耳龍揚新葛運南龍	車邑古南邑	宜川面川北
	山倉倉倉城館	嬰倉内	島嶽浦魚	岩鞏内倉	龍川面
	市市市市市	市市市	市場	市市市	鐵山面
	同同同同同	同同同	同同同	同同同	深川面
	同同同同同	同同同	同同同	同同同	郡山面
	同同同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
一五九	一六日	一六日	一六日	一六日	

定州郡	博川郡	寧邊郡	朝鮮の市場經濟
海岩雲古清郭邑	嶺舊光博	東新蘇球新杏泰石立武	
市市市市市	市市市市市	市市市市市	
海高東大古馬郭定嘉博青博百同同龍同北泰南古臥	山龍州田邑山山山州南南南南南南南	山山山山山	山山山山山
面面面面面	面面面面面	面面面面面	面面面面面
瀝湖灣鳳鳴雲月亭	南光邑南湖	蘇民球下香	蘇民球下香
市市市市市	市市市市市	市市市市市	市市市市市
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
三・八日	三・八日	三・八日	三・八日

淮陽郡	楊口郡				麟蹄郡				春川郡									
田縣新邑	林萬占	許文長	楊文長	楊文長	符縣伊	瑞元冠	冠元冠	上元冠	光泉新	倉新								
海里安	塘登方水登坪口			村里布和通登東板田浦村														
市市市	星里里院里里邑																	
市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市						
上北谷	同陽	淮陽	東安	水入	水入	方山	楊口	內麟	同麟	瑞和	北通	南冠	麟上	南光	新栗	史新	南山	
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
上田海	縣新	邑林	萬登	文舞	文舞	長坪	上蒼	村	伊布	瑞和	元通	冠登	上東	光板	栗文	新浦	倉村	
里里	安里	塘里	登里	龍里	龍里	坪里	村里	里	布里	和里	通里	登里	東里	板里	文里	浦里	村里	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
一六	一六	三八	二七	四九	一六	二七	一六	三九	四九	一六	二七	四九	二七	四九	一六	三八	三八	

府郡名	厚昌郡	慈城郡	江界郡	渭原郡	楚山郡	碧潼郡	朝鮮の市場經濟
色市	七邑	邑中	新別	渭漢	古楚	碧加	流
內場	坪內	內江	昌昌	河浦	州興	界原	場場
市名	市市	市市	市市	市市	市市	市市	市市
春川	七坪	厚昌	慈城	周延	龍林	城干	文玉
道	面	面	面	面	面	面	面
司倉	中興	郡內	邑內	中上	新昌	別河	文興
置	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
公設	同	同	同	同	同	同	同
第一	同	同	同	同	同	同	同
號別	同	同	同	同	同	同	同
開市	四九	一六	四九	四九	五九	四九	四九
日	日	日	日	日	日	日	日

一六一

一六〇

第二章 市場の分布	蔚珍郡	三陟郡										江陵郡										仁其
	尺梅富竹邑北屯月廣黃古杞美交邑邱注玉連江仁其	尺山	花邱	富邱	竹邑	邑北	坪店	月山	廣洞	黃池	古士	杞谷	美湖	交柯	邑內	邱山	注文	玉溪	連谷	江邑	仁邱	其門
	箕城	遠南	北南	同南	蔚珍	北三	未老	蘆谷	下長	上長	所達	同德	遠德	近德	三陟	城山	新里	王溪	連谷	江陵	縣南	縣北
	尺山	花里	富里	竹里	邑里	坪里	屯里	月里	廣里	黃里	古里	杞里	美里	交里	邑里	邱里	注里	玉里	連里	江里	仁里	其里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一六三	一六日	五十日	三十日	開市せず	二七日	三八日	四九日	五十日	五九日	五九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日	四九日

第二章 市場の分布	襄陽郡	高城郡										通川郡										朝鮮の市場経済																							
	橋内邑杆新互大養高貨通通上慈沛松下外等北化淮	橋内	邑城	杆新	互大	養高	貨通	通通	上慈	沛松	下外	等北	化淮	橋内	邑城	杆新	互大	養高	貨通	通通	上慈	沛松	下外	等北	化淮																				
	土城	襄陽	杆城	水洞	梧壘	縣内	新北	高城	鶴二	通川	通川	順嶺	鶴三	鶴一	踏鏡	順嶺	臨南	同南	長揚	安豐	潤東	土城	襄陽	杆城	水洞	梧壘	縣内	新北	高城	鶴二	通川	通川	順嶺	鶴三	鶴一	踏鏡	順嶺	臨南	同南	長揚	安豐	潤東			
	橋岩	内里	南里	下里	新里	津里	巨里	大里	養里	西里	西里	東里	上里	慈里	山里	川里	松里	下里	外里	下里	末里	化里	潤里	土里	襄里	杆里	水里	壘里	县里	新里	北里	高里	鶴里	通里	通里	順里	鶴里	鶴里	踏里	順里	臨里	同里	長里	安里	潤里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一六日	五九日	四九日	二七日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日	三八日

第二章 市場の分布

伊川郡	平康郡	鐵原郡	金化郡	華川郡	洪川郡	
惠文支安月邑	福邑	大石邑	昌邑	金邑	芳邑	豐邑
石岩	石峽	岩內	溪內	光橋	內道	城內
市	市	市	市	市	市	市
方丈	板橋	樂壤	安峽	東面	伊川	同
面	面	面	面	面	面	面
佳麗州里	明德里	支下里	邑內里	下食站里	塔里	福溪里
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
一・六日	二・七日	四・九日	五・十日	四・九日	一・六日	五・十日

橫城郡	原州郡	寧越郡	平昌郡	旌善郡						
安邑	興文	原州	詩酒	寧越	珍逢	大和	美邑	餘文	文書	泥龍
興內	湖幕	州林	泉越	寧越	富坪	和坪	海內	內糧	谷岩	林
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
非谷	橫城	富論	建登	原州	水周	兩邊	寧越	珍逢	蓬坪	大和
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
下安興里	邑下里	興湖里	文幕里	上洞里	講林里	酒泉里	永興里	下珍富里	蒼洞里	大和里
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三・八日	一・六日	三・八日	三・八日	二・七日	四・九日	一・六日	五・十日	一・六日	三・八日	四・九日

朝鮮の市場經濟



第二章 市場の 分布	文川郡				高原郡				永興郡				定平郡				
	豊上 第一區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第二區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第三區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第四區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第五區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第六區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第七區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第八區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第九區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市
豊上 第十區 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市	豊上 市

府郡名	咸興郡										元山府										
	定平	德山	退湖	西湖	速浦	地上	上通	五谷	岐谷	咸興	咸興	家畜	公設	鼓物	下北	上北	第一	第二	第三	第四	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					
場																					

朝鮮の市場経済 一六六

第二章 市場の分布	長津郡	新興郡				端川郡				利原郡			
	倉長	加新	初廣	元古	石新	利松	汝橋	古雙	龍	利	遮龍	群	
	津	平	里大	平川	浦羅	洞項	津	城上	龍	家湖	岩仙		
	邑								邑	青			
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
		上郡	加下	上東	元東	同北	南廣	利利	水何	福波	西南	同東	
		南内	元元	上平	古斗	斗斗	泉中	中下	多貴	道			
		面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	四・九日	二・七日	一・六日	二・七日	五・十日	五・十日	四・九日	三・八日	四・九日	四・九日	二・七日	三・八日	
一六九													

朝鮮の市場經濟	北青郡				洪原郡				安邊郡				德源郡	
	利泥	俗倉	獐方	居新	新陽	北三	旭平	震武	洪原	南新	梧安	臥隊	豐上	德源
	原	坪	興村	山昌	浦化	青湖	浦	武原	山	山	山	家邊	牛上	源
	邑	牛						場邑	山	山	山	畜	二	源
	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
		西泥	俗倉	同星	上居	新新	陽老	市希	龍龍	州文	衛文	文鶴	赤	同
		谷厚	坐	車	山昌	浦化	德青	賢川	源	翼山	益山	山城	田	
		面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	四・九日	二・七日	一・六日	二・七日	每	五・十日	二・七日	三・八日	三・八日	三・八日	四・九日	一・六日	五・十日	

第二章 市場の分布	吉州郡		明川郡					筑前郡														
	錦東吉寶荷花	花	花	花	花	楊	古	阿	勢	勢	立	楯	邑	楢	康	羅	漁	水	朱	朱		
	川海	州	村	坪	家	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
	邑				寮	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	
	市	市	市	市	市	市	市	市	市場	市場	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	

朝鮮の市場経済	鏡清津	津場	菜市	甲山郡					三水郡					豊山郡	朝						
				大津	惠	甲	三	上	嶺	仲	平	長	黄			杷	楊	新	古	下	
				五		山	山														
				是		橋															
				川		鏡															
				市	市	市	市	市	市	市	市	市	市			市	市	市	市	市	市

一七〇



月二日の定期市を開くもの

咸鏡南道都井市、龍南市、  
黄海南道南川驛市

一年の定まりたる期間中毎日開市するもの(年市)

開城、全州、大邱、龍岡、  
耳龍島、浦浦、魚魚、市市

年二日の定期市を開くもの

慶尚北道杏花市

一ノ日、三ノ日、六ノ日、八ノ日の如く月十二回開市するもの

忠清南道機池市、  
慶尚北道興海市、永川市、仁同市、  
全羅南道松汀里市

三ノ日、七ノ日を除いて毎日開市するもの

慶尚南道昌川市

陽暦で五日毎に開かるゝ市場

平安南道碑石里市、億兩機市、  
咸鏡南道定平新市、富昌市

陽暦で一ノ日・四ノ日・七ノ日に開く市場

平安南道龍井里市

右の如く朝鮮在來の市場は大多數五日毎に開かれ、市場商人は一ノ日より二ノ日、三ノ日といふ風に、順次近傍の市場をめぐる、五日目にまた初めの市場へ戻つて來るのである。(附表)

年二日の定期市を開くもの

一ノ日、三ノ日、六ノ日、八ノ日の如く月十二回開市するもの

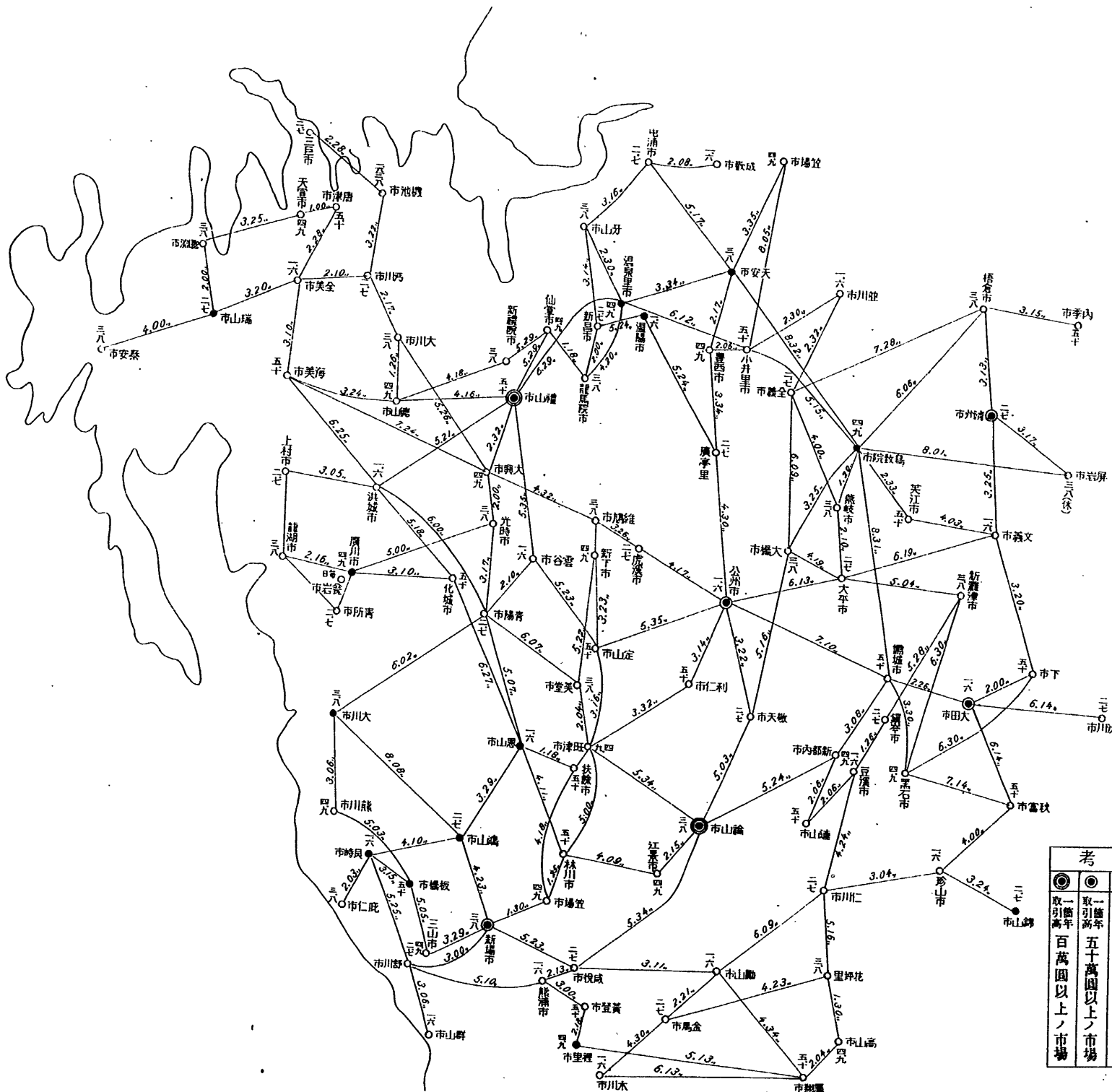
三ノ日、七ノ日を除いて毎日開市するもの

陽暦で五日毎に開かるゝ市場

陽暦で一ノ日・四ノ日・七ノ日に開く市場

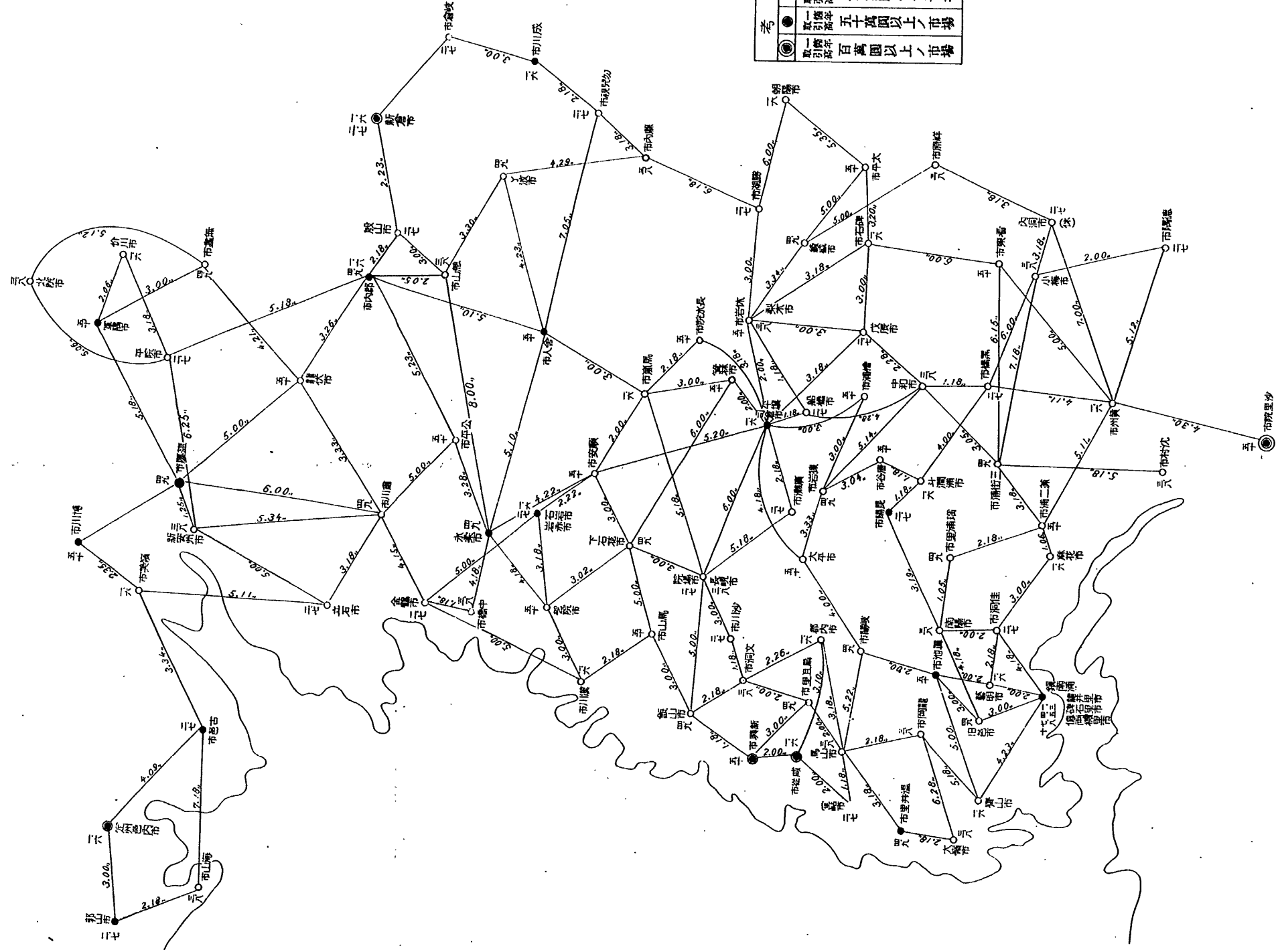
右の如く朝鮮在來の市場は大多数五日毎に開かれ、市場商人は一ノ日より二ノ日、三ノ日といふ風に、順次近傍の市場をめぐる、五日目にまた初めの市場へ戻つて來るのである。(參照表)

### 公州附近市場順路表



裏面白紙

# 平壤附近市場順路表



備	
○	漢字數字ハ市日ヲ示ス
○	亞利亞文字ハ魚鱗ヲ示ス
○	取引商年二十萬圓以下ノ市場
●	取引商年二十萬圓以上ノ市場
●	取引商年五十萬圓以上ノ市場
◎	取引商年百萬圓以上ノ市場

裏面白紙

### 第三章 市場の取引

市場に於ける取引は、その始め物々交換より漸次進歩して貨幣を使用するやうになり、生産者と消費者との間に中間商人の介在して取引を圓滑ならしめ、市場の設備も次第に整頓し、殊に市場所在地はその地方に於ける貨物集散の中心となり、單なる市場も遂に聚落となり、自ら市街の發達を來し、人口集中の形成を助長し、同時に不完全なる定例市場の取引は或る種の商品を除き、一定の設備ある常設店舗に於て賣買取引さるゝに至り、従つて近世の經濟組織にては定例市場の衰微しつゝあるは、各國に於ける市場變遷の跡に徴して明かである。然るに朝鮮に於ては、文獻に現はれたる市場の歴史は極めて古きに拘らず、市場所在地に於ける市廛取引の發達は實に遅々たるものあり、従つて今日に於ても、尙ほ全鮮に千三百餘の市場が存在し、内地に於て市場所在地が聚落となり、市街に發達したるとは、到底比較出來ないのである。

即ち市場は、朝鮮人の經濟生活上、現在に於ても極めて重要な働きを爲して居り、商業取引上最も重要な機能を發揮して居るのである。而してその市場の設備たるや、主要市街地に於ける公設市場及び魚類の卸市場の如きものを除けば、多くは殆んど何等の設備なき廣場・路傍・河原等に於



て、毎月一定の日を期し、原始時代その儘の取引方法を以て賣買を行ひつゝあり、斯くの如きは朝鮮獨特の現象にして、内地に於ては到底想像するを得ないことである。尤も内地や支那に於ても、年市、祭市、及び特殊の市場は今も尚ほ行はれつゝあり、殊に交通不便にして土地廣大なる支那に在りては、現在無数の地方市場が存在せるも、これ等は主として特産品の出廻り期に、問屋、仲買業者の買出に便ならしむる爲めに開市さるゝものも多く、朝鮮のやうに全人口の大部分が、日常生活の必需品を不完全なる市場の供給に仰いで居るものは、その例が少ないのである。朝鮮に於ては市場は單に貨物需給の機關たるに止らず、娛樂機關の設備乏しき地方に在りては、市場は民衆慰安の樂天地にして、彼等は市場に於て、或は親しき友と相會して飲食を共にし、或は新しき報道を聴くを樂みとし、或は市場に於て金融の便を得るなど、單調なる朝鮮の社會に於ては、市場は經濟、社交、娛樂等に缺く可らざる機關である。然しながら月六回乃至數回の開市日毎に、數里の遠きを往復する結果、その時間、勞力を空費し、浪費遊興の弊に陥り、甚だしきに至つては往々市日を利用して、風紀上、治安上忌むべき所爲の行はるゝことも亦尠くないのである。

### 第一節 韓國時代の市場

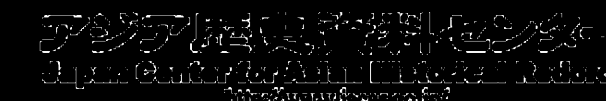
今より二十餘年前の隆熙三年九月、當時の韓國政府度支部司稅局に於ては、全鮮各市場に付、市場名、開市日、一箇年取引高、主要取引品、貨物集散地域、を調査したことがある。今當時の記録に基き、主要市場一覽表を作製せば即ち次の通りである。

主要市場一覽表

道名	市場名	開市日	一箇年取引高	主要取引品	貨物の集散地域	備考
漢城府	西部宜惠倉内市場	毎日	九萬〇〇圓	米、大豆、小豆、海産物、果物、煙草、雜貨等	京城附近、仁川、群山、光州、南原、淮陽、來化、青山、金城、豐基	
	水原郡北部普施洞内市場	九日	三六、〇〇〇	米、大豆、小豆、粟、鹽、明太魚、牛、綿糸、布、寸、苧、木炭等	龍仁、水原、京城、仁川	
畿	廣州郡中谷面松坡場	五、十日	三三、〇〇〇	米、雜穀、牛、布、木、魚、鹽、果實、苧、炭、雜貨等		
	江華郡府内面市場	二、七日	一五、〇〇〇	牛、米、大豆、雜穀、鹽、薪炭、布、鐵器、果物、肉類等	京城、仁川、蔚洞、江華、金浦、通津	

道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道
長湍郡長西草浪浦場 同	公州郡公州市場 一、六日	同長尺面大橋市場 三、八日	瑞山郡瑞山市場 二、七日	恩津郡花枝面論山市場 三、八日	恩津郡江景上町市場 四、日	同郡江景下町市場 九、日	禮山郡禮山市場 五、十日	同	同	同
安城郡東里面場基市場 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
陰竹郡南面長湖院市場 四、九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等	穀類、乾物、雜貨、油、鹽、布類、器類等
開城、汝山、積城及附近	陽城、竹山、陽智、陰竹、稷山、鎮川、忠州、清州、鎮川、陰城、驪州	公州、群山、大田、論山、英江、全義、烏致院	泰安、唐津、河川、扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津	扶餘、石城、連山、錦山、公州、晉城、恩津

道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道	忠清南道	忠清北道
懷德郡懷德市場 四、九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大田市場 一、六日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清州郡清州市場 二、七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忠州郡忠州市場 五、十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
堤川郡邑內市場 二、七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
臨陽郡邑內市場 二、七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
沃溝府京場市場 十、日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井邑郡邑內市場 二、七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
務安府內面發橋市場 四、九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
光州郡西門外市場 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等	雜穀、乾魚、布帛、煙草、棉花等
錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐	錦山、珍山、公州、鎮仁、燕岐
南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる	南二面、岩洞に砂金を産し本市を通りて京城、仁川方面へ移出さる



道	府	郡	市場	日	品名	産地
南	濟州	郡州	城市場	二、七日	麥、白米、大豆、糯米、魚、醬油、金、銀、銅、鐵、鉛、錫、煤、炭、紙、布、綉、布、麻、布、棉、布、毛織物、羊毛織物、皮革、肉類、油類、糖類、鹽類、礦石、木材、漆、蠟、蜜、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	濟州、全道、下關、長崎
南	海南	郡	邑内市場	一、六日	麻布、木綿、金市、棉、紙、綉、布、麻、布、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	馬山、莞島、珍島、康津、木浦、靈岩
南	大邱	郡	西門市場	二、七日	穀物、白米、麻布、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	咸陽、盈德、高靈、安東等
南	慶州	郡	扶助市場	五、十日	穀類、布木、綿、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	郡
南	尙州	郡	尙州市場	二、七日	穀類、白米、木花、唐木、自苧、牛、鹽、其等	咸陽、善山、龍宮、金泉、大邱、釜山
南	安東	郡	府内市場	同	穀類、布木、海産物、薪炭、煙草、雜貨等	東萊、大邱、咸安、榮州、慶山、慈仁、大邱、清河、義興、延日、安東、義城、盈德、真寶、善山
南	永川	郡	大市場	二、七日	穀物、牛、布木、釜鼎、薪炭、魚、紙等	慶山、慈仁、大邱、清河、義興、延日、安東、義城、盈德、真寶、善山
南	青松	郡	川邊市場	五、十日	穀物、白米、其、紙、魚、薪炭等	真寶、善山
南	金山	郡	金泉市場	同	穀物、牛、豚、雞、卵、其、曲、子、薪炭、麻布、農具等	金山、星州、善山、黃洞、知禮、大邱、居昌、開寧、釜山
南	高靈	郡	邑市場	四、九日	布木、穀物、牛、馬、魚、鹽、薪炭等	大邱、星州、陝川
北	奉化	郡	乃城市場	八日	穀物、魚、鹽、牛、麻布、白米、其、補油等	京城、大邱、江陵、豐基、青陽
北	比安	郡	安溪市場	一、六日	穀物、魚、鹽、其、薪炭等	義城、軍威、尙州、龍泉、善山
北	東萊	府	邑内市場	二、七日	青木、蝦蛄、支那木綿、苧布、白米、大豆、白豆、納閣、苧布、麻布、紙、食料等	府内、梁山、機張、廣州、京城、安東、宜寧
北	昌原	府	馬山市場	五、十日	米、麥、大豆、白米、其、海毛、牛、釜、薪炭、果實、其等	咸安、宜寧、靈山
北	密陽	郡	邑内市場	二、七日	五穀、魚、鹽、牛、雞、蔬菜、其、薪炭、鉛、錫、鐵、銅、其等	郡内、靈山、清道、昌寧
北	同	守山	里市場	三、八日	穀物、牛、魚、雞、其、薪炭等	昌原、靈山、金海
北	同	三浪	里市	一、六日	穀物、魚、鹽、薪炭、鉛、錫、鐵、銅、其等	郡内、梁山、昌原、金海
北	晉州	郡	府内市場	二、七日	五穀、綿布、約布、麻布、陶器、磁器、竹木薪炭等	丹城、山清、三嘉
北	河東	郡	邑内市場	二日	石油、金市等	釜山、馬山
北	同	廣坪	市場	七日	燐寸、紡績糸等	泗川、金海

道	府	郡	市場	日	品名	産地
南	濟州	郡州	城市場	二、七日	麥、白米、大豆、糯米、魚、醬油、金、銀、銅、鐵、鉛、錫、煤、炭、紙、布、綉、布、麻、布、棉、布、毛織物、羊毛織物、皮革、肉類、油類、糖類、鹽類、礦石、木材、漆、蠟、蜜、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	濟州、全道、下關、長崎
南	海南	郡	邑内市場	一、六日	麻布、木綿、金市、棉、紙、綉、布、麻、布、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	馬山、莞島、珍島、康津、木浦、靈岩
南	大邱	郡	西門市場	二、七日	穀物、白米、麻布、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	咸陽、盈德、高靈、安東等
南	慶州	郡	扶助市場	五、十日	穀類、布木、綿、牛、魚、鹽、糖、茶、藥材、香料、寶石、珠寶、古玩、古物、繪畫、書畫、樂器、玩具、服飾、日用品、農具、漁具、工業品、畜産品、水産品、其他	郡
南	尙州	郡	尙州市場	二、七日	穀類、白米、木花、唐木、自苧、牛、鹽、其等	咸陽、善山、龍宮、金泉、大邱、釜山
南	安東	郡	府内市場	同	穀類、布木、海産物、薪炭、煙草、雜貨等	東萊、大邱、咸安、榮州、慶山、慈仁、大邱、清河、義興、延日、安東、義城、盈德、真寶、善山
南	永川	郡	大市場	二、七日	穀物、牛、布木、釜鼎、薪炭、魚、紙等	慶山、慈仁、大邱、清河、義興、延日、安東、義城、盈德、真寶、善山
南	青松	郡	川邊市場	五、十日	穀物、白米、其、紙、魚、薪炭等	真寶、善山
南	金山	郡	金泉市場	同	穀物、牛、豚、雞、卵、其、曲、子、薪炭、麻布、農具等	金山、星州、善山、黃洞、知禮、大邱、居昌、開寧、釜山
南	高靈	郡	邑市場	四、九日	布木、穀物、牛、馬、魚、鹽、薪炭等	大邱、星州、陝川
北	奉化	郡	乃城市場	八日	穀物、魚、鹽、牛、麻布、白米、其、補油等	京城、大邱、江陵、豐基、青陽
北	比安	郡	安溪市場	一、六日	穀物、魚、鹽、其、薪炭等	義城、軍威、尙州、龍泉、善山
北	東萊	府	邑内市場	二、七日	青木、蝦蛄、支那木綿、苧布、白米、大豆、白豆、納閣、苧布、麻布、紙、食料等	府内、梁山、機張、廣州、京城、安東、宜寧
北	昌原	府	馬山市場	五、十日	米、麥、大豆、白米、其、海毛、牛、釜、薪炭、果實、其等	咸安、宜寧、靈山
北	密陽	郡	邑内市場	二、七日	五穀、魚、鹽、牛、雞、蔬菜、其、薪炭、鉛、錫、鐵、銅、其等	郡内、靈山、清道、昌寧
北	同	守山	里市場	三、八日	穀物、牛、魚、雞、其、薪炭等	昌原、靈山、金海
北	同	三浪	里市	一、六日	穀物、魚、鹽、薪炭、鉛、錫、鐵、銅、其等	郡内、梁山、昌原、金海
北	晉州	郡	府内市場	二、七日	五穀、綿布、約布、麻布、陶器、磁器、竹木薪炭等	丹城、山清、三嘉
北	河東	郡	邑内市場	二日	石油、金市等	釜山、馬山
北	同	廣坪	市場	七日	燐寸、紡績糸等	泗川、金海

當地の特産物は一年二萬圓を、或は五萬圓を産出し、上記の各地方へ搬出す。

特産物は年額一萬五千圓、(二月は十一月より)、三月に三萬圓、四月は二萬圓、五月は一萬圓を産出す。特産物は年額七萬二千圓、夏秋に二萬三千圓を産出す。

當地には鹽の特産品あり。海苔は本地の特産物にして、一月、二月の間に於て約八千圓を産し、各地方へ移出す。

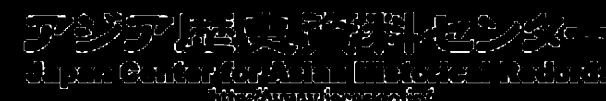
其は本地の特産物にて、八月、九月の間に於て移出す。光陽の各地へ移送す。

朝鮮の市場経済

道	黄	海	道	江	原
居昌郡川内市場 一、六日	安岳郡洞内市場 一、六日	同郡洞内市場 同	同郡洞内市場 同	同郡洞内市場 同	同郡洞内市場 同
米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等
附 近 七 面	附 近 七 面	附 近 七 面	附 近 七 面	附 近 七 面	附 近 七 面
當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす	當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす	當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす	當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす	當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす	當地の特産物は年三千疋を産し京城金糸を主要取引地とす

道	平	安	南	道
通川郡車底里市 同	三和府碑石洞市場 日、廿五	平壤郡平壤市場 一、六日	安州郡城内市場 四、九日	義州府州内面市場 一、六日
米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等	米、麻布、牛、其、木綿、金市等
地 廻 り	地 廻 り	地 廻 り	地 廻 り	地 廻 り
當地の特産物は年六百六十八圓の生産力あり	當地の特産物は年六百六十八圓の生産力あり	當地の特産物は年六百六十八圓の生産力あり	當地の特産物は年六百六十八圓の生産力あり	當地の特産物は年六百六十八圓の生産力あり

第三章 市場の取引



朝鮮の市場經濟

平	安	北	道	成	鏡
龍川府揚下面市場 三、八日 長2,000 米、雜穀、牛、馬、鹽、魚、 蘆席等	定州郡邑内面市場 一、六日 長2,500 金、木、漆、陶器、雜貨、 雜穀、牛等	同郡馬山面市場 三、八日 長2,000 右同	鐵山郡古城面市場 一、六日 長2,000 米、雜穀、牛、馬、鹽、魚、 蘆席等	龜城郡南面市場 五、十日 長2,500 明細、米、粟、豆、牛、鹽等	宜川郡邑内面市場 三、八日 長2,000 雜穀、木炭、牛、豚、其 綿糸類、雜貨等
雲山郡北鎮面市場 二、七日 長2,000 雜穀、蜀布、布、木、雜貨	泰川郡邑市面市場 三、八日 長2,500 明細、席子、糸、綴、燭、 雜穀、木炭等	博川郡邑内面市場 五、十日 長2,000 雜穀、木炭、牛、皮、蜜、魚、 蠶、木、漆、金、市、石油、 金、物、油、曲子、冠帽、 飾等	德源府元山市場 同 長2,000 米、豆、牛、其、柴、木、 魚類、雜貨等	成興郡城底市場 二、七日 長2,000 右同	北青郡北青市場 三、八日 長2,000 諸雜貨等
甲山郡長平市場 一、六日 長2,000 米、豆、布、魚、其、土器、 諸雜貨等					

當地の特産物は年二萬三千斤を産出す

明細は當地の特産にして十一月の交千八百疋を生産す

當地は金、草屑、海産物、鹽、牛皮の特産地なり

當地の特産冠帽は二萬圓、紗は五萬圓を一ヶ年に生産す

南	道	成	鏡	北	道
安邊郡邑内市場 三、八日 長2,000 其、柴、木	端川郡端川邑市場 一、六日 長2,000 米、穀、布、魚、生、牛、 柴、木、陶器、雜貨等	洪原郡洪原市場 五、十日 長2,000 薪炭、農具、金器、牛、 薪炭、農具、金器、牛、 薪炭、農具、金器、牛、 薪炭、農具、金器、牛、	同郡鏡城邑市場 一、六日 長2,000 雜貨等	同郡立石市場 三、八日 長2,000 牛、豚、牛、皮、布、棉、其、 薪、魚、鹽、雜貨等	同郡鏡城邑市場 一、六日 長2,000 雜貨等
同郡鏡城邑市場 一、六日 長2,000 雜貨等	同郡雲場市場 同 長2,000 米、布、牛、豚、其、魚、 雜貨等	同郡下加市場 同 長2,000 米、布、魚、金物、雜貨等	同郡下加市場 同 長2,000 米、布、魚、金物、雜貨等	同郡下加市場 同 長2,000 米、布、魚、金物、雜貨等	同郡下加市場 同 長2,000 米、布、魚、金物、雜貨等

當地は麻布一萬五千餘疋、牛一千五百頭を産出す

第三章 市場の取引



第三章 市場の取引

報恩郡	官基市	報恩郡	官基市
五、十日	四、九日	五、十日	四、九日
六、三〇〇	一、四〇〇	六、三〇〇	一、四〇〇
報恩郡一四	報恩郡一四	報恩郡一四	報恩郡一四
附近各郡	附近各郡	附近各郡	附近各郡
三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
官	官	官	官
有	有	有	有

本市場の取引は、前年と比べて、概して増加傾向にある。これは、本市の経済が好転し、消費需要が増加したためである。特に、食糧品や日用品の取引が活発化している。また、官公庁の発注も増加しており、市場の活性化に貢献している。今後も、本市の経済成長に伴って、市場の取引はさらなる発展を遂げるものと見られる。

道

利川郡	利川郡	利川郡	利川郡
四、九日	二、七日	一、六日	一、六日
一、二〇〇	二、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
利川郡一四	利川郡一四	利川郡一四	利川郡一四
附近各郡	附近各郡	附近各郡	附近各郡
三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
官	官	官	官
有	有	有	有

本市場の取引は、前年と比べて、概して増加傾向にある。これは、本市の経済が好転し、消費需要が増加したためである。特に、食糧品や日用品の取引が活発化している。また、官公庁の発注も増加しており、市場の活性化に貢献している。今後も、本市の経済成長に伴って、市場の取引はさらなる発展を遂げるものと見られる。

朝鮮の市場経済

朝鮮の市場経済は、戦後復興の途上にある。食糧不足や物資の乏しさが大きな課題となっている。政府は、市場の安定と物価の抑制を重視し、統制経済を維持している。一方で、民間市場の活性化も徐々に進められている。今後の市場経済の発展には、安定な政治環境と経済政策の継続が不可欠である。





南		濟	
論山市	三、八〇〇	天安市	一、六〇〇
論山郡	一、〇〇〇	並川市	七、〇〇〇
遼川市	一、〇〇〇	清州郡	二、〇〇〇
遼川郡	一、〇〇〇	鎮川郡	一、〇〇〇
公州郡	一、〇〇〇	西川郡	一、〇〇〇
大田郡	一、〇〇〇	西岩外	一、〇〇〇
龍岡郡	一、〇〇〇	天堤木川郡	一、〇〇〇
各郡	一、〇〇〇		

米穀の取引は、南の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。特に論山、公州、大田、龍岡、遼川等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。また、濟州の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。特に天堤、木川、西岩等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。

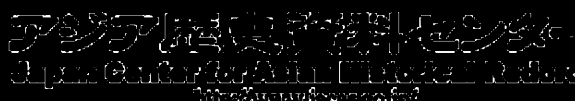
道

洪城市	一、六〇〇
洪城郡	一、六〇〇
瑞山郡	一、六〇〇
泰安郡	一、六〇〇
海美郡	一、六〇〇
洪州郡	一、六〇〇
各郡	一、六〇〇
洪州郡	一、六〇〇
任城郡	一、六〇〇
各郡	一、六〇〇

米穀の取引は、道の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。特に洪城、瑞山、泰安、海美、洪州等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。また、任城等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。

米穀の取引は、道の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。特に洪城、瑞山、泰安、海美、洪州等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。また、任城等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。

米穀の取引は、道の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。特に洪城、瑞山、泰安、海美、洪州等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。また、任城等の各郡に於ては、米穀の取引が盛んである。







朝鮮の經濟市場

Table of economic market data for Korea, listing locations like Ansan, Gyeongju, and Ulsan with dates and values.

一九八

北

Table of market data for the northern region, listing locations like Gyeongju and Ulsan with dates and values.

第三章 市場の取引

一九九

Detailed text describing market transactions, including terms like 'market price' and 'transaction volume'.







道

順川郡 一、六日  
 新倉市 一、六日  
 成川郡 一、六日  
 龍川郡 一、六日  
 新倉市 一、六日  
 成川郡 一、六日  
 龍川郡 一、六日  
 龍川郡 一、六日

一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇

道  
 有路  
 九は市すあり行特當  
 番通するものり産元  
 近市もの倉たる敷線  
 日の一里五及を前  
 二四五番の取年  
 市開近番中形  
 二日開な心示日漸  
 一八しとしの街  
 六番牛し開の路  
 及市閉市いてき

平

雲山郡 二、七日  
 北鎮市 二、七日  
 雲山郡 二、七日  
 北鎮市 二、七日

二、〇〇〇  
 二、〇〇〇  
 二、〇〇〇  
 二、〇〇〇

平  
 有路  
 場牛唯飲にり開  
 者取一應羅りし三  
 を引のに市陷全一  
 を増市加昨日九  
 市場年以ても有前  
 のるす年し鳥年五  
 的來慶現に(四  
 除至頭産今島一  
 修れる物復時一  
 繕な、況出舊せ六  
 行近呈多、際除  
 はは酒しく、本  
 〇藥市生部

安

雲山郡 二、七日  
 北鎮市 二、七日  
 雲山郡 二、七日  
 北鎮市 二、七日

二、〇〇〇  
 二、〇〇〇  
 二、〇〇〇  
 二、〇〇〇

安  
 有路  
 地鎮なた入ら展手鑽蓋に市  
 股の業形加多る著す大治て開  
 盛商地成入大入現鑽に九集  
 を業とし延約込、時場設年九  
 地心諸千尙探年置れ東最  
 名商益地三三、合の同發鑽  
 る爲物地内鑽三、合の同發鑽  
 至るし人從十、合の同發鑽  
 市已なり大住、合の同發鑽  
 取す富開多外註の路  
 引す富開多外註の路  
 際隣に地き鮮せ發北北

安

博川郡 五、十日  
 博川市 五、十日  
 博川郡 五、十日  
 博川市 五、十日

一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇

安  
 有路  
 の織にり義市れ二の實内(大  
 て百物伴州亦の取者に右正  
 分等ひ价股爲親者に右正  
 取の裝移盛本察者)支社へ  
 す一取便せな道所(支社へ  
 ばにた道りし治地け商に業  
 二のの漸も約としにして策  
 百介牛數次約としにして策  
 分人設發年中心官李明磁と  
 一を皮開す前地衛本線等  
 を取取米のに察地衛本線等  
 手取取米のに察地衛本線等  
 料引發發至府ななり十等  
 と額展れ

安

定州郡 三、八日  
 納亭市 三、八日  
 定州郡 三、八日  
 納亭市 三、八日

一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇  
 一、〇〇〇

安  
 有路  
 其の二若し其の二若し其の二  
 月若し其の二若し其の二若し  
 行若し其の二若し其の二若し  
 餘若し其の二若し其の二若し  
 あり若し其の二若し其の二若し









朝鮮の市場経済

Table with columns for market types (e.g., 上, 下, 市) and dates (e.g., 五月十五日, 五月十五日). It lists various market locations and their respective dates.

本市場は、朝鮮の市場経済の中心として、近年ますます活況を呈している。その理由は、朝鮮の産業の発展に伴って、農産物の生産が増え、市場の需要が高まったことによる。

成

Table with columns for market types (e.g., 北青郡, 北青市) and prices. It lists various market locations and their respective prices.

北青郡の市場は、近年、農産物の生産が増え、市場の需要が高まったことにより、活況を呈している。特に、大豆の生産が増え、市場の需要が高まったことによる。

Table with columns for market types (e.g., 新興郡, 元平市) and prices. It lists various market locations and their respective prices.

新興郡の市場は、近年、農産物の生産が増え、市場の需要が高まったことにより、活況を呈している。特に、大豆の生産が増え、市場の需要が高まったことによる。

第三章 市場の取引

Table with columns for market types (e.g., 洪原郡, 洪原市) and prices. It lists various market locations and their respective prices.

洪原郡の市場は、近年、農産物の生産が増え、市場の需要が高まったことにより、活況を呈している。特に、大豆の生産が増え、市場の需要が高まったことによる。















南				東			
東萊市場	公設市場	密陽市場	公設市場	普州市場	公設市場	普馬山市場	同
東萊市場 公設 二、七日 特に設備なし	密陽市場 同 二、七日 特別の設備なし	公設市場 同 二、七日 特別の設備なし	公設市場 同 二、七日 特別の設備なし	普州市場 公設 二、七日 特別の設備なし	公設市場 同 二、七日 特別の設備なし	普馬山市場 同 五、十日 特別の設備なし	同 同 五、十日 特別の設備なし
薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する	約二里以内の出店者が買田する
小賣	小賣	小賣	小賣	小賣	小賣	小賣	小賣
牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり	牛一頭に付五十錢以上なり

第三章 市場の取引

東				南			
安東市場	公設市場	浦項市場	同	慈慶仁市場	私設市場	富平町市場	同
安東市場 公設 二、七日 特別の設備なし	公設市場 同 二、七日 特別の設備なし	浦項市場 同 一、六日 特別の設備なし	同 同 一、六日 特別の設備なし	慈慶仁市場 私設 三、六日 特別の設備なし	私設市場 同 三、六日 特別の設備なし	富平町市場 同 一月一日 特別の設備なし	同 同 一月一日 特別の設備なし
薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物	薪炭、海産物、魚類、海産物、薪炭、海産物、魚類、海産物
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する	本市附近五、六里以内の出店者が買田する
卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし	卸小賣を行ひ、見本取引をなし
牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。	牛馬の百分の一、高取す。其他の百分の一、高取す。





朝鮮の市場經濟

二三三

道	江	江	道
江界市場 同 二、七日	江陵市場 同 二、七日	春川市場 公設 二、七日	宜川市場 公設 三、八日
五、〇〇〇坪 設備なし。	市場範圍廣く して一定せる 面積は六十牛 坪あり。六十 坪あり。六十 坪あり。六十 坪あり。	三、〇〇〇坪 特に設備なし。	一〇〇〇、〇〇 〇坪あり。〇 〇坪あり。
雜貨、雜穀	農産物、畜産物、水産物、油類、乾菜、果物、雜貨	米穀、海産物、薪炭	穀物、布類、魚類、昆布、酒類、雜貨等
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇
他より來り出店するものなきも、買出しに及ぶ。	出店者は五里位にして、四里位より出店する。	本市より七、八里近くの出店者又は買出しに集合する。	五里位の者が負販商なり。主に
卸小賣を行ひ見本取引なし。	卸小賣、小賣並に仲賣。	小賣	穀物類には見本取引あり。大分懸引は現金取引のみなり。
商品は百分の四十、牛馬は毎頭	商品は百分の五	なし	穀類は一石に付十錢、牛馬は一頭に付三錢十

道	原	道
元山市場 公設 五、十日	江陵市場 同 二、七日	江界市場 同 二、七日
一、〇〇〇坪あり。仲買人、委託所及入場料あり。	二、四一六坪あり。常設店、主假店を置く。	五、〇〇〇坪あり。設備なし。
牛、豚	農産物、畜産物、水産物、油類、乾菜、果物、雜貨	雜貨、雜穀
一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
附近道郡より買來る者より遠く附近郡より買來る者あり。	出店者は本邑及一里以内の居住者にし、原州、平昌、兩郡の住民なり。	附近のものを主として五里以上す。居住者も來場す。
豚は五十圓、牛は二圓依り、仲買人を依り、買入を	卸小賣並に見本取引なし。見本取引なし。	見本取引なし。
牛馬は賣上高の二分、其他商品の二分まで。	商品は賣買額の百分の十五、畜産物の百分の一とす。	商品は百分の四十、牛馬は毎頭

第三章 市場の取引

二三三



道	會場市場	會場市場
道	毎日午前六時より午後七時迄	三二四坪周囲に木柵を建て出入口二ヶ所を設く
會場市場	毎日午前六時より午後七時迄	三二四坪周囲に木柵を建て出入口二ヶ所を設く
備考	一、賣上高は大正十二年中一箇年分のものとす。	
	一、本表中出場商人数の購客数より多きものあるは、特に物々交換の爲來場せる者をも商人數に加へたものあるに因る。	

朝鮮に於ける主要市場の取引状況は略ぼ右の通りであるが、經濟事情の變化に伴ひ、市場取引高には多少の増減あるを免れない。然しながら市場の慣習及び取引方法は、數年前と今日とを比較して殆んど差違を認め難いのである。

第四節 市場取引の消長

市場の取引高は一年を通じて、農家の經濟状態の良好なる秋の收穫後に最も多く、その疲弊せる春より夏にかけては賣買高が極めて少いのである。明治四十三年以降に於ける累年の市場賣買高を見るに、明治四十三年には五千四百四十二萬二千圓であつたものが、大正七年以後は一億圓を超過して居る。

而して大正十五年の市場數は公設千二百六十五、私設三十六、計千三百一(市場規則第一條第(四)號市場を除く)にして、其取引高は、農産物四千百十八萬二千圓、水産物二千三百七十六萬二千圓、織物二千三百三十七萬五千圓、畜類四千百三十九萬二千圓、其他二千七百十二萬二千圓、合計一億五千六百八十三萬五千圓となり、其賣買高の最も大なるは畜類で、農産物第二位を占め、水産物、織物等に亞いで居る。  
(註)また各道に於ける市場取引状況を見るに、慶尙南道の二千五十七萬四千圓が最高にして、慶尙北道の千八百八十五萬三千圓、平安南道の千七百二十五萬二千圓これに亞ぎ、最も少きは忠清北道の四百三十九萬四千圓である。

市場統計累年表

年次	市場數	開市回數	農産物	水産物	織物	畜類	其他	合計
明治四十三年	九〇	三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十四年	一〇九	三,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
大正元年	一三三	三,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二年	一五七	四,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三年	一八一	四,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四年	一九一	四,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 五年	二一五	五,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 六年	二三九	五,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 七年	二六三	六,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 八年	二八七	六,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 九年	三一	六,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十年	三五	七,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十一年	三九	七,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十二年	四三	八,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十三年	四七	八,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十四年	五一	八,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十五年	五五	九,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十六年	五九	九,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十七年	六三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十八年	六七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 十九年	七一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十年	七五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十一年	七九	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十二年	八三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十三年	八七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十四年	九一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十五年	九五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十六年	九九	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十七年	一〇三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十八年	一〇七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 二十九年	一一一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十年	一一五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十一年	一二	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十二年	一三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十三年	一七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十四年	二一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十五年	二五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十六年	二九	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十七年	三三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十八年	三七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 三十九年	四一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十年	四五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十一年	四九	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十二年	五三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十三年	五七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十四年	六一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十五年	六五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十六年	六九	一〇,七〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十七年	七三	一〇,一〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十八年	七七	一〇,五〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 四十九年	八一	一〇,九〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同 五十年	八五	一〇,三〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇

第三章 市場の取引

第三章 市場の取引

二二九

年	比		較	
	同十年		同十一年	
	私設	公設	私設	公設
昭和元年	計	1,100,000	計	1,100,000
同十四年	私設	1,100,000	私設	1,100,000
	公設	1,100,000	公設	1,100,000
同十三年	私設	1,100,000	私設	1,100,000
	公設	1,100,000	公設	1,100,000
同十二年	私設	1,100,000	私設	1,100,000
	公設	1,100,000	公設	1,100,000
同十一年	私設	1,100,000	私設	1,100,000
	公設	1,100,000	公設	1,100,000
同十年	私設	1,100,000	私設	1,100,000
	公設	1,100,000	公設	1,100,000

年	同四年		同五年		同六年		同七年		同八年		同九年	
	私設		公設		私設		公設		私設		公設	
	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設	計	私設	公設
同四年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同五年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同六年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同七年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同八年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同九年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

朝鮮の市場經濟

二三八



道 別	市場數		開市回数		賣 買					
	計	私設	計	私設	農産物	水産物	織物	畜産物	其他	合計
全羅南道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
全羅北道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
忠清南道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
忠清北道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
京畿道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425

道 別	市場數		開市回数		賣 買					
	計	私設	計	私設	農産物	水産物	織物	畜産物	其他	合計
慶尙北道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
慶尙南道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
黄海道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
平安南道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
平安北道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425
江原道	11	3	7	2	1,115,425	1,250,000	1,130,000	1,100,000	1,100,000	4,695,425

朝鮮の市場経済

市場	成鏡南道		成鏡北道		合計	第一號市場		第二號市場		第三號市場	
	公設	私設	公設	私設		公設	私設	公設	私設	公設	私設
成鏡南道	10,101,336	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
成鏡北道	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
合計	11,801,336	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000

二四二

右の表の中第三號市場は委託を受け競賣の方法に依り水産物、蔬菜、果物の販賣を行ふ所謂卸賣市場であつて、他の小賣市場とは性質が異つて居る。而して最近一箇年間の總取引高は千百三十九萬七千圓に達して居る。

各道別三號市場取引高

備考 一、本表に掲記せる市場は市場規則第一條の各號に該當するものにして  
第一號市場は場屋を設けまたは場屋を設けざるも區域したる地域に於て毎日または定期に多數の需要者及び供給者來集し貨物の賣買交換を行ふ場所  
第二號市場は二十人以上の營業者一場屋に於て主として穀物食料品の販賣業を行ふ場所  
第三號市場は委託を受け競賣の方法に依り水産物蔬菜果物の販賣業を行ふ場所  
二、本表には市場規則第一條第四號市場を除く

區分	市場數	一箇年賣買高					備考
		農産物	水産物	織物	畜類	其他	
京畿道	6	9,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
忠清北道	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	7	10,000,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000

二四三

朝鮮の市場経済

道	市場数	農産物	水産物	織物	畜産物	其他	合計
忠清南道	14	3,767	—	—	—	—	3,767
全羅北道	1	3,767	—	—	—	—	3,767
全羅南道	3	4,543	—	—	—	—	4,543
全羅北道	1	1,666	—	—	—	—	1,666
慶尙南道	3	5,577	—	—	—	—	5,577
慶尙北道	1	1,000	—	—	—	—	1,000
黄海道	1	3,676	—	—	—	—	3,676
平安南道	3	3,676	—	—	—	—	3,676
平安北道	3	3,676	—	—	—	—	3,676
江原道	1	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	5	4,913	—	—	—	—	4,913
咸鏡北道	1	1,000	—	—	—	—	1,000
總計	32	48,121	—	—	—	—	48,121

これ等市場を分つて南鮮、北鮮、表朝鮮、裏朝鮮、南部、中部、西北部に分類して見れば南鮮は北鮮に比し、表朝鮮は裏朝鮮に比し、南部は北部に比し市場の分布が極めて濃密にしてその取引が著しく發達して居る。

地域別市場分布及取引高

道	市場数	買					合計
		農産物	水産物	織物	畜産物	其他	
1 南鮮	18	3,767	—	—	—	—	3,767
2 表朝鮮	12	19,066	—	—	—	—	19,066
3 裏朝鮮	12	1,000	—	—	—	—	1,000
4 南部	12	19,066	—	—	—	—	19,066
5 中部	12	1,000	—	—	—	—	1,000
6 西北部	12	1,000	—	—	—	—	1,000
7 合計	32	48,121	—	—	—	—	48,121

備考 1 南鮮へは京畿、忠南北、全南北、慶南北、江原の八道を、北鮮には黄海、平南北、咸南の五道を含む。

2 表朝鮮へは平南北、黄海、京畿、忠南北、全南北、慶南北の十道を、裏朝鮮へは咸南北、江原の三道を含む。

3 南部へは忠南北、全南北、慶南北の六道を、中部へは京畿、江原、黄海の三道を、西北部へは平南北、咸南北の四道を含む。

今これ等市場の各道別の利用範囲を見るに、一市場平均の取引高は平安北道の一八九、四一六圓が第一位で、京畿道、慶尙南道これに亞ぎ、江原道の七三、六四三圓が最も少額である。一市場當りの人口は全羅北道の一、八五四人が最も多く、平安南道の九、六五八人が最も少いのである。また一市場に對する平均面積は、咸鏡北道の二九、三一一方里が最も大きく、慶尙南道の五、六五九方里が最も小さいが、これを視察するときは、各道に於ける市場分布の粗密と、市場利用の程度を窺ふことが

出来やう。全鮮平均の市場数は十万里に付き〇・九一の割であるが、その中慶尙南道の一・七六七が第一で、咸鏡北道の〇・三四一が最も少く、取引高は慶尙南道の二五七、八三〇圓、及び忠清南道の二二六、三七一圓が群を抜き、その最も少い咸鏡北道の四四、四五七圓の約五倍に當つてゐる。

人口十萬に付きその市場数は平均六・八一〇、取引高八二〇、九六二圓にして、その中平安南道の一〇・三五三が筆頭で、その取引高も最も多く一、三八四、六七〇圓に達し、市場数の最も少きは全羅北道の五・〇三六、取引高の最も小さいのは全羅南道の四〇二、三四五圓である。これを要するに市場の分布は、人口の稠密にして文化の進歩し經濟力の發達した南鮮地方に多く、人口の稀薄にして文化の遅れ經濟力の發達の劣つて居る西北鮮地方に少いが、市場の利用は、市街地の多く常設店舗取引の普及して居る南鮮地方よりも、却つてその幼稚なる西北鮮地方が盛んなことを示して居る。近來に至り、巨額の取引高を有する大市場が、西北鮮地方に多くなつて來たことは、常設店舗の少き地方に於ては、現在も尙ほ市場取引の旺盛を來して居る證據である。

市場利用の範圍 (昭和十五年)

道名	一市場に付き		十万里に付き		人口十萬に付き	
	取引高	人口	市場數	取引高	市場數	取引高
京畿道	一三、三三三	一九、七七一	八、三三七	一、二六八	一七、三三三	八、三三三

忠清北道	八、三三七	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
忠清南道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
全羅北道	八、三三七	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
全羅南道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
慶尙北道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
慶尙南道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
黃海道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
平安南道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
平安北道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
江原道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
咸鏡南道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
咸鏡北道	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
平均	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八

市場取引が一般經濟界の影響を受けて一進一退することは云ふ迄もないが、特に生産額の多寡と消長を共にし、貿易の盛衰と運命を同うし、更に景氣不景氣を卜すべき通貨流通高の多少と歩調を等しくして居る傾向あるは、左の統計に依りて略ぼ察知し得るであらう。

一人當り市場取引額、生産物價額、貿易額、通貨流通見込額累年比較



朝鮮の市場経済

年次別	生産物価額	貿易		通貨流通見込額	市場取引額
		輸入額	輸出額		
明治四十三年	2,060	2,988	1,496	2,506	3,789
同 四十四年	2,893	3,848	1,342	2,506	3,997
大正元年	3,339	4,577	1,415	2,406	6,298
同 二年	3,764	4,630	1,997	2,219	3,597
同 三年	3,856	3,969	2,259	1,862	2,755
同 四年	3,356	3,677	3,040	2,615	2,676
同 五年	3,927	4,472	3,422	3,282	3,051
同 六年	5,177	6,033	4,937	4,103	3,680
同 七年	8,560	9,261	9,040	6,103	6,338
同 八年	10,374	11,372	11,809	7,854	9,113
同 九年	10,303	11,811	11,033	5,731	5,985
同 十年	8,404	11,535	11,506	6,338	6,274
同 十一年	9,105	14,566	11,310	4,600	6,135
同 十二年	8,940	14,860	11,630	5,078	6,680
同 十三年	9,635	17,135	11,811	5,366	7,490
同 十四年	9,475	17,880	17,966	4,433	7,777

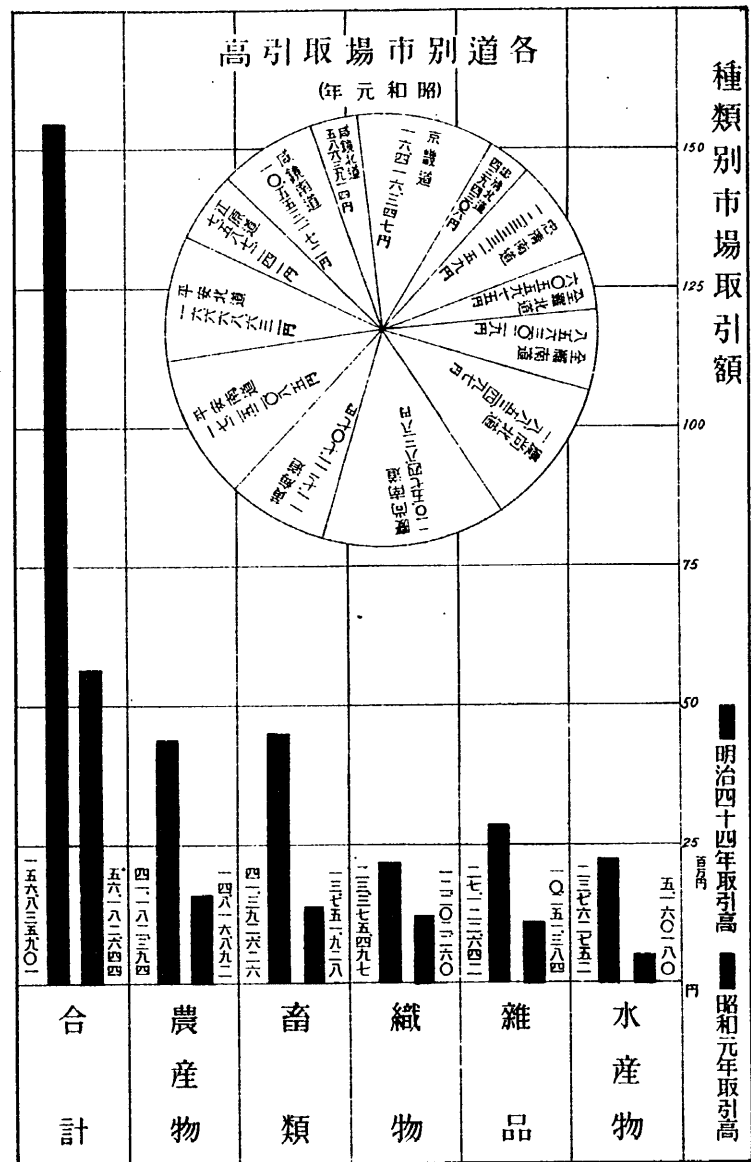
昭和十五年 九三三三 一九四八 一八九九 四四三 八〇元

市場取引高が、生産額、貿易額、通貨流通額と極めて密接なる関係あることは前述した通りであるが、朝鮮に於ては、総人口に對する農民の割合約八割を占め、また總生産額に對し農産物の割合約七割四分に達して居る。斯くの如き特殊の地域に在りては、一般經濟事情よりも、寧ろ農産額の豊凶の方が、市場取引高の盛衰に直接影響を及ぼすことが大であると信ずる。而してその傾向は、左の統計に依りて略ぼ誤りにあらずることが説明し得らるゝと思ふ。

一人當り市場取引額、及び農産物價額累年比較

年次別	總數		一人當り	
	市場取引額	農産物價額	市場取引額	農産物價額
明治四十三年	5,043	2,412	378	181
同 四十四年	5,613	3,552	397	253
大正元年	9,390	4,516	658	293
同 二年	5,150	5,081	357	386
同 三年	4,346	4,582	275	288
同 四年	4,356	4,279	266	264
同 五年	5,078	5,238	305	324

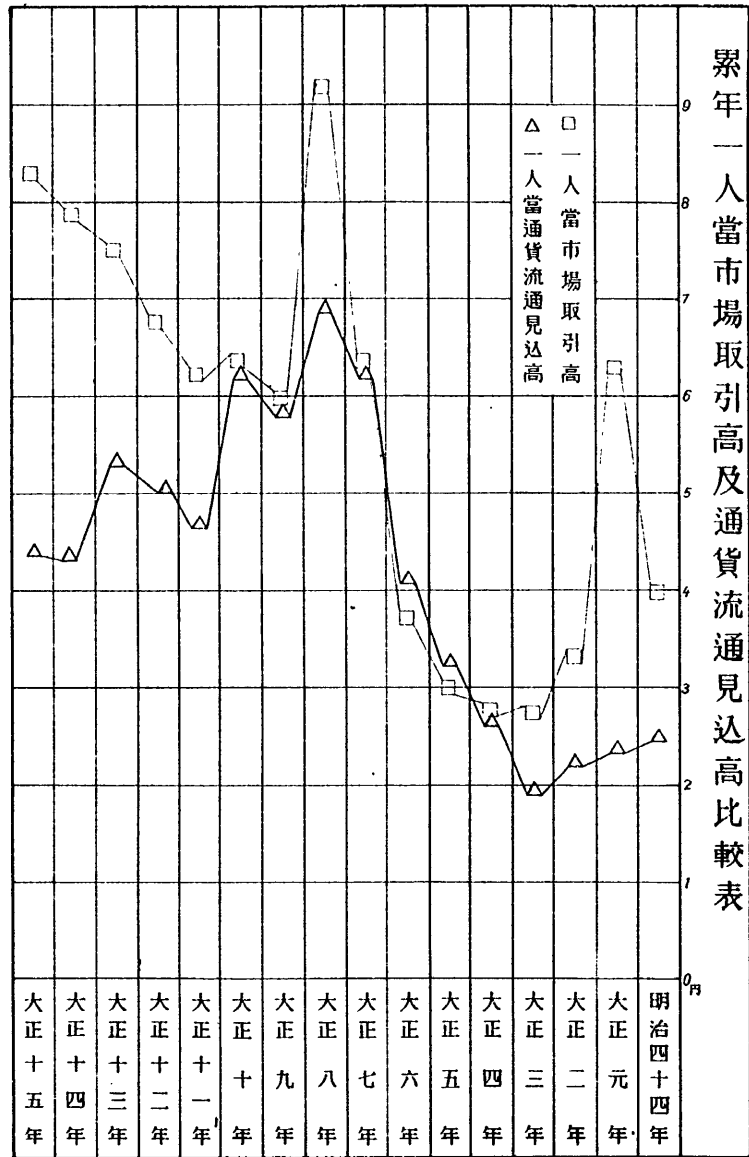
第三章 市場の取引



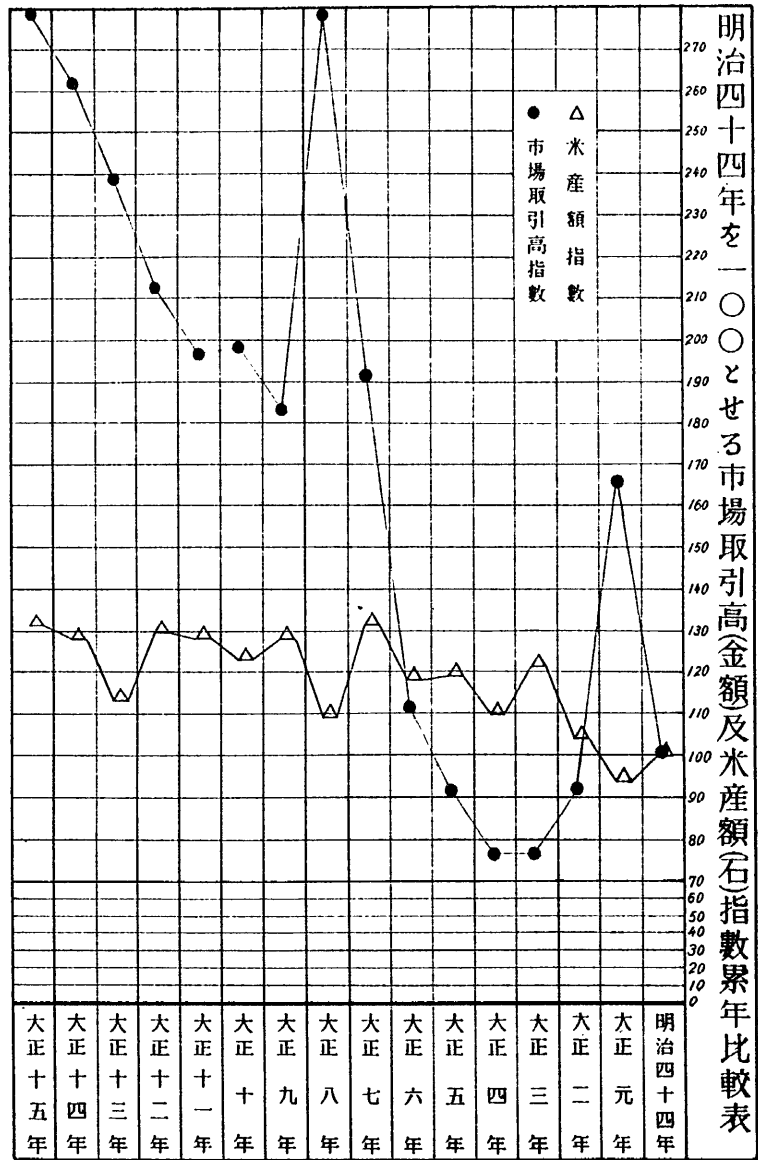
年	取引高 (円)	昭和元年取引高 (円)
昭和元年	15,683,501	15,683,501
昭和二年	14,702,818	12,995,516
昭和三年	13,477,911	13,412,477
昭和四年	13,477,911	12,853,891
昭和五年	11,947,711	11,687,033
昭和六年	10,814,400	11,849,936
昭和七年	11,233,911	10,973,364
昭和八年	10,352,511	11,433,714
昭和九年	11,562,911	13,892,219
昭和十年	10,814,400	11,039,971
昭和十一年	10,814,400	11,039,971
昭和十二年	10,814,400	11,039,971
昭和十三年	10,814,400	11,039,971
昭和十四年	10,814,400	11,039,971
昭和十五年	10,814,400	11,039,971
昭和十六年	10,814,400	11,039,971
昭和十七年	10,814,400	11,039,971
昭和十八年	10,814,400	11,039,971
昭和十九年	10,814,400	11,039,971
昭和二十年	10,814,400	11,039,971



累年一人當市場取引高及通貨流通見込高比較表







## 第四章 市場行政

### 第一節 市場の監督

新羅時代の東市典・西市典・南市典・高麗時代の京市署、李朝時代の平市署等はいづれも京師市及び市廛に関する行政應にして、各時代を通じ、或は度量衡法を設け、國幣を流通せしめ、物價を調節し、暴利を抑制し、商賈を保護すると共に、課税を行ひ、貢物を徴する等、諸般の制度一見整へるが如くに見ゆるが、その實商業行政は頗る不備を極め、徒らに形式上支那の制度を模倣して、商業取引に干渉し、これが爲めに商業の發達を阻害し、所謂「角を矯めんとして牛を殺した」ものである。殊に地方市場に對しては、徵稅以外、殆んど保護監督施設の見るべきものはなかつたやうである。朝鮮に於ける市場の分布を見るに、交通の要衝及び官廳所在地等にあるもの多く、これ等の中には、人民の要求によりて開市されたものもあるが、また地方官が貢物、其他の私税を賦課せんとして開市したるものも尠くない。而してこれ等の私税を徵收しまたは市場を監督する爲めに、市場設立者若しくは附近の有力者を場監又は有司に任命し、その指揮下に取り任せしめ、この監督者は一面仲買人の如く出品者の爲めに顧客を求め、相當の口錢を收め、また地方によりては特に監督者を置かず、市場の附近に存

する酒幕の主人が出場商人の爲め場割等に任じたのである。これ等の市場を巡回する裸負商は別に監督者ありて、これを監督保護し、多くは一市一人を選挙し、更に數市連合して總監督を置いた(任期は多やうである。これを要するに、李朝末葉の地方市場は、その開設・管理・經營等に就いては全く一定せる方針なく、地方の官吏・市場行商者、及び市場所在地の客主・旅團・酒幕等によりて、市場の利益が壟斷せらるゝ如き不都合を生じた例が尠くなかつた。茲に於てか總督府設置後は市場に對する從來の弊風を一新し、その監督を嚴にするの必要を認め、市場の設置・變更等に付、地方長官をして本府に稟請の上處理せしむることとし、更に大正三年九月に至り、新に府令を以て市場規則を制定した。本令は當時の現況に鑑み、市場の種類を、(イ)在來の普通市場、(ロ)食料品販賣市場(ハ)水産物・果菜等の糶市場の三種とし、市場の經營は水産物糶市場、及び市場規則發布前より個人又は會社の經營に係るものを除き、其他の市場は爾今公共團體(府)又は之に準すべきもの(面)に非ざれば許可せざることとし、市場の設置・移轉・廢止・其他市場に關する重要な事項は、總て之を道長官の權限に委し、其他、市場の組織・管理・監督に關する詳細の規定を設け、大正九年に至り同規則の一部を改正して現物市場に關する規定を設け、有價證券穀物取引市場の設置を公認することとなつた。更にまた近年物價の暴騰の爲めに一般の生活を脅威すること甚だしく、これを緩和して中流階級以下の生

活難を救済することの必要なるを認め、府に於て公設の市場を設置し、希望者中より選定したる商人にこれを貸付け、以て日用品の販賣業を營ましめることとなり、市場販賣の商品に對しては、或は運輸業者に交渉して特に運賃の輕減を行はしめ、或は課税の免除を爲し、以て需要者に對し安價供給の方途を講じ、また市場には常に吏員を派してその實況を監視すると共に、交通・衛生・不當暴利・其他の注意を施す等、専ら社會政策施設の目的に合致するに努めて居る。

更に昭和二年度より從來問題となつて居た地方税たる市場税を廢止し、市場規則第一條の四號市場にのみ特別市場税を賦課することに改正したるは、社會政策上の目的に合致したものである。

### 市場規則

(大正三年九月)改正(大正九年四月)昭和二年  
總令第三百三十六號(總令第三十八號)總令第五十一號(總令第十六號)

第一條 本令ニ於テ市場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一 場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケサルモ區劃シタル地域ニ於テ毎日又ハ定期ニ多數ノ需要者及供給者來集シ貨物ノ賣買交換ヲ行フ場所

二 十人以上ノ營業者一場屋ニ於テ主トシテ穀物食料品ノ販賣業ヲ行フ場所

三 委託ヲ受ケ統賣ノ方法ニ依リ貨物ノ販賣業ヲ行フ場所

### 第四章 市場行政

四 毎日又ハ定期ニ營業者集會シ見本又ハ銘柄ニ依リ物品又ハ有價證券ノ賣買取引ヲ行フ場所  
 第二條 市場ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノニ非サレハ之ヲ經營スルコトヲ得ス但シ前條第四號  
 ノ市場ハ會社又ハ當該市場ニ於テ賣買取引ヲ行フ營業者ヲ以テ組織スル組合ニ於テ之ヲ經營スル  
 コトヲ得

第三條 第一條第一號乃至第三號ノ市場ヲ設定セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ道知  
 事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

- 一 名 稱
- 二 位 置
- 三 面 積
- 四 設 備
- 五 開市日又ハ休業日及市場ノ開閉時刻
- 六 取引スヘキ主ナル貨物ノ種類
- 七 府面ニ於テ經營スル場合ヲ除クノ外使用料ヲ徵收セムトスルトキハ其ノ率及徵收方法
- 八 管理方法

九 設置ノ理由

前項ノ願書ニハ市場ノ設備位置及其ノ附近ノ狀況ヲ記載シタル圖面ヲ添附スヘシ

第三條ノ二 第一條第四號ノ市場ヲ設置セムトスルトキハ會社ニ在リテハ發起人組合ニ在リテハ組  
 合員前條各號ノ事項ヲ記載シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一 定款又ハ組合契約

二 市場ニ於ケル賣買取引ニ關スル規程

三 發起人又ハ組合員ノ氏名・商號・年齢・住所・營業所・職業

第四條 市場ヲ開始シタルトキハ遅滞ナク之ヲ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第  
 一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第一條第三號又ハ第四號ノ市場ニシテ休業日以外ノ休業ヲ爲シタルトキ其ノ他ノ市場ニシテ一月  
 以上ニ亘ル休業ヲ爲シタルトキハ亦前項ニ同シ

第五條 第三條第一項第一號乃至第八號ニ掲ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ第一條第一號乃至

第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第五條ノ二 第三條ノ二第一號及第二號ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受



クヘシ

第六條 市場ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 道知事ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ市場ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第七條ノ二 第一條第四號ノ市場ニ於テハ其ノ市場ヲ經營スル組合ノ組合員又ハ仲買人ニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

仲買人タラムトスル者ハ商號・氏名・年齢・住所及營業所ヲ記載シタル書而履歷書及資産調査及市場經營者ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書而ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

組合員脱退シ又ハ氏名・商號・住所若ハ營業所ヲ變更シタルトキハ組合ハ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ規程ハ仲買人死亡若ハ廢業シ又ハ氏名・商號・住所若ハ營業所ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ三 朝鮮總督ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條第四號ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ定

第八條 組合契約若ハ賣買取引ニ關スル規程ノ變更ヲ命シ又ハ組合員若ハ仲買人ニ對シ營業ノ禁止若ハ停止其他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第八條 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ市場經營者ノ同意ヲ得タコトヲ證スル書而ヲ添附シ道知事ニ許可ヲ受クヘシ

- 一 商號 氏名
- 二 資本金額
- 三 營業期間
- 四 營業規程
- 五 營業所ノ位置
- 六 貨物ノ種類
- 七 一年間ノ販賣見込數量及金額
- 八 一年間ノ損益見込計算

營業者其ノ營業上必要ナル設備ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ記載シタル書而及圖面ヲ前項ノ願書ニ添附スヘシ

第九條 前條ノ營業規程ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 貨物ノ保管及販賣ノ方法ニ關スル事項
- 二 仲買人ヲ置クトキハ其ノ資格及加入脱退ニ關スル事項
- 三 販賣手數料ノ率及取立方法委託者ニ對スル代金支拂方法其ノ他委託ニ關スル事項
- 四 營業時間及休業日ニ關スル事項
- 五 前各號ノ外營業ニ關シ必要ナル事項

第十條 第八條第一項第三號ノ營業期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十一條 第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル營業ハ相續ニ依リ之ヲ繼承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續人ヨリ遲滞ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第十二條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者同條第一項第三號、第五號、第六號ノ事項同條第二項ノ設備又ハ營業規程ヲ變更セムトスルトキハ遲滞ナク道知事ニ届出ツヘシ

第八條第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク道知事ニ届出ツヘシ

第十三條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アル場合ヲ除クノ外休業日以外ニ其ノ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

拒ムコトヲ得ス

第十四條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ營業規程ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ營業貨物ノ販賣委託ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ營業ヲ開始シ廢止シ又ハ休業日以外ニ休止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ但シ營業休止ノ場合ハ其ノ事由ヲ届書ニ記載スヘシ

營業者死亡シタルトキ又ハ解散ニ依リ營業ヲ廢止シタルトキハ相續人又ハ清算人ヨリ遲滞ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第十六條 道知事必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ヲシテ營業ノ狀況及出納計算ノ報告ヲ爲サシメ又ハ之ニ關スル書類帳簿ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第十七條 第八條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ營業ヲ開始セス又ハ營業休止一月ヲ超ユルトキハ道知事ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

道知事公益上必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止營業所ノ位置ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第十八條 警察官必要アリト認ムルトキハ市場ニ於テ營業ヲ爲ス者又ハ市場ニ入ル者ニ對シ公安ノ



交通又ハ衛生ノ取締ニ關シ臨時必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ市場ヲ設置シタルトキ

一ノ二 組合員又ハ仲買人ニ非サル者第一條第四號ノ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲シタルトキ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第七條ノ二第二項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二 許可ヲ受ケスシテ第八條ニ規定スル營業ヲ爲シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シテ第八條ノ許可ヲ受ケタルトキ

三 第八條ノ許可ヲ受ケタル營業者營業所トシテ許可ヲ受ケタル市場外ニ於テ其ノ營業ヲ爲シタルトキ

四 第十三條第十四條ノ規定又ハ第七條ノ三若ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第二十條 第八條ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十二條第一項ノ規程ニ違反シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二 許可ノ條件又ハ營業規程ニ違反シタルトキ

三 第十六條ニ規定スル検査ヲ拒ミ營業ノ狀況若ハ出納計算ノ報告ヲ爲サス又ハ報告ニ不實ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四 營業ニ關スル書類、帳簿ニ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ故意ニ必要ノ事項ヲ記載セサルトキ

第二十一條 第十八條ニ依ル警察官ノ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第七條ノ二第三項、第四項、第十一條、第十二條第二項又ハ第十五條ニ規定スル届出ヲ怠リタル者ハ科料ニ處ス

第二十三條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ規定スル罪ヲ犯シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十四條 第一條第四號ノ市場ヲ經營スル組合員、仲介人又ハ第八條ニ規定スル營業者ハ其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ規定シタル罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十四條ノ二 第一條第四號ノ市場ニ關スル規定ハ會社組織ノ取引所ニハ之ヲ適用セス



附 則

第二十五條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル市場ハ當分ノ内公共團體又ハ之ニ準スヘキモノ以外ノ者ニ對シ期限ヲ附シ其ノ設置ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條 本令施行ノ際現ニ存在スル市場ニシテ會社又ハ個人ノ經營ニ屬セサルモノハ道知事ノ指定スル公共團體又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ設置シタルモノト看做ス

第二十八條 本令施行ノ際現ニ會社又ハ個人ニ於テ經營スル市場ハ引續キ之ヲ經營スルコトヲ得

前項ノ市場ニハ第四條第二項、第五條乃至第七條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 第二十六條ノ市場經營者及前條ノ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニハ第十一條、第十三條、第十五條第二項、第十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ニ依リ準用シタル規定ニ關スル本令ノ罰則ハ前項ノ市場經營者ニ之ヲ準用ス

第三十條 不實ノ申告ヲ爲シ第二十六條ノ市場ノ許可ヲ受ケタル者又ハ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第七條ノ命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ許可ノ條件ニ違反シタルトキ、第五條若ハ第六條ノ規定ニ違

反シタルトキ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第五條ノ許可ヲ可ケタルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第四條ノ届出ヲ怠リタルトキハ科料ニ處ス

第三十一條 本令施行前許可ヲ受ケ現ニ第八條ニ規定スル營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十二條 第二十八條ノ市場又ハ前條ノ營業ニ付期間ノ定メナキモノハ其ノ期間ヲ本令施行ノ日ヨリ十年トシ其ノ期間ノ定メアルモノハ其ノ期間之ヲ存續スルコトヲ得

第三十三條 第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ハ第三條ニ掲ケタル事項第三十一條ノ營業者ハ第八條ニ掲ケタル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ道知事ニ届出ツヘシ

第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ニシテ其ノ市場ニ付許可ヲ受ケタル者又ハ第三十一條ノ營業者ハ許可ノ官廳許可年月日及期間ヲ前項ノ届出ト同時ニ道知事ニ届出ツヘシ

前二項ノ届出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則 (大正九年四月總令第三十八號附則)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四章 市場行政





本令施行ノ際現ニ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル者及其ノ仲買人ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ本令ニ依リ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ出願テタル者ハ其ノ許否決定スル迄従前ノ例ニ依リ事業ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行前會社令ニ依リ許可ヲ受ケ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル會社ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

### 第二節 市場の取締

李朝時代に於ける市場の監督取締は頗る不徹底にして、その開市・管理等の實權が行商者及び市場所在地の客主・旅閣・酒幕などに握られて居た結果、市場の監督取締もまた殆んど自治的に行はれて居たやうである。従つて法律上市場の監督取締に關する規定は少いが、試みに「大典會通」所載の刑典中、市場及び一般商業關係のものをみると左の如きものがある。

- 一 白晝場市ニテ物貨ヲ掠奪シタル者、女人ヲ劫姦シタル者ハ並ナ首倡ハ斬シ從タレバ己身ヲ限り島配ス。無頼ノ輩場市ニ聚會シ牛馬ヲ竊ミ宰殺シタル者ハ本律ニ依リテ論ズ
- 一 燕ニ赴ク人參貨ヲ挾持シタル者ハ境上ニ斬ル

- 一 八包ノ定數外ニ銀貨ヲ賣去シタル者ハ一律ヲ以テ論ズ
- 一 商賈ニ私ニ物貨ヲ托シ唐物ヲ貿易シタル者ハ受寄人ヲ並セ杖一百、徒三年、物貨未ダ二十貫ニ滿タザレバ則チ一等ヲ減ズ
- 一 我が境ニ在リテ禁物ヲ潛賣シタル者ハ死ヲ減ジテ定配ス
- 一 倭館ニ參貨ヲ潛商シタル者ハ首從ヲ皆館前ニ斬ル
- 一 商賈ノ館中ニ出入シ托スルニ買賣ヲ以テシ事情ヲ漏通シタル者、賂ヲ倭人ニ受ケ女子ヲ誘引シ潛入シテ姦ヲ行ヒタル者、倭人ノ處ニ債ヲ負ヒタル者、倭物ヲ偷取シタル者ハ並ナ館前ニ斬ル、倭館ニ關入シタル者ハ一律ヲ以テ論ズ
- 一 倭館ノ朝市ニ各營邑及商船ノ運來ヲ買賣シタル者、倭來賣來ノ雜物ヲ浦港ニ潛商シタル者並ナ杖一百、徒三年
- 一 奉使ノ人商賈ヲ挾帶シタル者ハ拿問シテ嚴處ス
- 一 西北邊ノ場市ニ參貨ヲ挾持シタル者ハ使行ノ時挾持シタル者ト同律
- 一 馬匹ヲ潛商シタル者ハ次律ヲ以テ論ズ
- 一 咸鏡道富寧以北ニ商賈ノ入去シタル者ハ制書有違ノ律ヲ以テ論ズ

一 兩界ノ人物ヲ招引シテ賣買シタル者、次律ヲ以テ論ズ

一 市價ヲ刁蹬スル者、斗・升・式ニ準ゼサル者、木碗ヲ用ヒ米ヲ惡クスル者、稱スルニ外上ヲ以テシ廉人ニ勤買スル者、鷹案ニ係ラズシテ亂廉スル者ハ並ナ禁斷ス

一 宗臣・士夫・外上ヲ以テ各廉人ヲ侵擾シタル者ハ平市署草記シテ罪ヲ科ス

一 各衙門・各軍門・各官房・平市署ニ文移ヲ爲サズ廉人ヲ推提スル者ハ嚴禁ス

右の如き法規上の制裁はあつたやうであるが、中央及び地方の政治の腐敗紊亂せる李朝時代の市場警察は全く網紀弛廢し、盜賊横行して良民を苦めるのみならず、官吏及び市場經營に任ずる者が、商人並に購買者より苛斂誅求をこととし、市日には賭博が公然と行はるゝ等、その弊害の多きことは到底想像の外であつた。茲に於てか韓國併合後に於ては、諸般法規の完整と相俟ちて、各警察署は市場の監督取締に努め、犯罪の防止は勿論、交通・衛生・不當暴利等に常に注意しつゝあり、これが爲め併合前と併合後の市場警察は全く面目を一新して居る。由來市日には、近傍村落より數千乃至數百の出場者蟻集し、地方に於ては市日は一般農民にとつて安息日であり、市場は娛樂場の如き觀あり、多數の農民は賣買の有無に拘らず市場に行くを樂みとするの風がある。従つて市日に於ける市場の雜踏混雜は名狀すべからざるものあり、これが爲めに種々の事故を生じ、犯罪の發生を見るは避け難いこ

とである。加ふるに朝鮮の地方民は衛生觀念極めて乏しく、腐敗に近き物品を販賣し、或は飲食物を露天の塵芥裡に陳列する等、在來市場の衛生状態は頗る不良なるものがある。また市場は路傍に開かるゝもの多き關係上、市日に於ては種々交通上妨害となる事故を發生し、混雜に乗じ窃盜、掏摸の横行し、金錢の出入多き結果、往々詐欺及び賭博の行はるゝことあり、遊興浪費に基く密淫賣・猥褻姦淫・喧嘩・傷害等の犯罪を見る例が多いが、各警察署の監督取締その宜しきを得、漸次これが減少を見つゝあるは欣ぶべき傾向である。

今試みに大正十三年の調査により、各地の市場に就いて市日に於ける犯罪行爲・衛生状態・浪費遊興状況・交通事故等を抜萃し、以て地方の民情・風俗の一斑を窺ふの參考に供しやうと思ふ。

市場事故調査表

(當該警察署長の報告に據る)

犯罪行爲その他	衛生状態	浪費遊興状況	交通事故その他
京城南大門市場	三名の常備人夫ありて清潔維持に従事す計量價格品質につき毎日取締をなしつゝあり	浪費遊興状況	交通事故その他
京城東大門市場	往々雜路に乗じ掏摸犯罪あり	浪費遊興状況	交通事故その他
水原市場	田舎より往復の商人及び農夫の途中を襲へる例二	浪費遊興状況	交通事故その他

第四章 市場行政



清州市場

三あり、喧嘩は市日毎に四五件あり

備前の不完全なり殊に食物に甚だし

出入するもの稀なり

す

報恩市

窃盗、傷害、賭博、詐欺

土地の地位上雨期不健康なるのみ概して良好なり

不況時代と共に昔日の如き浪費なし

す

忠州市

萬引、賭博、喧嘩は市日毎に四五件あり

屋根なき農場に物品を陳列し、夏季中は日光により腐敗に傾くもの多からず

田舎より懸々飲食をなしに出場するものあり

す

公州市

窃盗、賭博、喧嘩は市日毎に四五件あり

道路中央に荷車を放置し、牛馬を繋留し、露店を設ける等市日毎三十件に上る

近時遊興浪費者少く營業者打撃を蒙りつゝあり

す

鳥致院市

飲酒をなすは鮮人の通弊にしてこれより生ずる争論あれど刑事事件となりたることなし

夏季不良品の買入多し

一人當五十錢見當の飲食をなす

す

大田市場

飲酒をなすは鮮人の通弊にしてこれより生ずる争論あれど刑事事件となりたることなし

販賣品には必要に應じ覆蓋をなさしめ居るもこれを嫌ふ風あり

中食の際適當の飲酒をなすのみ

す

江景市

喧嘩、賭博、喧嘩は市日毎に四五件あり

萬引、賭博、喧嘩は市日毎に四五件あり

車に閉する事故多し

す

天安市

萬引、賭博、喧嘩は市日毎に四五件あり

飲食物の覆蓋適當ならず

車の放置・雑踏地自轉車疾

す

全州市

時々不正度量衡の検査洩れあり射倖行爲はる

殊に煮素類西瓜の切賣り等に防範設備不完全なり

無資力者多く衛生上の指示事項を實施し能はざるあり

走等

井邑市

窃盗賭博の當習あり

鮮人は新鮮のものより嗜好みで勝入する風あり

收穫時に多少これを見るのみ

雑踏して製理困難なり

務安市

飲酒より起る争論、毆打あり、モルヒネ中毒者を誘惑して注射なさせしめ薬品を密賣するものあり

飲食物、茶及び罐を閉じ人ばこれを意に介せずして飲食す

露店多く通行困難なり

す

麗水市

喧嘩、口論、傷害あり

地位設備不完全にして洪水時に常に浸水す

多少の浪費をなし閉市後遊廓や妓生の家に流れ込るより一、二割多し

す

大邱市

小盗、喧嘩、風俗犯あり

動もすれば覆蓋なき容器に飲食物を陳列し、不潔なる場所汚水を賣り、不潔なる場所汚水を賣り、不潔なる場所汚水を賣り

又これらを洗滌し、汚水を賣り、不潔なる場所汚水を賣り

す

慈仁市

飲酒より起る争論、毆打あり、モルヒネ中毒者を誘惑して注射なさせしめ薬品を密賣するものあり

飲食物、茶及び罐を閉じ人ばこれを意に介せずして飲食す

又これらを洗滌し、汚水を賣り、不潔なる場所汚水を賣り

す

第四章 市場行政



金 泉 市	密閉口論あり、また香具師の射的的行為を以て愚民を欺くあり			
釜 山 市	飲食物残餘を場内に捨てることあり、糞蓋不良なり	糞路中に販賣品を陳列するが故に衛生上面自からず、商人の市場に於ける賣下等品を部に於ける者に高價に賣却する者あり	鮮人の慣習上飲食物の糞蓋をなましむること困難なり	多数集合して飲食なすあれどその額尠なり
中 和 市	賭博場あり、賭博は市の餘途行はる			
定 州 市	計不完全に於て密閉、賭博、密閉あり			
江 界 市	計不完全に於て密閉、賭博、密閉あり			
南 市 市	密閉、密閉あり、密閉あり			
鐵 原 市	喧嘩密閉尠数	市場設備不完全にして牛馬の糞尿散在し衛生上遺物の未熟品あり、夏果物、飲食物類の不衛生なり	飲食物類の不衛生に土地濕氣を帯びて衛生に良好ならず	多く農民なるを以て僅かなる飲酒あるのみ
元 山 市	撲狗、喧嘩、口論多し			
臨 溪 市	飲酒口論あるのみ			
吉 州 市	往々に於て密閉、好高の詐欺横領等あり、飲酒口の數尠し			

右の市場事項調を通じて見て、朝鮮に於ける文化の程度の低く、民衆生活の簡素と云はんよりは餘りに貧弱なるを想察することが出來やう。更に市場に於て賣買する、商品の種類及び品質、一人當の取引高等を吟味するに及ば、多くの定例市場が毎日市場に代はるまでには、相當長き歳月を要することがわかるであらう。

### 第三節 市場税の徴收

李朝時代に於ける市場税の苛斂誅求を極めたることは、丁若鏞が、純祖の時に著はせる「牧民心書」の、場税・關稅・店稅・僧鞋・巫女布の濫徴を誡めた一節に「但市場監稅、必令軍校之悍戾者爲之、劫貨攫米縱盜行賊、邑中豪商、與之庇護、村外貧氓、喪其錢糧、牧宜三令五申、嚴斷舊習、別踐廢訪治其犯者、則貧戶之尺布斗粟、得以自售於市門矣。○又有一種奸宄、赤手入市、自作牙儉、專擅市權粟米執升斗之權、布帛執尺度之權、綿絮執衡秤之權、以至蠶桑鹽醃之肆、棗栗梨柿之廬、醵舉磔之列牛馬雞鷄之傷、皆待此人、以定其估、左右交瞬、操縱惟意、牧宜廉察、執其尤無良者一二人、嚴治勿饒、庶乎百人知所戒矣。○周禮司市、云凶則市無征、今雖不能盡然、惟粟米之肆、凶年免其征稅、雖一撮之粟、無歸虛費、則糶者糶者、咸被其澤、唯一二牙郎、失其利耳、夫政莫善於一怨而萬頌、何憚



而不爲也」と論じて居るに徴しても、李朝時代に於ける市場の弊害は窺ふことが出来る。尙ほ市場税の不條理を極めたことは、「市場稅收稅成冊」、「各郡市場完文」、「各場市物產其他成冊」等を繕くと明瞭であるが、この外に地方の官吏は種々の名目により、市場に入場する商賈より私稅を徵收し、或は官衙の需用に名を藉りて物品の徵發を敢てした。李朝時代に於ける市場稅には、商品に一定の率を以て賣上高により課稅するものと、入場者に對し課稅する市場入場稅若くは使用料と目すべきものあり、後者はこれを路浮稅とも稱せられたのである。尙ほ李朝時代には市場商人に鑑札を交附して課稅したものを見え、「大典」には「行商ニハ路引ヲ給シ稅ヲ收ム（陸商ハ則チ毎朝ニ楮貨八張、水商ハ則チ大船ハ二張、中船ハ五張、小船ハ三張）」とあり、（每張ニ收稅銀三兩、松都ノ請符ニシタル賣商ノ收稅亦同ジ）。○蔘商倭館ニ執ヘラレ而シテ下去ヲ爲ス者ハ東萊府・本曹ノ公文ヲ準ジ什一ノ稅ヲ收ム」等の規定をしてある。

李朝末葉に至りては市場制度の缺陷と市場稅制の紊亂はその弊愈々大なるものありたるを以て、舊韓國保護協約の締結の結果、日本人官吏によりて指導を受くるに至つてからは、市場に於ける私稅は廢せられ、市場を監督する場監は市場使用料、その他を以て生活して居たが、明治四十二年十月より、地方費として市場稅を徵收することとなり、幾分市場整理の實を見んとしたのである。然るに明治四十三年春に至り、市場稅徵收に關して市場商人等の煽動により、平安南道順川に暴動起り、そ

の他の地方も亦これに倣ふて動搖の兆ありたるなど、舊來の習慣を改むるは實に容易の業でなつた。

併合後發布せられたる市場規則に於ては、市場を第一號・第二號・第三號・第四號市場に分ち、原則として第二號市場即ち社會政策的施設に係る都市の公設市場は市場稅を賦課せざることになつて居り、第一號市場即ち普通市場には大體賣上高の百分の一を課稅して居たのである。第三號及び第四號市場に對する課稅は問題でないが、第一號市場に對し、市日毎に百姓が數里の道を運んで來た、一負の野菜、一駄の柴薪、貧しき老婆の戴いて歸る、一舛の鹽、一尾の乾魚にも、見逃さず重稅を課し、一方に於ては、市日を利用して行はる、市場區域外の大量取引が一文の納稅をも爲さず、細民にのみ徒らに苛酷にして、徵稅に多くの手数と費用とを要し、負擔の公平を失し、逋稅・脫稅の弊害甚だしく、これあるが爲めに、商業取引、及び國民生活の尺度とも目すべき市場取引高の報告を不正ならしめ、租稅觀念を惡化するなど、第一號市場に對する課稅はいづれの點より見るも缺陷と弊害の大なるものであつた。（大正十五年六月雜誌「朝鮮」編輯「市場稅に關する考察」と題する論文には、市場稅の徵收方法及び市場稅の弊害を詳説してある）そこで當局は大正十五年度限りこの非難の高かつた市場稅を廢止し、昭和二年度より道地方稅として特別市場稅を賦課することに改正した。その課率<sup>（京畿道に在りては十萬分の三）</sup>は、市場規則第一條第四號に該當する市場に於ける、賣買各約定金高に對し、十萬分の五である。尙ほこの外に府稅及び面特別賦課金として左の如きものがあるが、普通

市場に對する市場税は一切徴收されないことになつたのである。

群山府	市場規則第一條第四號ニ該當スルモノ	穀物賣買石數ニ付	三厘
大邱府	同	販賣石數一石ニ付	四厘
釜山府	市場規則第一條第三號ニ該當スルモノ	收入金額ノ百分ノ	二・五
元山府	市場規則第一條第四號ニ該當スルモノ	販賣石數一石ニ付	一厘五毛
咸興	市場規則第一條第三號ニ該當スルモノ	收入金額ノ百分ノ	一
成興	市場規則第一條第四號ニ該當スルモノ	賣買約定金高ノ百分ノ	五
	會社組合又ハ個人ノ經營ニ係ル市場ニシテ市場規則第一條第三號又ハ第四號ニ該當スルモノ	毎月收入金額ノ千分ノ	五

特別市場税の徴收に關する地方税附加規則は各道に依り區々であるが、京畿道を除く他の道にありては、たゞ徴收期日、賣買取引高の申告期日等を異にするに過ぎず、税率その他の點に於ては全く同一なるを以て、參考の爲めに、京畿道・忠清南道・慶尙北道の三分を採録して置く。

京畿道

第一章 課目及課率

- 第一條 地方税ノ課目及課率左ノ如シ
- 七 特別市場税 市場規則第一條第四號ニ該當スル市場ニ於ケル賣買各約定金高ニ對シ十萬分ノ三
- 第六章 特別市場税
- 第十五條 特別市場税ハ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課ス

特別市場税ハ翌月二十日迄ニ之ヲ徴收ス

第十六條 特別市場税ノ納稅義務者ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ヲ記載スヘシ

第十七條 特別市場税義務者ハ毎月賣買取引物ノ種類數量及價額ヲ開市日毎ニ區分シテ翌月十日迄ニ所轄府尹郡守ニ申告スヘシ

忠清南道

第一章 課目及課率

- 第一條 地方税ノ課目及課率左ノ如シ
- 七 特別市場税 市場規則第一條第四號ニ該當スル市場ニ於ケル賣買各約定金高ニ對シ十萬分ノ五
- 第六章 特別市場税
- 第十五條 特別市場税ハ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課ス
- 第十六條 特別市場税ハ毎月五日迄ニ前月分ヲ徴收ス
- 第十七條 特別市場税ハ納稅義務者ハ毎月末日限リ其月ノ賣買取引物ノ種類、數量及價格ヲ所轄郡守ニ申告スヘシ

慶尙北道

第一章 課目及課率

- 第一條 地方税ノ課目及課率左ノ如シ
- 七 特別市場税 市場規則第一條第四號ニ該當スル市場ニ於ケル賣買各約定金高ニ對シ十萬分ノ五
- 第六章 特別市場税
- 第十七條 特別市場税ハ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課シ毎月五日迄ニ前月分ヲ徴收ス
- 第十八條 特別市場税ノ納入義務者ハ毎月末日限リ其月ノ賣買取引物ノ種類數量及價額ヲ府尹ニ申告スヘシ若シ申告ヲ怠リタルトキ又ハ申告額ヲ不當ト認ムルトキハ府尹之ヲ査定ス

第四章 市場行政



尙ほ地方税たる舊制の市場税及び特別市場税の全道總計の累年収入額を示せば左の通りである。

市場税収入累年調

年	市場税別	特別市場税別
明治四十三年	一三七、五三五 <sup>円</sup>	五三二、三五七 <sup>円</sup>
同 四十四年	一四三、二〇八	四七五、〇三一
大正元年	一六六、三六九	五三五、〇九八
同 二年	一九六、七五三	六四六、八一三
同 三年	二〇四、八〇二	七〇三、八〇二
同 四年	二二四、一二九	七三三、九三三
同 五年	二四〇、五七九	六七六、七五九
同 六年	三〇四、〇九二	五八五、七九二
同 七年	四三六、五九二	六六、五六二
昭和元年		
同 二年		
同 三年		
同 四年		
同 五年		
同 六年		
同 七年		

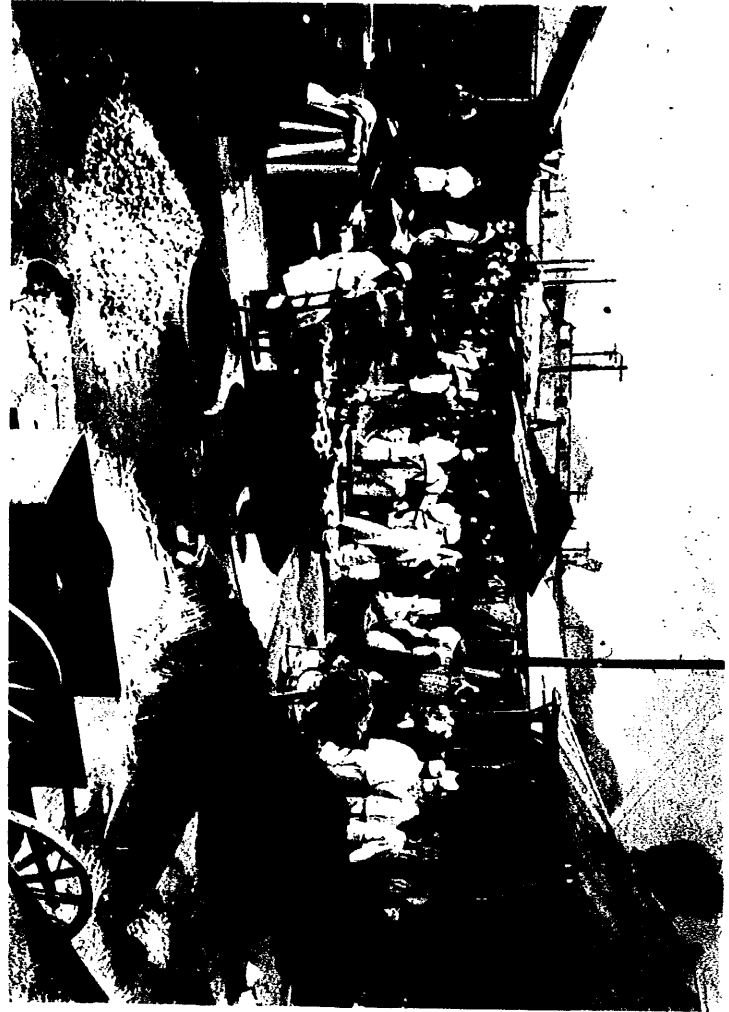


京城府南大門市場(其一)



京 城 府 南 大 門 市 場 (其の二)





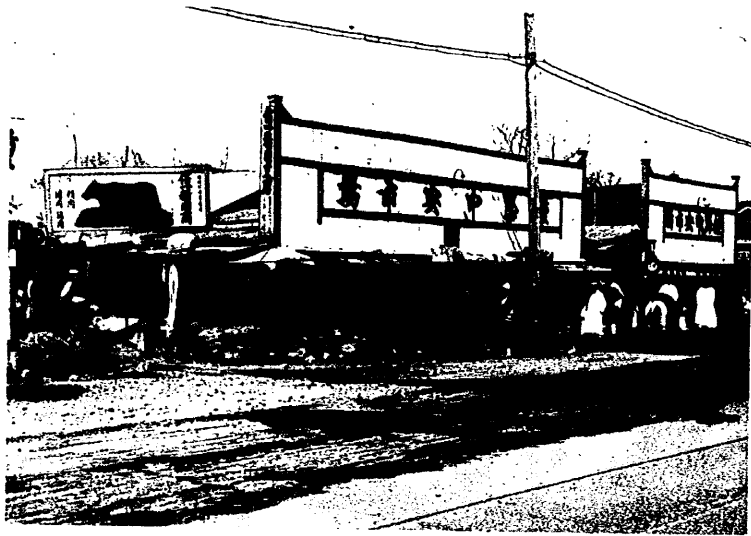
青森府東大門市場(其の一)



京 城 府 東 大 門 市 場 (其の二)



薪炭市場



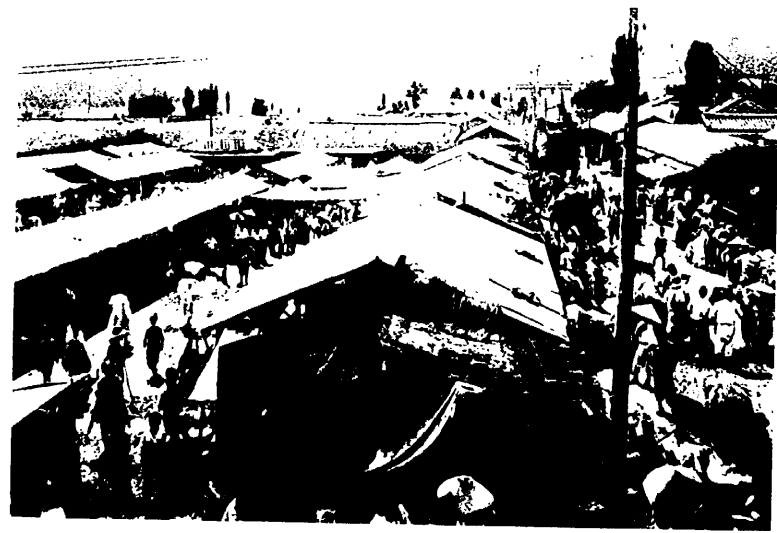
鐘路中央市場



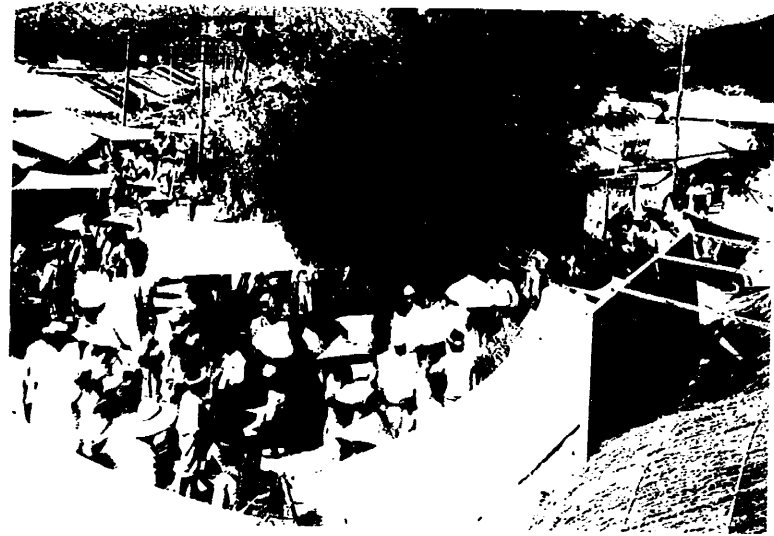
清州市場



論山市場



禮 山 市 場



禮 山 市 場



全 州 市 場



全 州 市 場



求 禮 市 場



求 禮 市 場

## 第五章 市場商人

### 第一節 旅閣・客主・酒幕

市場は多數の商人及び購客の集まる所であるから、市場所在地には、市場賣買に附随し又はその出場者を目的とする、問屋・仲買・旅宿・飲食店等の如き各種の商人があるが、今その主なるものを説明して見やう。

**客主・旅閣** 客主は之を旅閣とも稱し、内地の間屋營業に相當するものである。即ち客主とは客商人の意にして、主人とは世話人の義で、地方より集り来る客商の爲めに居中周旋して賣買を成立せしむるを業務とするのである。而して客主と旅閣との區別は殆んど分ち難きも、前者は一切の商品を取扱ひ後者は鹽、魚類、海藻等主として海産物を取扱ふ點に於て異なる位であるが、旅閣に於ても米穀を取扱ふことがある。或る學者が兩者を區別して、資本の大なるを旅閣と云ひ、小なるを客主と稱すと述べたのは當らないやうである。客主又は旅閣は商品の受託賣買を本業とし、旅宿業を兼ね、銀行類の業務を營むもので、その規模に大小こそあれ、支那の行棧と性質が能く似て居る。従來朝鮮に於ては商品の取引は大抵客主又は旅閣の手を経てこれを爲し、客主又は旅閣が委託に依り商品の賣買



を爲すには自己の名を以てし、相手方に對しては自ら權利を得義務を負ひ、委託者に對しては略々代理の關係に立つものである。故に客主又は旅開が受託品を賣却したる場合には、相手方に對しては賣主の地位に立つものなりと雖も、委託者に對しては代理人と同一の關係に立ち、又委託に因り物品の買入を爲したる場合には、相手方に對しては買主の地位に立つものであるが、委託者に對しては是れ亦代理人と同一の關係に立つものである。従つて若し委託者が債務を履行せざるときは、委託者に對し客主又は旅開は自らその債務を履行せねばならぬ。

客主が委託に依り物品の販賣又は買入を爲すには時價を標準とし、努めて委託者に利益なる取引を爲すものであるが、若し客主又は旅開が委託者の指定したる金額より廉價にて販賣を爲し、若くは高價にて買入を爲したる場合には、萬一委託者が之を肯んせざるときは、その差額を自ら負擔することゝを要するものである。而して客主又は旅開の手數料は委託者の間に於て特に約定することあり、或は客主又は旅開が豫め其歩合を定めて店舗に掲示することもあり、その割合は必ずしも一定しないが、大抵代價の百分の一乃至五位である。客主又は旅開は時に自ら買主又は賣主となることあり、此の場合に於ては指定價格若くは時價に依ること多きも、委託者とその代價を協定し、若くは自らその額を定むるものにして、必ずしも時價に依ることを要せず、口錢に關しては他の場合と異なる所はない。

客主又は旅開の業務は即ち受託販賣を主業とし、兼ねて貨物の保管・運送・手形の發行及引受・貸金・預金等を爲し、併せて華客をその家に宿泊せしめるもので、舊時の如く交通の不便にして旅宿業の發達せざりし朝鮮にありては、洵に必要の機關であつたこと、思はれる。客主中に、歩行客主と稱するものあり、これは旅人宿を本業と爲し、恰も内地の木賃宿に類して居るが、客室待遇等酒幕よりは高尚にして、昔は科擧に應ずる儒生等の宿泊に充て、最近に於ても兩班その他中流以上の朝鮮人が宿泊する所である。歩行客主に對し客主を物商客主と云ふのである。而して物主と客主の仲間に立ちて賣買を周旋するものに居間即ち仲買人があり、また穀物の斗量に任ずる斗監考と稱するものもある。今日は客主業も漸次衰退の傾きがあり、市街地に於ては内地人の間屋・仲買人・小賣店が市場附近に店舗を設け、または支那商人の營業を爲すものも尠くない。

酒幕 酒幕とは俗にスリチビと稱せらるる朝鮮人の飲食店にして、都會地の酒幕は飲食店専門であるが、田舎に於ては宿屋業を兼ねるものもあり、今村鞆著「朝鮮風俗集」の誌す所に據ると、田舎には間々蝸蝓を置き、或は主婦自ら客に侍する筈、賣春の分子を加味するものありと、蓋し真相に觸れるものであらう。酒幕は全鮮にその數最も多く、樞要の街道筋・市街地・都邑・船着場・市場所在地等は勿論、如何なる山間僻地にもあり、その營業の方法は、普通客に酒色を供するを主とし、酒は

濁酒、稀れには焼酎・薬酒を醸造し、食物は飯・副食物・肉等にして、宿泊については別に寝具を供せず、唯油浸みたる木枕一個を與へ、宿泊料は取らず酒食代のみ取り、營業者は人の妻たるもの大部分を占め、小資本にして比較的有利の事業であるが、舊時酒幕には賦徭を免せられ、その代り公用書類等の傳遞を爲さしめたる習慣ある地方ありと云ふ。酒幕業者は一定の店舗に於て營業するのみならず、市日には市場に出で、或は小屋掛を爲し、或は座を設けて、飯食酒肴を販賣して居るが、この酒幕及び客主・旅閣中には、家畜の繋留、其他の簡單なる設備を施し、市場を開設したるもの極めて多く、従つて斯かる市場に出場する商人は、先づ酒幕又は客主・旅閣の許諾を要し、これに一定の料金を支拂ひたる例もあり、又はその酒幕・客主・旅閣にて飲食宿泊するのみにて自由に出場し得る慣習もあり、これ等の商人が市場の開設と管理に深き關係を有して居ることは注目すべきことである。

## 第二節 地方行商

裸負商 李朝時代の商賈に坐賈及び行商(行商に陸商水商の二種あり)あつたことは「大典會通」にも見えて居る。また「經濟大辭書」中、河合弘民の誌す所に據ると、當時商賈には坐賈行商の二あり、坐賈とは官有建物を借用し、坐して商業を営む者を云ひ、行商とは地方を巡回して商業を営む者を云ふのである。

また行商に二あり、水商・陸商これにして、水商とは船舶を利用し行商を営む者を云ひ、陸商とは陸路行商を営む者を指し、俗間負裸商と稱する者がこれである。とあるが、信夫・淳平著「韓半島」にも裸負商の沿革に關し、最も明快なる説明を下して居る。これ等の陸商水商が馬背擔軍を利用し又は船運によりて、市場より市場へ、村落より村落へ行商したることは餘程古くより行はれたことと見え、李重煥著の「擇里誌」にもその活動の状を誌してある。しかしながら「高麗圖經」に「商賈不遠行、惟日中則赴都市、各以所有、易其所無。」とあるを見ると、行商の盛んになつたのは李朝以降のことかと思はれる。惟ふに裸負商とは裸商及び負商の二者を云ひ、共に行商者の意である。裸商はまた襦商とも稱し、吳服・反物・冠具・小間物・雜貨等の貨物を風呂敷に包み、之を背負ふて三々五々隊を爲し各地の開市日傳ふて其市場に至り小賣を營む旅商人にして、負商とは陶器・漆器・草鞋・乾魚・其他日用雜貨等を「チゲ」と稱する、内地にて樵夫が薪を負ふに用ゆる粗製木器の如きものにて背負ひ、垢面蓬髮の風采をして、各地の開市日を巡回行商するものである。裸負商の起原は、李朝の太祖李成桂の高麗朝に仕へて將軍となるや、當時成桂の出身地たる咸鏡道に於て勢力ありし行商を利用し、その力に依りて李朝を建設するを得たれば、これに負裸商なる名稱を與へ、八道に令を下して、商民團隊を組織することを許可したるに始まりたりと云ふ説あり、開城は裸負商の最も多き地にして、その勢

力は全鮮に普く、市場行商及び市場金融に就いて開城商人の有する實権は今尚ほ堅固である。即ち負  
襍商とは八道に散在する行商の謂にして、彼等の間には一種の不文律あり、その規律は嚴肅にして漫  
りに觸犯するを許さず、若し不正不義を行ひ、取引上虚偽の行爲ある者は、衆人稠座の間に於て、嚴  
酷なる制裁を加へらるゝが故に、彼等は團員中に於て一種精神的結託を結び、然諾を重んずるの風意  
外に強かつたのである。彼等の間に利用せらるゝ私發通文は、鮮語にて之を「사설문」<sup>（私發文）</sup>と稱し、通  
文とは檄文の義で、往昔地方民等の暴官汚吏の誅求に奮激し、時々蜂起して地方官を撲殺することあ  
り、その際發するものが則ち通文であつた。故に朝鮮人は一度び通文の聲を聞かば震慄したと云ふ。  
若し負襍商團に對し大事到來し、之を八道團員に急告する必要發生せば、中央本部の頭領は直ちに私  
發通文を發し、團員にして通文の聲を聞かんか、忽ち萬事を放擲し、食する者は箸を捨て、寝る者は  
褥を蹴つて飛び出し、電走雷奔次村より次村に通じ、瞬間にして八方に通達すると云ふ組織になつて  
居た。往年東學黨の亂起るや、無力なる時の政府は負襍商を利用して傳令せしめたるに、その活動頗  
る目覺しく、四五町毎に團員を駐在せしめ、京城より公州に至る日本里程三十里間には、恰も人間の  
電柱を配置したる如く、彼より來る者に此より往く者さながら矢の飛ぶ如く、僅に數時間にして消息  
を傳へたといふことである。

仁祖丙子の亂に當り、事甚だ急にして王駕を南漢山城に遷して難を避けたが、南漢山城滿洲軍に圍  
まれ、王重圍に陥りて糧道續かず、進退維れ窮まる時に當り、檄を四方に達へて義勇の士を募るや、  
八道の襍負商奮然同志を糾合して能く軍資糧食を携へ、兼ねて輜重の任に當つた。南漢山城圍を受く  
ること五旬、遂ひに支へ得ずして降を乞ひ和を講じたのであるが、事平ぐるの後王は深く襍負商の義  
勇を嘉みし、その團結を獎勵した。即ち八道の襍負商を各二組に分ち、組毎に都拍長・接長・都班  
首・班首・公員・有司等の職を設けしめ、その統禦を圖り、斯くして彼等は平時は旅商人として行商  
し、一旦緩急あれば糧食軍器の輜重方を勤むる團體となりて、活動したのであるが、太平久しきに及  
びその勢力も亦衰へたのである。

次いで李太王の治世に至り、丙寅の歲、佛國艦隊と難を江華島に構ふるや、時の攝政大院君嚮きの  
故智に倣ふて、檄を八道の襍負商に傳へて大に力を得た。此に於てか大院君その功を嘉し、襍負商を  
設け、その長子李戴冕をして廳務を總理せしめ、八道の襍負商悉く之に屬することゝなつたが、李太  
王十八年辛巳即ち明治十四年の「負商廳節目」及び李太王十九年壬午即ち明治十五年の「議政府完文  
節目」には、襍負商の保護・救済・監督・取締・徵稅等に關する規定があり、これに據りて見ると、  
彼等が商業以外に、治安・通信等の任務を擔當して居たことが明かである。その後幾度かの變遷を経

て、癸未（明治十六年）八月に至り、左議政金炳國の所啓に依り、惠商公局を設けて之を監せしめ、公局撤商節目を頒布し、御營大將韓圭稷を以て公局公事堂上となし、内帑二萬兩を下賜してその資に充てしめた。その後商務社と改名し、閔永綺、李圭恒等が堂上となり、交々勢力を張つたが、獨力協會活動の後再び政治上に出頭することなく、殊に改進黨が勢力を得て、政界の中心をなした後は往年の復讐を恐れ、遂に商務社を廢し、之と共に負探局の名稱は存在を失つたが、その實質は依然として存在し、前の堂上頭領たりし李圭恒は商務社の後身たる進興會社なるものを興し、自ら其社長となり本部を京城に置き支部を三百六十個所に分設し、先づ京畿・江原兩道の裸負商を糾合し、漸次各道に普及せしめんと盡力したこともある。而して往時裸負商の盛んなる時に當つては、全國の支部千を以て數へ、全國を通じ團員百餘萬人の多きに達し、各郡に三人の副頭領あり、各道に二人領あり、以て管下各郡を管領し、常に本部と聯絡して首尾相應せしめ、極めて組織的の團體活動をしたやうである。以上は裸負商に關する沿革の概要であるが、斯くの如きを以て往時に於ける市場の開設と市日の決定及びその統制は、地方行商者として勢力強大なる裸負商の團體によりて實權を握られて居た時代がある。

**地方行商** 今や時勢の變遷に伴ふて裸負商の勢力は往時の如く盛んならざるも、尙ほ地方行商者の活動は閑却することは出来ない。往時の裸負商とは稍々性質を異にするが、都會地附近には地方村落

より買出したるもの、又は市場にて仕入たる商品を行商する者が近來非常に多くなつて居る。而して此等の行商者中には、農家が自己の生産したる野菜・鶏卵・薪等を直接に行商するものも尠くないのである。またこれ等行商者中には、朝鮮人のみならず、支那人の行商者も非常に多くなり、殊に市街地に於ける野菜行商の如きは、支那人の爲めに大に勢力を蠶食され、彼等は單に市場に於て仕入たる品を行商するのみならず、自ら市街地及びその近郊に菜圃を作りて廉價に供給するに努めて居る。これ等行商者の目指す所は、主として市場であり、その仕入を市場に仰ぐものも極めて多いから、市場と行商者の關係は今尙ほ重要な地位に在る。更に鮮内主要市街地に就いて、地許行商者の行商地域並に外來行商者の地方別を見るに大體左の如くなつて居る。

各市街地地許行商者の行商地域、外來行商者の地方別一覽表

京 畿 道	地許行商者の行商地域	外來行商者の地方別
京 城	鮮内各主要都市	開城、富山、大和
開 城	黄海道、兎山、屢川、文區、汗浦、南川、金川、沙里院、興水院、新溪、延日、谷山、金郊、京畿道、長湍、坡州、漣川、九化、高浪浦、江原道、鐵原、伊川、平康、忠清南道、天安、禮山、青陽、江景	京畿道、坡州、慶尙南道、釜山



水原 廣州、始興、安城、振威、驪州、利川  
 永登浦 京畿道、忠清南北道、江原道、黃海道各地方  
 振威 牙山、天安、振威  
 安城 利川、龍仁、嶺川、長湖院、水原、笠場、仁川、元山、天安、原州、陰城、驪州、平澤  
 利川 驪州、長湖院  
 忠清北道 鐵原、京城、元山、金谷  
 忠清北道各地方  
 忠清南道 忠清南道各地方  
 公州 濟州、永同、燕岐、論山、公州、錦山、全州、裡山、沃川、報恩、江景、京城、元山、木浦、群山、釜山  
 忠清南道 丹陽、寧越、原州、忠州、京城、清州、堤川、丹陽  
 京城、仁川、釜山  
 燕岐、錦山、報恩、沃川、永同、清州  
 大田 大田、公州、扶餘、裡里、京城、釜山  
 同前  
 京城、仁川、大邱、金泉、天安、論山、清州、公州、忠州  
 禮山、天安、青陽、保寧、瑞山、唐津、牙山  
 忠清南道、京畿道、慶尙南道、全羅南道  
 嶺川、平澤、牙山  
 京城

論山 郡内、益山、扶餘、大田  
 江景 同前  
 烏致院 京城、仁川、大邱、金泉、天安、論山、清州、公州、忠州  
 洪城郡一團、青陽、禮山、瑞山、保寧  
 忠清南道各地方、忠清北道一部  
 禮山、平澤、牙山  
 天安 郡内、牙山、平澤  
 成歙 郡内、牙山、平澤  
 全羅北道 全羅北道、忠清南道各地方  
 全羅北道、全羅南道一部  
 群山 淳昌、任實、長水、求禮、咸陽、谷城、河東、順天、光陽、全州、金堤  
 南原 扶安、古阜、新泰仁、裡里、全州  
 金堤 益山、金堤、全州、沃溝  
 裡里 邑内、蓮池里、上坪里、科橋里  
 非色 井邑、群山、木浦、潭陽、全州、長城、高敞、扶安  
 扶安 井邑、木浦、潭陽、全州、高敞、扶安、長城、麗水、釜山

全羅南道 東原、名古屋、京都、神戶、門司、下關、橫濱、若松、福岡、京城、釜山、大連  
 富山 光陽、長水、求禮、河東、全州  
 扶安、裡里、沃溝、非色  
 東原、大阪、奈良、山梨、支那  
 金堤、全州、益山、韓山、太田、金泉、大邱  
 井邑、木浦、群山、潭陽、全州、高敞、扶安、長城、麗水、釜山、泗川、珍島、莞島、海南、海州、元山、麗水、釜山

全羅南道 第五章 市場商人



光州 潭陽、和順、長城、順天、郡内  
 羅州 光州、郡内各市場  
 榮山浦 郡内各市場  
 咸平 光州、木浦、濟州島  
 麗水 麗水、釜山、順天、高興、光陽、南海、統營、河東  
 順天 麗水、統營、光陽、河東、求禮、谷城  
 濟州 島内一圓

京城、大阪、甲府、釜山、大邱、露西亞、支那  
 郡山、釜山、木浦、大田、務安、扶安、茂長、海南  
 群山、釜山、木浦、大田、京城  
 京城、釜山、木浦、羅州、靈光、務安  
 順天、光陽、高興、求禮、河東、南海、釜山、木浦、大阪、下關、京城、平壤、寶城、統營  
 麗水、光陽、統營、河東、求禮、谷城  
 全羅南道各地方

慶尙北道

大邱 道内各地方  
 慶州 永川、浦項、蔚山、大邱  
 浦項 郡内各地方、慶州郡一圓  
 尙州 蔚山、洛東、咸昌、金泉、醴泉、開慶  
 倭館 星州、金泉、大邱  
 慶山 慈仁、河陽、安心、大邱  
 慶尙南道 昌原、咸安、宜寧、晉州、寧陽、金海

大阪、支那  
 永川、浦項、盈德、青松、蔚山、大邱、釜山  
 釜山、大邱、京城  
 慶州、醴泉、開慶  
 星州、金泉、大邱、釜山、京城、安東、尙州  
 大邱、慈仁、河陽、安心  
 昌原、咸安、宜寧、晉州、密陽、金海、大阪、富山、岡山、京城

晉州 晉州、山淸、河東、居昌、咸陽、陝川、泗川、南海  
 東萊 郡内、釜山  
 龜浦 金海、釜山  
 金海 新文、松亭、進永、龜浦  
 密陽 釜山、馬山、大邱、元山  
 蔚山 郡内一圓  
 鎮海 郡内一圓  
 統營 固城、馬山、河東、泗川、三千浦  
 河東 釜山、馬山、統營、京城、大邱、金泉、麗水  
 居昌 郡内各市場、安義、咸陽

大阪、神戸、福岡、下關、釜山、京城、大邱  
 慶尙北道 大邱  
 全州、晉州、慶州、蔚山、釜山、昌原、馬山  
 統營、河東、開城  
 慶州、永川、義城、安東、東萊、釜山  
 なし  
 京城、釜山、麗水、統營、南海、泗川、咸陽、求禮、谷城、光陽、順天、濟州、珍島、木浦、馬山、長水、晉州  
 平壤、金泉、大邱、陝川、咸陽、山東省

黃海道

海州 翠野、青丹、新院  
 載寧 信川、安岳、鳳山、海州、京城、平壤、元山、大邱、釜山  
 黃州 郡内、鳳山、瑞興、中和  
 兼二浦 なし  
 沙里院 郡内、隣郡

なし  
 信川、安岳、鳳山、海州、京畿道、忠清南道、全羅南道、咸鏡南道、平安南道  
 平壤、京城  
 京城、平壤



瑞興、遂安、南川

仁川、京城、開城、沙里院、平壤

平安南道

平安南道、平安北道、黃州、黃海道鐵道沿線、遼安、瑞興、鳳山、載寧、安岳、信川、殷栗、松禾、長淵、海州

京城、内地各地方

平壤

龍岡、江西、黃海道各地方

博川、寧邊、价川、順川、平原、平壤、全羅南道、慶尙南道、忠清南道

安州

平北博川、寧邊、定州、平南价川、順天、平原、了波、勿兒視、長林、岐倉、別倉、新倉、平壤、江東、順川、陽德

江東、順天、陽德

平安北道

鎮南浦、貴城、海雲、三和

鎮南浦、三和、貴城、海雲

義州

郡内各地方

安東縣、新義州

龍川

南市、楊市、批靛

新義州、楊市、南市、批靛

江原道

鐵山、朔州、定州、龍州、龜城面

黃海道、安州郡、龜城、鐵山、龍川、義州、安東、平壤、京城、新義州

江界

江界、慈城、厚昌、渭原

大阪、福岡、九州各地

定州

邑内、宜川、南市

定州、宜川、東林、鐵山、南市

春川

なし

全羅南道、慶尙南道、忠清南道

江陵

平昌、旌善、三陟、襄陽、釜山、元山、浦項、漣川、金化、平康

平昌、旌善、三陟、襄陽、釜山、元山、浦項、漣川、金化、平康

鐵原

平昌郡大和、橫城、驪州、郡内各市場

平昌、橫城、驪州、利川、忠州、堤川

原州

平康郡西面、木田面、檢津

なし

咸鏡南道

元山

道内、江原道沿岸地方

京城、釜山

咸興

道内一團

京城、平壤、開城、大阪、山口、鳥取、大分、佐賀、熊本

西湖

郡内一團

洪原郡、郡内西退潮面、雲田面

北青

北青、利原、豊山、洪原

北青、利原、豊山、洪原

永興

郡内一團、高原郡

高原、郡内馬山場、鎮海場

咸鏡北道

清津

府内

大阪、京城

羅南

郡内一團、茂山

大阪、京都、廣島、下關、釜山、京城、平壤、元山

鏡城

なし

清津、羅南

會寧

面内

清津、京城、東京、羅南



朝鮮の市場經濟

城 津 鎭川郡、吉州、明川  
 雄 基 な し

二九二  
 咸鏡南道、平安南道、京畿道、江原道、全羅南道  
 内地、支那、露西亞  
 羅南、元山、清津

備考

- 一、本表は大正十四年刊行調査資料第十四輯「市街地の商團」に據りて作製す。
- 二、右の調査は當該府、郡、島及び商業會議所の回答に係るものなり。
- 三、表中、仁川、木浦、新義州は不明の回答ありたるを以て掲せず。

古來朝鮮に於ける地方行商者の最も多き地方は開城にして、恰も内地の近江商人の如く、開城の商人は各地の市場に出商業を営み、市場商人、其他金融を爲して居る者が非常に多かつたが、交通機關の普通と都邑の發達の結果、地方行商は開城商人の獨占を許さざるに至つたけれども、現在に於ても開城商人の勢力は相當に地盤が鞏固である。試みに最近の調査に依る開城商人の地方行商及び地方廻金貨の實勢力を見ると左の通りである。(開城の商業及び商人に関する調査としては「調査資料第十一輯朝鮮人の商業」がある。)

開城商人地方行商及地方金貨狀況 (昭和三年十二月 京畿道開城警察署長調査)

地方行商

一、地方廻りの行商中には地方に一定の店舗を設け平素常に地方にありて、年數回(父母祭日・誕生・又は舊盆・舊年末等)歸宅するのみの者多くして、貨物を携へ各地を轉々して行商をなす者少く、

調査戸數四百四十二戸中、三百四十八戸は店舗を有する者なり。

地方行商者の種類及員數

種類	員數	賣上列明數	同上賣上高	種類	員數	賣上列明數	同上賣上高
雜貨	二七〇	三	一、四、四〇〇	紙類	六	一	一、八〇〇
穀物	二七	四	一、五、五〇〇	薪炭	二	一	一
織物	五五	七	三〇、六〇〇	豚鶏	二	一	一
人蔘	八	一	一	書籍	三	一	一
洋服	五	一	一	皮革	四	二	二、五〇〇
靴類	五	一	一	野菜	二	一	一
靴類	一四	一	三、〇〇〇	古物	四	一	一
陶器	一	一	一	飾物	三	一	一
金銀細工物	五	一	一	染料	二	一	六〇〇
菓子	四	一	一	ミシン機械	一	一	一
豆腐	一	一	四〇〇	掃帚	一	一	一
食用油	一	一	一	朝鮮下駄	一	一	一
海産物	一〇	一	四〇〇〇	仕立物	二	一	一
鐵物	三	一	一	家具	一	一	一、〇〇〇
種子	四	一	一〇〇				

備考 業態上不在の者多くして賣上高不明の者多し。

第五章 市場商人



二、主なる行商地域

イ、黃海道一六八、京畿道一〇九、忠清南道四七、江原道三五、全北 二七、咸南 二五等に  
して、此の他全鮮各道及支那に及ぶ。

ロ、普通行はるゝ一商人の行商期間店舗を有すると否とを問はず總て一箇年を通じて行商し只種子  
商及鶏豚商の二三が春夏の期に於てのみ行商を爲すのみなり。

ハ、行商の最盛期 最も繁盛なるは秋冬の期なり。

ニ、主なる仕入先 開城京城を主とし内地、仁川、平壤等之に次ぐ。

ホ、現金取引又は延取引の割合 現金取引を普通とし現金七歩延取引三分のもの最も多し。

ヘ、普通行はるゝ延取引の期間 一箇月を普通とし六箇月之に次ぐ。

地・方・金・貸

一、地方廻り金貸業者の總數及其一箇年地方貸出高又は貸付現在高概算

- 1. 金貸業者の數 約百五十名
- 2. 一箇年地方貸出高 四千萬圓
- 3. 貸付現在高 三百萬圓

二、貸借期間及利率

- 1. 期 間 三箇月乃至七箇月
- 2. 利 率 元貸付月一步四厘 子貸月三分
- 三、一口貸出高

- 1. 最 高 一萬圓
- 2. 通 常 千圓
- 3. 最 低 百圓
- 四、貸先職業割合 商六割、農三割、金貸一割
- 五、主要貸出地域 開城郡黃海道金川郡方面

第三節 市場 金 貸

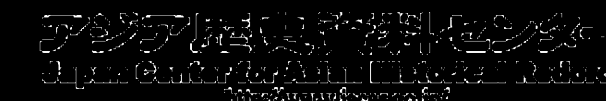
朝鮮に於ける市場の取引高は頗る巨額に達し、その機能は殆んど朝鮮人の經濟と生活とを左右する程に有力なるものであるから、市場に於ける金融問題は、取引上の便否、賣買者の利害上、實に輕視すべからざるものである。古來市場に於ける金融は、市邊なる市場金融業者に依りて行はるゝこととあ



り、また居間即ち仲介業者が貨物の仲買を爲す傍ら金融の仲介を取扱つて居る。地方行商の盛んな開城の商人は、夙に市場金融の有利なることに着眼し、全鮮到る所の市場に出入して金融上に活動して居る。市場に於て金を借るものは、主として市場に出入する小商人であるが、また中にはその地方の農家なども、市日を利用して資金の融通を受けに行くことがある。而して市場貸は薄資無産のものに無擔保で貸付ける爲めに、その金利は非常に高率にして、概して高利貸の手にその實権が握られて居ると云ふも過言であるまい。市場金融の方法や名稱は地方に依りて區々に岐れ、日邊・月邊・年邊・市錢・替計等種々あるも、大體に於て市日から次回の市日迄を一期間として利率を定むるものが多いのである。古來開城の商人は全鮮の市場に巡回行商を爲しつゝあるが、その市場金融の上に於ても大なる勢力を有し、殊に京畿道・黄海道及び平安道方面の市場金融は、殆んど開城商人に實権を掌握されて居ると云つても過言でない。黄海道金川郡の市邊里市に於ては毎月四・九の日に開市さるゝが、當日は開城の金融業者が多數の店舗を開きて附近の者に資金を貸付ける慣習あり、斯かる方法が何時頃より開始さるゝやうになつたかは明かでないが、開城商人の行商は季朝初期の頃より既に盛んであつたから、市場金融もその當時から行はれて居たのであらう。斯くの如くして市場金融が遂に地名を爲すに至り、金融機關の不備なる朝鮮に於ては今尚ほ斯かる金融方法が盛んに利用されて居る。

市場金融狀況一覽表 (大正十三年調査)

市場名	懸賣の割合及期限	市場商人數	市場貸に対する金利	市場金融の方法
京城府家畜市場	獸肉卸商	若干人	日歩二十錢	—
水原城内外市場	小仲買屋	一六五	普通月四分	—
奉日川市場	小仲買	五五二	月三分乃至六分	—
松都面市場(四會所)	小賣(兩城) 行商(都橋) 牛市場(耕市) 寒暑により増減あり	三五二 三九二 二〇〇	月乃至二分五厘	—
清州市場	懸賣は現金賣より五分高、仕拂期限二箇月、期限後月二分の利息を附すを慣例とす	四八〇	三分	—
忠州市場	懸賣は現金賣より五分高、仕拂期限二箇月、期限後月二分の利息を附すを慣例とす	四〇〇	三分	—
公州市場	懸賣二割、仕拂期限は十五日以内なるも月末拂もあり	一〇〇	日歩八十錢	—
島致院市場	—	六五〇	日歩	最高五十錢 最低五錢
忠清北道	—	—	—	—
京畿道	—	—	—	—





朝鮮の市場経済

三〇〇

釜山食糧株式会社 市場買入仕切金は五日以内に決 済するものとす	市 仲 買 三〇日 歩 五 錢	市場より市場販賣品 立替金として貸出す 六掛とす
密陽市場 懸賣の割合三割内外	小 賣 三〇〇	十圓に付五日間に十錢 内外の利息を拂ふ
密陽市場 全部小賣商のみにし て常設店六、市日の 盛期四〇〇人に及ぶ	小 賣 約 一、〇〇〇	十日以下の金融は一市 日毎に一圓に付二錢
東萊市場 總取引高の約二割懸賣あり、仕 拂期限月末又は次の開市日とす	小 賣 共 四〇〇	日歩六錢乃至七錢
統營市場 懸賣に對する金利月五分	小 仲 買 一〇〇	月七分内外 舊慣による市賃等あ り
河東市場 商人間の貸借は三箇月期限三分 あり、又は百日賦(八利邊四分位)	委 託 販 賣 組 合 四〇〇	市中金利より月五厘高 りたり 場金利は二分内外とな り
海州南本町市場 近來不景氣の爲め殆んど懸賣な し	小 仲 買 六〇六	月一割二分
余二浦市場	小 賣 三〇〇	月一割二分
沙里院市場	小 賣 一〇〇〇〇〇	月五分
濟州道	小 賣 三〇〇	月五分
慶尚道	小 賣 三〇〇	月五分

株式 平壤魚市場	規定により懸賣は行はざるも萬 一月以内に回収す	鮮魚仲買 一五 月 四 分
新幕市場	物品代金の五割は現拂、殘額は 一箇月の期限内にて仕拂ふ	木炭仲買 一三六 月二分乃至五分

平安南道	龍井里市 魚市場は仕拂期限三月以内其他 は現金取引	府内に在住者にして 海人雜物商店及 海人雜物商店 三、八、三〇、文、支、六、 野、菜、市、場、約、三、〇〇、 來、市、の、商、人、近、傍、物、商、 龍、井、里、市、場、約、三、〇〇、 碑、石、里、市、場、約、三、〇〇、 人、野、物、業、市、場、支、那、 人、野、物、業、市、場、支、那、 人、野、物、業、市、場、支、那、 人、野、物、業、市、場、支、那、 人、野、物、業、市、場、支、那、	内地人間月平均二分二厘 朝鮮人間月平均二分七厘 内鮮人間月平均二分五厘
中和邑市場	雜物商 他	月二分	
鹽川市場	懸賣の割合七割に及ぶ、仕拂 期限一箇月、期限後は金利三割 を徴す	月二分	
楮木市場	小仲買	日歩十錢	

第五章 市場商人

三〇一



右の表を見れば、各市場に於ける懸賞の割合、延取引期限、期限後の金利等は、地方に依りて異なつて居るが、殊に市場金融の方法及金利には著しき差異がある。而して其金利の高率なるは驚くべきもので、斯くの如き高利が、生活必需品の買入に附随して行はるゝは、朝鮮に於てのみ見る特殊の例である。以上は市場に於ける金融状況の一斑を示したものであるが、市場取引中比較的纏つた多額の資金を要する畜牛購入資金の融通に關し、殖産局の調査した所を見ると大體左表の如くなつて居る。

家畜市場に於ける金融状況

道名	金融の便	金融業者の種類	金融業者の種数	融通額	同上に依る	利率及償還方法
京畿道	三	金貨業者	二八	二四四三	二二六	利率は月五、六歩又は市日貸は五日間に一歩とす 大抵信用貸にして 普通は數人の連帯借とし利率は月三歩乃至五歩にして期間は一、二月とす (一) 市日貸は百圓に付一圓を普通とす (二) 市日貸は百圓に付一圓を普通とす も尙利益金折半又は四分六分の分配法あり (三) 獸肉販賣者は飲食店より屠肉を市價に比して一割乃至二割安に提供し又一方牛皮の提供を約する者あり其の利率は月二、三歩とす
忠清北道	三	飲食店 其他	二五	一〇六〇〇	?	

忠清南道	一五	金貨業者	三六	四三七〇〇	一四四三	借受人は多く鮮人の屠殺業者にして貸付方法は種々あり信用貸保貸又は月四、五歩を普通とす
全羅北道	該	事項なし				
全羅南道	七	金貨業者と 稻すべき程 度のものに 非ず	七六	二〇四七八	五〇〇〇	多く信用貸にして期間は市日貸にして多に長期のものもあるも六箇月を出て其のものは月五歩乃至一割二歩にして最短期のものは日歩百圓に付五十錢に及ぶものあり償還は概ね良好なり
慶尙北道	二	金貨業者と 稻すべき程 度の者に非ず	一五	一五〇〇〇	?	多くは信用貸にして一口四、五十圓より四、五百圓とす期間は翌市日迄より長きは二、三箇月のものあり其長期のものには抵當を規定す 利率は月三歩乃至七歩にして償還は概ね正確なり
慶尙南道	?	金貨業者	一市場に付 一、二名	一人に付 二〇〇圓乃至 五〇〇圓	?	金融組合設立せられたる爲市場に於ける資金融通漸次減少す貸付は信用貸又は定期貸とし利率は月三分乃至五分とす
黄海道	一九	金貨業者 牛皮買業者	九六	一五〇五〇〇	?	金貨業者は普通六箇月乃至一箇年利子は二歩乃至六分又牛皮買業者は無利子低率にて買入す契約をなす
平安南道	八	金貨業者 飲食店	二五	三三〇〇〇	?	多くは擔保市日貸とす利率は其の期間日歩二十錢とす



不安北道	?	地方資産家	?	?	畜牛買業者が八、九月頃價格の暴騰を見越し利益分配又は月三歩の割合にて一口三四乃至五百圓の融通を受くるも特に金融をなす者なし
江原道	一〇	農業者	三八	一八〇〇	總て信用貸にして期間は一箇月乃至六箇月とし一歩月六歩とす
咸鏡南道	七	客主 家 主 家 主 家 主	四〇	五九二〇	擔保貸又は信用貸にして一口最高五百圓とす期間は市日又は二市日長きは六箇月乃至一箇年のものあり、利率は月三歩乃至六歩を普通とし咸興市に於ては年三割とす
咸鏡北道	該	當	事	項	なし

備考 右表は大正十一年十月畜産技術員會同に於ける答申書中より採集したものである。

在來の朝鮮人市場に就ては、其設備、取引方法、市場稅徵收等改善すべき點が多いが、金融上の改善も亦最も急務であると認むる。薄資無産の可憐なる市場商人をして、高利貸の苛酷なる手に何時迄も委ねて置くやうでは、朝鮮に於ける經濟の進歩を妨ぐる事が尠くない。諸種の記録を見るに、昔時に於ては市場金融の金利は、現在に比して甚だしく高率であつたことが窺はれる。一例を示せば、母市五割十割といふ如きものもあり、或は一圓を借りて二十二錢宛五市日に返済するものあり、または百圓に對し一市二圓の利子を附する等、いづれも高率なるものであつたが、時勢の

變遷と銀行、金融組合等の普及は、自然市場金融の金利にも影響を及ぼし、今日は餘程金利の低下を來して居るが、それでも平均月利五、六分から七、八分乃至一割以上に及ぶものが尙ほ尠くない。市場金融と他の金融に於ける金利とは著しい差があるが、試みに個人貸金業者の平均金利、及び各道別平均金利比較を見ると左表の通りになつて居る。

貸金業者平均金利 (單位分厘)

全道	内地人間		朝鮮人間		外國人間		朝鮮人對内地人間		朝鮮人對外國人間		市場貸	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十四年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大正元年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同三年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同四年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同五年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同六年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同七年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同八年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三



道	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
京畿道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
忠清北道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
忠清南道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
全羅北道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
全羅南道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
慶尙北道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
慶尙南道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
黄海道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平安南道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平安北道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

道	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
江原道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
咸鏡南道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
咸鏡北道	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

市場貸付十四年その他は百圓に對する月利なり。

右の統計に依りて窺はるゝ如く、勿論年に依り地方に依り、金利に多少の高低はあるが、現在行はるゝ市場貸の利率が、他に比して遙かに高率なることだけは否定することが出来ない。その結果或る期間商品の持ち越しを餘儀なくされ、其上延取引も尠からず、且つ貸倒れの危険をも伴つて營業をせねばならぬ市場商人の苦境は察するに餘りある。従つて生産者に對しては、不當に安く買ひ倒しを行ひ、一方消費者に對しては、法外なる高價を以て賣り付けるやうな弊害も起り、市場金利の高率が直接間接に、生産の發達、取引の増進、生活の安定を阻害して居ることは尠少でないのである。常設店舖取引の發達せず、商業取引の大部分が市場に於て行はるゝ現在の朝鮮に在りては、市場金融の問題は最も如實に極めて深刻に全人口の利害に觸れて居るのである。其の影響する範圍とこれが性質より見て、市場金融の改善は一日も忽忽に附すべからざる問題であると信ずる。



◎商人の迷信

南孝溫冷語曰。嶺東民俗。每於三四五月中。擇日迎巫。以祭山神。富者馱載貧者負載。陳於鬼席。吹笙鼓瑟連三日。醉飽然後下家。始與人買賣。不祭則尺席不得與人。

—(增補文獻備考)—

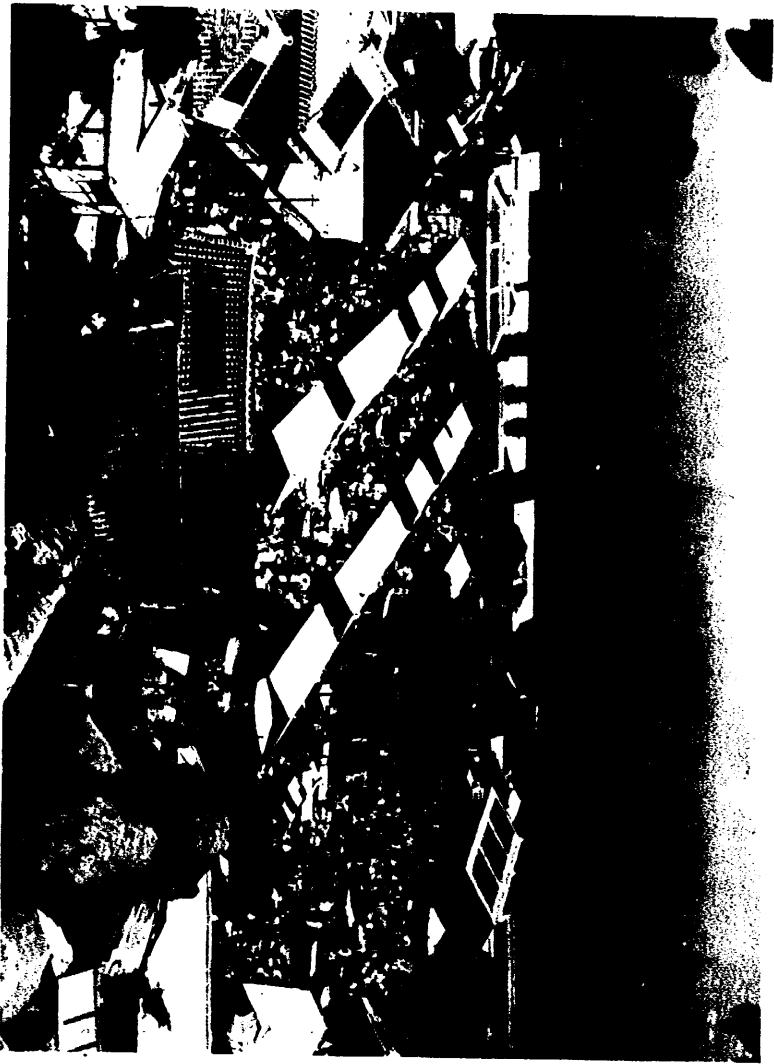


大邱府東門市場



大 邱 府 西 門 市 場

河 東 市 場





金 泉 市 場



金 泉 市 場





南 市 市 場



沙 里 院 市 場



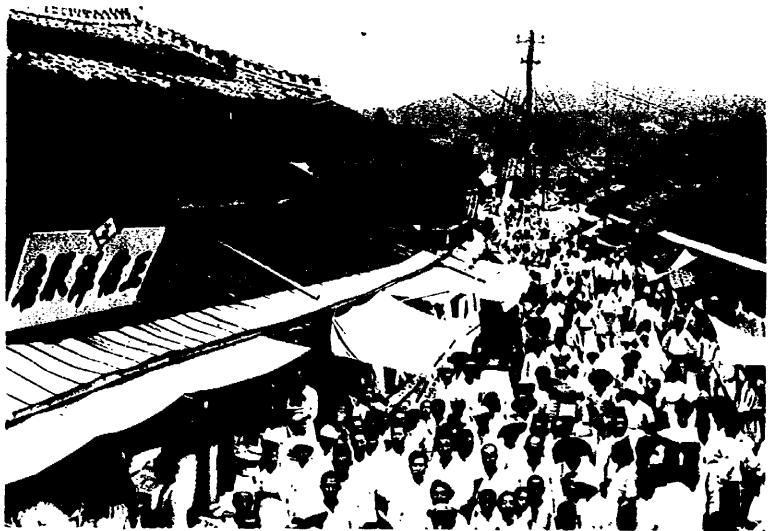
成興市場



富春(新上)市場



鹽 屋 市 場



宜 川 市 場





吉 州 市 場



臨 浜 市 場

## 第六章 主要市場

### 第一節 大市場の變遷

「萬機要覽」には郷市中著名なるものを擧げて居るが、李朝時代より朝鮮に於ける三大市場として、大邱・全州・平壤を算へ、或は大邱・金泉・江景を擧げ、又は大邱・公州・全州を稱するものあり、諸説一定せざるも、人口の増加・都市の膨脹・交通機關の普及・産業の發達等に伴ひ、市場の取引には多大の消長あり、數年前までは隆盛を誇つて居た大市場も今は左まで重要ならざるものとなり、嘗ては無名の小市場であつたものが一躍して大市場に列したる例も尠からず、また中には數百年前より依然として大市場の實を示して居るものもある。試みに大正七年に於ける朝鮮全土の市場中、年額二十萬圓以上の取引ある市場を見るに、この數八十六に達し、この中で年額五十萬圓以上の取引ある大市場の名稱及び取引高を擧げると左表の通りである。而して當時の大市場としては、京城南大門市の二百九十五萬九千圓、南大門市の二百八十七萬圓、吉州市の二百二十五萬二千圓、釜山水産市の百四十五萬六千圓、天安市の百三十一萬二千圓、鹽慶市の百三十萬七千圓、甲山市の百二十九萬一千圓、河東市の百二十五萬八千圓、博川市の九十九萬八千圓、禮山市の九十七萬六千圓、大邱西門市の九十

七萬二千圓、洪州市の八十八萬八千圓等は最も取引高の大なるものであつた。

年額五十萬圓以上の取引ある市場一覽表 (大正七年)

市場	農産物	水産物	織物	畜類	其他	計
京城南大門	1,250,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,250,000
同 東大門	2,330,000	500,000	500,000	700,000	2,000,000	6,030,000
京畿道安城市	1,600,000	300,000	500,000	1,000,000	1,000,000	5,400,000
忠清北道堤川市	900,000	600,000	900,000	300,000	2,000,000	4,700,000
忠清南道忠政院市	800,000	900,000	700,000	900,000	2,000,000	5,300,000
同 論山市	1,700,000	1,300,000	800,000	1,300,000	1,000,000	6,100,000
同 新場市	1,100,000	600,000	500,000	300,000	500,000	3,000,000
同 大川市	1,100,000	400,000	300,000	500,000	500,000	3,800,000
同 洪州市	300,000	1,100,000	1,000,000	800,000	800,000	4,800,000
同 證山市	300,000	800,000	1,700,000	1,000,000	800,000	5,600,000
同 天安市	900,000	800,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000	5,600,000
全羅北道金堤市	700,000	700,000	3,000,000	700,000	1,000,000	6,100,000
慶尙北道大邱西門市	1,700,000	2,800,000	2,000,000	3,000,000	1,500,000	11,200,000
同 永川市	1,300,000	400,000	4,000,000	900,000	1,000,000	7,600,000
同 金川市	1,200,000	1,100,000	600,000	2,000,000	1,000,000	6,100,000

慶尙南道釜山水産市 1,250,000  
 同 河東市 3,500,000  
 同 信川市 2,700,000  
 同 沙里院市 1,500,000  
 平安南道鹽興市 700,000  
 平安北道博川市 600,000  
 同 宣川市 300,000  
 成鏡南道咸興市 200,000  
 同 北清市 200,000  
 同 甲山市 500,000  
 成鏡北道吉州市 200,000

大正七年に於ける年額五十萬圓以上の取引ある市場は總數二十六箇所、この取引高合計二千七百四萬九千九百七十一圓であつたものが、昭和元年に於ては年額五十萬圓以上の取引ある市場數五十七箇所の多きを算し、その取引高合計六千六百七十七萬九千二百九十七圓に達し、僅々八年間に市場數に於て約二倍、取引高に於て約二倍半の激増を示してゐる。

年額二十萬圓以上の取引ある市場一覽表 (大正十五年)



市場名	所在地	經營者	開市回数	農産物	水産物	雜物	畜類	雜品	計	備考
京城魚市場	京城府明治町	守水喜三郎	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第三號
口九水産	京城府旭町一	京城口九水産株式會社	三三	—	—	—	—	—	—	同
龍山水産	同漢江通一五	龍山水産株式會社	三三	—	—	—	—	—	—	同
中央物産	同南米倉町	中央物産株式會社	三三	—	—	—	—	—	—	同
京城食糧品市場	同旭町一	合名會社京城食糧品市場	三六	—	—	—	—	—	—	同
南大門市場	同南米倉町	株式會社南大門市場	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第一號
東大門市場	同證智洞	株式會社東大門市場	三三	—	—	—	—	—	—	同
明治町公設市場	同明治町二	京城府	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第二號
花園町公設市場	同花園町	同	三三	—	—	—	—	—	—	同
京城府家畜市場	同崇二洞	同	三三	—	—	—	—	—	—	同
仁川水産	仁川府海那町	仁川水産株式會社	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第三號
揚平郡邑内市場	揚平郡葛山面	葛山面	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第三、八日
麗州郡邑内市場	麗州郡州内面	州内面	三三	—	—	—	—	—	—	五、十日

利川郡邑内市場	利川郡邑内面	邑内面	三三	—	—	—	—	—	—	二、七日
長湖院市場	利川郡清溪面	清溪面	三三	—	—	—	—	—	—	四、九日
安城市場	安城郡邑内面	邑内面	三三	—	—	—	—	—	—	二、七日
水原城内市場	水原郡水原面	水原面	三三	—	—	—	—	—	—	四、九日
水原城外市場	同	同	三三	—	—	—	—	—	—	四、九日
烏山市場	同城湖面	城湖面	三三	—	—	—	—	—	—	三、八日
蛇川市場	富川郡蘇萊面	蘇萊面	三三	—	—	—	—	—	—	一、六日
江華市場	江華郡府内面	府内面	三三	—	—	—	—	—	—	二、七日
奉日川市場	坡州郡條里面	條里面	三三	—	—	—	—	—	—	二、七日
拾川橋市場	開城郡松都面	松都面	三三	—	—	—	—	—	—	五、十日
蕡炭市場	同	同	三三	—	—	—	—	—	—	同
忠 清 北 道										
清州市場	清州郡清州面	清州面	三三	—	—	—	—	—	—	第一條第一號
報恩市	報恩郡報恩面	報恩面	三三	—	—	—	—	—	—	二、七日
永同市	永同郡永同面	永同面	三三	—	—	—	—	—	—	五、十日
嶺川郡邑内市場	嶺川郡嶺川面	嶺川面	三三	—	—	—	—	—	—	四、九日
嶺川郡邑内市場	嶺川郡嶺川面	嶺川面	三三	—	—	—	—	—	—	五、十日



朝鮮の市場経済

三二六

槐山	槐山郡槐山面	槐山面	三、七六〇	九、五七〇	一〇、三三六	三、五七六	同	三、八日
堤川	堤川郡堤川面	堤川面	一、五二〇	六、六〇〇	一三、二八〇	四、五〇〇	同	二、七日
忠清南道								
公州郡公州面	公州郡公州面	公州面	一、三〇〇	四、〇〇〇	一三、〇〇〇	四、七〇六	第一條第一號	一、六日
鳥致院市	鳥致院郡鳥致院面	鳥致院面	三、三三三	六、八三三	一三、九四三	一、八三三	同	四、九日
大田市	大田郡大田面	大田面	三、七〇〇	一、四六〇	七、〇〇〇	一、九二〇	同	一、六日
論山市	論山郡論山面	論山面	六、四〇〇	八、九七〇	一六、〇〇〇	七、四八〇	同	一、六日
江景市	江景郡江景面	江景面	一、〇〇〇	六、九七〇	一六、〇〇〇	四、九二〇	同	三、八日
恩山市	恩山郡恩山面	恩山面	一、〇〇〇	一、三〇〇	四、〇〇〇	六、九〇〇	同	四、九日
同村市	同村郡同村面	同村面	一、三〇〇	一、九七〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	同	一、六日
舒川市	舒川郡舒川面	舒川面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日
板橋市	板橋郡板橋面	板橋面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日
新場市	新場郡新場面	新場面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日
大川市	大川郡大川面	大川面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日
長峙市	長峙郡長峙面	長峙面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日
廣川市	廣川郡廣川面	廣川面	一、三〇〇	一、〇七〇	三、五七〇	一、三〇〇	同	二、七日

全羅北道

禮山市	禮山郡禮山面	禮山面	六、六三三	九、三三三	一六、九六六	六、九六六	同	五、十日
瑞山市	瑞山郡瑞山面	瑞山面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	二、七日
温陽市	温陽郡温陽面	温陽面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	一、六日
温泉市	温泉郡温泉面	温泉面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	四、九日
天安市	天安郡天安面	天安面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	三、八日
全羅北道								
全州市	全州郡全州面	全州面	一、五七〇	五、〇七〇	一三、〇〇〇	一、〇一〇	第一條	二、七日
任實市	任實郡任實面	任實面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	二、七日
南原市	南原郡南原面	南原面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	一、六日
淳昌市	淳昌郡淳昌面	淳昌面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	四、九日
井邑市	井邑郡井邑面	井邑面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	一、六日
金堤市	金堤郡金堤面	金堤面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	二、七日
群山市	群山郡群山面	群山面	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	同	二、七日

第六章 主要市場

三二七

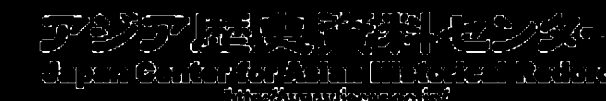
朝鮮の市場經濟

全羅南道

水浦府魚市場	水浦府櫻町	株式會社	魚	三九,000	—	—	—	三九,000	第三號每日開市
光州大市	光州郡光州面	光州	魚	九六,000	六六,000	一六六,000	六六,000	三五,000	第一號
松汀市	松汀郡松汀面	松汀	魚	一八,000	一三,000	一三,000	一三,000	一四,000	二,七日
潭陽郡內市	潭陽郡潭陽面	潭陽	魚	六八,000	三五,000	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000	二,七日
求禮市	求禮郡求禮面	求禮	魚	九七,000	四三,000	一四〇,000	一四〇,000	一四〇,000	三,八日
順天市	順天郡順天面	順天	魚	一六,000	九,000	一五,000	一五,000	一五,000	二,七日
長興郡內市	長興郡長興面	長興	魚	三三,000	一七,000	一七,000	一七,000	一七,000	二,七日
南平市	南平郡南平面	南平	魚	一九,000	一〇,000	一〇,000	一〇,000	一〇,000	一,六日
靈光市	靈光郡靈光面	靈光	魚	一三,000	七,000	一〇,000	一〇,000	一〇,000	一,六日
月坪市	月坪郡月坪面	月坪	魚	七,000	四,000	六,000	六,000	六,000	四,九日
濟州島州城市	濟州府三德里	濟州	魚	五,000	三,000	一,000	一,000	一,000	二,七日
慶尚北道									
大邱府西門市場	大邱府新町	大邱府	魚	五三,000	一〇,000	一〇,000	一〇,000	一〇,000	第一號
大邱府東門市場	大邱府德山町	大邱府	魚	三三,000	一三,000	一五,000	一五,000	一五,000	二,七日
大邱府藥令市場	大邱府南城西町	大邱府	魚	一〇,000	—	—	—	—	四,九日
	大邱府東城西町	大邱府	魚	—	—	—	—	—	十二月甲

大邱府魚市場	大邱府元町一	株式會社	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	第三號
安東市	安東郡安東面	安東	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	第一號
安東郡內市	安東郡安東面	安東	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
盈德市	盈德郡盈德面	盈德	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
慶州郡內市	慶州郡慶州面	慶州	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
永川市	永川郡永川面	永川	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
高靈郡內市	高靈郡高靈面	高靈	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
星州郡內市	星州郡星州面	星州	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
金泉市	金泉郡金泉面	金泉	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
善山市	善山郡善山面	善山	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
尙州市	尙州郡尙州面	尙州	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
醴泉市	醴泉郡醴泉面	醴泉	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
榮州市	榮州郡榮州面	榮州	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
乃城市	乃城市乃城市面	乃城	魚	一六,000	一六,000	—	—	—	二,七日
慶尚南道									
釜山鎮牛市場	釜山府凡一町	釜山府	魚	—	—	—	—	—	第一號每日開市

第六章 主要市場





朝鮮の市場経済

Table listing various markets in Korea with columns for market name, location, and dates. Includes entries like '平壤市場', '公設市場', '株式會社', etc.

Table listing markets in the '平安北道' region of Korea. Includes entries like '温井里市場', '咸從市場', '永柔市場', etc.

第六章 主要市場

Table listing major markets in the '平安北道' region, including '梧木市', '特馬市', '南州市場', etc.





朝鮮の市場經濟

三二四

博川市	博川郡博川面	博川面	一三,〇〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,三〇〇	二,七〇〇	三,〇〇〇	五,十日
定州市	定州郡定州面	定州面	一三,〇〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,三〇〇	二,七〇〇	三,〇〇〇	一,六日
郭山市	定州郡郭山面	郭山面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
清亭市	定州郡清亭面	清亭面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
古邑市	清州郡古邑面	古邑面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	三,八日
宜川市	宜川郡宜川面	宜川面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
古軍營市	宜川郡古軍營面	古軍營面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
江界市	江界郡江界面	江界面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
蒲浦市	江界郡蒲浦面	蒲浦面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	四,九日
別河市	江界郡別河面	別河面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	五,十日
襄陽邑内市場	襄陽郡襄陽面	襄陽面	一三,〇〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,三〇〇	二,七〇〇	三,〇〇〇	二,七日
江陵邑内市場	江陵郡江陵面	江陵面	一三,〇〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,三〇〇	二,七〇〇	三,〇〇〇	二,七日
北坪市場	北坪郡北坪面	北坪面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	三,八日
大和市場	大和郡大和面	大和面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	四,九日
原州市場	原州郡原州面	原州面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日

横城邑内市場	横城郡横城面	横城面	一三,〇〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	二,三〇〇	二,七〇〇	三,〇〇〇	一,六日
新塋里市場	新塋郡新塋面	新塋面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,六日
鐵原市場	鐵原郡鐵原面	鐵原面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
伊川邑内市場	伊川郡伊川面	伊川面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,六日
支石市場	支石郡支石面	支石面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	四,九日

元山府市場	元山府海峽通	元山府	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	第三號每日三回
元山府家畜市場	元山府成興面	元山府	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	第一號五,十日
成興市	成興郡成興面	成興面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	二,七日
成興魚菜市場	成興郡成興面	成興面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	每日
定新市	定新郡定新面	定新面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	四,九日
富春市	富春郡富春面	富春面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	三,八日
永興市	永興郡永興面	永興面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	五,十日
都非市	都非郡都非面	都非面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	十,廿五日
龍南市	龍南郡龍南面	龍南面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	同十五,三十日
永興牛市	永興郡永興面	永興面	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	同

第六章 主要市場

三二五

朝鮮の市場經濟

三二六

鎮興市	永興郡鎮坪面	鎮坪面	三、五、五〇〇	一、五、〇〇〇	九〇	四、六、〇〇〇	同	二、七日
安邊市	德源郡鶴城面	鶴城面	一、八、〇〇〇	六、〇〇〇	一、五、〇〇	三、〇〇〇	同	三、八日
洪原市	洪原郡州翼面	州翼面	一、六、六〇〇	三、七、三〇〇	二、七、〇〇〇	三、〇〇〇	同	五、十日
北青市	北青郡北青面	北青面	一、三、五〇〇	四、五、〇〇〇	一、七、八〇〇	七、九、〇〇〇	同	三、八日
古川市	長津郡東古川面	東古川面	一、三、七〇〇	一、〇、〇〇〇	四、三、〇〇〇	四、六、八〇〇	同	三、八日
咸鏡北道								
清津魚菜市場	清津府北星町	清津府	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	第三號	每日
花臺市	花臺郡下加面	下加面	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	第一號	五、十日
吉州	吉州郡吉城面	吉城面	九、五、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	一、六日
錦川	錦川郡德山面	德山面	一、八、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	一、八、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	五、十日
臨津	臨津郡鶴城中面	鶴城中面	一、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	同	二、七日
鍾城	鍾城郡鍾城面	鍾城面	七、〇、〇〇〇	一、七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	一、七、〇、〇〇〇	同	每日
合	計	計	一、八、五、〇、〇〇〇	一、八、五、〇、〇〇〇	三、〇、〇、〇〇〇	一、九、六、六、六六六	一、八、五、〇、〇〇〇	
全市場取引高	一、二、〇、〇〇〇	四、二、〇、〇〇〇	三、七、七、七三三	三、三、五、四九七	四、九、五、六六六	七、三、六、四四二	一、八、八、五、〇〇〇	
全取引に対する歩合	一、四、三	七、三	七、三	七、三	七、三	七、三	七、三	

即ち年額二十萬圓以上の取引ある市場の總數は、全鮮千三百一箇所の市場中百八十五箇所、その總取引高は一億八百四十萬八千五百八十四圓を算し、その取引歩合は全部の市場取引に對し六十九パーセントを占めて居る。更に年額五十萬圓以上の取引ある大市場の分布を見るに、京城魚市場・京城南大門市場・東大門市場・水原城外市場・清州市場・公州邑内市場・大田市場・論山市場・新場市場・禮山市場・全州市場・全州藥令市・順天市場・月坪市場・大邱西門市場・同東門市場・同藥令市場・慶州邑内市・金川市場・尙州市場・醴泉市場・乃城市場・釜山牛市場・釜山富平町市場・釜山水産株式會社市場・同食料會社市場・同海産商組合市場・統營市場・統營海産會社市場・河東市場・居昌邑内市場・信川邑内市場・沙里院市場・新幕市場・平壤家畜市場・同新倉市場・同北倉市場・中和家畜市・咸從市場・鹽原市場・替馬市場・南市市場・北鎮市場・博川市場・定州市場・宣川市場・古軍營市場・江陵市場・橫城市場・鐵原市場・咸興市場・咸興魚菜市・富春市場・永興市場・都井市場・吉州市場の五十六箇所である。此中に於て府所在地の市場は、京城魚市場・同南大門及び同東大門市・大邱の西門市・同東門市・同藥令市・釜山の牛市・同富平町市場・同水産會社市・同食料品市・同海産商組合市・平壤家畜市のみで、他は皆地方の市場であるが、殊に醴泉・吉州・富春・古軍營・鐵原・南市・河東・橫城・沙里院・宣川・新幕・統營・禮山・論山の如く一般商業の發達せざる地方の市場

の方が、その周囲の者に盛んに利用せられ、在來市場としての機能を充分に發揮し、従つて巨額の取引高を有して居るのは注目すべき現象である。

## 第二節 都市の公設市場

朝鮮在來の普通市場は、多くは期日を定めて開市さるゝ定例市場であり、殆んど何等の設備を施さず廣場又は路傍に於て取引され、その經營も營利業者に委ねらるゝものが大部分を占めて居たので、都市生活を行ふものゝ利用上には不便が尠くない。偶々世界大戦の影響を受けて物價の騰貴を來すや生活必需品を廉價に供給し、生活難を緩和するの必要起り、大正八年以降、府及び指定面中には、自ら公設の日用品市場を經營し、以て一般市民の利益を計つて居る。今日の公設市場は内地諸都市のそれに比して、設備、其他に於て遜色あるを免れざるも、商人の暴利を抑制し、物價の調節を計る上に於て相當の成績を擧げて居る。而して將來都市の發達に伴ひ、その利用は益々大となるべき性質のものであるが、その改善・進歩を計ることは最も肝要なることである。今左に主要公設市場の沿革・組織・維持・事業等を簡単に示して見やう。

### 京城府明治町公設市場 (日用品廉賣)

所在地 京城府明治町二丁目二十五番地  
設立 大正八年十二月二十四日

沿革 異常に昂騰せる日用食糧品及びその他必需品の價格の調節を計り、低廉なる日用品を供給し、以て一般市民の生活安定を圖らむがために設立したるものなり。  
組織 京城府の經營する所にして府廳に市場監督一名を常置し、各市場の管理に任せしめ、監視員を(二市場毎に一名)配置し、専ら市場販賣品に對する價格の指定及び清潔狀況を監視せしめ、尙ほ卸價格及び市中の小賣價格の調査に當らしむることゝ爲せり。

維持 市場使用料及び府費を以て維持經營す。大正十四年度支出經費八千九百三十三圓なり。  
事業 現在敷地五百坪を有し、店舗數十七戸(建坪百三坪)にして生活必需品を供給しつゝあるが利用者多く、昭和元年度に於ける賣上高四十五萬九千三百六十五圓を算す。

公設市場設置當時は諸物價騰貴の際なりしを以て、一般市價と市場販賣價格とは三割以上の差を示したるも、其の後市價は市場相場に牽制せられ漸次低落して接近するに至れり。茲に於て市内の小賣商人は商策を弄し一部商品を犠牲に供して廉賣を試み、市場に對抗したるも何等市民に反響する所なきを以て遂に此の種のものとは中止し、今日に於ては市場價

格は常に市價の標準を示すに至れり。

京城府龍山公設市場

(日用食料品販賣)

所在地 京城府漢江通三番地

設立 大正十一年十月十二日

沿革

大正九年九月京城府京町十一番地に場屋を設け、廉賣に努めたるも其の位置適當ならざりし爲め、同十一年九月二十五日限り之を閉鎖し、同年十月十二日現在の場所に新築移轉したるものにして専ら物價の調節に當り居たるも、大正十二年十一月二十一日類焼に遭ひ施設全部を焼失せり。仍てこれが再興を計り同年十二月十二日より開場今日に至る。

組織

京城府の經營する所にして、市場に監視員を配置し市場内の整理監督に當らしめ居れり。

維持

市場使用料及び府費を以て維持經營す。

事業

大正十五年度に於ける賣上高は十七萬二千三十六圓にして、現在事務所一戸店舗數十五戸(建坪百一十一坪)市場坪數は二百八坪なり。

京城府花園町公設市場

(日用食料品販賣)

所在地 京城府花園町百七番地

設立 大正九年十月二十一日

沿革

物價を調節し低廉なる日用品を一般市民に供給する爲めに設立せるものなり。

組織

京城府の經營する所にして市場監視員を置き、専ら市場販賣品に對する價格の指定清潔法を監視せしめ、又は卸價格及び市中の小賣價格の調査に當らしむることゝ爲せり。

維持

市場使用料及び府費を以て維持經營す。

事業

大正十五年度に於ける賣上高は二十四萬一千七百七十六圓にして、店舗數十四戸(建坪七十五坪)市場坪數二百九十一坪あり。

京城府瑞麟洞公設柴炭蔬菜市場

所在地 京城府瑞麟洞四二ノ一

設立年月 大正十四年九月二十四日

設備の状況

敷地八百二十四坪、仲价人控所煉瓦建三坪あり。大正十四年度に於ける事業の状況

物價調節の趣旨に基き、低廉なる燃料及び蔬菜を一般市民に供給し、尙路傍販賣を制止し市場に於て販賣する目的にて仲价人十四名を置き、賣買の仲价をなさしめ常に吏員を派し



て監督せしむ。因に大正十四年の賣上高二萬七千五百十六圓なり。  
大正十五年度事業及び豫算  
事業としては前年と異なることなし。豫算は明治町市場經費参照。

京城府安國洞公設市場

(薪炭廉賣)

所在地 京城府安國洞三十七番地

設立 大正九年五月七日

沿革 低廉なる薪炭等の燃料を一般市民に供給する目的を以て設立せるものなり。

組織 京城府の經營する所にして、市場に監視員を配置し之れが管理に當らしめ居れり。

維持 市場使用料及び府費を以て維持經營す。

事業 大正十五年度に於ける賣上高は一萬八千三百三十九圓にして市場坪數六百四十九坪あり。

京城府敦義洞公設市場

(薪炭廉賣)

所在地 京城府敦義洞百三番地

設立 大正九年十二月二十七日

沿革 物價調節の趣旨に基き低廉なる燃料を一般市民に供給するために設立せり。

組織 京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し市場内の整理監督に當らしめつゝあり。

維持 市場使用料及び府費を以て維持經營す。

事業 昭和元年度に於ける賣上高は三萬三千九百七十七圓にして市場坪數七百二十坪あり。

京城府東大門公設市場

(蔬菜廉賣)

所在地 京城府鍾路通五丁目一〇四番地

設立 大正十二年六月一日

沿革 低廉なる蔬菜を一般市民に供給する目的を以て設立したるものなり。

組織 京城府營にして市場に監視員を配置し場内の整理監督に當らしむ。

維持 市場使用料及び府費を以て維持經營す。

事業 昭和元年度に於ける賣上高四萬二千二百九十八圓にして市場敷地百二十七坪なり。

群山府公設市場

(日用品廉賣)

所在地 全羅北道群山府明治町通

設立 大正十年九月一日

沿革 物價を調節し低廉なる日用品を供給して市民の生活安定を期するために設立す。

組織 群山府の直營。

維持 建物維持の爲め要する費用は府費を以て支辨し、其の他は使用者に於て支出す。大正十五年年度の豫算は歳出金五十圓とす。

事業 府は販賣品及び其の價格を指定し、販賣人總代を定め、總代より毎月の販賣高を報告せしめ、府職員毎月一回以上各店舗の販賣狀況に付視察して適宜の指導監督を爲せり。大體に於て一般市價に比し一、二割方安價なるを以て中流以下に於て利用者多し。店舗數八戸にして總建坪數七十五坪なり。大正十五年中の賣上高金八萬一千二百十圓とす。

全州面公設市場 (日用品廉賣)

所在地 全羅北道全州郡全州面大正町三丁目

設立 大正十二年四月十六日

沿革 低廉なる日用品を販賣し、市内物價を調節せしむる目的を以て設立せるものなり。

組織 全州面營。

維持 面費を以て維持するも小破修繕等は販賣人に於て之を爲す。

事業 店舗を九戸に區劃し建坪六十坪を有す。販賣人に無料貸付し、販賣物品及び其の價格は面

長の承認を受けしめ、時々面職員をして視察監督を爲さしむ。大體に於て市價に比し一、二割安價なるを以て中流以下の利用多く大正十五年中賣上高七萬四千一圓とす。

大邱府公設市場 (日用品廉賣)

所在地 慶尙北道大邱府東門町十三番地ノ一

設立 大正九年九月一日

沿革 歐洲大戰後一般物價騰貴の影響を受け、大邱府に於ける物價は京釜線中最も高價を示し、市民の生活を脅威すること大なりしより之が調節策として道地方費補助七千圓に府費二千圓を加へ、合計九千圓を以て本市場を設置せるものなり。

組織 大正九年七月二十日大邱府條例第十二號公設市場條例の下に組織經營す今其條例の要旨を摘取せば

本場ハ公衆ニ對シ日用品必需品ヲ廉價ニ供給スル目的ヲ以テ設立ス、販賣スル商品ノ種類及販賣者ハ府尹之ヲ指定ス、商品ノ價格ハ府尹ノ承認ヲ受クヘキコト、商品ノ價格ハ見易キ箇所ニ揭示スルコト、販賣ハ凡テ現金取扱ノコト、府尹ハ必要ト認メタルトキハ販賣ノ指定ヲ取消スコトヲ得ルコト等ニあり。



維持 府費を以て維持す。

大正十三年度豫算左の如し。

公設市場費	一、九五九圓
敷地賃借費	五五六・五〇
監督員給	一、〇二〇・〇〇
臨時人夫賃	一一・〇〇
電燈料	一四八・五〇
慰勞金	一〇二・〇〇
修繕費	一〇〇・〇〇
雜費	二〇・〇〇

事業 本市場は木造百二坪の平屋建にして場内に十四店舗あり府より信用ある商人を指定し、販賣せしめつゝあるが賣品はあらゆる日常必需品を網羅し居れり。而して是等商人よりは水道料・營業稅・店舗の賃貸・共用電燈料等を徴收せず、凡て府費より支辨する代り各店の販賣價格は府吏員をして監督せしめ、可成低廉に販賣せしめつゝあり。販賣高は一日五、六百圓を上下し、大正十二年度賣上高二十二萬圓に達せり。本市場開設以來市内商人は之れと對抗上自然薄利にて販賣せざるを得ざるに至り、物價索制上多大の効果を現はしつゝ、

あるのみならず、道内に於ける標準相場として廣く採用せられつゝあり。

釜山府富平町公設市場 (日用品廉賣)

所在地 慶尙南道釜山府富平町二丁目七十七番地

設立 大正四年九月

沿革 明治四十三年六月中一般市場として開設したる日韓市場及び本市場の前身にして大正四年九月府營に移し、設備其の他に改善を加へ、大正十一年市場周圍の道路六百四十一坪を市場區域内に編入し、大正十三年更に百二十一坪を増加し、大正十五年是等路面をコンクリートに改め上屋の改修又は増築をなし、屋外店舗には全部一定の販賣員を設くる等面目を一新せり。

組織 釜山府の經營にして府條例を以て市場管理規則を定め、專任府書記一名事務員二名を置き事務の任に當らしむ。

維持 市場使用料を徴收して維持す。

事業 當市場は市場用地として一千二百九十七坪を有し、内建坪三百十一坪にして店舗數屋内百二十二、屋外三百、計四百二十二を有し、一般府民の利用頗る多く市場出入者一日平均七



千人、賣上高平均一日六千圓内外に達す。

釜山府南濱公設市場

所在地 釜山府本町一丁目<sup>二九</sup>番地<sup>四七</sup>

設立 大正十三年八月二十五日

沿革 民有地百六十五坪及び木造瓦葺二階建百三十一坪餘を料金年額五千七百九十圓にて賃借し充當せり。

組織 釜山府の經營とす。

維持 使用料を徴し其の收入を以て維持す。

事業 當市場は店舗總數百六十八を有し、開設日尙ほ淺きも一日の入場者一千三百人内外にして賣上高平均一日一千三百六十圓内外とす。

馬山府富町公設市場

所在地 馬山府富町(舊馬山)

設立 大正十三年九月一日

沿革 舊馬山市場は韓國併合前より朝鮮人商人陰曆五、十の日に集合し、道路の兩側に店を張り

市日には殆ど交通を杜絶する状態に在りしを以て府營となすの必要を認め、從來の市場の中心點を包含し敷地二千二百二十八坪を買收し、之に平家住宅附百二十六坪を建築し、内方に上屋九十四坪を設け路傍の賣店を收容し面目一新するに至れり。

組織 馬山府の經營とす。

維持 本市場は大正十二年に於て府債四萬圓を起し之を經營せるものにして、償還財源竝維持費は使用料を以て之に充つ。

事業 當市場の賣上高一日平均六百有餘圓にして陰曆五、十の市日の賣上は三千圓を下らず。

馬山府扇町公設市場

所在地 慶尙南道馬山府扇町

設立 大正十二年十二月二十五日

沿革 本市場は大正十二年釜山に於て開催せられたる水産共進會建物の一部を買收し、此の材料を以て本館八十一坪を建築せるものにして、外に賣店二十五坪、スレート葺平屋建一棟と合し經費三千九百餘圓を費し開場するに至れり。

組織 馬山府營。





維持 府費による。

事業 店舗數五十七を有し、市場價格は一般市價に比し約二割安なるを以て利用するもの多し。

平壤府壽町公設市場 (日用品販賣)

所在地 平安南道平壤府壽町三十三番地

設立 大正九年四月一日

沿革 物價の暴騰は一般府住民の生活を脅威し、其の安定を失はしめんとする状況を呈せるを以て、日常必需品の供給を低廉ならしむべく、大正九年度に於て府内壽町外二箇所に公設市場を設置せり。

組織 平壤府の直營にして府内務課物業及社會事業係に屬し、府廳内に専任事務員を置き市場取締及び物價の調査に任じ、府廳内に市場係主任を置き各市場の事務監督に當らしむ。

維持 府費を以て維持經營す。大正十五年度豫算三千六百九十五圓。

事業 公設市場に於ては一般市價に比し平均一割乃至二割方低廉なるを以て、一般小賣市場亦相當低落し府住民の蒙る利益尠からず。殊に穀類の如き從來當府は全道に於て常に高價を唱へつゝありしに現在は低落を見るに至れり。

市場販賣人の指定に就ては可成生産者又は卸商人を指定する方針を採り、販賣品に付ては同市場に於て同一種類のものに二店舗、或はそれ以上を指定し、可成獨占的營業を避け居れり。

市場指定人に與へたる特點として府の營業税を免除し、内地より輸入する貨物に對しては鐵道當局と交渉の上運賃の割引を爲すこと等にして市場に於ける廉賣を容易ならしむ。市場を利用することの不便なる町里に對しては毎月六回巡回市場を開くことあり。

店舗數十六戸にして大正十四年一月より昭和元年十二月までの賣上高は十二萬三千五百十八圓二十八錢なり。

平壤府幸町公設市場 (日用品販賣)

所在地 平安南道平壤府(壽町三八番地、南町三九番地)

設立 大正九年十月三十一日

沿革 日常必需品の供給を低廉ならしめ府内住民の生活安定を期する爲に設立せり。

組織 壽町公設市場に同じ。

維持 壽町公設市場に同じ。

事業 店舗数は十三戸にして大正十四年一月より昭和元年十二月まで賣上高は九萬四百六十七圓三十五錢を算す其他は壽町公設市場に同じ。

平壤府司倉公設市場 (日用品廉賣)

所在地 平安南道平壤府倉田里二百四十三番地  
設立 大正九年七月二十二日

沿革 物價を調節し、低廉なる日用品を府内住民に供給するために設立せり。

組織 壽町公設市場に同じ。

事業 店舗數二十四戸にして大正十四年一月より昭和元年十二月までの賣上高は十五萬六千九百五圓八十五錢に達せり。

本市場に於ては巡回市場を行はず其他壽町公設市場に同じ。

元山府公設市場

所在地 咸鏡南道元山府壽町一丁目七番地  
設立 大正十二年二月二十一日

沿革 物價調節の趣旨に基き低廉なる日用品を供給して一般府民の生活安定を期するために設立

せり。

組織 元山府の經營にして府尹之を管理し、公設市場商人は府尹の指定したる商人にして販賣物品は公定相場により現金引換とし監督員を置きて監督せしむ。

維持 場屋、水道、電話、間燈、中央照明電燈を府に於て設備し、電燈料金は府費を以て支辨し店舗一箇所に付月五圓、敷地一坪に付月一圓五十錢乃至二圓の使用料を徴收す。大正十五年度豫算七百九十九圓なり。

事業 開設以來一般小賣相場を牽制して低下せしめ府在民の市場利用者漸次増加す。店舗十七箇所にして昭和元年末に於ける賣上高六萬九千四百二圓なり。

清津府公設市場

所在地 咸鏡北道清津府敷島町  
設立 大正十一年十二月

沿革 物價調節消費節約獎勵の目的に於て府營日用品の公設市場設置の切要なるを認め、大正十一年十一月市場用家屋を建築し同年十二月開場せり。

組織 府の經營管理に屬す。



維持 店舗一戸に付月額七圓以内の使用料を徴し、市場に關する調査費建物保存費其の他所要經費に充當することとせり。

事業 市場店舗十六戸にして使用者は出願者中最も確實にして信用ある營業者を府に於て充分調査選定の上認可し、公定賣價を以て販賣せしめ係吏員を置きて之が取締を爲し、市價の秩序を保ち其の効果を擧ぐるに努めつゝあり。實施後日淺しと雖も成績良好にして毎月相當の賣揚あり、大正十五年中賣上高五萬六千六百四十九圓、商品種類は野菜、生魚、食料品、和洋雜貨、酒類、荒物、薪炭、履物、米穀類なり。



京城府花園町公設市場



京城府明治町公設市場

## 第七章 家畜市場

### 第一節 家畜市場の現勢

朝鮮の牛はその起源極めて古く、新羅智證王の時代、州郡に命じて始めて牛耕を用るしめ、高麗朝には屯田牛を置き、李朝世祖の時代には農牛官給の例を拓き、或は醫生をして養牛法を習はしめ、その他耕牛の必要を諭し、耕牛不足の時には官牛、屯牛の配給を行ひ、或はこれが屠殺を制限したるが如き、牛を重要視したる事例は史上に多く散見する所である。斯くの如く耕牛の養殖を奨励したるのみならず、耕牛補給の機關として牛市の開設も亦古くより行はれ、一面その共同購入或は養殖の目的を以て牛契の習慣もある。大正七年末の調査によれば當時の家畜市場の数は合計六百五十五箇所、慶尙北道の九十一箇所を最多とし、江原道の六十七箇所、黄海道六十三箇所、全羅南道の五十八箇所、忠清南道の五十二箇所、慶尙南道及び平安南道の五十箇所、京畿道の四十七箇所、その他咸鏡南道、忠清北道及び全羅北道の順であつて、中牛賣買の盛なるは京畿道、黄海道及び慶尙北道で、何れ

も一箇年の市場出場頭數二十五萬頭に達したのである。試みに當時の大市場を挙げると左の通りである。

- 二萬五千項以上 咸鏡北道明川郡明川市、同吉州郡吉州市。
- 二萬頭以上 京畿道楊州郡漢金面三牌里、同龍仁郡外西面白光里、忠清北道報恩郡報恩面三山里、黃海道金川郡西泉面市邊里、平安北道義州郡梧木市、咸鏡南道北青郡老德面南里、同明川郡安社場、同明川郡東面、同咸津郡臨溪の諸市。
- 一萬五千項以上 京畿道抱川郡蘇屹面初東橋里、同坡州郡餘里面泰日川、大邱新町、慶尙南道蔚山郡玉橋里、同延白郡永成里、黃海道長淵郡邑内、平安北道龜城郡方靛面南市、咸鏡南道咸興郡中荷里、同永興郡洪仁面都井里、同利原郡西面南門里、同端川郡波邊面西土里、咸鏡北道明川郡花台の諸市。

その後家畜の取引は市場數、取引高共に増加し、大正十一年十二月末の調査に依ると、その市場總數七百六十四箇所で、大正七年に比し百九箇所を増加し、畜牛一箇年の取引出場見込二百三十萬頭以上に達し、その中取引さるゝもの約七十萬頭あり、その他豚・鶏の出場賣買せらるゝものもまた尠くない。是等賣買に要する資金の中、地方金融組合東洋畜産興業株式會社、銀行、又は牛契等より一時融通を受けるもの約七百五十萬圓に上り、就中地方金融組合より購牛資金として借受ける額は六十萬圓を超ゆる見込である。市場に集散する家畜數に就いて見るに、牛は慶尙北道の三十六萬三千頭を最多とし、慶尙南道の二十八萬頭にこれに亞ぎ、咸鏡北道の七萬六千頭を最少とする。豚にありては慶尙北道、

黃海道、全羅南道の四萬八千頭最も多く、慶尙南道、平安北道之に亞いである。而して出場頭數中賣買せらるゝものは、牛は約四割、豚鶏は殆ど全部取引される。市場の經營者を區別して見ると面で行つてゐるものは七百三十一箇所、府五箇所、畜産組合十五箇所、個人十三箇所である。又家畜市場の入場料は地方に依りて一様でないが、牛は三錢乃至五錢、豚三錢、鶏五厘が普通である。賣買の仲介は多く畜産組合之に當り、仲介従事者をして之を行はしめて居るが、其従事者は一市場平均七、八名にして、仲介料は大抵賣買價格の三分位を徴收することになつて居る。

家畜市場表 (大正十一年十月調)

道名	市場	經營者	仲介者	一箇年出場見込頭數			一箇年賣買見込頭數			入場料	仲介料
				牛	豚	鶏	牛	豚	鶏		
京畿	面	畜産組合	仲介者	四、六、三、四	三、一、七、六	五、七、五	二、〇、一、八、〇	二、〇、〇	成牛五錢	賣買價格百分ノ三	
忠清北	面	畜産組合	仲介者	二、三、九、四	一、一、〇、〇	一、〇、〇	一、二、二、五	一、〇、〇	成牛三錢	賣買價格百分ノ三	
忠清南	面	個人	仲介者	二、五、二、四	一、四、六、〇	一、〇、〇	一、五、三、三	一、〇、〇	成牛三錢乃至五錢	賣買價格百分ノ三	
全羅北	面	同	仲介者	三、七、三、〇	二、五、九、〇	一、九、四、八	三、三、五、一	一、〇、〇	同	同	
全羅南	面	同	仲介者	八、三、六、九	六、三、〇、〇	六、〇、六	一〇、六、一	一、〇、〇	十錢乃至三錢	賣買價格百分ノ三	
慶尙北	府	同	仲介者	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	八、〇、〇	三、五、九、七	一、〇、〇	一錢乃至五錢	賣買價格百分ノ三	



道別	二千頭以上		一千頭以上		五百頭以上		計		
	南	北	南	北	南	北	南	北	
全	同光州郡 松光 汀州	益山郡 裡	同光州郡 同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡
忠									
京									
道									
計	七	九	三	一	一	一	一	一	一

また家畜市場中豚鶏の集散高の最も多きものを挙げると、左表の如く、豚にありては一箇年二千頭以上のもの十四箇所、一千頭以上のもの八十四箇所あり、鶏にありては一萬羽以上のもの十一箇所、五千羽以上のもの三十三箇所に及び、豚鶏の取引も亦年々尠からざる額に達して居ることが窺はれる、最も集散頭数多き家畜市場（豚鶏）

道別	二千頭以上		一千頭以上		五百頭以上		計		
	南	北	南	北	南	北	南	北	
全	同光州郡 松光 汀州	益山郡 裡	同光州郡 同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡
忠									
京									
道									
計	七	九	三	一	一	一	一	一	一

道別	二千頭以上		一千頭以上		五百頭以上		計		
	南	北	南	北	南	北	南	北	
全	同光州郡 松光 汀州	益山郡 裡	同光州郡 同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡	同和順郡 同海長郡
忠									
京									
道									
計	七	九	三	一	一	一	一	一	一





者もある。賣買方法は總て居間の仲介によつて相互の商量に任じ、糶賣の習慣は未だない。従つて其間に於て、居間は利を恣にする弊害がある。大正三年市場規則の發布以來は、市場の經營者は地方公共團體に限られ、畜産組合には特に市場に於て賣買仲介を爲すことを認められ、漸次之が實行を見つゝある。その最近一箇年間に於ける畜牛賣買狀況を示せば左の通りである。

畜牛賣買及び仲介

(大正十五年)

道名	市場數	入場頭數	賣買頭數		總賣買價額	一頭平均價額		
			賣	買		最高	最低	平均
京畿道	五	一八八、五八六	三六、三三七	三三、九三三	五、〇四〇、四八八	三三〇	三三〇	三三〇
忠清北道	五	八三、四〇六	二二、〇七〇	二〇、七三三	一、四八八、〇七八	八八	八八	八八
忠清南道	五	二七、四八八	三、八八九	三、九四三	一、八八九、三一一	二二〇	二二〇	二二〇
全羅北道	四	七、四九六	九、五三三	六、五三三	一、八七七、一〇九	三三〇	三三〇	三三〇
全羅南道	七	一四、四四六	一五、四四三	一〇、一三三	一、四三三、七三三	二七〇	二七〇	二七〇
慶尙北道	二	三、一七六	三、一七六	三、一七六	三、一七六、七三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
慶尙南道	六	一六、〇五五	三、九〇〇	八、一七五	三、三三三、三三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
黄海道	七	一〇、七八三	三、七九〇	一、三三〇	四、六七〇、七三三	三三〇	三三〇	三三〇
平安南道	六	二〇、七九〇	三、〇九六	二、一〇〇	五、三三三、三三三	三三〇	三三〇	三三〇
平安北道	三	一八、五五〇	三、一〇〇	一、六三三	三、三三三、三三三	一三〇	一三〇	一三〇

豚の取引

江原道	五	一、七〇三	三、七〇七	一、七〇〇	二、九六六、六三三	三〇〇	三〇〇	三〇〇
成鏡南道	六	一、六〇二	一、〇二五	五、〇三三	二、〇六六、九三三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
成鏡北道	四	八、二二一	四、六六三	七、三三三	九、九六六、一三三	八〇	八〇	八〇
總計	八三	二〇、六七六	三、〇三三	一、六三三	三、七三三、七三三	三三〇	三三〇	三三〇

京畿道 本道管内にては豚市場なく、一般市場にても取引するもの稀で、多くは屠肉營業者又は飲食店營業者等の需要者と飼養者との間に於て直接に賣買し、又は立廻商人が買纏め、或は直接搬出する。改良豚の取引は主に畜産組合に於て之が賣買を斡旋して居る。

忠清北道 市場附近の者は市場に於て賣買するを普通とするも、多くは仔豚であつて成豚は需要者自ら各部落を巡廻して直接購入する。

忠清南道 普通市場に於て賣買者相互に取引するは多く仔豚で、成豚は農村に於て賣買される。

全羅南道 特に定まりたる取引先なく、仔豚の多くは市場に於て取引される。成豚は需要者に買出に來るものを待つて取引される。市場に在りての取引は、賣買者雙方直接又は仲介人の斡旋に依る。仲介料は一頭に付十錢乃至三十錢を賣主より支拂ふ。

全羅南道 市場に於ける取引は仲介者に依る、多くは仔豚であつて、成豚は仲介者を介し自宅で取



引を行ふ。仲介料は價格の百分の一、又は一頭十錢乃至三十錢、若くは幼豚二十錢、成豚四十錢、或は豚を大中小に區分し十錢乃至五十錢位として居る。

慶尙北道 取引の方法は生産地に於てするものと、市場の一部に於て仲介人の手を経て取引するものとあるが、多くは市場にて行ふ。但し管内金泉郡には特に豚市場の設ありて豚の取引をする。

慶尙南道 賣買の方法は各生産部落に於てするものと、市場に於てするものとありて、市場に於けるものは市場の一部に豚の賣買區域を設けて居る。手数料は毎頭十錢乃至十五錢、市場敷地使用料二錢である。

黃海道 成豚は飼養地にて、仔豚は市場にて各取引される。市場にては一日普通五六十頭より百五十頭内外賣買せられる。

平安南道 主として自宅賣買であつて、都會地に於ては豚専門の商人ありて買出を行ふ。平壤では豚の朝市ありて畜産組合市場に於て取引される。

平安北道 本道に於ける取引賣買狀況は鐵道沿線部、中央部、奥地部の三部に區分し、鐵道沿線部に於ては多く市場で行はれ、中央部は自家用及鐵道沿線地方に搬出される。搬出せらるゝものは十頭二十頭を纏めて取引し、奥地部は自家用として仔豚の取引殷盛である。而して三者共一般に取引され

るのは仔豚であつて、成豚は多く郷間に於て行はれる。

江原道 豚市場又は直接需要者が農家に至りて購入するものが多い。其賣買の仲介は、石油雜貨等の行商人が、農家より購ひて他に之を鬻ぐものである。

咸鏡南道 本道に於ける取引狀況は、平地帯地方は普通市場に於て仔豚を搬出し來り、賣買者相互に取引をする。一般農家に於ては需要者が直接に飼養者を訪れて取引する。

咸鏡北道 成豚は市場で取引しないが、仔豚は地方によりて市場に搬出して取引される。一般に賣買者相互に直接取引する。

#### 鶏及鶏卵の取引

京畿道 自家用を除くの外は、物々交換、及金錢賣、或は自己又は仲介人に依り、郡部市場、又は京城及仁川等の都會市場に蒐集せられ取引さるゝも、水原、高陽、富川郡等の如き多産地若くは都會に接近せる地方にては、郡部市場を経ず、直接都會市場に輸送せられる。殊に富川郡、仁川府等において、新鮮なる改良種卵を蒐集し、隔日に京城に輸送し、料理店、飲食店、喫茶店等にて消費せられて居る。

忠清北道 主として最寄市場に於て取引せられ、鶏は一羽、鶏卵は十個を一包としたるものを單位

として價格を定め、物々交換をなすものあるも極めて稀である。

忠清南道 市場に於て賣買主相互に取引するを普通とするも、また一部の商人に依り地方農家に於て賣買せられて居るものもある。

全羅北道 生産者が直接附近市場にて取引するものと、行商人の手を経て取引するものがある。近時下關地方より商人が入込み、各市場に於て購入蒐集の上移出するものがある。山間部は主として行商人に依り、全州、群山、大田、光州、木浦、裡里、其他の都邑へ仕向け取引される。

全羅南道 市場取引を普通とし、生産者又は仲買人に於て市場に搬出し、仲買人又は需要者と直接取引せられ、或は市場より小賣商人購入の上需要者に販賣する。

慶尙北道 市場に於て取引するもの最も多く、農家自ら或は行商人が各戸に就いて買出し仲買人が買集め、店舗に卸又は小賣を爲し、又内地商人の手に依り、或は養鶏家に依り釜山、内地等と直接取引されるものもある。

慶尙南道 生産者直接市場に搬出し、需要者と直接取引を爲し、稀に各市場間を行商する仲買人の手にて都邑に搬出せられるが、近時行商人増加し、市場に限らず各部落に入込み買出をなし、殊に鶏卵は燻寸、石油等と物々交換が行はれる。

黄海道 生産者自ら市場に搬出し取引するを常とするも、近來仲買人増加し生産地を巡廻蒐集し、最寄市場にて取引し、又都會地に行商し、或は道外に移出する。其の取引價格は地方と時季とに依り一定してゐないが、商人は成鶏一羽に付十錢乃至二十錢、鶏卵十個に付五錢の利を得て居るやうである。

平安南道 生産者自ら市場に搬出し、直接需要者と取引するを常とするも、仲買人ありて各戸生産者より買纏の上都市に賣却するものもある。鶏は春季に孵化したものは八月頃から賣り初め舊十二月末頃迄には種鶏を除く外殆ど賣拂つてしまふ習慣がある。故に九、十月頃は各地の市場共鶏の出場が多い。大小に依り取引し斤量買買は未だ行はれて居ない。

平安北道 (イ) 支那との取引 本道に於ける支那鶏及支那卵の需要は鴨綠江沿岸及鐵道沿線諸郡の一部より支那商人の手に依り搬入せらるゝを普通とする。(ロ) 南鮮方面との取引 京城、平壤、其他南鮮方面の商人は鐵道沿線地方の市場に入り込み蒐集或は商人より買入れ、鶏卵は石油箱に五百顆、鶏は生後五、六箇月ものを二十羽乃至三十羽を萩製籠に入れ輸送する。(ハ) 陸路平南方面との取引 本道へ他道より搬入されるものはない。新安州、安州より入込み、商人及該地方を中心とする鶏及鶏卵の集散地に向け寧邊、博川、定州、熙川地方より搬出せられる。(ニ) 地方に於ける取引 地方に於

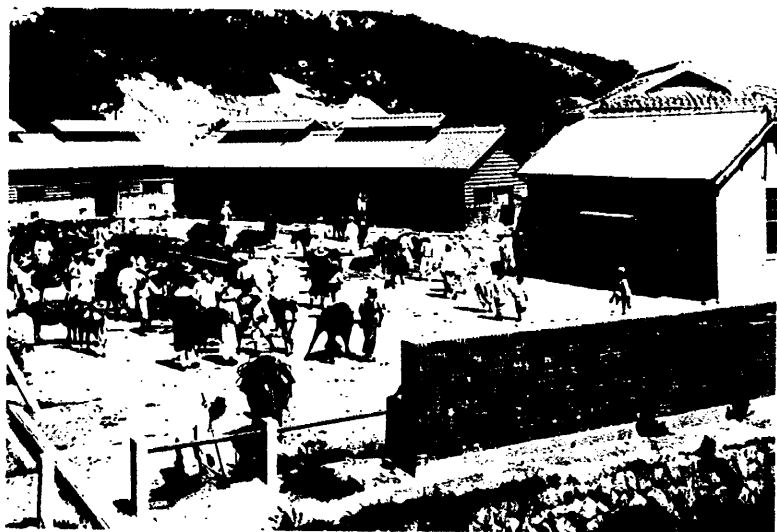
ける取引は開場日に各生産者鶏五羽、鶏卵一〇―一五〇顆を搬入賣買し、七八月頃は最も取引が多い。江原道 農家市場に搬出し、又は行商人の手に依り市場にて取引される。行商人は石油、雜貨と鶏、鶏卵とを交換し、都會地又は他道に移出する。

咸鏡南道 鶏 (1) 農家の婦女が毎市日に於て一、二羽宛需要者と直接取引し、(2) 仲買人が部落を巡廻し又は市日に買集め、肉商や問屋又は需要者に販賣し、(3) 市場出廻りは春の産卵前及春孵化する鶏の成育したる時期及冬期に多い。鶏卵 (1) 農婦が毎市日に數個乃至二、三十個持参し取引す、(2) 都邑の商家店員を派し買集め、又は綿絲、燐寸、染料と交換する。(3) 都邑市場に於て仲買人毎市日に蒐集する。

咸鏡北道 市場の設けある地方にては婦人が之を携へ行きて取引するも、其設けなき地方にては居室に於て取引し、主要都場附近にては鶏商人により取引される。



全州牛市場



釜山鎮牛市場

平壤常設家畜市場





沙里院牛市場



吉州牛市場

## 第八章 魚市場

### 第一節 魚市場の取引

魚市場賣上高 朝鮮に於ける魚市場は殆んど内地人の經營にして、大體に於て内地の魚市場と同様である。朝鮮は本土及び島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し、また淡水養殖に適する地域も頗る廣く、地勢、氣候、潮流等の關係上水産物頗る豊饒にして有利の漁場も少くない。總督府に於ては水産業の改善獎勵に努め、各種の施設を行ひたる結果、近年其漁獲高は著しく増加し、大正十五年に於ては、漁獲高五千三百七十四萬餘圓、養殖生産高二百四十八萬餘圓、製造高三千四百十二萬餘圓に上つて居る。而して漁獲高の大なるものを挙げると、鱈八百三十九萬圓、鯖六百九十五萬圓、石首魚三百五十一萬圓、明太魚二百七十六萬圓、海苔二百十八萬圓、鰺魚九十四萬圓、鯛魚八十一萬圓、鰹魚六十七萬圓、太刀魚百四十七萬圓、鱈魚四十六萬圓、鰻魚四十萬圓、蝦魚三十四萬圓、鰻魚三十二萬圓、鰻魚十五萬圓、和布百八萬圓にして、いづれも百萬圓以上の漁獲高のものである。更に五十萬圓以上百萬圓以下のものには、海羅、鱈、鯨、鰻、海鼠、鰻、鮓、鮓、牡蠣、石花菜、鱈、

鮑、鱈等あり。また水産製造物中一箇年五十萬圓以上の産額を有するものは、素乾明太魚、鹽乾鱈、煮乾鰻、海參、鹽藏鱈、鱈、鹽藏石首魚、鹽藏蝦、蒲鋒、鮑罐詰、鱈縮粕、鱈魚油、海苔、和布を算する。

水産物漁獲製造高及輸移出額

年次	漁獲高	製造物價額	輸移出額
明治四十三年	五,四七,一九七	—	一七,三九,三九
同 四十四年	六,七三,〇〇〇	—	一三,三七,七
大正元年	八,四六,〇八一	四,六〇,六三九	一三,八三,四八
同 二年	一,五二,一九五	五,四四,〇四四	一八,〇〇,五三
同 三年	二,〇六,四六五	六,八四,一九六	一九,三六,六四
同 四年	三,三三,四九四	七,七五,二四六	一八,六三,二七
同 五年	一,五九,五九三	九,七八,一八三	二二,五五,二
同 六年	二,〇九,三三三	一三,四七,〇七八	五,一七,三九
同 七年	三,一八,三四〇	一九,二五,九二	四,〇九,三九六
同 八年	四,三八,四八四	二八,一〇,〇九六	六,一七,九三
同 九年	三,九二,四六四	二二,四〇,二四〇	七,〇九,九五
同 十年	四,四九,七五〇	二五,六四,八八九	七,六四,五四六

同 十一年	四,七五,六〇八	二六,四三,六二六	七,五五,八三三
同 十二年	五,一七,三九三	二九,六三,七八五	八,九三,三二八
同 十三年	五,一九,七九二	三二,七,一五三	一〇,二五,四〇八
同 十四年	五,一五,一六四	三三,〇〇,一三〇	六,八八,〇八六
同 十五年	五,三三,二八七	三四,二九,三六八	八,二四,七〇三

右の如く朝鮮の水産物は産業上極めて重要なを以て、その需給の圓滑を期するため、大正三年九月發布の市場規則中、特に魚市場に對しては、その業務の状態普通市場と同一に律すべからざるものあるを認めて幾多の例外を設け、以て取引の安全を計つて居る。大正十五年の魚市場数は二十八に達し、これが總賣上高七百二十七萬九千圓に達し、その中鮮内消費高六百十八萬三千圓、移出高八十一萬六千圓、輸出高二十七萬八千圓となつて居る。累年の消長及び各道別狀況は左の通りである。

魚市場統計表

道/種名	市場		總賣上高		朝鮮内消費高		内地移出高		外國輸出高	
	數	市場數	數	價額	數	價額	數	價額	數	價額
大正元年	三六	三五	二,一九〇,六六四	三,三三二,一八八	一,七六,三七六	二,六二,二四	四三,五三六	三三,三六四	—	—
同 二年	三四	三三	二,一七〇,一七	三,六四,六七	一,三三,一六	二,一六,七	四三,五三三	三三,三六四	—	—
同 三年	三三	三二	二,一〇九,九七	三,七三,〇四	一,二八,五七	二,三,六七	三三,八八	三三,六六	—	—
累	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—





年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
全羅南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京畿道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尚南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尚北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黄海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
江原道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
總計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
全羅南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
全羅北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
忠清北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京畿道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尚南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶尚北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
黄海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
平安北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
江原道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
咸鏡北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
總計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

本表市場数には休止中に係るものを包含せず又数量単位本とあるは蒲鉾なり。

**主要魚市場** 朝鮮に於ける魚市場の売上高及び分布状況は右の通りであるが、主要魚市場の状態は左の如くなつて居る。輸移出魚類の取引市場として最も大なるものは釜山魚市場であるが、市内消費の市場として多くの取引高を有するものは、京城府營魚市場である。而してその取引の方法は、荷主の委託に依り市場附屬の仲買人をして魚類を競賣に附するを普通として居るが、荷主の希望にて指値賣、入札賣、算當賣を行ふこともある。取引勘定は大抵現金賣買にして、中には木浦魚市場の如き三日目に勘定を爲すものもあり、また群山魚市場の如き月三回勘定の所もある。仲介手数料は、多くは之を徴せざるも、中には平壤魚市場の鮮魚賣上代に對する百分の十、鹽乾魚百分の六、大邸魚菜



市場の百分の四の如きあり、また新義州魚市場に於ては市場に對し、仲買人より百分の十、委託者より百分の十を納むることになつて居る。魚市場の經營者は群山、清津の府營、京城魚市場の個人經營を除き、其他はいづれも會社組織の經營である。

一、鮮内主要魚市場名稱、所在地、經營者、魚類の集散區域一箇年の取引高

市場名	位置	經營者	一箇年取引高		集散地
			數量	價額	
京城魚市場	京城明治町	守永三郎	三、三〇〇	六、〇〇〇	主なる仕向地 主なる仕向地
京城日の丸	京城旭町一	京城日の丸	三、三〇〇	六、〇〇〇	同
魚山	漢江通一五	龍山水産會社	一、五〇〇	三、〇〇〇	同
仁川	仁川支那町	仁川支那町	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
太田	大田南木町	米元元助	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
鳥致院	鳥致院里	鳥致院	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
大川	保寧郡大川	大川	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
嬰岸	洪城郡廣川	廣川	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
江景	論山郡江景	江景	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同

市場名	位置	經營者	一箇年取引高		集散地
			數量	價額	
全北水産會社	木浦旭市場	旭水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
全南水産會社	麗水郡麗水	全南水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
大邱	大邱元町一	大邱水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
釜山	釜山南濱	釜山水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
馬山	馬山南濱	馬山水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
鎮海	鎮海	鎮海水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
慶和	慶和洞出張所	慶和水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
統營	統營出張所	統營水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
三浦	三浦	三浦水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
馬山	馬山	馬山水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
龍州	龍州	龍州水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
平壤	平壤	平壤水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
平壤	平壤	平壤水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同
平壤	平壤	平壤水産會社	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同



新義州市場	新義州樓町	新義州水産會社	二五、二天	九四、四二	釜山、元山、統營	新義州、安東
龍巖浦市場	龍巖郡龍巖川	伊在會商會	六七、七五	一六、七一	龍巖浦沖合	
耳島浦市場	龍巖郡耳島	張議鳳	一九、五七	七、二〇		
元山第二魚市場	元山府海片	元山水産株式會社	九三、三六		咸鏡南道及江原道	京城、平壤、京元沿線
清津魚市場	清津北岸町	清津府	一、八五〇至五	四、〇四	清津近海、元山及釜山	振南、會寧、開島、元山

(京城府三魚場は昭和二年十二月廢止され昭和三年一月より京城府營魚市場開設さる)

二、同上市場の設備及附屬冷蔵庫並運輸設備。  
本造にして競賣場は「コンクリート」を以て排水の便を良くす、附屬冷蔵庫其他の設備無し。

三、魚市場出入商人の種類名稱。  
魚市場の仲買人及其附買人とす。

四、魚類取引の方法及市場に於ける賣買方法。  
荷主より出荷したる魚類を魚市場の籠場に魚類別大小に區別し、仲買人として競賣に附し、買人は直ちに引取るものとす。

### 第二節 京城府營水産市場

全鮮の魚類消費市場として最も大なる京城に於ては、從來、京城魚市場、日丸水産株式會社、龍山水産株式會社の三魚市場の對立状態を持續し、其の間種々競走を醸生すると共に、一面消費者の利益を害することもまた尠くなかつたので、昭和二年十二月以上の三魚市場を合同して、京城水産株式會社を設立し、京城府は京城水産株式會社より、その一切の設備を買収して、京城府營水産市場と爲し、京城水産株式會社は、昭和三年一月八日より、府に使用料を支拂つて營業の一切を經營することとなつた。

所 在	京城府營水産市場
經 營 者	京城府
營 業 者	京城府
建 設 費	京城水産株式會社 九萬四千圓
買 收 價 額	八萬五千圓
設 備	驛場石に「コンクリート」四百七十六坪、中魚の並列場所は中央の三百坪にて

その周圍は仲買人並に仲買人の車置場及び魚の洗場なり。魚の並列場所は中央より縦斷され、



左右に魚の鮮度、形體に眼の利く程度の勾配を付す。左右の並列場所には衛生上、及び魚の損傷、盜難を防ぐ爲め、長さ四間、幅二間の鐵棒各拾個宛を定置す。

生洲十八坪、冷蔵庫及び倉庫五十二坪、洗場四十四坪、事務所百七十六坪あり。

糶場の軒下には鐵道引込線を設け、倉庫内には鯨尾羽截斷機を備付け一日約百斤の尾羽を加工す。

所屬人員 仲買人八十人、下仲買人百六十五人、市場従事員三十人、市場毎朝の出入者約八百人。

使用料 取扱高の千分の七を府に納付せしむ。

手数料 會社は取扱高の百分の十を荷主より徴收す。

一箇年賣上高 (昭和三年) 價額 百三十三萬二千七百三十七圓  
數量 六十九萬七千五百貫

營業時間及休日 自四月一日起至十月三十一日午前七時、自十一月一日至翌年三月三十一日午前八時半、午前一回開市とす。

陽曆一月一日、一月三日、十二月三十一日を休日とす。

仕切金支拂方法 賣上仕切金は其日に現金にて支拂ふを原則とす。但し地方送は翌日送金するものとす。

京城府水産市場使用條例 (昭和三年一月六日發布)

- 第一條 本條例ニ於テ市場使用者ト稱スルハ大正三年朝鮮總督府令第三百三十六號市場規則(以下單ニ市場規則ト稱ス)第八條ノ規定ニ依リ營業ノ許可ヲ受ケタル者ヲ謂フ
- 第二條 市場使用者營業所ヲ開始セムトスルトキハ市場規則第八條ノ規定ニ依ル營業許可書ヲ提示シ府尹ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 市場使用者ハ市場使用料ヲ納付スヘシ  
市場使用料ハ取引總高ノ千分ノ八以内ニ於テ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 市場使用者ハ毎月ノ取引總高ヲ翌月三日迄ニ府尹ニ報告スヘシ
- 第五條 市場使用者ハ毎月十日迄ニ前月分ノ使用料ヲ府ノ發スル納入告知書ニ依リ指定ノ場所ニ納付スヘシ
- 第六條 市場使用者ハ名義ノ何タルヲ問ハス市場ヲ他人ニ轉貸シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス
- 第七條 市場使用者ハ市場ノ施設物ニ變更ヲ加フルコトヲ得ス但シ府尹ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 市場使用者市場ノ施設物ヲ毀損又ハ滅失セシメタルトキハ府尹ハ其ノ損害ノ賠償又ハ原狀ノ回復若クハ修繕ヲ命スルコトアルヘシ
- 第九條 府尹ハ市場使用者ニ對シ市場使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第十條 市場使用者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府尹ハ其ノ使用ヲ制限シ又ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ  
一、市場規則第十七條ノ規定ニ依リ營業ノ許可ヲ取消サレ又ハ營業ノ停止ヲ命セラレタルトキ





京 城 魚 市 場



木 浦 旭 魚 市 場

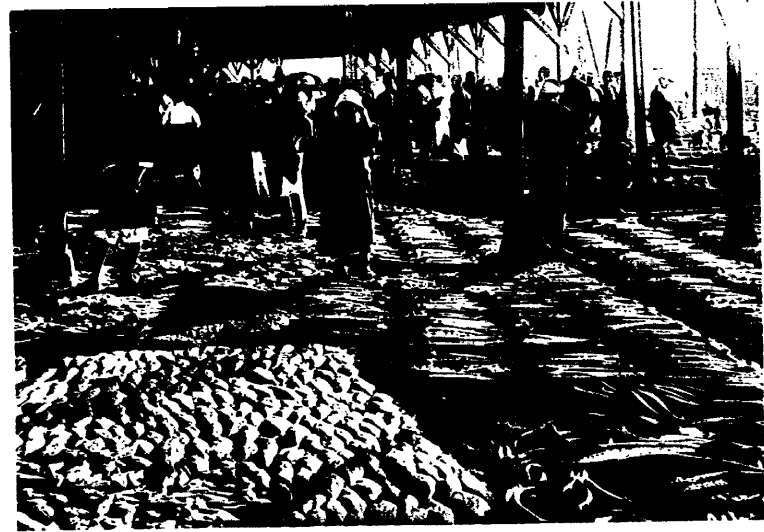
朝鮮の市場經濟

三七二

- 二、本條例ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 三、本條例ノ規定ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ
  - 四、府尹ニ於テ營業上不正行爲アリト認メタルトキ前項ノ場合ニ於テ使用者ニ損害ヲ生スルコトアルモ府ハ其ノ責ニ任セス
- 第十一條 市場使用者其ノ使用ヲ廢止セシムトスルトキハ豫メ府尹ノ承認ヲ受クヘシ
- 附 則
- 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



釜山魚市場



釜山水産會社魚市場

## 第九章 藥令市

### 第一節 藥令市の發達

漢藥の生産「海東釋史」には、和漢の諸書に朝鮮の藥材に就いて記述する所多きを載せて居るが、「世宗實錄」、「攻事新書」、各地方「邑誌」等を見ても、李朝初期より中期及び末葉にかけて、その物産中に漢藥類の頗る豊富なることを示して居り、その中には人蔘の如き世界にその名高きものもある。近時最新醫術の傳來を見なければ、蔘茸・唐草・乾材等の漢法醫藥の需要は今尚ほ盛んにして鮮内に於ける消費額は尠からず、その種類も亦四百餘種に達して居る。著名なる藥令市としては、古來、大邱・公州・忠州・晉州・原州等を算したのであるが、近來は大邱を除くの外は廢止に歸し、新に全州・大田・開城の各地にて開市されて居る。鮮内に於ける漢藥材の需要の大なることは云ふ迄もなく、更に朝鮮の藥材中、人蔘を始め、各種のものが盛んに内地・支那・南洋方面に輸移出されて居る。今試みに現在朝鮮に産する藥材中主要なるものを示して見ると、實に左の如き多數を算する。

人蔘・鹿茸・茯苓・貫衆・木賊・卷柏・銀杏・樅實・海松子・側柏葉・蒲黃・澤瀉・茅根・竹茹・

三稜・香附子・天南星・半夏・石菖蒲・浮萍・穀精草・燈心草・知母・土茯苓・麥門冬・黃精・桑皮・天門冬・藜蘆・山慈菘・射干・山藥・天麻・白朮・胡桃肉・桑椹子・橡實・榆皮・夏枯草・馬兜鈴・細辛・梨木寄生・藟蓄・虎杖根・大黃・何首烏・牛膝・商陸・馬齒莧・瞿麥・王不留行・五味子・狼毒・升麻・草烏・赤芍藥・牡丹・黃連・葳靈仙・淫羊藿・木通・通草・黃梅木・厚朴・玄胡索・葶藶子・郁李仁・山查肉・地榆・覆盆子・丁公藤・樺皮・常山・槐角・槐花・葛根・皂刺子・皂莢・苦參・骨擔草・黃蘗・白茯苓・白蘚皮・黃蘗皮・黃柏實・川椒・枳殼・檉根白皮・遠志根・靈神草・鬼剪羽・乾漆・五味子・酸棗・白蘇・紫草・地丁・石榴・五加皮・海桐皮・山蔘・柴胡・蛇床子・羌活・獨活・當歸・川芎・防風・白芷・前胡・山茱萸・草龍膽・白薇・兔糸子・紫草・蔓荊子・益母草・菟藟子・澤蘭・香薷・黃芩・荊芥・續斷・薄荷・連翹・女貞實・秦皮・枸杞子・地骨皮・地黃・玄參・秦艽・車前・梔子・忍冬・金銀花・瓜蒌仁・蔓蔘・桔梗・沙蔘・茵陳・藥艾・金仙草・稀莩・蒲公英・山菊・白朮・蒼耳子・千日草・鶴虱・地膚子・烏梅・杏仁・紫蘇子・百合・青箱子・紅花・鼠粘子・鳳仙子・牽牛・棟穀・生薑・芥子・萊菔子・青黛・罌粟角・薤麻子・酸漿・蓮實・蓮藥・木瓜・甘草・巴戟・田參・三七・唐黃蓮・貝母・木香・藿香・大茴・款花・厚朴・大戟・甘遂・續隨子・芫花・胡椒・百部・防己・石斛・肉桂・桂皮・葶藶・吳茱・蘇

## 子等

令市の起源 藥令市はまた令市とも稱せらるゝが、李朝時代に、一種の貢市として開市さるゝに至つたもので、それ以前には斯かる文獻は無いやうである。黒正巖の「經濟史論考」には、月令進上の必要より、官府が命令によつて特産品の上納を容易ならしむる爲め開市さるゝに至つたといふ、大邱府の調査書を肯定して居るが、蓋し妥當な見解と思はれる。藥令市は即ち年市に屬し、一年中一定期間を繼續して開市さるゝもので、内地には祭市、特産市等に年市に屬するものが今尙ほ多いが、朝鮮に於ては藥令市以外に、年市として著名なるものはないのである。古來、大邱に於ける藥令市は全鮮第一の稱あり、全州・大田・全州に於てもこれを開催することあるも多くは微々として振はず、最近に至り人蔘取引の本場たる開城に於ても藥令市を開設したが、僅に二箇年で中止し、歴史古き大邱の藥令市とは到底比較にならない。大邱藥令市の起源は、李朝孝宗の九年(西曆一千六百五十八年 後西院天皇の萬治元年)國産を支那に進獻する爲め、各地方の特産品を調査し、春秋二期これを朝廷へ納めさせることにして居た。當時既に南鮮地方に於ては多く藥材を産出して居たので、慶尙北道よりは、漢藥、迎日郡の礦石、慶州の玉石等を獻納することとなり、大邱には觀察使が居たところから、是等の物産は先づ大邱に集められ、その中から優良なるものを選択して貢獻し、貢獻品の餘剰を以て相互に交換又は賣買するに至つ



たのが薬令市の始まりである。而して之れが次第に發達して極めて大規模の取引が行はるゝに至り、慶尙北道を始め朝鮮内の特産品のみならず、遠く支那滿洲及び内地よりの薬材が出品取引され、従つて此等の方面より多數の商人が入り込み、各地方へ移出さるゝやうになつたのである。時勢の變遷によりてその取引高にも消長あり、開市日も亦變更され、大正三年に至り従來春秋二回開市したものを冬期一回に改められ、現在では毎年十二月一日より翌年一月末日迄開市されて居る。その繁盛期に入るや市場たる大邱府京町・南城町・東城町の街路は往來も困難な程に雑沓し、約百三十戸の常設店舗、及び附近の朝鮮宿のみならず、街路をも取引に使用し、薬令市を自當に各地方より來る薬種商人は約三百人と稱せられ、近郷近在より薬材を賣買に出る鮮人は毎市一萬人を下らないと云ふことである。大正十五年の薬令市の取引高は八十三萬八千圓に達して居るが、またこの薬令市に伴ふ人出により、その附近に於ける家具・雜貨・織物・金屬類等の賣上高も尠からず、鮮人飲食店・旅館等は、これ等の人出によりて非常に賑ひ、薬令市の盛衰は同地方の經濟界に取りて重大なる關係がある。大邱の薬令市に集まる薬材の産出地・移出地・取引金高・取引人員・薬材別數量を知ることとは、薬令市研究上頗る興味がある。

大正十一年度薬令市状況 (大邱漢藥業組合調査)

産出地名	人員	取引金高	移出地名	人員	取引金高	薬名及數量
開城	二〇人	三、〇〇〇圓	朝鮮全部	一、〇〇〇人	三、〇〇〇圓	人參 七〇〇〇
支那	三	一、〇〇〇	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	人參 三〇〇
慶尙北道	二	五〇〇	朝鮮各地	四〇〇	五五〇	人參 五〇
支那	一	二、〇〇〇	同	一〇〇	三、〇〇〇	鹿茸 三〇〇
慶尙北道	一五	七五〇〇	朝鮮全部	九〇〇	七五〇〇	地黃 六〇〇〇〇
江原南道	一七	三、〇〇〇	朝鮮各地	一、〇〇〇	四、五〇〇	當歸 一〇、〇〇〇
江原南道	一八	五、〇〇〇	朝鮮全部	一、〇〇〇	六、五〇〇	川芎 一〇、〇〇〇
咸鏡南道	一九	四、五〇〇	朝鮮各地	五〇〇	七、〇〇〇	白芍藥 一五、〇〇〇
咸鏡北道	三三	二、〇〇〇	朝鮮各地	一、〇〇〇	二、五〇〇	白朮 一〇、〇〇〇
慶尙北道	三三	七〇〇	朝鮮各地	九〇〇	九〇〇	若朮 五、〇〇〇
同	三四	一、〇〇〇	同	七〇〇	二、〇〇〇	半夏 三、〇〇〇
南鮮	二四	三、〇〇〇	朝鮮各地	三〇〇	三、五〇〇	山藥 三、〇〇〇
同	二二	二、〇〇〇	朝鮮各地	九〇〇	三、〇〇〇	山藥 四、〇〇〇
慶尙北道	八	二、〇〇〇	朝鮮各地	七〇〇	一、九〇〇	收丹 一五、〇〇〇
全羅南道	一九	一五、〇〇〇	同	八〇〇	三、〇〇〇	澤瀉 八、〇〇〇
南鮮	一四	八、〇〇〇	同	五〇〇	三、〇〇〇	白伏令 五、〇〇〇
江原北道	三	二五〇〇	朝鮮各地			







朝鮮の市場経済

成鏡南道	一〇	三八二
成鏡北道	一〇	一五
平安南道	一五	一〇
平安北道	一〇	一〇
江原道	三〇	二〇
黄海道	一〇	一五
京畿道	一〇〇	一五〇
大正十一年計	六九五	一一四五
大正十年計	八〇〇	一五七〇
大正九年計	九五〇	二三〇
大正八年計	一五九〇	三九〇五
大正七年計	一〇三〇	二五五〇

第二節 大邱薬業組合

大邱に於ける薬令市はその由来頗る古く、取引上に於ても特色を有して居るが、現在に於てはこれに属する業者中に同業組合令に準じたる組合あり、以て業務上の改善進歩を計り、兼ねて同業者の親睦和に努めて居る。今その業務の内容を窺ふ爲め組合の規約を示して見やう。

大邱薬業組合規約

- 第一条 本組合ハ慶尙北道大邱府及達城郡ニ於ケル漢藥業者ヲ以テ組織ス
- 第二条 本組合ハ大邱漢藥業者組合ト稱シ事務所ヲ取締方ニ置リ
- 第三条 本組合ハ組合員ノ親睦ヲ旨トシ協同一致業務ノ改善進歩發達ヲ計リ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第四条 本組合員ハ其筋ニ提出スル業務關係ノ願届書ニ取締ノ加印ヲ受クルモノトス
- 第五条 本組合ハ所轄警察署ノ監督ヲ受ケ指示命令事項ヲ組合員ニ傳達シ其實行ヲ期スルモノトス
- 第六条 本組合員ハ五ニ信用ヲ重スル爲メ營業上賈買取引ニ關シテハ度量衡器ヲ使用スルハ勿論荷毛詐術ヲ用ヒ又ハ他人ヲ偽冒スルカ如キ行爲アルヘカラス、一斤ト稱スルハ百六拾分ニ一定ス
- 第七条 本組合員ハ藥材ノ腐傷、蠶蝕、贗造等荷シクモ衛生上害トナルヘキモノハ一切賣買陳列セサルモノトス
- 第八条 本組合員ハ藥材ノ容器、包装、荷造等ヲ改善シ可成一定ノ標識ヲ付シ或ハ店舗ヲ清潔ニナス等信用ヲ重スル事ニ努ムルモノトス
- 第九条 前三條ノ實行ヲ期セン爲メ評議員中ヨリ五名ノ検査員ヲ選定シ組合員ノ營業取引場又ハ貯藏場ニ至リ其實行ヲ検査セシム本組合員ハ検査員ノ検査ヲ拒ム事ヲ得ス
- 第十条 本組合ハ大邱府ニ於ケル令市ノ改善發展ヲ計リ取締方ニ付警察署ノ命令ヲ受ケ此レカ實行ヲ計リ及露市其取引狀況ヲ調査シ警察署ヘ報告スルモノトス

第十一條 本組合ハ毎年令市評議員會ニ於テ令市ノ仲介人ヲ市選定シ警察署ヘ認可ヲ受ケ一定ノ章票ヲ與フルモノトス

第十二條 本組合員ハ前項令市仲介人ノ外人ノ仲介ニ依リ取引ヲ爲サルモノトス、但シ本組合員ハ令市仲介人タル事ヲ得ス

第十三條 本組合ハ令市仲介人ヨリ毎年令市章票料トシテ金五拾錢ヲ徵收シ組合ノ經費ニ充當スルモノトス

第十四條 令市仲介人ノ受クル手数料ハ賣買價格百分ノ五（人參ニ限リ百分ノ三）トシ賣買者雙方ヨリ受領スルモノトス、但シ令市仲介人ハ令市中自己ノ仲介セル藥品數量賣買價格得手数料額等ヲ帳簿ニ記載シ此ヲ當ニ携帶シ三日毎ニ組合事務所ヘ提出シ役員ノ認印ヲ受ケヘキモノトス

第十五條 本組合ハ令市仲介人カ本規約ニ違反シ又ハ不正行爲アル時ハ評議員會ノ決定ヲ以テ改定シ警察署ノ認可ヲ受クルモノトス

第十六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二年トシ名譽職トス

一、取締 一人 一、副取締 一人 一、會計 一人 一、評議員 十三人 一、検査員 五人

第十七條 本組合ノ役員ハ總會ニ於テ本組合員ノ單記投票ニ因リ評議員十三人ヲ選舉シ當選シタル評議員ハ取締、副取締、會計、検査員ヲ五選ス選舉ハ得票多キモノヨリ當選者ヲ定ム當選者ハ濫リニ辭退スル事ヲ得ス

第十八條 本組合役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ先ツ評議員ヲ補缺シ役員間ニ於テ五選スルモノトス、但シ補缺就任シタル者ハ他ノ役員ト任期ヲ同フ

第十九條 本組合ノ役員ハ警察署ノ認可ヲ受ケ就任ス其任期滿了又ハ辭任シタルモノハ後任者就任スル迄本組合ノ事務ヲ執ル義務ヲ有ス

第二十條 本組合ノ役員ハ左ノ責務ヲ有ス

取締ハ一、警察署ノ命令指示ヲ組合員ニ傳達スル事、二、組合員其筋ニ提出スル業務關係ノ願届書ニ加印スル事、三、組合ヲ代表

シ諸般ノ事務ヲ處理スル事、四、副取締以下役員ヲ指揮監督シ本組合ノ事務ヲ統轄スル事、五、會議ニ於テ議長トナリ議事ヲ處理スル事、六、組合員ノ行爲ヲ監督シ過失カラシムル事、七、組合員ニシテ本規約ニ違反シ注意ヲ與フルモ肯セザル者アル時ハ警察署ヘ報告スル事

副取締ハ取締ヲ補佐シ本組合ノ事務ヲ處理シ取締事故アル時ハ取締ノ責務ヲ代理ス、會計ハ取締ノ指揮ヲ受ケ本組合會計ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル、評議員ハ本組合諸般ノ事務ヲ評議スルモノトス、検査員ハ取締ノ指示ニ從ヒ前九條ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 本組合必要ニ應シ事務員ヲ置ク事務員ハ取締之ヲ命シ役員ノ指揮ヲ受ケ本組合一切ノ事務ニ從事スルモノトス、但シ事務員ノ給料ハ一人日給金三十錢以内ニ於テ役員ノ議決ヲ經テ取締ハ此レヲ定ム

第二十二條 本組合ノ會議ハ左ノ四種トス

一、役員會 一、評議員會 一、通常總會 一、臨時總會

役員會ハ取締、副取締、會計ヲ以テ組織シ臨時必要ニ應シ開催スルモノトス、評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス、通常總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ春秋令市期間ニ開催シ組合事務ノ報告、會計、決算ノ報告及經費豫算ノ決議ヲ爲スモノトス臨時總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ臨時必要ニ應シ開催スルモノトス

第二十三條 役員及評議員會ハ取締役召集シ通常總會及臨時總會ハ評議員會ニ於テ期日ヲ議決シ取締之レヲ召集スルモノトス、但シ組合員ニ於テ臨時總會ヲ開催スル必要アリトスル時ハ其議案ヲ附シ組合員十人以上ノ賛成ヲ經テ取締ニ請求スルモノトス

第二十四條 會議ハ半数以上ノ出席アルニアラサレハ開催スル事ヲ得ス其事故アルモノハ代理者ヲ出席セシムル事ヲ得、會議ハ多数決トシ可否同數ナル時ハ議長ノ決定ニ從ヒ會議ニシテ役員又ハ組合員一身ノ利害關係ヲ有スル時ハ當該員ハ回避シ參加セザルモノトス

第二十五條 本組合ノ經費ニ充ツル爲メ組合員ハ組合加入ノ際金一圓奉納期令市ノ際ニ金六十錢宛シ本組合ニ納入スルモノトス  
 第二十六條 本組合ノ經費ハ會計ノ名義ヲ以テ銀行又ハ郵便局ニ預入保管シ出納ヲナスモノトス本組合ノ剩餘金ハ積立テ本組合ノ基本金トシ利殖スルモノトス剩餘金ヲ積立金ニ繰入ルハ毎年決算期ニ於テナシ其保管ハ會計ノ名義ヲ以テ別途郵便局ニ預入シ置クモノトス

第二十七條 本組合ノ經費ハ左ノ諸費ヲ支辨スルモノトス

- 一、役員ノ報酬事務員ノ給料
- 二、事務ニ要スル諸費
- 三、令市ニ要スル諸費
- 四、第三十條ノ見舞金
- 五、其他組合ニ要スル諸費ニシテ總會ノ決議ヲ經タルモノ、但シ春秋二期ニ於ケル經費ノ計算ハ警察署ニ届出スルモノトス

第二十八條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備付シ當ニ整理ヲ爲シ相違ナキ時期スルモノトス

- 一、組合員及役員名簿
- 二、會計出納簿
- 三、組合財産目録簿
- 四、本組合議事録簿
- 五、令市仲介人名簿
- 六、令市

狀況記録簿

第二十九條 本組合ニ左ノ印章ヲ用ユ

- 一、慶尙北道大邱漢藥業者組合之印
- 二、大邱漢藥業者組合取締之印
- 三、大邱漢藥業者組合會計之印

第三十條 本組合員及本組合員ノ父母死亡シ又ハ組合員不慮ノ災害ニ罹リタル時ハ評議員會ノ決議ヲ經テ金五圓ノ範圍内ニ於テ見舞金ヲ寄贈ス、其葬儀ニハ組合員會葬スルモノトス

第三十一條 本組合員ハ本規約ニ違反シタル時ハ過怠金十錢以上金二圓以内ノ金額ヲ評議員會ノ決議ヲ經テ徴收スルモノトス、但シ本徴收金ハ本組合ノ經費ニ充ツルモノトス

第三十二條 本組合規約ハ警務部長ノ認可ヲ受ケタル日より施行ス

第三十三條 本組合ノ規約ヲ改正スルノ必要アル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ノ認可ヲ受ケ施行スルモノトス

第三十四條 本組合ヲ解散セントスル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ニ届出テ認可ヲ受ケ此レヲ行フモノトス

第三十五條 本組合ヲ解散セントスル時ハ本組合財産ハ組合員協議ノ上處分スルモノトス

右本規約ニ違反セザル事ヲ記スル爲メ組合員ハ左ニ署名捺印スルモノトス

大邱藥令市ノ状態は左の如くであるが、大邱漢藥同業組合は、藥令市ノ發展と同業者ノ救済のため、大正十二年以來、大邱令市振興期成同盟會なるものを設けて種々企畫運動して居る。而して藥令市振興策としての當面ノ問題には、漢藥業者に對する金融ノ便宜を計ること、藥材類ノ鐵道運賃を輕減すること、府外より來りて出店する者のために家賃を割引し、または旅館ノ設備を改善すること等の要求が營業者間に起つて居る。





大 邸 樂 令 市

## 第十章 現物市場

取引所 現物取引市場は市場規則により第四號市場として監督取締を受けるものであるが、その性質上普通市場とは全然區別すべきものである。而して現在朝鮮に於ける現物取引市場には有價證券現物取引市場及び穀物現物市場の二種があるがこれを述ぶるに先ち取引所のことを簡単に説明して置かう。朝鮮に於ける取引所は現在のところ株式会社仁川米豆取引所の一を數ふるのみである。これが設立を出願したものは併合前後より數十件を算したのであるが、當局に於てはすべて不許可の處分を爲し以て今日に至つたのである。株式會社仁川米豆取引所は、仁川に於ける帝國居留民が、明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立したるものにして、米・大豆・石油・明太魚・紡績絲・金巾及び木綿の七品に對する直取引、延取引、及び定期取引を爲すことを目的とし、資本金三萬圓を以て事業を開始した。然るに實際に於ては定期取引のみ行はれ、且つ幾許もなくその取引商品は自ら米の一種に限定せらるゝに至つた。明治四十三年十月總督府設置後に於ても、一般取引所の新設はこれを許可せられざる方針であつたが、本所はその既存の沿革等に因り特にその存続を容認せられ、爾來その業績は一般經濟の發展に伴ひ、漸次殷盛に向ひ、その取引高の如き、明治四十三・四年の頃に於ては一箇



月僅に二十萬石内外に過ぎざりしものが、逐年増加して大正七年下半年の如きは一箇月平均三百九十萬石、即ち殆んど二十倍の多きに達するの盛況を呈したのである。不幸にして大正八年理事者の失態に依り巨額の缺損を生じ、市場の立會を休止すること約三箇月、一時その存續を危きるゝの状態に陥つたが、漸く善後の策成り資金を百萬圓に増加し、重役を改選し、大正八年六月二日よりその取引を再開した。當時恰も財界の最好況時に處し、且つ米價の變動甚しかりし爲め、その取引高は每期非常の多額に上り、缺損金の如き、僅に三營業期を以て全部の整理を了し、破綻前に比し、その基礎愈々鞏固となり、大豆取引は久しく中絶したりしが、昭和三年一月より再びこれが賣買をも開始し、以て今日に至つたのである。本取引所に對する監督は會社令に基き、取引所の經營及び賣買取引に關する重大なる事項は凡て總督の認可を受けるを要し、又當局は各種の報告を徴して業務の狀況を明にすると共に、隨時必要な命令を發し、その他實地の監督に付き地方廳を督勵し、以て弊害の醸成防止に努めて居る。

### 第一節 穀物市場

穀物現物取引市場は、最初は釜山（明治三十九年設置）及び群山（明治四十三年設置）の二箇所に

あつたのみで、且つ在來の市場に比し其沿革と性質を異にして居るので、市場規則の適用を受けざるごとし、行政上任意の監督を爲し必要な命令を發するに過ぎなかつたのである。然るに時勢の進歩と經濟狀態の變化に伴ひ、漸くその濫設を見るに至り、従つて之が弊害を醸成するの傾向あり、殊に其取引の方法が、現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるゝの事實、一層甚だしきものあるを認めたるを以て、大正九年四月市場規則を改正し、之が設置を公認すると共に、法令の根據の下にその監督を勵行することとなつた。而して現在に於ては京城・群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦・新義州・元山・及江景の九箇所にあり、其組織、市場取引に關する事項等は大同小異にして、いづれも地方の營業者が組合組織に依り之を經營し、組合員より加盟金其他の出資を爲し、身元信認金を納付せしめて保證に充て、居る。市場に於ける取引物品は、米豆又は雜穀を主として取引する。市場に於て取引を爲し得る者は組合員に限定されて居るが、別に組合によりては所屬仲立人なるものを置きて、組合員間の取引を斡旋せしめて居るものもある。取引の方法は、これを現物取引、及び延取引の二種に分ち、現物取引に在りては多く見本に依りて行ひ、延取引に在りては見本又は簿柄に依りて行ふこととなつて居る。見本品は豫め組合に於て標準物を定め、右標準物に依り受渡品の審査を行ひ、代用受渡を認むる規定にして、取引期間は普通六十日間以内である。今各市場の内容を示せば左

の通りである。

◎京城穀物商組合

- 一、組合名稱 京城穀物商組合
- 一、組合位置 京城府蓬萊町一丁目八十三番地
- 一、組合成立年月日 大正六年十一月
- 一、市場名稱 京城穀物商組合穀物市場
- 一、市場位置 京城府蓬萊町一丁目八十三番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十年十二月二十日
- 一、取引品
  - 直取引 米・粳・豆・雜穀・米糠
  - 延取引 右 同

一、計算期間

- 上半期 自一月 至六月
- 下半期 自七月 至十二月

一、市場開閉時刻

- 前場 自午前十一時 至午前十二時
- 後場 自午後三時 至午後四時

一、證據金

- 玄米百石 百五十圓 白米百石 百五十圓 大豆百石 百圓 滿洲粟一車 三百圓
- 同一車 二百五十圓 同一車 二百五十圓 同一車 百五十圓

一、賣買手数料

- 直取引 石建品一石に付四錢 斤建品百斤に付二錢 麻袋建品一袋二錢五厘
- 延取引 石建品一石に付二錢 斤建品百斤に付一錢 麻袋建品一袋一錢五厘

一、取引期間

- 直取引 三日以内
- 延取引 二箇月以内 輸入品三箇月以内

一、定期休業 大祭日・日曜日・年首三日・年末五日

一、信認金 五百圓



一、仲立人口数

直取引 石建品一石二 錢 斤建品百斤五 厘 麻袋建品一袋五 厘

延取引 石建品一石二厘五毛 斤建品百斤二厘五毛 麻袋建品一袋二厘五毛

一、組合長 齋藤久太郎

一、組合員 十五名

備考 大正十一年三月一日市場開始 日下市場休市中

◎群山米穀商組合

一、組合名稱 群山米穀商組合

二、組合位置 群山府本町通二十六番地

一、市場名稱 群山穀物市場

二、市場位置 群山府本町通二十六番地

一、市場設置許可年月日 大正十一年二月六日

一、取引物品 直取引 米・粳・豆・雜穀・米糠

延取引 右 同

一、計算期間 自四月一日 至翌年三月三十一日

一、市場開閉時刻

自四月一日 至九月三十日 自午前八時 至午後四時

自十月一日 至三月三十一日 自午前九時 至午後四時

一、證據金 一石に付一圓 但し賣買對等數量を排除したる殘高五千石以上の場合は其の超過

數量に對して石二圓

一、賣買手数料 直取引一呎一俵一袋に付五厘 延取引玄米十石に付六錢二五

一、取引期間 直取引二日以内 延取引二箇月以内 輸入品三箇月以内

一、定期休業 大祭祝日・日曜日・始政記念日・群山開港記念日・年末年始各三日

一、信認金 三千圓

一、組合長 森 菊五郎

一、組合員 五十二名

一、仲立人 七 名

◎木浦穀物商組合

- 一、組合名稱 木浦穀物商組合
- 一、組合位置 木浦府榮町一丁目十番地
- 一、市場名稱 木浦穀物商組合穀物市場
- 一、市場位置 木浦府榮町一丁目十番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十年十二月二十七日
- 一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀 延取引 米・豆
- 一、計算期間 自二月 至翌年一月
- 一、市場開閉時刻 自午前九時 至午後四時
- 一、證據金 一石に付二圓
- 一、賣買手数料 延取引一石に付二錢 直取引一石に付四錢(買方負擔)米・豆・雜穀一石に付四錢
- 一、取引期間 直取引二日以内、延取引二箇月以内、輸入品三箇月以内
- 一、定期休業 大祭日・日曜日・年首三日・年末五日
- 一、信認金 五百圓

- 一、仲立人口錢 直取引一石に付一錢 米・豆・雜穀一石に付三錢 延取引一石に付一錢
- 一、組合長 山野瀧三
- 一、組合員 二十九名
- 一、仲立人 五名

◎大邱穀物商組合

- 一、組合名稱 大邱穀物商組合
- 一、組合位置 大邱府
- 一、市場名稱 大邱穀物商組合市場
- 一、市場位置 大邱府大和町六十五番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十年十二月十四日
- 一、取引物品 直取引 米・粳・大豆・雜穀 延取引 米・粳・大豆・小麥・粟
- 一、計算期間 前期 自一月 至六月 後期自七月 至十二月
- 一、市場開閉時刻 前場年中自午前八時 至午前十二時 後場年中自午後一時 至午後四時



- 一、證據金 玄米一石に付三圓以内 大豆一石に付一圓五十錢以内
- 一、賣買手數料 玄米・大豆一石に付取引者雙方より五厘宛
- 一、取引期間 直取引二日以内 延取引二箇月以内 輸入品三箇月以内
- 一、定期休業 大祭日・日曜日・年末年首各三日
- 一、信認金 四千五百圓
- 一、組合長 大邱穀物株式會社專務取締役濱崎喜三郎
- 一、組合員 二十五名

備考 大正十一年一月四日開始

◎釜山穀物商組合

- 一、組合名稱 釜山穀物商組合
- 一、組合位置 釜山府大廳町一丁目三十五番地
- 一、市場名稱 釜山穀物商組合市場
- 一、市場位置 釜山府大廳町一丁目三十五番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十一年三月十六日

- 一、取引物品 直取引 米・粳・豆・米糠・雜穀 延取引 米・大豆・小麥
- 一、計算期間 自一月 至十二月
- 一、市場開閉時刻 自午前九時 至午前十二時 自午後一時 至午後四時
- 一、證據金 延取引 玄米一石に付一圓 大豆一石に付一圓
- 一、賣買手數料 延取引一石に付雙方より一錢五厘、直取引米・雜穀各一石に付買方より一錢
- 一、取引期間 直取引三日以内、延取引三日以上、二箇月以内 輸入品三箇月
- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・地方祭・年末年首各三日
- 一、信認金 二百圓 延は更に二千圓
- 一、組合長 大池忠助
- 一、組合員 七十七名

備考 大正十一年六月一日市場開始

◎江景米穀商組合

- 一、組合名稱 江景米穀商組合
- 一、組合位置 論山郡江景面西町六十八番地



- 一、市場名稱 江景米穀商組合穀物市場
- 一、市場位置 論山郡江景面西町六十八番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十三年五月二十六日
- 一、取引物品 直取引 玄米・大豆・粟  
延取引 玄米・大豆・粟
- 一、市場開閉時刻 前場 自午前一時 至午後二時  
後場 自午後七時 至午後八時
- 一、定期休業日 大祭祝日・日曜日・年末年首各三日
- 一、組合員 四十三名

備考 日下市場は殆んど休市の状態なり

◎鎮南浦穀物商組合

- 一、組合名稱 鎮南浦穀物商組合
- 一、組合位置 鎮南浦府三和町三十二番地
- 一、市場名稱 鎮南浦穀物組合市場

- 一、市場位置 鎮南浦府三和町三十二番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十年十月二十六日
- 一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀 延取引 米・粳・大豆・粟・小麥
- 一、計算期間 自一月至六月 自七月至十二月
- 一、市場開閉時刻 自午前十時 至午前十二時 自午後二時 至午後四時
- 一、證據金 延取引 玄米二千石迄一石一圓五十錢 五千石迄三圓 一萬石迄四圓 一萬石以上五圓 粳一俵に付一圓 粟一袋に付一圓 大豆及小麥は玄米の半額
- 一、賣買手數料 直取引 玄米・小麥・大豆一石に付一錢 其他一石に付五厘(賣方より徴收す)  
延取引 玄米・大豆・小麥一石に付一錢五厘 粳一俵(百斤入)に付二錢 粟一袋(百七十五斤)に付二錢(雙方より徴收す)
- 一、取引期間 直取引 二日以内 延取引 二箇月以内 輸出品三箇月以内
- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年首三日・年末六日
- 一、信認金 二百圓
- 一、組合長 新井新藏



一、組合員 三十一名

備考 大正十一年五月八日市場開始

◎新義州米穀商組合

- 一、組合名稱 新義州米穀商組合
- 一、組合位置 新義州府榮町五丁目一番地の二
- 一、市場名稱 新義州米穀商組合市場
- 一、市場位置 新義州府榮町五丁目一番地の二
- 一、市場設置許可年月日 大正十年十月二十六日
- 一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀  
延取引 精白米三等・玄米三等・大豆・粟・高粱・玉蜀黍
- 一、計算期間 自十二月至翌年五月 自六月至十一月
- 一、市場開閉時刻 延取引 自午前十時 至午前十一時  
直取引 自午前十一時 至午後三時
- 一、證據金 一石に付一回

- 一、賣買手数料 一石に付三錢五厘 延一石に付一錢(玄米・大豆・小麥)賣買雙方より徴收す
- 一、取引期間 直取引 二日以内 延取引 三日以上二箇月以内 輸入品 三箇月以内
- 一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年末年首各五日
- 一、信認金 三百圓
- 一、組合長 多田榮吉
- 一、組合員 十四名

備考 大正十一年一月二十五日市場開始、日下市場休市中

◎元山穀物商組合

- 一、組合名稱 元山穀物商組合
- 一、組合位置 元山府海岸通二丁目七番地
- 一、市場名稱 元山穀物商組合市場
- 一、市場位置 元山府旭町一丁目四番地
- 一、市場設置許可年月日 大正十一年一月二十三日
- 一、取引物品 直取引 米・豆・雜穀



延取引 米・大豆・小豆・粟・稗・黍

一、計算期間 自四月至翌年三月

一、市場開閉時刻 前場 直取引 自午前十時至午前十一時、延取引 自午前十一時至午前十二時  
後場 直取引 自午後二時至午後三時、延取引 自午後三時至午後四時

一、證據金 米一石に付一圓 大豆其他一石に付一圓

一、賣買手数料 賣買者雙方より一錢五厘

一、取引期間 直取引 二日以内 延取引 二箇月以内 輸入品 三箇月以内

一、定期休業 大祭祝日・日曜日・年末五日・年首三日

一、信認金 五百圓

一、仲立人口錢 雙方より一錢

一、組合長會社 森野商店代表社員 森野實壯

一、組合員 十七名

一、仲立人 六名

備考 大正十一年二月三日市場開始

更に各市場別に就き、最近の取引高を延取引、直取引に分ちて示せば即ち左表の通りである。

穀物現物市場賣買高表

市場名	昭和二年		開始年月
	延取引	直取引	
京城穀物市場	延取引 1,000,000 石	直取引 110,000 石	大正十一年三月
群山米穀市場	延取引 8,000,000 石	直取引 6,000,000 石	同
木浦穀物市場	延取引 3,000,000 石	直取引 2,000,000 石	同
大邱穀物市場	延取引 6,000,000 石	直取引 4,000,000 石	同
釜山穀物市場	延取引 1,000,000 石	直取引 800,000 石	同
鎮南浦穀物市場	延取引 2,000,000 石	直取引 1,500,000 石	同
新義州米穀市場	延取引 1,000,000 石	直取引 800,000 石	同
元山穀物市場	延取引 1,000,000 石	直取引 800,000 石	同
江景米穀市場	延取引 1,000,000 石	直取引 800,000 石	同
合 計	延取引 26,000,000 石	直取引 19,000,000 石	

備考 一、延取引は玄米及大豆(主として玄米)とす。二、直取引は粳・玄米・精米・及小麥(主として玄米及粳)とす

米穀現物取引市場を構成する米穀商組合の規約、及其賣買取引方法は、各地共略ぼ同様であるから  
其一例として、茲に群山米穀商組合規約、及び群山米穀市場賣買規程を掲げて置く。

群山米穀商組合規約





第一章 總 則

第一條 本組合ハ群山米穀商組合ト稱シ事務所ヲ群山府本町通二十六番地ニ置ク

第二條 本組合ノ目的左ノ如シ

- 一 穀物賣買ニ關シ組合員相互信用ヲ旨トシテ取引ノ圓滿確實ヲ期シ其ノ利益ヲ増進スルコト
- 二 穀物現物市場ヲ經營スルコト
- 三 組合員其ノ他ノ爲ニ穀物取引ニ關スル調査及報告ヲ爲スコト

第二章 組 合 員

第三條 六箇月以上引續キ穀物ノ賣買業ヲ營ミ身元確實ニシテ相當ノ資産信用ヲ爲シ群山府内ニ營業所ヲ設クル者ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ組合員タルコトヲ得

相續ニ因リ組合員ノ營業ヲ繼承シ新ニ組合員タラムトスル者ニ付テハ前項營業期間ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

第四條 新ニ本組合ニ加入セムトスル者ハ組合員二名以上ノ紹介ニ依リ加入申込書ヲ組合長ニ差出スヘシ組合長前項ノ加入申込書ヲ受理シタルトキハ其ノ資格ヲ審査シ諸君ノ意見ヲ附スヘシ

組合員新入ノ承諾ハ總組合員ノ同意ニ依リ之ヲ決ス

第五條 組合加入ノ承諾ノ通知ヲ受ケタル者ハ直ニ本組合所定ノ加盟金及信認金ヲ提供スルコトヲ要ス前項ノ提供金ハ其ノ加入ニ付朝鮮總督ノ許可ヲ得サリシトキハ直ニ之ヲ返還ス

第六條 組合員組合ヲ脱退セムトスルトキハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ組合長ハ評議員會ノ決議ニ依リ諸君ヲ決ス

第七條 前條ノ場合ヲ除クノ外組合員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス

- 一 死亡
- 二 破産
- 三 禁治産

四 準禁治産

五 營業廢止

六 群山府内ニ於ケル營業所ノ廢止

七 除名

賣買停止六箇月ヲ超エタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第八條 組合員ハ市場ニ於ケル取引ヲ結了シタル後ニ非サレハ脱退ノ申出ヲ爲シ又ハ前條第五條及第六條ニ掲ケタル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第七條第一號乃至第四號及第七號ニ因リ脱退シタル場合ニ於テハ組合長ノ指定スル一定ノ期間内ニ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ要ス

第九條 組合員脱退ノ場合ニ於テ自ラ其ノ取引ヲ結了スルコト能ハサルカ又ハ指定ノ期間内ニ之ヲ結了セサルトキハ市場賣買規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理ス

第十條 法人タル組合員ハ選滞ナク其ノ代表者ヲ組合長ニ届出ツヘシ

第十一條 組合員ハ其ノ組合員トシテノ一切ノ權限ヲ委任シタル代理人ヲ定メタルトキハ之ヲ組合長ニ届出スヘシ

第十二條 組合員其ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ヲ變更シタルトキハ選滞ナク其ノ旨組合長ニ届出ツヘシ

代表者又ハ代理人カ氏名ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章 加盟金及信認金

第十三條 組合員ハ組合所定ノ加盟金ヲ納付スルコトヲ要ス

第十章 現物市場

加盟金ハ其ノ當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ從ヒ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ決定ス  
加盟金ハ之ヲ組合ノ財産ニ編入シ組合員脫退ノ場合ニハ之ヲ返還ス但シ脫退當時ニ於ケ  
組合財産ノ狀況ニ依リ之ヲ減額シ又ハ  
返還セサルコトアルヘシ

第十四條 組合員ハ信認金參千圓ヲ提供スベシ

信認金ハ評議員會ノ定ムル所ニヨリ有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

信認金ニ對シテハ預リ證書ヲ交付ス但シ讓渡又ハ質入スルコトヲ得ズ

第十五條 信認金ハ組合解散シタルトキ又ハ組合員脫退シタルトキ之ヲ返還ス

第十六條 組合解散又ハ組合員脫退ノ場合ニ於テ組合員カ賣買取引ニ關シ組合又ハ他ノ組合員ニ對スル債務ヲ有スルトキハ加盟金  
信認金其ノ他組合員ヨリ組合員ニ返還スヘキ金額ヨリ之ヲ控除シ其ノ殘額ヲ返還ス

### 第四章 役員及職員

第十七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一名
- 二 副組合長 一名
- 三 評議員 若干名
- 四 監事 若干名

第十八條 役員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

得票多數ノ者ヲ當選者トシ同數者アルトキハ年長者ヲ探リ同年月ナルトキ又ハ年齢ニ依リ難キトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第十九條 役員ハ名譽職トス但シ實費負擔ヲ受クルコトヲ得

第二十條 役員ノ任期ハ二箇年トス

評議員ハ毎年其ノ半數ヲ改選ス但シ第一回退任者ハ抽籤ニ依リ

補選選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十一條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ業務ヲ執行ス

第二十二條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條 評議員ハ本組合ノ重要事項ヲ審議ス

第二十四條 監事ハ本組合ノ業務ヲ監査ス

第二十五條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 理事 一名
- 二 書記 若干名

前項ノ外雇員僱入ヲ置クコトアルヘシ

第二十六條 理事ハ組合長ノ命ヲ受ケ書記以下ノ職員ヲ指揮シ組合事務ヲ處理ス

第二十七條 理事ハ組合長ノ推薦ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

書記以下職員ノ任免及其ノ給與ハ評議員會ノ同意ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十八條 組合員ハ本組合ノ職員タルコトヲ得ス

### 第五章 會議

第二十九條 會議ヲ分チテ總會及評議員會トス

第三十條 定時總會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時總會ハ組合長必要ト認メタルトキ又ハ評議員會ノ決議若ハ監事二分ノ一又ハ組合員三

朝鮮の市場經濟



分ノ一以上ノ請求アリタルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十一條 定時總會ニ於テハ前期ノ事業成績ヲ報告シ收支決算及當該事業期ニ於ケル收支豫算ノ承認ヲ受ケルモノトス

第三十二條 總會ヲ招集セムトスルトキハ開會ノ日ヨリ少クトモ五日日前ニ日時場所及會議ノ目的タル事項ヲ記載シ之ヲ通知ス但シ緊急ノ必要アルトキ又ハ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ其ノ期日ヲ短縮スルコトヲ得

第三十三條 組合長副組合長及評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ組合長必要アリト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ請求アリタルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十四條 會議ハ半数以上ノ出席ニ依リ開會シ議事ハ出席者過半数ノ同意ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ出席者半数ニ滿タサル場合ト雖モ開會スルコトヲ得

第三十五條 會議ノ議長ハ組合長之ニ任ス組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ副組合長亦事故アルトキハ出席組合員中ヨリ選任セラレタル者議長トナル

第三十六條 會議ノ事項ニ付特別ノ利害關係アル者ハ其ノ議決ニ參加スルコトヲ得ス

第三十七條 組合員ハ自己ノ市場代理人又ハ他ノ組合員ノ代理人トシテ總會ニ參加セシムルコトヲ得但シ組合員ノ代理權ハ一人ヲ限リトス

第三十八條 議長ハ議事録ヲ調製シ會議ノ日時、場所、出席者ノ氏名、議事顛末及決議事項ヲ記載スヘシ

第三十九條 組合員間ノ買賣取引ハ總テ本組合ノ經營スル市場ニ於テ之ヲ行フヘシ

第四十條 市場ニ於テハ差金受授ノ目的ヲ以テ買賣取引ヲ爲スコトヲ得ス

### 第六章 賣買取引

第四十一條 組合員ハ穀物ノ生産者賣買業者其ノ他特ニ穀物現物ノ取引ヲ必要トスル者以外ノ者ヨリ賣買ノ注文又ハ委託ヲ受ケルコトヲ得ス

第四十二條 組合員ハ受渡ニ支障ヲ生スルカ如キ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 市場ニ於テ取引スヘキ物品ハ米穀豆其他ノ雜穀及米糠トス

第四十四條 取引ハ直取引及延取引トシ總テ當事者ノ相對賣買トス

第四十五條 組合員ハ市場ニ於ケル賣買ニ從事セシムル爲市場代理人ヲ設ケルコトヲ得

市場代理人ハ評議員會ニ於テ承認シタル者ニ限ル

市場代理人ヲ不適任ナリト認ムルトキハ之ヲ解任セシムルコトアルヘシ

第四十六條 市場ハ組合長之ヲ管理ス

第四十七條 本規約ニ定ムルモノノ外賣買取引ニ關スル事項ハ群山穀物市場賣買規程ヲ以テ之ヲ定ム

### 第七章 會計

第四十八條 本組合ノ計算期ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十九條 本組合ノ經費ハ市場賣買手数料利子其他ノ雜收入ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキハ組合員ヨリ平等ニ之ヲ徵收ス

第五十條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

一、積立金 百分ノ二十以下

二、割戻金 百分ノ六十以上

三、繰越金 積立金及割戻金ヲ除キタル殘額

割戻金ハ當該事業期間各組合員ノ賣買セシ數並ニ應シテ之ヲ交付スルモノトス

### 第十章 現物市場



第五十一條 過意金ハ之ヲ組合ノ積立金トス

第五十二條 會計事務ハ監事之ヲ監督ス

第五十三條 本組合ノ取引銀行ハ評議員會ニ於テ之ヲ定メ總テ組合長ノ名義ヲ以テ金錢ヲ出納スルモノトス

金錢出納ニ關スル事務ハ之ヲ番山米穀信託株式會社ニ取扱ハシムルコトヲ得

第五十四條 監事ハ毎月一回會計事務ヲ検査ス

### 第八章 仲立人

第五十五條 組合員間ノ取引ヲ仲介セシムル爲メ本組合ニ仲立人ヲ置クコトヲ得

第五十六條 仲立人ノ員數及其ノ人選ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第五十七條 仲立人ハ本組合ニ於テ指定シタル身元信認金ヲ提供スルコトヲ要ス

身元信認金ノ額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

身元信認金ニ付テハ組合員信認金ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十八條 仲立人ハ本組合員タルコトヲ得ス

第五十九條 仲立人ニ對スル制裁ハ第六十四條ノ規定ニ準シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

### 第九章 仲裁

第六十條 組合員間ニ於テ買賣取引上紛議ヲ生シタルトキハ當該組合員ハ本組合ニ對シ其ノ仲裁ヲ請求スヘシ

第六十一條 仲裁ハ仲裁委員之ヲ行フ

組合長事件ニ關係アルカ又ハ其ノ他ノ事故アルトキハ副組合長又ハ互選ニ依リ選任セラレタル他ノ評議員ノ一人代リテ仲裁委員ヲ選任シ自ラ其ノ委員長ト爲ル

仲裁委員ハ正當ナル事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第六十二條 仲裁判斷ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六十三條 仲裁ニ要シタル費用ハ當事者雙方平等ニ之ヲ負擔スルモノトス

### 第十章 制裁

第六十四條 組合員本規約市場買賣規程其ノ他ノ本組合規定ニ違背シ又ハ組合ノ體面ヲ汚損シ若ハ信用ヲ害シ其ノ他不正不穩當ノ行爲アリタルトキハ其事實ヲ調査シ事ノ輕重ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ

一 戒告

二 五百圓以内ノ過意金

三 二箇月以内ノ取引拒絶

四 除名

第六十五條 前條ノ制裁ハ第一號及第二號ニ在リテハ評議員會ノ決議ニ依リ第三號及第四號ニ在リテハ特ニ本規約ニ明文アル場合ノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

組合長前條ノ事實アリト認ムルトキハ必要ニ依リ制裁ノ決定スルニ至ル迄當該組合員ノ買賣ヲ差止ムルコトヲ得

第六十六條 組合員過意金ノ納付ヲ怠リタルトキハ信認金ヨリ之ヲ控除シ因テ生シタル信認金ノ不足額ハ期日ヲ指定シ之ヲ補充セシム

前項指定ノ期日迄ニ信認金ヲ補充セザルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ取引拒絶ヲ爲シ又ハ除名ス

### 第十章 現物市場



第六十七條 制裁ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十一章 組合ノ解散及清算

第六十八條 本組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第六十九條 本組合解散シタルトキハ組合長清算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ他ノ組合員中ヨリ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十條 清算人ハ就職ノ後遅滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作成シ各組合員ニ報告スヘシ

第七十一條 組合ノ財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ其ノ剩餘額又ハ不足額ハ解散

當時ニ於ケル組合員ニ對シ平等ニ分配シ又ハ賦課ス

第七十二條 清算事務終了シタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算書ヲ作製シ各組合員ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十二章 雜 則

第七十三條 本組合ニ左ノ印章ヲ備フ



第七十四條 市場取引ニ關シ組合員及仲立人ノ使用スル帳簿ノ種類様式及記載事項ハ組合ノ定ムル所ニ依ルヘシ

前項ノ帳簿ハ本組合ニ於テ紙數ヲ附シ認印ヲ捺捺シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七十五條 本規約ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

群山穀物市場賣買規程

第一章 位置名稱開閉時刻及休業日

第一條 本市場ハ群山穀物市場ト稱シ群山府本町通二十六番地ニ設置ス

第二條 本市場ノ開閉時刻左ノ如シ

一、四月一日ヨリ九月三十日迄

午前八時開始 午後四時閉鎖

二、十月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時開始 午後四時閉鎖

第三條 休業日ハ大祭祝日、日曜日、始政記念日、群山開港記念日、年首三日間及年末三日間トス、臨時閉市及臨時休業ハ評議員

會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第二章 賣買取引

第四條 直賣買ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ二日以内延賣買ハ三日以上二箇月以内當事者約定ノ日ニ於テ受渡ヲ爲スモノトシ但シ外

國ヨリ輸入スルモノニ付テハ其ノ期間ヲ三箇月迄延長スルコトヲ得

第五條 賣買取引ハ現物ノ見本又ハ銘柄ニ依リ之ヲ行フ但シ銘柄ニ依ルモノハ當分玄米ノ一種トス

見本ニ依リ賣買取引ヲ爲シタルトキハ其ノ結了スル迄見本ノ一半ヲ組合ニ於テ他ノ一半ヲ買方ニ於テ保管スルモノトス

第六條 賣買取引ノ爲シタルトキハ遅滞ナク其ノ月日、品目、數量、價格、受渡期日及對手方ノ氏名又ハ商號ヲ組合ニ届出テ組合

ノ帳簿ニ登錄ヲ受クヘシ

第十章 現物市場

第七條 延取引ハ米、粟、豆、其ノ他ノ雜穀及米糠ニ付之ヲ行フ

第八條 銘柄ニ依リ取引ヲ爲ス場合ニ於テハ少クトモ左記事項ヲ表示スルコトヲ要ス

検査施行品ニ在リテハ検査地(検査地ノ屬スル道ノ表示ニ止ムルコトヲ得)及検査等級、検査未施行品ニ在リテハ之ニ準スヘキ程度ノ産地及品等

第九條 銘柄ニ依ル延取引ノ單位ハ十石トシ價格ハ一石ノ値段ニ依ル

第十條 賣買契約ヲ解除セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ組合ノ承認ヲ受クヘシ

### 第三章 證據金

第十一條 賣買取引ニ關シテハ組合所定ノ證據金ヲ納入セシム

第十二條 證據金ハ本證據金及追加證據金トス

本證據金ハ一石ニ付拾圓以内トシ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

追加證據金ハ本證據金ノ半額トシ價格ノ變動本證據金ノ半額ニ達スル毎ニ其ノ損方ヨリ之ヲ徵收ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ價格ハ當日ノ出來値ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

當日ノ賣買取引ハ計算ノ便宜上總テ前項ノ平均値段ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十三條 證據金ハ前日ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム但シ必要ト認ムルトキハ即時徵收スルコトヲ得

第十四條 相場ノ變動其ノ他ニ因リ必要アリト認ムルトキハ豫納金ヲ提供セシムルコトヲ得

豫納金ノ提供ヲ命セラレタル者ハ之ヲ納付シタル後ニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 賣買證據金ノ額ヲ變更シタルトキハ既約定ノ賣買ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

### 第四章 賣買手數料及仲立口錢

第十六條 賣買手數料ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第十七條 直取引ニ關スル賣買手數料ハ毎月一日ヨリ末日迄ノ賣買取引ニ對スルモノヲ翌月五日迄ニ納入セシム

延取引ニ關スル賣買手數料ハ前日ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム

第十八條 仲立人口錢額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

仲立人口錢ハ賣買手數料ト共ニ組合ニ納付セシメ組合ヨリ之ヲ仲立人ニ仕拂フモノトス

### 第五章 賣買停止差止及入場制限

第十九條 組合長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ市場ニ於ケル賣買ノ全部ヲ停止シ又ハ組合員市場代理人若ハ仲立人ノ取引ヲ差止メ若ハ其ノ入場ヲ制限スルコトヲ得

一 相場ニ甚シキ高低ヲ生シタルトキ又ハ甚シキ高低ヲ生スヘキ虞アルトキ

二 組合員市場代理人又ハ仲立人カ不穩當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトスルトキ

三 證據金ノ徵收ニ支障アルトキ

四 前各號ノ外市場ノ秩序ヲ維持シ又ハ組合員全般ノ利益保全ニ必要アルトキ

### 第六章 受 渡

第二十條 受渡ノ區域ハ群山稅關濱又ハ群山府内ニ於ケル現品收容倉庫内トス但シ當事者ノ合意アルトキハ組合ノ承認ヲ經テ區域

外ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 受渡ハ總テ契約ノ期日中ニ之ヲ爲スモノトス但シ天災其ノ他不可抗力ノ爲又ハ數量多額ニ上リ當日中ニ之ヲ完了スル

### 第十章 現物市場



コト能ハサルトキハ之ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條 受渡ハ組合ニ賣方ハ期日ノ前日正午迄ニ渡品ノ銘柄産年度數量及其ノ所在箇所ヲ記載シタル届書ニ自己ノ處分シ得ヘキモノナルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ差出シ買方ハ期日ノ午前十時迄ニ代金ヲ差出スモノトス

第二十三條 現品ノ受渡ハ左ノ方法ニ依ル

一 直取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本ト渡品トヲ對比シ其ノ數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

二 延取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本又ハ銘柄若ハ標準見本品ト現品トヲ對比シ其數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

第二十四條 受渡日カ休日ナルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ翌日ニ繰下グルコトヲ得

第二十五條 契約ニ依ル銘柄以外ノ代品ヲ以テ受渡ニ供スルコトヲ得ス

第二十六條 受渡品ノ品位數量等ニ関シ紛議ヲ生シタルトキハ必ス組合ニ申告シ其ノ審査ヲ受クヘキモノトス

第二十七條 審査ハ審査委員之ヲ行フ

審査委員ハ三名トシ事務ニ關係ナキ組合員中ヨリ組合長之ヲ選任ス

審査委員ニ選任セラレタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第二十八條 審査ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十九條 受渡終了シタルトキハ雙方ヨリ遅滞ナク其ノ旨組合ニ届出ツヘシ

### 第七章 契約不履行者處分

第三十條 組合員受渡ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ受渡日ニ於ケル出來價ノ平均價格ト約定價格トヲ對比シ其ノ違約數量ニ對スル差損金ヲ相手方ニ支拂ハシム若シ相手方ノ被リタル損害カ差損金以上ナルトキハ仍其ノ不足額ヲ賠償セシム契約不履行者ニ差益金アル場合ニ於テハ相手方ハ之カ支拂ノ義務ナキモノトス

第三十一條 延取引ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ契約ヲ履行セサルモノト看做ス

一 證據金ヲ納入セサル者

二 受渡ニ關スル諸規定ニ違背シタル者

第三十二條 當事者雙方違約シタル場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ適用セス

第三十三條 前條ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ取引效力ヲ失ヒタルモノト看做シ之ヲ處理スルモノトス

第三十四條 組合規約第九條ノ場合ニ於ケル取引ノ終了ハ第三十條ノ規定ニ準シ結了當日ニ於ケル出來價ノ平均ニ依リ之ヲ爲スモノトス

### 第八章 附 則

第三十五條 左ノ事項ハ之ヲ市場ニ揭示ス

一 組合規約及市場賣買規程ノ變更ニ關スル事項

二 役員ノ異動ニ關スル事項

三 組合員又ハ代理人ノ異動ニ關スル事項

四 市場代理人ノ異動ニ關スル事項

五 仲立人ノ異動ニ關スル事項

六 制裁ニ關スル事項

七 標準見本品ニ關スル事項

八 賣買證據金ニ關スル事項

九 組合員ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ノ氏名變更ニ關スル事項

第十章 現物市場



十 前各號ノ外組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十六條 本規程ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス但シ輕易ナル事項ニ關スルモノニ付テハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ評議員會ニ委任スルコトヲ得

第三十七條 賣買取引ニ關シ本規程ニ定メテキ事項ニ付テハ群山府内ノ慣習ニ依ル

米穀市場の内容並に取引状況は前述の如くであるが、主要米穀商組合の營業成績を窺ふ爲め、最近に於ける其收支決算及豫算書を示せば左の如くなつて居る。

◎京城穀物商組合

昭和二年下半年期收支決算書

前期繰越	一三〇・四三	組合費	五九二・〇〇
雑収入	一五〇・七三	検査券賣買益	一三二・七三
当期繰越金	一四・五六	合計	一、〇二〇・四五
俸給	四七六・〇〇	薪炭費	二九・一〇
通信費	一三九・二五	新年號	五七・五〇
臨時費	八七・九四	聯合會費	六〇・〇〇
雜費	三四・一五	損失金	四〇・〇〇
支	一、〇二〇・四五		
出			

消耗品	三六・六一	印刷費	二九・九〇
家賃	三〇・〇〇	合計	一、〇二〇・四五
組合費	一、二〇〇・〇〇	検査券賣買益	一、二〇〇・〇〇
雑収入	二四〇・〇〇	合計	一、五六〇・〇〇
支	一、二〇〇・〇〇		
出			

昭和三年度收支豫算書

俸給	一、〇二〇・〇〇	消耗品	三四・〇〇
聯合會費	一二〇・〇〇	雜費及臨時費	五〇・〇〇
家賃	六〇・〇〇	合計	一、五六〇・〇〇
通信費	二七六・〇〇		
支	一、五六〇・〇〇		
出			

◎群山米穀商組合

昭和二年年度收支決算書

延賣買手数料	一一〇・七二三・〇五	雜收入	一、一六二・三五
別途受入高	一六、七二・六〇	合計	一、五〇、六二九・四二
直賣買手数料	一一、〇三一・四二		
支	一、五〇、六二九・四二		
出			

第十章 現物市場



給料	一〇、七〇六・一三	佛品費	一、三八六・四六
雜給	一、八三六・八五	圖書費	二九八・三六
賞與金	五、七五〇・〇〇	新聞雜誌	二〇八・五九
旅費	一、三三九・七一	聯合會費	五〇〇・〇〇
通信費	八、〇七一・六二	會議費	三一九・一四
消耗品費	三、一二七・四五	營繕費	六一六・五二
印刷費	八三一・五八	保險料	一四三・五〇
衛生費	一二四・一〇	宣傳費	三二二・〇〇
調査費	二六四・六七	市場取締費	九〇〇・〇〇
人夫費	三九〇・九六	雜費	一〇二・八一
交際費	二一九・七〇	諸稅公課	一〇、六〇四・八二
宴會費	八四四・三六	市場稅	六一、一八〇・二四
寄附金	三三二・〇〇	第一豫備費	四、三五一・〇五
廣告費	一、四四九・〇〇	第二豫備費	一一七、五七八・六二
直賣買手數料	七五八・〇〇	合計	一一七、五七八・六二
	一一、二五〇・〇〇	報償金	七八二・〇〇

昭和三年度收支豫算書

延賣買手數料	八七、五〇〇・〇〇	雜收	三二〇・〇〇
別途受入金	一四、〇〇〇・〇〇	合計	一一五、八五二・〇〇
信託金利益	二、〇〇〇・〇〇		

支出之部

給料	一〇、八六〇・〇〇	ラヂオ受信費	九四〇・〇〇
雜給	一、七七〇・〇〇	消耗品費	二、九〇〇・〇〇
賞與金	五、〇三五・〇〇	印刷費	一、〇〇〇・〇〇
旅費	一、二〇〇・〇〇	備品費	七〇〇・〇〇
通信費	八、三〇〇・〇〇	圖書費	三〇〇・〇〇
新聞雜誌費	二二〇・〇〇	宴會費	三五〇・〇〇
聯合會費	五〇〇・〇〇	寄附金	一、二〇〇・〇〇
會議費	四七〇・〇〇	廣告費	九〇〇・〇〇
營繕費	八〇〇・〇〇	構内取締費	九〇〇・〇〇
保險料	一六〇・〇〇	雜費	一、二〇〇・〇〇
衛生費	一五〇・〇〇	諸稅公課	一五〇・〇〇
調査費	三〇〇・〇〇	市場稅	四四、七〇〇・〇〇
人夫費	四〇〇・〇〇	第一豫備金	一四、五八七・〇〇
廣告費	二五〇・〇〇	第二豫備金	一四、〇〇〇・〇〇

第十章 現物市場



定傳費  
交際費

七〇〇・〇〇  
九〇〇・〇〇

合計

一一五、八五二・〇〇

◎木浦米穀商組合

昭和二年收支決算書

收入之部

一二、二七三・一二

收入利息

一、一六一・三一

直手敷料

八九六・二五

雜益

五・四〇

延手敷料

一

合計

一四、三三六・〇八

收入手敷料

三、八三八・〇〇

什器及備品

一一一・六八

給料及手當

三、四一二・三七

豫備支出金

五〇〇・〇〇

仲立人口錢

五、五六三・六二

當期純益金

二、三三一・一六

事務費

七五一・四三

合計

一四、三三六・〇八

旅費

三七・五〇

合計

一四、三三六・〇八

支拂利息

一三、六四〇・〇〇

收入利息

一一、二八八・〇〇

直手敷料

五七五・〇〇

雜益

五・〇〇

延手敷料

一三、六四〇・〇〇

合計

一一、二八八・〇〇

昭和三年收支豫算書

收入之部

一三、六四〇・〇〇

收入利息

一一、二八八・〇〇

支出之部

五七五・〇〇

雜益

五・〇〇

收入手敷料

九〇〇・〇〇

合計

一六、四〇八・〇〇

給料及手當

四、七六六・〇〇

什器及備品

一五〇・〇〇

仲立人口錢

二、三〇八・〇〇

豫備支出金

五〇〇・〇〇

事務費

五、七八八・〇〇

當期純益

二、四〇八・五〇

旅費

六〇〇・〇〇

合計

一六、四〇八・〇〇

支拂利息

三七・五〇

合計

一六、四〇八・〇〇

◎大邱米穀商組合

昭和二年下半年收支決算書

收入之部

五七、三五八・〇〇

利息

四、四九五・九八

配當金

二、四〇〇・〇〇

雜收

六、九五五・〇三

家賃地料

三四〇・八六

前期繰越

一三八・六六

倉敷料

四一・二四五

合計

七二、一〇〇・九八

支出之部

九、一七九・九五

寄附金

八九四・〇〇

給料

八三〇・八〇

印刷費

六八六・二五

職員獎勵金

二、五三八・〇一

諸税金

一七三・五六

通信費

二、五三八・〇一

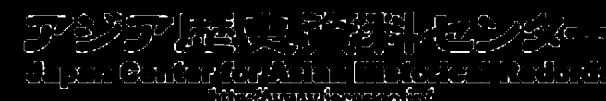
合計

一七三・五六

昭和三年度上半期收支豫算書		昭和三年度上半期收支豫算書	
收	入	支	出
會費	一、三三五・三七	給料	九、二六七・〇〇
雜費	四、五七四・九四	職員獎勵金	四二〇・〇〇
旅費	八五二・七六	通信費	二、五〇〇・〇〇
修繕費	四九九・九七	會議費	一、五〇〇・〇〇
交際費	一八九・三九	旅費	六〇〇・〇〇
合計	一〇、九七五・二〇	修繕費	五〇〇・〇〇
信託手数料	一〇、九七五・二〇	合計	一、三三〇・八六
豫備費	三二、六六八・二〇	利息	二、五〇〇・〇〇
小計	三九、四三二・七八	雜收	一〇〇・〇〇
利息	三九、四三二・七八	前期繰越	一〇〇・〇〇
合計	七二、一〇〇・九八	合計	三六、三〇〇・八六

釜山穀物商組合 昭和二年度收支決算書

釜山穀物商組合 昭和二年度收支決算書		釜山穀物商組合 昭和二年度收支決算書	
收	入	支	出
會費	一、三三五・三七	市場稅	三、六六〇・〇〇
雜費	四、五七四・九四	電話使用料	三、六六〇・〇〇
旅費	八五二・七六	給料諸給	三、六六〇・〇〇
修繕費	四九九・九七	會議費	三、五一〇・〇〇
交際費	一八九・三九	運動會費	四六・六六
合計	一〇、九七五・二〇	獎勵品費	一〇〇・〇〇
信託手数料	一〇、九七五・二〇	旅費	五〇〇・〇〇
豫備費	三二、六六八・二〇	合計	一、三三〇・八六
小計	三九、四三二・七八	利息	二、五〇〇・〇〇
利息	三九、四三二・七八	雜收	一〇〇・〇〇
合計	七二、一〇〇・九八	前期繰越	一〇〇・〇〇
		合計	三六、三〇〇・八六



朝鮮の市場經濟

米證信託會社 取扱手数料		昭和三年度收支豫算書		合計	
支	出	支	入	支	入
手 数 料	10,000.00	直 取 引	延 取 引	雜 收 入	直 取 引
平 等 負 擔 金	5,000.00	5,000.00	1,000.00	100.00	延 取 引
收 入 利 息	500.00	5,110.00	1,100.00	前期 繰 越	1,100.00
市 場 稅	5,000.00	延 取 引	借 地 料	合 計	1,100.00
電 話 使 用 料	5,000.00	5,000.00	印 刷 費	計	1,100.00
給 料 諸 給	5,000.00	3,000.00	通 信 費	計	1,100.00
會 議 費	5,000.00	1,000.00	營 繕 費	計	1,100.00
運 動 會 費	500.00	500.00	雜 備 費	計	1,100.00
獎 勵 品 費	500.00	500.00	預 備 金	計	1,100.00
旅 費	500.00	500.00	合 計	計	1,100.00
米證信託會社 取扱手数料	500.00	500.00	合 計	計	1,100.00

第二節 證券市場

朝鮮に於ても逐年會社の設立増加し、有價證券殊に株式に對する資金の投下少からざるものあるに拘らず、これが賣買取引に付殆んど標準とすべき價格なく、取引上金融上色々の支障あり、延いて會社事業に對する投資を妨げ、企業の勃興を妨ぐるものあるを認めたるを以て、大正九年一月に至り、京城に現物取引市場の設立が許可され、茲に始めて朝鮮に於ける有價證券の公共取引機關の存置を見るに至つたのである。尤もこの種市場の現出は、往々一面に於て弊害の伴ふ虞れがあるので、嚴に現物市場たるの本旨を全うせしむるの必要上、市場の經營に關する重大の事項は總て總督の承認を受けさせることとし、當局は常に深甚の注意を拂つて居る。

朝鮮に於ける株式現物取引市場は、僅に京城に於て一箇所設置されて居るのみで、同市場は株式組織に係り、大正九年八月十四日の開業で、其營業目的、資本金、仲買人數、賣買手数料、及び仲買人手数料等は左の如くなつて居る。

株式會社京城株式現物取引市場

一、會社設立許可年月日 大正九年一月二十六日



- 一、同 成立年月日 同 五月十五日
- 二、同 開業年月日 同 八月十四日
- 一、位 置 京城府黄金町二丁目百九十九番地
- 一、目 的 所屬仲買人をして有價証券現物の買買取引を爲さしめ受渡代金の一時立替を行ふ
- 一、資 本 金 四百圓
- 一、拂 込 資 本 金 百二十萬一千二百二十圓
- 一、仲 買 人 現 在 數 十六名

株式會社京城株式現物取引市場賣買手数料及仲買人手數料

價 格	賣 買 手 數 料	委 託 手 數 料	備 考
十 圓 迄	三錢	一〇錢	
二 十 五 圓 迄	四	一四	
五 十 圓 迄	五	一八	
百 圓 迄	七	二七	
百 五 十 圓 迄	九・五	三五	

株式  
二株に付

大正九年開業以來昭和二年末迄の株式現物賣買高を、長期と短期とに分ちて見れば左表の通りにして、財界の盛衰、投機熱の消長に依り、取引高には自ら増減を來して居るが、半島經濟力の貧弱なることは其取引高の少額なるに依りても想像するに難くない。

京城株式取引市場賣買高表

年 種 別	長期取引	短期取引	當 日 合 計	備 考
大 正 九 年	一八三・二九二 株	一八三・二九二 株	一八三・二九二 株	大正九年八月十四日開業
同 十 年	二七四・〇三九	九八・八九〇	三七三・〇一九	
同 十 一 年	九二・七九一	一七三・〇三〇	二六五・八二二	
同 十 二 年	五〇〇・四二二	一〇二・九六〇	一五二・九七三	



朝鮮の市場経済

同	十三年	四八五八〇	六八四〇〇	七三五八〇	四三二
同	十四年	四八五六〇	六八四〇〇	七三八六〇	
昭	和元年	一七〇〇〇	九四七六〇	八六二二	一〇三〇四三
同	二年	一五四〇〇	七〇二二〇	四六六五	七二二九五

市場定款及取引方法

京城株式現物取引市場の内容は右の如くであるが、市場定款、及び營業細則は次に掲ぐる通りである。而してこれに據ると、取引の方法も亦明瞭になつて居るから、それに就いての説明は省略することにした。

株式 京城株式現物取引市場定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社ハ株式會社京城株式現物取引市場ト稱ス
- 第二條 當會社ハ所屬仲買人ヲシテ有價證券ノ現物取引ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス
- 受渡代金及物件ノ交付立替假渡其ノ他當會社ノ業務ノ遂行ニ必要ナル事項ハ營業細則其ノ他取引慣行ニ準シテ之ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 當會社ハ營業所ヲ京城府黄金町二丁目百九十九番地ニ置ク
- 第四條 當會社ノ存立期限ヲ設立ノ日ヨリ滿十箇年トス但シ株主總會ノ決議ヲ以テ繼續スルコトアルヘシ
- 第五條 當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス

第二章 資本及株式

- 第六條 當會社ノ資本金ハ金四百萬圓トシ之ヲ八萬株ニ分チ一株ハ金額ヲ五十圓トス
- 但シ第一回拂込金ハ金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ必要ニ應ジ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ金一百圓ニ對シ一日ニ付金五錢ノ賠償金ヲ徴收ス
- 第七條 株券ハ記名式トシ一株券及十株券ノ二種トス
- 第八條 株券ハ分合汚損ニ因リ新券交付ヲ求ムル者ハ本會社ノ定ムル書式ニ依リ請求書ヲ作成シ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ但シ汚損ノ爲真正ヲ確メ難キ場合ハ次項ニ準ス
- 株券ノ滅失紛失盜失ノ場合ハ其ノ事由被シ株券ノ種類、記號、番號ヲ明記シテ届出テ新券ノ交付ヲ請求スヘシ
- 前項ノ場合ニハ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當會社ノ適當ト認ムル保證人二人以上ヲ立テシメ新券ヲ交付ス但シ證據判明ナル滅失ニ付テハ公告ヲ省略スルコトヲ得
- 右ノ株券ニ付異議又ハ故障ノ申立アルトキハ當會社ハ確定判決ニ依ルニ非サレハ新券ヲ交付セザルコトアルヘシ
- 新券ノ交付ニハ新券一枚ニ付金四十錢ノ手数料ヲ徴スヘシ
- 第九條 株主ハ其ノ住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ
- 株主カ代理人又ハ代表者ニ依リ代表セラルル場合ニ於テハ其ノ代理人又ハ代表者ノ氏名住所及印鑑ヲ届出ツルモノトス
- 株主其ノ代理人又ハ代表者カ其ノ氏名ヲ改メタル時ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出ツルモノトス
- 帝國内ニ居住セザル株主ニハ帝國内ニ居住所又ハ代理人ヲ定メシムルコトアルヘシ
- 第十條 株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社ノ定ムル書式ニ從ヒ請求書ヲ作り株券ヲ添ヘテ差出スヘシ
- 前項ノ請求書ニハ株式讓渡シノ外移轉ノ原因ヲ證スルニ足ル書類ヲ添附スヘシ

第十章 現物市場



名義書換手数料ハ一枚ニ付金十錢トス

第十一條 當會社ハ總會三十日前ヨリ總會ノ結了ニ至ル迄及ヒ必要アル場合一定期限株式記名換ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ公告スルモノトス

### 第三章 株主總會

第十二條 定期總會ハ毎年六月十二日社長之ヲ召集ス

第十三條 株主及其代理人又ハ代表者ハ株主ニ限リ之ヲ代理トシテ議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

第十四條 總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ當ル

社長取締役ニシテ議長トナルモノナキ時ハ株主中ヨリ總會ヲ選任ス出席株主ノ半數以上ノ請求アリタルトキ亦同シ

### 第四章 重役

第十五條 重役ノ員數左ノ如シ

取締役 七名以内

監査役 五名以内

第十六條 取締役ハ本會社株式一百株監査役ハ同五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

第十七條 重役ノ選任ハ株主議決權ノ多數ニ依リテ之ヲ決ス但シ同數者アルトキハ年長者ヲ擧ケ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第十八條 取締役ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス但シ任期カ其ノ任期中ノ最終ノ配當期ト闕スル定期總會前ニ滿了スルトキハ其ノ定時總會ト終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス補缺選舉ニ依リテ重役トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第十九條 重役ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラザルトキハ次ノ選舉期迄其ノ選任ヲ爲ササルコトヲ得

第二十條 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其ノ所有ニ係ル當會社ノ株式一百株ヲ監査役ニ供託スヘシ取締役不時ニ退職スルモ其ノ事業年度ノ諸報告ヲ總會ニ提出シ其ノ承認ヲ得タル後ニアラサレハ前項ノ株券ハ之ヲ返戻セサルモノトス

第二十一條 取締役ノ互選ヲ以テ社長一名專務取締役一名及常務取締役若干名ヲ置ク但シ營業ノ狀況ニ依リ常務取締役ヲ置カサルコトヲ得

第二十二條 社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統轄ス  
專務取締役及常務取締役ハ社長ヲ輔佐シ日當業務ヲ執行ス  
社長事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ專務取締役之ニ代リ專務取締役差支アルトキハ他ノ取締役之ニ代リ

第二十三條 重役ノ決議ニ依リ支配人ヲ置クコトヲ得  
支配人ハ社長又ハ專務取締役及常務取締役ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

第二十四條 重要事項ハ重役會ニ於テ議定ス  
但シ監査役ハ可否ノ數ニ加ハラズ

重役會ノ會長ハ社長之レニ任ス  
第二十五條 取締役及監査役ノ報酬ハ創立總會又ハ定期總會ニ於テ之ヲ定ム  
重役會ノ決議ヲ以テ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得

### 第五章 仲買人

第二十六條 本會社ノ仲買人ハ四十名以内トシ重役會ノ決議ヲ以テ適當ノ員數ヲ定ム

第二十七條 仲買人タラムトスル者ハ履歷書其ノ他必要ナル書類ヲ具シ當會社ノ同意ヲ經タルコトヲ要ス

### 第十章 現物市場



第二十八條 三箇月以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三箇年ヲ經過セサルモノ及仲買人除名處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者ハ仲買人タルコトヲ得ス

第二十九條 仲買人ノ身元保證金ハ金二萬圓トス

但シ内一萬圓ハ即納セシメ殘額ハ重役會ノ決議ヲ以テ期限ヲ定メ分納セシムルコトヲ得

第二十九條ノ二 仲買人ハ委託ヲ受ケタル當市場賣買取引ニ付當市場ニ於テ其ノ賣付買付又ハ受渡シヲ爲サスシテ之ヲナシタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決裁ヲナスコトヲ得ス

第三十條 仲買人カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當會社ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分ス

一 正當ノ理由ナクシテ引續キ三箇月以上當會社ニ於テ賣買取引ヲ爲ササル者 除名

二 収資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者 除名

三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者 除名

四 前項ノ外仲買人ニシテ其ノ營業ニ關シ他人ニ其ノ名義ヲ貸與シ其ノ他不正ノ行爲ヲナシ不穩當ノ賣買ヲ爲シ當會社又ハ仲買人ノ業務ヲ妨害シタリト認ムヘキ者 過怠金營業停止又ハ除名

五 仲買人ニシテ身元保證金、賣買證據金、賣買手数料、其ノ他ノ計算又ハ過怠金ノ納入ヲ怠リタル者 除名

但シ特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムル者ニ付テハ六箇月以下ノ營業停止又ハ六月以上ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代ルコトアルヘシ

六 仲買人ニシテ其ノ身元保證金若ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ當會社ノ指定ニ從ヒ指定

期限内ニ相當ノ金額ヲ納入セサル者又ハ仲買人ニシテ其ノ身元保證金若ハ賣買證據金ニ付租稅滯納處分ニ依リ又ハ租稅滯納處

分ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル者 同上

七 身元保證金ノ返付ヲ受ケヘキ權利ヲ他人ニ讓渡シ若ハ讓渡ノ豫約ヲ爲シ又ハ質入レ若ハ質入レノ豫約ヲナシタル者又ハ自己

ノ所有ニ屬セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者 除名

八 仲買人組合規約規定ニ違反シテ委託手数料ヲ輕減シタル者 過怠金、又ハ營業停止

九 受渡ヲ履行セサル者 過怠金、營業停止又ハ除名

九ノ二 定款第二十九條ノ二ニ違反シタルモノ 過怠金及營業停止又ハ除名

十 前各號ノ外法令定款營業細則ノ規定若ハ當會社ノ承認シタル仲買人組合ノ諸規約ニ違反シ當會社ノ秩序ヲ紊スト認ムヘキ者 過怠金營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

第三十一條 仲買人ハ全員ヲ以テ組合ヲ組織シ組合委員ヲ選舉スヘシ

組合委員ハ委員會ヲ組織シ委員中ヨリ委員長及副委員長ヲ選舉スヘシ

第六章 賣買手数料、賣買證據金

第三十二條 賣買手数料率ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 賣買證據金ハ營業細則ノ規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第七章 違約賠償

第三十四條 取引ノ違約ヨリ生シタル損害ニ付テハ徵收シタル其ノ證據金及身元保證金其ノ他當會社ニ預入セル違約者諸ノ計算殘

額ノ限度トシ營業細則ノ規定ニ依リ損害ヲ受ケタル者ニ之ヲ交付ス但シ違約者カ特ニ當會社ニ對スル債務ヲ有スルトキハ身元保

證金ハ之ヲ控除シタル殘額ヲ限度トス

第八章 計算

第十章 現物市場

四三七



第三十五條 計算期ハ一年ヲ二回ニ分テ前年十二月一日ヨリ當年五月三十一日迄ヲ上半期トシ六月一日ヨリ十一月三十日迄ヲ下半期トス

第三十六條 當會社ハ每期ノ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシテ左ノ如ク分配ス

- 一 法定積立金 純益金ノ百分ノ五以上
- 一 別途積立金 若干
- 一 重役賞與金 純益金ノ百分ノ十以内
- 一 社員退職給與基金 若干
- 一 株主配當金 若干
- 一 後期繰越金 若干

第九章 營業細則

第三十七條 營業細則ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ朝鮮總督府ノ許可ヲ受クルモノトス

附則

第三十八條 當會社ノ創立費ハ金一萬五千圓以内トス

第三十九條 當會社ハ其ノ株式ノ一部ヲ額面以上ノ價額ヲ以テ發行スル事ヲ得

第四十條 初期ノ計算期ニ限リ會社成立ノ當日ヨリ大正九年十一月三十日迄ヲ一期トス

株式 京城株式現物取引市場營業細則

第一章 取引物件

第一條 本會社ニ於テ賣買取引スヘキ物件ハ國債證券地方債證券社債券及株券トス  
第二條 賣買取引開始後ト雖賣買取引上危險ナリト認ムルトキ又ハ其ノ他重要ナル事由アル場合ニハ取引物件ノ一部ノ賣買取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第二章 開市及休業

第三條 市場ノ立會ヲ前場後場ニ分テ毎日左ノ時刻ニ開始ス

前場 午前九時三十分

後場 午後一時三十分

必要アル場合ハ變更シ又ハ立會ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第四條 休業日ハ左ノ如シ

一、年首 三日間

二、年末 五日間

三、大祭日 祝日

四、日曜日

第五條 前條休業日ノ外臨時休業シスハ休業若ハ休會ノ場合ト雖臨時立會ヲ開始スルコトアルヘシ

前項ノ規定ヲ適用スル場合ニハ豫メ之ヲ市場ニ揭示ス

第三章 立會

第六條 立會ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ル

第十章 現物市場



相對買賣ハ當事者雙方ノ契約ヲ以テ之ヲ爲ス  
 入札買賣ハ其ノ物件ノ銘柄個數及受渡期日ヲ揭示シ決定ノ時刻ニ賣買者ヲシテ記名式ヲ以テ其ノ價格ヲ入札セシメ開札ノ上賣方  
 ハ最高評價ヲ爲セル買方ヲ以テ確定ノ相手方トシ買方ハ最低評價ヲ爲セル賣方ヲ以テ確定ノ相手方トス  
 第七條 賣買ハ當事者賣買物件ノ銘柄個數價額及受渡期限ヲ本會社ノ場帳ニ登錄シタルトキニ成立ス  
 第八條 取引ノ期限ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ一箇月以内トス  
 第九條 賣買當事者雙方ヨリ場帳登錄ノ訂正ヲ申出タルトキハ之ヲ訂正ス但シ場帳ノ照合ヲ完了シタル後ニ於テハ此ノ限ニアラス  
 第十條 株券ノ取引單位ハ十株トシ呼價ハ一株ノ價值ニ依リ國債證券地方債券及社債券ノ呼價ハ其ノ額面ノ價值ニ依ル但シ必要ノ  
 場所ニハ取引單位ヲ一株トスルコトヲ得  
 第十一條 賣買出來價值ハ銘柄別ニ之ヲ公告ス  
 第十二條 賣買不穩當ト認メタルトキハ場帳ノ登錄ヲ爲サス

第四章 證據金身元保證金及計算

第十三條 賣買取引ニ對スル證據金ハ本證據金増證據金及追證據金トス本證據金ハ價格ノ百分ノ五十ノ範圍内ニ於テ定メ當時者雙  
 方ヨリ之ヲ徵收ス  
 増證據金ハ其ノ必要アリト認メタルトキハ本證據金ノ二倍ノ範圍内ニ於テ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス  
 追證據金ハ相場ノ變動本證據金ノ半額ヲ超シタル場合ニ變動額ニ準シ適宜ニ定メ相手方ヨリ之ヲ徵收ス  
 第十四條 本證據金ハ前日以後場當日及前場ヲ合セ一計算區域トシ其ノ區域内ノ賣買ニ對シ翌日前場立會前ニ之ヲ納入セシム證據  
 金及追證據金ノ納入時限亦同シ但シ證據金ノ納入時限ヲ縮短スルコトアルヘシ  
 身元保證金ハ證據金納入時限ニ達セサル賣買ノ擔保ト看做スコトアルヘシ

第十五條 第十三條ノ價格ハ前日ニ定ムル計算區域内ノ最後ノ出來價ノ四位以下五捨六入シタルモノヲ以テス但シ特別ノ事由アリ  
 ト認メタル場合ニハ寄値引値ノ平均又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ價格ヲ定ムルコトヲ得  
 立會ノ停止増證據金又ハ追證據金ノ徵收其ノ他ノ事由ニ依リ必要ナルトキハ後場又ハ前場ノミノ賣買ニ付前項ノ例ニ依リ價格ヲ  
 算定ス

第十六條 賣買證據金ノ定率ヲ變更シタルトキハ變更前ノ賣買ニ付テモ適用ス

第十七條 本會社ハ左ノ場合ニ於テハ賣買ノ一方又ハ雙方ニ對シ徵納金ヲ差入レシムルコトアルヘシ其差入時限ハ本會社之ヲ定ム

一 第十四條第二項ノ賣買擔保ニ不足ヲ生スル虞アルトキ

二 多額ノ賣買ヲ有スルモノヲシテ更ニ賣買ヲ爲サシムルコトヲ危險ナリト認メタルトキ

三 賣買ニ不穩ノ徵候アリト認メタルトキ

前項ノ規定ニ依リ徵納金ヲ差入ルヘキ者ハ之ヲ差入タル後ニ非サレハ賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 賣買證據金及徵納金ハ現金ヲ以テ之ヲ納入スルヲ要ス但シ賣買證據金ハ本會社力特ニ指定シタル有價證券ヲ以テ代用セ  
 シムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル代理價格ハ本會社之ヲ定ム

第十九條 代用有價證券ノ種類又ハ其ノ價格ヲ變更シタルニ因リ賣買證據金ニ不足ヲ生シタル場合ハ本會社指定ノ時限内ニ其ノ不  
 足額ヲ納入セシム

第二十條 記名ノ有價證券ハ何時ニテモ處分シ得ヘキ手續ヲ完了スルニアラサレハ之ヲ代用ニ供スルコトヲ得ス但シ他人名義ノ證  
 券ヲ仲買人名義ニ書換ヘ得ヘキ必要ノ書類及此ノ費用ヲ添附シテ差入シタルトキハ之ヲ收受スルコトアルヘシ此ノ場合本會社ニ  
 於テ書換手續ヲ代理執行ス

前項ノ場合ニ於テ書類ノ不備其ノ他ノ事由ニ依リ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ現金又ハ他ノ證券ヲ差入レシム



第二十一條 賣方が受渡ノ爲メ其ノ約定證券ヲ本會社ニ提供シタルトキハ其ノ賣買ニ付證據金ヲ徵收セシム既ニ徵收シタル證據金ハ之ヲ返還ス但シ第三十三條ノ規定ニ依リ受渡代金ノ假渡ヲナストキハ支障ナシト認メタルトキニ限り之ヲ返還ス

前項ノ規定ニ依リ本會社ニ提供シタル證據金ハ約定期間内ニ於テハ如何ナル事情アリト雖他ノ證券又ハ現金ト引換ユルコトヲ得ス

第二十二條 證據金トシテ納入シタル現金ニハ利子ヲ附セス

第二十三條 證據金ノ納 返付ハ本會社ノ定メタル通帳ヲ以テ之ヲ爲スヘシ其ノ通帳ハ本會社之ヲ交付ス

本會社ハ前項ノ通帳ノ外預リ證ノ類ヲ交付セス

第二十四條 身元保證金ヲ現金ヲ以テ納入スルヲ要ス但シ本會社カ指定シタル有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本會社臨時之ヲ定ム

前項身元保證金ノ利息及代用有價證券ノ利札ハ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十五條 身元保證金代用有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更シタルニヨリ生シタル身元保證金ノ不足額ハ變更後五日以内本會社ノ指定シタル時限ニ納入スルヲ要ス其ノ超過額ハ何時ニテモ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十六條 仲買人カ資格ヲ失ヒタル場合ニハ其ノ身元保證金ハ本會社ニ於ケル取引ヲ終了シ且ツ本會社ニ對スル一切ノ計算ヲ完了シタル後五日以内ニ之ヲ返付スヘシ

第二十七條 仲買人其ノ身元保證金又ハ證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡禁止ノ命令ヲ受ケタルトキ又ハ法令ニ依リ差押ヲ受ケタルトキハ本會社ノ指定スル時限ニ之ニ相當スル金額ヲ本會社ニ納入スルコトヲ要ス

第五章 受渡及違約

第二十八條 賣買物件ノ受渡ハ本會社ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第二十九條 受渡ハ本會社所定ノ振込票ニ必要事項ヲ記載シ賣方ニ在リテハ證券及記名委任狀買方ニ在リテハ代金ヲ添ヘ約定期

限内ニ本會社ニ差出シ之ヲ爲ス

第三十條 前項ノ振込アリタルトキ本會社ハ之ニ裏行濟ノ證明ヲ捺捺シ且ツ當時者ヲシテ受取關ニ捺印セシメ夫々約定證券及代金ヲ交付ス

第三十一條 約定代金ハ現金又ハ仲買人振出ノ本會社指定ノ銀行ノ小切手ニ限ル但シ本會社ニ於テ必要ト認ムルトキハ小切手差入ヲ拒ムコトアルヘシ

第三十二條 仲買人カ現金ニ代ヘテ差入タル小切手カ不渡トナリタルトキハ其ノ仲買人ハ即時ニ現金ヲ以テ小切手記載ノ金額ヲ納入スルヲ要ス

第三十三條 賣方受渡期間前ニ買約定ノ證券ヲ本會社ニ差入シタルトキハ本會社ハ受渡代金ノ假渡ヲ爲スコトアルヘシ但シ買方カ規定ノ期限迄ニ受渡代金ヲ差入レサルトキハ本會社ハ直ニ賣方ヲシテ假渡金ヲ返還セシム

假渡金ニハ利子ヲ附ス

買方ノ差入レタル受渡代金ハ本會社ノ立替ヘタル假渡金ニ充當ス

第三十四條 賣買當事者一方カ約定ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ其ノ部分ニ付約定當日ニ於ケル第十三條價格ヲ受渡日ニ於ケル價格ニ對照シ違約者ヲシテ被違約者ノ差益金ヲ支拂ハシム違約者ノ差益金アル場合ニ於テハ違約者ハ之カ支拂ヲ請求スルトヲ得ス

前項ニ於テ對照スヘキ價格ナキトキハ本會社ニ於テ選定シタル三名以上ノ仲買人ノ評價ヲ以テ之ニ代フ

第六章 手数料

第三十五條 賣買取引ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ當事者雙方ヨリ賣買手数料ヲ徵收ス

賣買手数料ハ第十四條ノ計算區域毎ニ算出シ本證據金ト同時ニ之ヲ納入セシム



第七章 仲買人、仲買人組合及仲買人ノ使用人

第三十六條 仲買人ノ許可ヲ受ケタル者ハ定款營業細則其ノ他本會社カ定メタル一切ノ規則ヲ遵守スヘキ旨ノ誓約書ヲ提出スヘシ

第三十七條 本會社ハ前條ノ誓約書ヲ受取リタル後看板及徽章ヲ交付シ本會社所定ノ使用料ヲ徴收ス

仲買人ハ前項ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

徽章ハ仲買人仲買代理人及共ノ使用人用ノ三種ニ区分シ各自市場ニ於テ佩用セシム

第三十八條 仲買人ハ商號及記號ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第三十九條 仲買人ハ本會社ノ指定シタル區域内ニ其ノ營業所ヲ設クヘシ

仲買人ハ支店出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハス前項ノ營業所以外本市場ニ於ケル賣買ノ取扱ヲ爲ス場所ヲ設クルコトヲ得ス

第四十條 仲買人ハ本市場外ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 營業停止中ニ於テハ仲買人ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 本會社ヨリ交付シタル看板ヲ掲クルコト

二 新ニ賣買取引ニ關スル委託ヲ受クルコト

三 仲買營業ノ廣告ヲ爲シ相場ヲ揭示シ相場表ヲ發布シ其ノ他委託ヲ誘致スルコト

第四十二條 仲買人ハ其ノ全員ヲ以テ仲買人組合ヲ組織スルコトヲ要ス新ニ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ組合ニ加入シタルニ非サルハ其ノ營業ヲ開始スルコトヲ得ス

仲買人ハ其ノ仲買營業ニ關スル目的ヲ以テ前項ノ組合以外別ニ組合又ハ團體ヲ設クルコトヲ得ス

第四十三條 仲買人組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的及事務所

二 委員長、副委員長及其ノ他役員ノ員數選舉ノ方法任期解任及權限ニ關スル事項

三 組合總會及委員會ノ組織招集權限議決ノ方法等ニ關スル事項

四 組合員ニ部屬ヲ定ムルトキハ之ニ關スル事項

五 經費賦課ニ關スル事項

六 加入金ニ關スル事項

七 會計年度ニ關スル事項

八 委託手数料委託證據金ニ關スル事項

九 仲買人ノ用ニル帳簿ニ關スル事項

十 委託手数料ノ減額其ノ他不正競争ノ取締ニ關スル事項

十一 不正ノ行爲アリタル委託者及雇人等ノ相互通知其ノ他仲買人ノ營業上利益ヲ保全スルニ付必要ナル事項

十二 規約違反者ノ處分(違反金)ニ關スル事項

十三 規約變更ノ手續ニ關スル事項

十四 組合員脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ處分ニ關スル事項

十五 解散ノ場合ニ於ケル清算ニ關スル事項

前項ノ規約ヲ制定シスハ之ヲ變更セストストキハ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第四十四條 仲買人組合ハ委託契約準則ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトストキ亦同シ

第四十五條 仲買人ノ市場代人ハ帝國臣民ニシテ二十歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十章 現物市場

第四十六條 仲買人カ市場代理人ヲ置カムトスルトキハ其ノ市場代理人タラムトスル者ノ氏名年齡住所及履歴及委任期限ヲ記載シタル書面ヲ提出シ豫メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第四十七條 仲買人ハ其ノ市場代理人ノ解任辭任又ハ死亡ヲ選帶ナク本會社ニ届出ツヘシ

第四十八條 本會社ニ於テ市場代理人ヲ不適任ト認メタルトキハ其ノ解任ヲ命シ又ハ必要ト認メタルトキハ其ノ市場代理人ノ市場ニ出入スルヲ停止スルコトアルヘシ

第四十九條 仲買人其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ本人又ハ其ノ相續人若ハ其ノ親戚ヨリ直チニ看板撤取等ヲ本會社ニ返付スヘシ

第五十條 仲買人ノ業務上使用スル諸帳簿ハ仲買人組合ニ於テ之ヲ決議シ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ帳簿ニハ紙數ヲ附シ使用前本會社ノ捺印ヲ受クヘシ

第五十一條 本會社ハ必要アリト認メタルトキハ仲買人ニ對シ諸帳簿其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命シテ説明ヲ求ムルコトアルヘシ仲買人ハ前項ノ帳簿書類ノ提出及説明ヲ拒絶シ又帳簿及書類ヲ隱匿シ或ハ虚偽ノ陳述ヲ爲スコトヲ得ス

第五十二條 仲買人組合ニ於テ其ノ規約ニヨリ委員ヲ選舉セサルトキ又ハ選舉ヲ爲ス能ハサルトキハ本會社ハ適宜仲買人中ヨリ之ヲ選定ス

前項ノ選定ヲ受ケタル仲買人ハ如何ナル理由アルモ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十三條 仲買人除名セラレ營業ヲ停止セラレ又ハ入場ヲ制限セラレタル場合ト雖其ノ既約定ニ係ル賣買結了範圍内ニ於テ處分ヲ受ケサリシモノト看做ス

第八章 受 託

第五十四條 仲買人ハ本章ノ規定其ノ他定款營業細則及仲買人組合規約ニ定メタル條件ニ依リテ受託規約ヲ爲スヘシ

第五十五條 委託證據金ハ仲買人組合ノ定ムル所ニ從ヒテ之ヲ差入レシム

第五十六條 委託者ハ委託賣買ニ對スル受渡代金又ハ物件ヲ受渡當日午前十時迄ニ仲買人ニ振込ムヘシ但シ委託ニ際シテハ特ニ受渡期日ヲ指定シタルトキハ委託者ハ委託ト同時ニ受渡物件又ハ代金ヲ委託仲買人ニ拂込ムヘシ

第五十七條 委託者カ前條所定ノ期限内ニ受渡物件又ハ受渡代金ヲ振込マサルトキハ仲買人ニ於テ代位受渡ヲナスモノトス

前項ノ代位受渡處分ノ結果仲買人ニ於テ損害ヲ被リタルトキハ委託者ハ遲滞ナク之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五十八條 仲買人ハ委託證據金ヲ委託者ノ指圖ニヨリ受渡代金ニ振替ヘ又ハ受渡終了ト同時ニ之ヲ返付ヘヘシ但シ委任者ニ於テ受渡ヲ履行セサルトキハ委託證據金ヲ仲買人ノ損害ニ充當スルモ委託者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五十九條 仲買人委託ノ全部ヲ執行スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第六十條 仲買人ハ委託賣買成立シタルトキ又ハ第五十七條ニヨリ受渡ヲナシタルトキハ其ノ都度直チニ之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第六十一條 仲買人ヨリ委託者ニ對シテ爲ス通信ハ特別ノ契約アル場合ノ外委託者ノ營業所住所又ハ居所ノ孰レカ一方ニ宛テ之ヲ發送スルモノトス但シ委託者ハ營業所住所及居所ヲ變更シタルトキハ其ノ都度直チニ之ヲ仲買人ニ通知スヘシ

第六十二條 委託者ノ仲買人ニ對スル債務ハ總テ仲買人店舖所在地ヲ以テ其履行地トスヘシ

第六十三條 委託者ハ仲買人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ委託物件又ハ委託ニヨリ生シタル一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第六十四條 委託ノ賣買ニ關シ仲買人ヨリ委託者ニ發送スル賣買報告書若ハ賣買計算書等ニ於テ若シ違算又ハ錯誤ヲ生シタル時ハ總テ仲買人ノ帳簿ニヨリテ解決ス

第九章 立會ノ停止及賣買ノ差止

第六十五條 本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ市場ノ立會ノ一部又ハ全部ヲ停止スヘシ

一 相場ノ昂貴不穩又ハ著シキ若ハ不穩當又ハ著シキ昂貴ヲ生スル虞アルトキ

二 仲買人カ不穩當ナル賣買ヲ爲シ又ハ其ノ立會方法宜シキヲ得ス或ノ他故意ニ市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シタルトキ又ハ爲サ

第十章 現物市場



- 三 證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ
- 四 前各號ノ外市場ノ立會カ公益ニ害アリト認ムルトキ
- 第六十六條 本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ仲買人ノ賣買ヲ差止メ若ハ之ヲ制定シ又ハ入場ヲ制定スヘシ
  - 一 前條第一號乃至第三號ノ事由アルトキ
  - 二 仲買人ニシテ其ノ身元保證金若ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止メ命令ヲ受ケタルモノニ付キ本會社力其ノ心要アリト認ムルトキ
  - 三 不正若ハ不穩當ノ行爲アリト認メタルトキ又ハ不正若クハ不穩當ノ行爲ヲ爲ス虞アリト認メタルトキ
  - 四 仲買人ニシテ證據金賣買手数料利息金其ノ他本會社ニ差入レソ意リタルトキ
  - 五 第三十三條ノ假渡金ヲ返還セサルトキ
  - 六 第四十條ニ違反スル所爲アルトキ

第十章 雜 則

- 第六十七條 左ノ事項ハ之ヲ市場ニ揭示ス
  - 一 立會ノ臨時休止及停止
  - 二 仲買人ノ許可死亡廢業營業禁止及許可ノ取消
  - 三 新ニ定メタル仲買人ノ商號記號及番號
  - 四 仲買人ノ違約息過金營業停止又ハ除名處分
  - 五 營業停止ノ解除

- 六 市場代理人ノ承認解任辭任死亡
  - 七 仲買人ノ入場制限
  - 八 市場代理人ノ本會社ヨリ命シタル解任又ハ市場出入停止
  - 九 賣買證據金ノ額及納入事項ニ關スル事項
  - 十 身元保證金又ハ證據金ニ關スル事項
  - 十一 仲買人組合ノ定メタル委託手数料ニ承認ヲ與ヘタルトキハ其ノ事項
  - 十二 賣買手数料ノ變更
  - 十三 立會時間ノ變更
  - 十四 證券ノ賣買開始又ハ中止
  - 十五 各號ノ外本會社ニ於テ必要ト認メタル事項
  - 前項第二號第五號及第八號ニ付テハ其ノ事由ヲ記載シテ二週間以上之ヲ市場ニ揭示ス
  - 第六十八條 仲買人ハ前條ノ揭示アリタル事項ニ付テハ本會社ニ對シ之ヲ知ラサルコトヲ主張スルヲ得ス
  - 第六十九條 本則ニ明文ナキ事項ニ付臨機ノ處置ヲ必要トスルトキハ本則ノ趣旨ニ準シ社長之ヲ決定ス
- 京城株式現物取引市場の組織並に取引の方法等に関しては略ぼ記述したから、茲には最近に於ける其營業成績を窺ふ爲め、貸借對照表、及び損益計算書を示して見やう。

株式  
會社 京城株式現物取引市場最近二營業期貸借對照表

第十章 現物市場



朝鮮の市場經濟

資産之部

勘定科目	昭和二年	昭和三年
未拂込資本金	三、六八八、〇〇〇	三、六八八、〇〇〇
別段預金	三、六八八、〇〇〇	三、六八八、〇〇〇
通知預金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
當座預金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
振替預金	一九六、〇〇〇	一九六、〇〇〇
仲買人身元保證金	一七、二七二、〇〇〇	一七、二七二、〇〇〇
仲買人身元保證金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
代用元保證金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
社員元保證金	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
代用元保證金	六、六八八、〇〇〇	六、六八八、〇〇〇
買取預金及預託金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
假託株券	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
預付株券	一、六八八、〇〇〇	一、六八八、〇〇〇
貸付金	一、六八八、〇〇〇	一、六八八、〇〇〇
立替金	一、六八八、〇〇〇	一、六八八、〇〇〇
地所	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
建物	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
什器	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

負債之部

勘定科目	昭和二年	昭和三年
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
未拂配當金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
仲買人身元保證金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
社員元保證金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
買取預金	六、六八八、〇〇〇	六、六八八、〇〇〇
買取預金	六、六八八、〇〇〇	六、六八八、〇〇〇
仲買人身元保證金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
仲買人身元保證金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
共同積立金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
假託株券	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
預付株券	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
前借越金	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
当期利益金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
社員退職給與基金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

四五〇

現金	損益計算書	當座預金
合 計	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇
昭和二年	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇
昭和三年	四、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇

利益

勘定科目	昭和二年	昭和三年
賣取手数料	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
株券名義	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
預金利息	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
假渡金利息	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
貸付金利息	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
立替金利息	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇

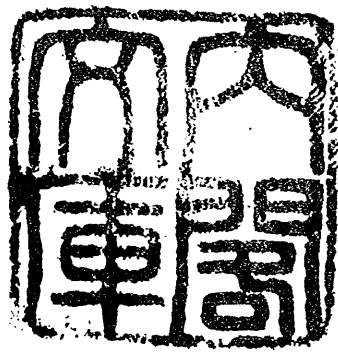
損失

勘定科目	昭和二年	昭和三年
諸税	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
報酬及俸給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
諸費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
旅費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
通信費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
買取補助金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
借入金利息	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
雑手数料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
雜費	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
当期利益金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
預り金利息	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合 計	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

第十章 現物市場

合 計	現物市場
四、三三三、〇〇〇	二、六八八、〇〇〇
四、三三三、〇〇〇	二、六八八、〇〇〇
四、三三三、〇〇〇	二、六八八、〇〇〇

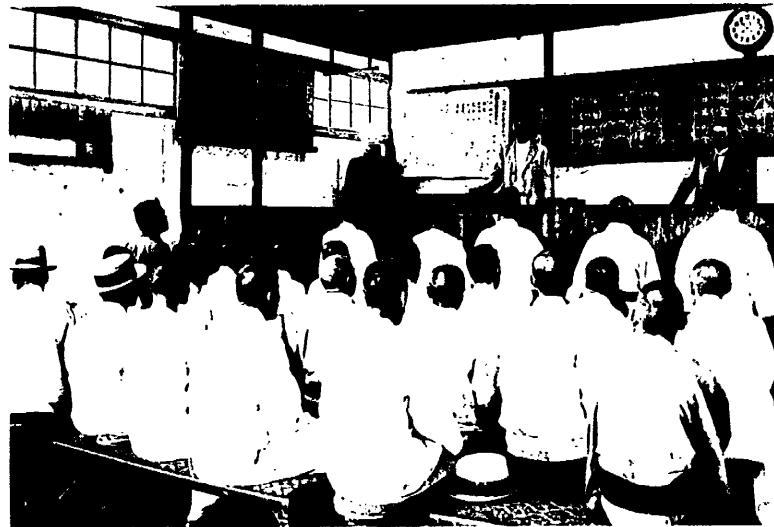
會 立 所 引 取 城 來







群 山 穀 物 市 場



鎮 南 浦 穀 物 商 組 合 市 場

## 結 論

朝鮮の市場經濟に關しては既に各章に於て大體のことは敘述し、尙ほ内地及び支那の市に關する研究をも後に載せてあるから、この上多くの議論を爲す必要はないと信するが、私は本書の結論として、朝鮮の市場經濟に就き、極めて簡単にその過去・現在・將來に對する卑見を述べて見やう。惟ふに各國共に經濟狀態の發達し、國民生活の進歩するに従つて、從來の不完全なる日限市場が漸次衰微し、これに代つて毎日市場たる常設店舗取引が次第に殷盛になつて行くのが常態である。然るに朝鮮に於ては、今日も尙ほ依然として日限市場の取引が活況を呈して居るのは、抑も如何なる理由に基くであらうか。私にはこれに對して、次ぎの諸原因を擧げるものである。

- 一、朝鮮は古來その産業が農耕を主とし、現に總人口の約八割が農民である關係上、人口の都市集中が頗る微弱であり、市街地の發達遅々たるが爲め、村落市場に依頼することが大なること。
- 二、朝鮮の社會に於ける經濟力の進歩緩漫にして、民衆生活の向上捗々しからざる結果、在來市場に依る自給自足經濟の依然として永續せること。
- 二、市場所在地が市街地に發達せず、毎日市場たる常設店舗營業の繁昌するに至らざりしは、李朝時

代に於て商業上の課税が苛斂誅求を極め、且つ市街地に於ては御用商人に、地方に於ては市場商人に官憲が特権を與へ、一般商賈の店舗取引を妨害したるに因ること。

四、昔も今も大多數の朝鮮人の經濟生活には餘裕なく、殊に金錢の貯蓄乏しきを以て、物々交換と殆んど相擇ばざる方法により、自己の生産品を携へ行きて有無相通じ、従つて日限市場の取引が衰微せざること。

五、朝鮮人の大部分は毎日市場を必要とする迄に購買力發達し居らず、都會地の公設市場の如きも彼等の利用すること甚だ少く、その購買する商品も極めて粗悪低級の下等品にて満足し、これが爲めに在限の日限市場は、最もその生活狀態に適應せること。

六、新羅・高麗時代は勿論、李朝時代に於て貨幣の發達せざりしことは、自然永く物々交換時代を脱出するを得ざらしめ、市場經濟の習慣を馴致し、これを改善する力弱きこと。

七、朝鮮の地方民には今日も過剩勞力を利用する丈の生産與らざると、且つ彼等は勤勞の念薄く、一日掛りにて月數回市場に通ふを、不利と感ずる者少く、自然各地方の市場が人出の多きこと。

八、併合後に於ても小市街及び村落に、市場に代りて日用品を販賣する朝鮮人商店の増加せざるは、その資力乏しきが爲めに於て、依然在來市場の機能は大なること。

九、朝鮮の地方經濟が生産力乏しく大量取引の行はれざる上に、從來交通の不便なりしと、各地に有力なる商人の無かりし爲め、貨物集散の便宜上、市場商人により、在來の日限市場が利用せられたること。

十、市場は常に賣買を目的にする經濟機關たるに止まらず、社交、娛樂、遊興、通信等、單調なる朝鮮の社會生活に有用なる働きを爲し來りたること。

云ふ迄もなく、市場取引を通じて見たる朝鮮の經濟力と生活程度は洵に貧弱極まるもので、獨り賣買の方法が千年前、五百年前と相距ること遠からざるのみならず、その購買力も百年前、五十年前に比して果して何程の増進を成して居るであらうか。勿論一部都會生活者と少數の有産階級の生活程度は、時勢の進歩に伴ひ著しく向上して居るが、二千萬民衆の大部分は實に餘裕なき憐むべき生活を營んでゐるのである。されば今日他の文明國に於ては見ることを得ざる、市場經濟時代を現出せることも、決して偶然ではないのである。此に於てか、朝鮮の産業狀態が現狀を以て推移し、人口の分布に大なる變化なく、各人の經濟力が著しく増進せず、民衆の生活が容易に向上せざるに於ては、將來と雖も、恐らくは市場經濟に甚だしき變化消長はあるまいと信ずる。殆んど見るべき設備もなく、不完全なる取引方法により、貨物の需給を爲す、在來市場の永續は、朝鮮に於ける經濟狀態の沈滞を雄辯に物語るものである。

から、漸次これを改善して完全なる常設店舗の毎日市場に進化せしむる爲めには、農民に對して各種の副業を奨励し、また農産品以外の生産を勃興せしめ、更に近代的大規模なる新式市場の發達を見るに至らしめ、以て大量貨物の集散を容易ならしめ、これに伴つて必要なる金融、倉庫、運輸上の便を計り、商業取引を發達せしめ、一方國民の貯蓄を増大して購買力を涵養し、且つその生活の程度を向上せしめる等、あらゆる方面に勸導善導することが肝要である。現在の各種市場に就いては、素より多少の改善すべき點もあるが、これ等のことに關しては、絶えず當局に於てそれ／＼實行しつゝあれば、漸を逐ふてその目的を達するであらう。要するに根本の問題は、朝鮮に於ける生産力を益々増進せしめ、國民經濟の充實を計り、各人をして文化の恩恵に浴したる、眞に人間らしき意義ある生活を營み得るに至らしむることを目標として、政治も、經濟も、教育も、一切の施設計畫を進めて行くことが大切で、これが爲めには官民一致の努力が必要であると信ずる。

主要参考文献

支那の官制、周禮集傳、周禮註疏、周禮註疏合解、漢書、史記、文獻通考、鹽鐵論、高麗國經、唐令會要、新唐書、遼史、明史、大明律、大清會典、支那古代經濟思想及制度、支那經濟全書、支那省別全誌、關東州事情、康熙字典、日本國史大系、古書類苑、群書類從、姓氏錄考證、廣文庫、日本地名大辭書、大日本百科辭典、經濟大辭書、日本經濟史、法制史の研究、植法制史の研究、日本經濟史講義、日本商業史、經濟史論考、時代と農政、國民經濟原論。

朝鮮の三國史記、高麗史、通文館志、嶺南交際志、海東輿史、奉官志、秋官志、負商節目、議政府完文節目、湖南各郡市場稅調查成冊、咸興各郡市場稅成冊、各郡市場完文、咸鏡南道各邑浦港場市牧稅成冊、經國大典、六典條例、大典會通、市營成節目、慶尙道地理志、世宗實錄地理志、政事新書、政事撮要、林園十六志、燃黎室記述、萬機要覽、擇里志、牧民心書、大韓疆域考、東國輿地勝覽、東國歲時記、朔陽歲時記、輿載撮要、增補文獻備考、李朝實錄、各地方邑誌、韓半島、朝鮮王國、韓國の保護及併合、朝鮮風俗集、朝鮮法制史稿、朝鮮の研究、朝鮮産業誌、朝鮮部落調査報告書、朝鮮地誌資料、朝鮮語字典、朝鮮圖書解題、東史年表、市場統計、道勢一斑、府勢一斑、面勢一斑、朝鮮總督府統計年報、地方財政要覽、大邱府調査書、開城郡調査書、中樞院市場調査書。

摘要

朝鮮の市場、朝鮮人の商業、市街地の商團、朝鮮の物産、朝鮮の人口現象、朝鮮の契、朝鮮の犯罪と環境、朝鮮の經濟事情、朝鮮の災害、火田の現状、朝鮮の小作慣習、朝鮮の憲法（以上朝鮮總督府調査資料）、最近支那經濟（丁未出版社刊行）、最近の支那貿易（東洋協會刊行）、戦後の支那（丁未出版社刊行）、農村の經濟（丁未出版社刊行）、朝鮮の人口研究（朝鮮印刷株式會社刊行）、市場稅に關する考察（朝鮮）、市の始まり（大阪朝日新聞）、惠比須（京城雜筆）、朝鮮の市場生活（東洋）、朝鮮主要市街地の商業勢力（朝鮮）



外  
篇

内地の市  
支那の市



古の市が、韓人に依りて開かれ、若くは賑ひたる形跡あるに徴しても、人民の部落を現はす村の語が韓語のモラより出たやうに、韓語の市又は場、若くはこれを意味する古語が、イチと轉訛して呼ばれるに至つたと解することは、強も無理な推定とは云へない。然しながら原始時代の大和民族が、一定の場所に於て物々交換を行つた跡の歴然たる證據は、考古學上、從來發見されたる各地の石器時代の出土品などによりて、既に明かにせられて居る所である。さればイチなる語が、集道の意か、又は五十路の約りたるものであるか、或は韓語の轉訛であるかは、未だ尙ほ研究の餘地があるけれども、市の觀念が原始時代から、大和民族の間に普及して居たことは明かである。

市は衆人の集まる所を意味し、また衆人の集まりて賣買交換を爲す場所を示すものであるが、一定の場所に於て賣買交換が行はるゝ以上は、其所に自ら賣買を營業とする商賈又は店舗を生じ、それが次第に發達して部落を爲し、市街を形成するに至るは當然にして、市は聚落乃至都會の意をも有して居るのである。「日本紀」神代卷に、『大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、以朝參京師』とあり、また「古語拾遺」に、『素盞鳴命奉、爲日神行甚無狀、天照大神赫怒、入天石窟、閉戸而幽居、時八十萬神相會天高市、議之』とある天高市は、上古倭磐余の地にして神代史上著名なる所である。當時市の行はれた史實は無いから、天高市が市の所在地なるや否やは斷定することは出來ぬけれども

神代に於ける政治の中心とも目すべき、最も有力なる聚落であつたことは疑ひあるまい。各地の市街地中、市に關係ある地名は相当多いが、假令地名に市の名を冠しないものにも、原始時代のさゝやかなる市の所在地から、漸次發達して聚落を爲し、遂ひに市街地となつた所は、決して尠くないのである。

#### 市の起源

日本に於ける市の起源に就いては、未だ明確なる説明を下したるものなく、法學博士福田徳三は、その著「日本經濟史論」に於て、上古に於ける市の起原は歌垣の古事になりとし、「市は未開の時代に於て地方の農民が祭禮の時に集合し歌垣を行つた場所である。歌垣は當時青年がその配偶者を選定する爲めに集合したもので、これ等の人達がこの場所に於て、鎖封孤立的經濟の消費に供し、尙ほ餘れる財は互ひに交換し、それが市の起源となつたのである」と云ふ意味を述べて居る。また竹越與三郎は、その著「日本經濟史」に於て『抑も太古に遡りて市は如何にして發生せしかと云ふに其の起原につきては多くの要求あり。第一は、和泉の住吉の神社を中心とする實の市こそ市場の起原なりと言ふものあり。住吉は應神天皇時代に其靈を示したる海神住吉を祭りてより、和泉一體は住吉神社の所領となりしが、神功皇后が三韓征伐に赫々の功を奏して歸るや、第一に住吉の神に感謝し、三韓より

朝貢せる百貨を住吉の神社に排列したりしが、爾後、此感謝の儀禮に似せて起りしもの即ち賣の市にして日本全國の市の起源なりとせられ、此日、社頭にて升を賣買するを以て、升の市とも云ふ。住吉の賣の市が果して日本全國の市の最初なりや知るべからざるも、其海港に於ける市の最初なるや疑ふべきにあらず。而して此事實は市の起源が祭祀にあるを示すものなり。第二の市の起源は、歌垣にありと要求せらる。歌垣は已に四五百年頃に於て盛んにして、附近の男女皆な此に會して、其夫たり妻たるものを求むるの風あり、春風己に離々たる原上の草を吹き起すや、百千の男女相率ゐて辻に會し或は丘上に上り、相歌ふて其意中を告げ、其意氣相投じたるもの此に夫妻となるものにして、顯宗仁賢兩朝頃は、王族すらも、其夫と妻とを此會合に求めたること國史に見ゆ。後世鎮守祭に村落の男女相會するの風は、此に由來す。而して歌垣は同時に交易の市場たりき。是れ市の發生するがためには賣買交換のみを目的とする群集あるに先ちて、他の目的を以て群集するものあるを要し、茲に自から交易の市を生ずるがためにして、顯宗時代の歌垣が海石榴の市に於て行れたるが如き之なり。また播磨の飾摩の市の如きも歴史上に名あり。清少納言の枕の草紙にも其の繁華の狀を記したりしが、顯宗天皇が猶ほ民間に隠れて人に仕ふるや、餌香の市に酒を飲みて舞ふたりと云はる。餌香は後の英賀にして、即ち飾磨の市の前身なりしを見れば、市は取引の場所のみにあらずして歡樂の境をも兼ねしを

見るべし。而して賣買交換以外の目的を以て群集を集むるものは、神社佛閣の祭禮と來往交通の要衝との二あり。已に交通の要衝に當るや此に旅宿を生じ、已に旅宿あるや、此に旅人の集合を見此に一個の宿場なるものを生じ、旅宿を中心として一個の街衢を生じ、農業以外の人民を集合せしめ、かくて此を中心として衆多の村落が一の經濟組織を作るに至る。故に宿場と市とは常に相關聯す。』と述べ福田博士と同様市の起源の歌垣の古事にあることを主張して居る。果して然りとすれば、市の起源は頗る興味あるものであり、『日本書紀』武烈紀にも歌垣の古事のあつたことが現はれて居るが、私は日本の市も矢張り歐洲や支那・朝鮮の市と同じく原始時代の人類が曆日の觀念もなく、貨幣も使用しない遠い昔に於て、既に生活の必要上、その生産、狩獵、獲得に係る餘剰の品を、山間の平地や河邊とか路傍などの比較的交通便利なる地に持ち寄りて、互ひに交換し合つたのが、即ち市の起源であるとするものである。故元山府尹木村靜雄の話では、『内田魯庵に聞いた所に據ると、關東の或る地方には、ダンマリ市と稱し、山間の一地點に於て物々交換が行はれ、殊にその面白いことは、附近の百姓が駄つて野菜なり、雜穀なりを置いて用足しに行き、歸途立ち寄つて見ると、それが鹽とか乾魚とかに代へられて居るといふ交換の方法で、それが近頃まで續いて居た』さうである。このダンマリ市なるものが、果していづれの地に存したか、また他にも斯かる市があつたか否かは明かでないが、これ



などは確に原始時代に於ける市の面影を遺して居るものと云へやう。

各地の市の中にて、いづれが最も古きものなるやは明かでないが、「和漢三才圖會」には、『推古天皇朝、肇立六齋市、和州三輪市是始也』とある。然しながらこれより先に各地に市の立つて居たことは、史書に照して疑ひない所である。即ち「日本書紀」の載せる所に據れば、應神天皇の朝都を大和の輕の地に移し始めて市を立てたと傳へられ、『天武天皇白鳳十年、天皇將菟廣瀨野、群卿皆居干輕市』とあるに徴しても輕の市(大和)は早くより發達して居たことが知られる。『狹穂彦玄孫、齒田根命、竊奸采女山邊小島子、天皇聞、以齒田根命、收付於物部目大連、而使責讓、馬八匹大刀八口、穢除罪過資財露置於御香市邊、橋本之上』とある雄略天皇の朝の御香市(阿内)、及び武烈天皇の朝の海柘榴市(大和)、敏達天皇の朝の阿斗桑市(大和)なども、史書に現はれたる市の古い方であるが、これ等著名の市以外に地方に多數の大小の市が立つて居たことは云ふ迄もない。また「分類本朝年代紀」には『市之始文武天皇三年、異國人來立諸國』とあるが、此に異國人と云ふのは、當時盛んに近畿地方へ入り込んで居た歸化または移住の韓人を指すもので、「日本書紀」には顯宗天皇の朝、御香市に於て高麗人の釀した酒を賣り出したところが、世人競ひてこれを購ひ非常に繁昌したことを記してある。これに依つて見ると、韓人はその本土たる朝鮮半島に在りて、既に早くより市の取引に慣れて居た關係

上、日本へ歸化または移住の後に於ては、彼等に依りて到る處に市が立てられ、或は多數の出場者を見たことが想像される。市の開かるゝを立つとも云ひ、また市立とも稱せらるゝが、「柔穂錄」には、『楚辭箋註に、今市聚人謂之立と、今の市を立つといふに同じ』とある。

#### 大寶令の市制

市の起源に就いては既に述べたが、中古に至るや、交通の發達、産業の進歩に伴ひ、全國の要地には自ら大小の市が設けらるゝやうになり、朝廷に於ては、市を監督する市司を置きて、これを國司の支配の下に屬せしめ、市に要する經費は市に出入する商人に調賦して居たのである。孝德天皇の大化の改新に際しては、市場商人に對する調賦を罷め、その代りに市司には田地を給してその俸祿としたのである。文武天皇の大寶三年、唐の制度に倣ひて藤原の都に東西二市を設けらるゝや、この東西二市には、各これを監督する市司を置き、財貨、交易、器物の眞偽、度量の輕重、賣買代價、警察のこととを司り、左右京職に屬せしめ、市司の長を市正といひ、その下に佑一人、令史一人、價長五人、物部二十人、使部十人、直丁一人を置き、地方の市は國司の支配に屬せしめたのである。而して大寶令の關市令中、その市に關する規定として、「令義解」に載する所を示せば左の通りである。

○凡市、恒以午時集、謂日中爲市、致天下之民、是也。日入前擊鼓三度散。每度各九下。



入れしむる等のことを規定してある。

以上の規定は唐の六典を母法として定められたものであるが、これ等の諸制度は當時三韓を経て日本に傳はり、既に新羅に於ては、同じく唐の制度を模倣し、炤智王十二年（西暦四百九十年）初めて京師に市を開きて四方の貨を通じ、智證王十年（西暦五百八年）東市典を置き、更に孝昭王四年（西暦六百九年）西南二市典を置き、東西南の三市典の制度が備はつて居たのであるから、歸化の史人等が參與してその後、於て制定せられた大寶令の關市令に、新羅に於ける市典の制度を參酌したことは想像されるのである。

### 平安朝の市

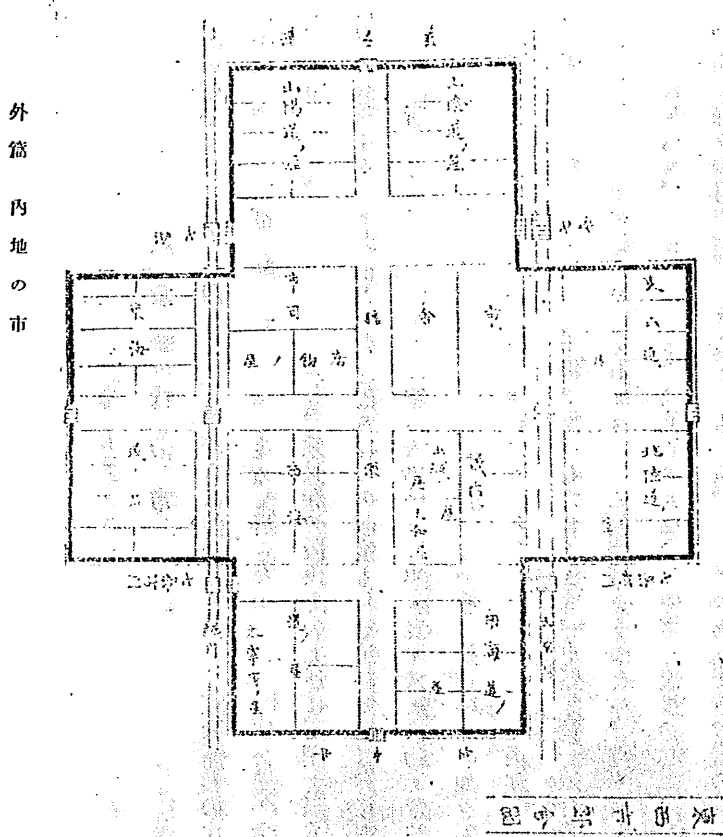
大寶令の關市令の規定は右の通りであるが、平安朝に於ける市の制度は益々整頓を見るに至り、地方に於ける市場取引も亦自ら股賑を極むるに至り、従つて地方市街の發達に市の興つて力大なりしことは云ふ迄もない。（註）天平十三年に至り、平城の東西二市は一時恭仁の京へ遷されたが、後ち平安京に遷都さるゝに及びて、延暦十三年東西の兩市もこゝに遷され、新に廓舎を建て、舊都の市人も移したのである。平安朝の市は京師に東西二市を置き、左京に在るを東市と云ひ、右京に在るを西市と呼び幾多の變遷を経て延喜式制定の時に至り、その制度は益々整頓したやうである。即ち延喜式に據ると

京師の東西市は別に一廓をなし、東西各市門を設け（七條猪隈にあり）、左右京職に屬する執輪各二人ありて、その開閉を掌り、市籍を有するものは市町に住して鹽を建て賣買を許され、鹽は前期と同じく勝を立て號を題するを以て、買はんと欲するものは、此處に來うて自由に商品を購入し得るのである。市人の籍は毎年これを造り、市司より京職に進達する。東市には五十一鹽あり、即ち純・羅・絲・幪頭・巾子・縫衣・帶・紵・布・苧・木綿・櫛・針・沓・菲・筆・墨・圓・珠・玉・藥・太刀・弓・箭・兵具・香・靴・襪・鞞・鞞・鞞・障・泥・鞞・鉄並に金器・漆・油・染革・米・木器・鹽・醬・索餅・心太・海藻・菓子・蒜・干魚・馬・生馬・海棠・麥等の鹽にして、西市は三十三鹽あり、即ち絹・錦綾・絲・紗・椽帛・幪頭・縫衣・裙・帶・帶・紵・調布・麻・續麻・櫛・針・菲・雜染・裘笠・染革・土器・油・米・鹽・味噌・索餅・糠・海藻・菓子・干魚・生魚・牛等の鹽である。而して絹雜染物及び土器等は鹽を建てずして賣買を許し、これ等の者は市裏にありて賣買する。市は半月毎に東西交代に開き、十五日までは東市に集り、以後は西市に集らしめ、市司は前期の如く、市を監督し、毎月沽價帖三通を作成して京職に進達し、度量衡の検査、其他市中の取締に任じ、特に沽價の法を勵行し、物價は沽價以外に増減することを得ず、また六衛府の舍人等は劔を帯びて市に入ること禁せられ、前期の如く皇親及び五位以上のものは市にて物を賣ることを禁せられ、商品中、錦紗・

綾紵の如き濶長一定の標に充たざるもの(濶一尺九寸以下、長六丈以下)、不正品、及び劔鞍等の製造者の氏名を撃らざるものを賣るを得ず、毎日市の始るや、彈正臺の官人出張し、市司を召して市廳を静定せしめ、市内を巡行して違法を糾弾するなど市の監督を嚴重にしたが、保元平治の亂起りて戰亂打續きたる結果、市の制度も、紊亂したるを以て、治承三年に至り、遂に檢非違使をして、五日目毎に交代して、東西市に出張せしめ、非違を糾すに至つたのである。

今試みに平安朝の東西兩市の市場區域を按ずるに、東市は、京都七條坊門の南、七條の北、堀川の西、大宮の東にして、今の西木願寺境内西南に陟る地に當り、西市は、左女牛の南、鹽小路の北、櫛笥の西、油小路の東にして、今の葛野郡七條村の地に當るのである。而してこの時代に於ては市人の市籍に入れるもの、外、市町に居住せるものより地子を徴し、市内の道路・橋梁・河川の修築費に充つる規定が設けられて居た。

平安朝の市場は、鎌倉幕府の盛んなるに及び政治の中心が其所に移りたる爲め稍々衰微したる傾きもあるも、十五日交代に東西の市を開くことは花園天皇の應長元年頃まで繼續し、伏見天皇の正應頃には、市廳を各道に分ち、各國をして各別に店屋を持ちてその國産を陳列せしめ、その店屋を名けて、唐物の屋、畿内の屋、東山道の屋、山城の屋といふやうに名乗らしめたのである。後世商家がその出



外篇 内地の市

圖中 市 市 市

身の郷國を以て屋號とするに至つたのは即ち此に由来するのである。而してその市廳の構造は、市の中央に市の舎あり、(各の屋の商品の價格を定むる所)にそれに隣りて市司(市場を整理する役人の廳)あり、蓋し當時の賣買は、皆この市場に於て爲されたるものにして、市場以外は皆官吏の住宅、官廳及び市民の住宅に充てられ、今日の大都市に見るが如き、商家の隨所に散

在することはなかつたのである。

(東西市野合圖、竹越與三郎著「日本經濟史」に據る)

### 鎌倉時代の市

源頼朝の鎌倉に幕府を開きてより、鎌倉は俄かに繁昌して東國商業の中心となるに至つた。鎌倉の市場は最初より京都の如く一定の所を定めて居らなかつたが、建長三年十二月三日に至り、大町、小町、米町、龜谷辻、和賀江、大倉辻、乘飛和、阪山上の七所に區劃を限りて賣買の所と定め、他所に市場の散在することを嚴禁した。然るにこの制度も年を追ひて紊れ、後文永二年に至りて、更に大町外九箇所に之を限定した。これ等の市場には、絹・炭・米・楡物・干菜積・相物・馬等の七座を生じ、商人は見世棚に商品を陳列して賣買した。この座は前期の肆の如きものであつたが、後には一種の特權を有する商人の組合の如き性質のものとなつたのである。鎌倉の衰へたる後、これに代りて一時東國に榮えたる小田原にも市場の繁昌したることは、「史籍集覽」鎌倉管領九代記、「相州小田原の政道、私なく、徳をおさめ民をあはれみ、仁義禮讓よくつとめ、克く慎しみ、淳朴なる事頗る古風の儀にしたがへり、これに依つて近國他郷の人民、其の恵に懐き、其の澤をしたひ、棲を望み家をうつし、津々浦々の町人、職人、商賣のともがら、むらがりあつまり、唐の日本の國々の土産、山海の珍物

風流の極物、琴書畫のたぐひまでも、色をつくして事缺くはなし、東は一色より西は板橋の邊にいたり、其の間一里あまりに、七座の棚をかざり、日毎の市をたて、交易賣買の利潤を望むもの、老若男女の往來は四條五條の橋にも過ぎぬべし、小泉兵大夫町奉行を承はり、理非を分明にして、姦直を糺舉せしかば、制法を守り、正道を破らず、此の故に、人の歎きもなく、盜のうれへもなし』とあるによりても窺ふことが出来やう。

### 戰國時代の市

室町幕府の中世以降江戸幕府の初期に至る迄の戰國時代に於ては、國法上一般商工業に向つては、種々の便宜を與へて極めてその自由に任せたのであるが、當時の市は一定の場所に於て一定の期間に開かれ、また神社寺院の祭禮供養等の日には、臨時に開市するを例とした。然るに鎖國主義の領主も、商沽に向つては努めて門戸を開放し、その貨物に對しては、特に往還の關津稅、即ち駄別諸役を蠲くこと、せしあり、且つ市場の股賑を期せんが爲めにも、異常の便宜を與へたが、就中樂市、樂座なるものは自由市場ともいふべきものにして、鬻舖の敷地に對する租稅、戸數割、商品稅等は一切これを免除し、市場に右勝なる喧嘩、口論、押賣、狼藉、其他撰錢に關する爭論を禁じたのである。此に少しく注意すべきは、親の仇、妻の仇ありとも、市場に於ては復讐を禁じ、市場に於ける一切の紛議は

所謂「町人捌」として、武人に干渉せしめざることとし、奉公人即ち武家奉公をなすものと町人との喧嘩は、特に審理すべしといひ、甚だしきは理非を問はずして、町人の勝となすものさへあり、または「死候はゞ死ぞん、きられ候はゞきられぞん」といへるもあり新城市、法度、市場に來れる商沽の債権者が、彼の國質・所質と稱して、商品、荷馬、その他の所持品を差押ふるを禁せしこと等である。百姓に向かつてはその本國を離ることを禁じ乍ら、商沽は自由に他國に出で、商業を營むことを許し、また沿海の地を領せるものは、種々の利益を興へて、内外の商舶をその港灣に誘致し、耶蘇宣教師に迄も力を添へて、唯その及ばざらんことを恐れるといふ有様であつた。されば戰時亂麻の状態にあり乍ら、通商貿易の股賑なりしこと、この時代の如きは前古に比類されば見ざりしところである。而して織田信長は永祿十一年九月に、美濃の加納の市場に出した市制を始めとして、京都や安土山下町等にそれぞれ市制を布いて、商人に各種の保護を興へたるを始めとし、殊に重なる市場は、樂市、樂地として總べて公事を免除し、商業上あらゆる便宜を興へたのである。たとへば彼の徳政の如きは、質入賣買を無効とするもので、商取引上尠からず不安の念を興へるものであるから、その市場に限つてこれを除外するが如き法制實施上除外例を設けたのである。秀吉も亦これと同一の方針を取りつゝあつたが、信長の時よりはその管内は手廣くもあり、治世も長かつた爲めに、多くの事蹟を遺して居る。

天正十五年九州征伐の際博多町を再興させ、長崎を葡萄牙人の手から取り上げて貿易港とした如きは顯著なる事實であつた。當時兩港に興へた法制には共に租税を免除して居るが、博多につき注意すべき特殊の規定は、他の市場と異つて問屋、諸座の如き一切の獨占的營業の存在を聽さずして、絶對に營業の自由を興へたこと、諸給人即ち武士も住宅を持たせなかつたこと、失火放火は犯人だけの處分に止めて、此時代の刑法に共通であつた、一町内の連帶責任にしまつたのである。

#### 江戸時代の市

鎌倉時代以後各地の經濟力が發達し、殊に封制度の確立を見るに至りて各市街地には人口集中の傾向を示し、従つて常設市場の繁榮を招くやうになつたが、一方地方に於ては定期市の取引が尙ほ盛んであつた。徳川時代に入つては諸般の文物制度益々整頓し、殊に商業上特別の保護を興へらるゝやうになり、就中、問屋組合(註)を設け株式を定めて特殊の物のみを取扱ふ市が發達し、その中には常設のものもと定期のものもあり、江戸日本橋の魚市、江戸神田の青物市、江戸十軒店の雜市、大阪天満の青物市、大阪難波場の魚市、大阪堂島の米市、大阪天王寺の半僧ハシヤ、京都魚屋町の魚市、兩毛の絹市、甲斐池鯉鮒、伊勢崎、仙臺の馬市、永戸四日市の密柑市などはその例にして、幕府は一定の市場以外に於て恣に開市することを嚴禁したのである。江戸幕府に於てはその末葉に至る迄、各問屋組合を立て株

式を定めて營業を許して居たが、天保十三年幕府は令を發して江戸の諸問屋組合及び株式を解停した。但し魚市場のみはその組合を持続して居たが、嘉永四年市場の諸問屋を再興した。江戸の市場は魚市場最も盛んにして、その起源は天正年中攝津の漁民此に來住し、官許を得て漁撈を營み、これを幕府購所の用に充て、その剩餘を一般に鬻いだのに創まり、慶長年間魚類販賣の市場となつてより、漸次盛大となり、その區域も擴張した。寛永年間、市場は駿河沿岸の漁民と特約して、これに資金をも貸與し、また幕府の命を承け鰯を各海濱に設けて鮮鰯を養ひ、これを幕府に調進することを特權とし、維新以降もその繁榮を維持して今日に及んだのである。また延寶二年相模國三崎浦の五十集商、幕府の許可を得て新に魚市場を本材木町に開きこれを新場と稱へ、官はこれに金六千兩を貸與し、武藏・相模兩國中の三十六箇所の漁場をこれに附屬せしめ、魚類を幕府の購所に納めさせたが、維新以來遂ひに衰微した。この外、深川魚市場、芝金杉及び本芝魚市場等があつた。また神田青物市場も著名なる江戸の市場にして、幕府には青物役所の設けあり、その需要の蔬菜果物等は神田多町・連雀町永富町より調進し、維新以降にも東京に於ける青物市場の主要地としてその繁盛を維持した。その外、江戸の青物市場には兩國・濱町・京橋・本芝・青山・駒込・下谷・本所千歳町・同四ツ目・向竹町・四谷・品川等あり、多くは持續して今日に及んで居る。またこの時代京都には萬治・寛文年間に東魚

屋町(揚木町店)、中魚屋町(錦店と)、西魚屋町(六條魚の店と稱ふ)を魚市場と定め、この三箇所にて二十五戸の間屋を設け、官許を得て各地方より集まれる魚類はすべて間屋を経て、販賣せる規定であつたが、天保十三年に至り、令を發して、諸問屋商業・仲間組合業を廢せし爲め、市場を解停し、嘉永四年更にこれを再興する命あり、市場を開設して今日に及んで居るが、西魚屋町は明治九年以來頗る衰微した。京都に於ける青物市場は、流れ口の市、七條出屋敷不動堂、中堂寺の三箇所に限られ、安永年間官許を得て問屋仲間を結合したが、天保十三年に至りこれを解停し、嘉永六年再びこれを興し、各市場共に取締、年番、行事等を設けて營業し、以て今日に及んだのである。またこの時代大阪に於ては、元和五年に、京町堀・通五丁目、江戸堀下通五丁目をその魚市場と定め、明暦元年冥加金を上納し、明和九年に至り、南北六十間の地を區劃して營業をなし、以て今日に至つたのである。同地北區中之島通六丁目に川漁市場あり、同市場はもと二箇所に在りて、一は慶長元年京橋北詰相生町に設け、一は安永年間土佐堀通五丁目に創設せしものであるが、明治六年現地にこれを併置した。同地の青物市場は北區天神橋筋以東龍田町以西に在り、承應二年の設置にして、明和八年より冥加金を調進し、問屋仲間を株式を定め、天保十三年株式仲間を解廢し、嘉永六年これを再興し、明治に至りて同五年亦株式仲間を解廢し、翌年更にこれを結合したが、諸市場にては創業以來現時に至るまで躰賣を以て營業して

居る。また大阪にては元祿十五年、堂島に米市場を開き、尋いで米座御爲替會所起りて、今日の米穀延取引の起因を爲したのである。

## 明治以降の市

幕末に於ても日本各地に於ける市場取引は相當盛んであつたが、明治維新以降、各種産業の發達著しく、道路・鐵道・港灣・船舶等の交通も進歩し、各地に大小の市街普ねく分布し、商業上に常設店舖取引の殷賑を來すやうになり、國民經濟の向上と相俟つて、日用品の需給を定例市場によりて行ふことは漸く衰微した。然しながら魚類、野菜等の特殊市場は市街地に於て益々必要なものとなり、また重要商品の取所引制度が大に發達したのである。勿論今日に於ても地方によりては特殊の市場の存在するものがあるが、朝鮮に於て現在千三百餘の市場が繁昌し、物資の需給が大部分これに依りて行はるゝに對比せば、實に今昔の感に堪えないのである。昔の定例市場即ち日限市が衰へて、今日の如き常設店舖取引の盛んになつて來た經路に就いては柳田國男の「時代と農政」の町の經濟的使命と題する論文中に左の如く述べて居る。

日限市の制度は縁日となつて東京にも残つて居ります。二七の不動五十の稻荷など、云ふのは是であります。神佛の方からも市商人の方からも聯合を利とする理由があつたのです。併し最も早く

日限市の買物では間に合はなくなつて常市の成立を促したのは大市街であります。甲府市には三日町八日町がありますが、夙く名ばかりと成り、熊本市にも天明年間までは各町に市日が定まつてあつたが、文政年間に肥後國志の出來た頃には三箇所に年一度の市が立つばかりだつたと申します。町と云ふのも昔は日限市であつたことは、越後に四日町六日町七日町十日町等あり、伊豆に四日町美濃に二日町があるのもわかりますが、その町なるものを常市の名として日切の市と區別したのは大市街の力です。延喜式の時代から京都だけには市中に常住の商人が居り、東鑑を見ますと鎌倉には魚町穀町等がありました。此等の町でも勿論最初に日を限つて賣買をしたのでしやうが、常住の商人となると旅商人や近在の農人とは事かはり、市を常市にしたい希望は一層痛切であつたに相違ない。殊に大きな城下の町には大きな取引が行はれますから、日々の市が必要になり、そこで昔の京鎌倉の如く同種の小賣商人を同一區域に集合した常設の町が出來ました。今日大市街の町名に材木町とか鹽町とか檜物町とか呉服町とか申すのは即ちその痕跡であります。痕跡と云つても或は現存して居る所もありまして、例へば岡山市の一區域には菓子屋の軒を連ねて居る所があり、東京でも有名な柳原の古着町、其裏通には田舎行の駄菓子を造る家が集合し、日本橋の中通に古道具屋がある、四谷の笹笥町には現に笹笥を造る家が並んで居り、神田の神保町には新に本屋町が出來ま



した。餘計の競争があつてうるさからうと思ふやうであるが、通り掛りのひやかしの外にわざわざの御客を招くには此方が雙方の好都合であります。此で自然に昔の事情もわかるやうに思はれます。又魚市青物市の類は日々市ではありませんが、やはり昔の賣買方法で、たゞ永年の發達に由つて慣習が恐しく複雑になつたばかり、言はゞ昔の市目をコンデンスしたものです。

日本に於ける市の分布が、能く各地に行きわたつて居たことは、今日尙ほ市に關係ある地名の多いことによつても窺ふことが出来る。而して市に關係ある地名の中にも、地名を取つて市名にしたものと、市目を取つて地名にしたものがあり、飛鳥市・飾磨市・小脇市の如きは前者にして、四日市・八日市・廿日市などは後者であるが、尙ほ此外に、上市・下市・古市・今市など時代及び位置を示したものである。各地に於ける地名中市に關係ありと覺ゆるものを拾つて見ると、大和の東市(古市)・辰市(古市)・十市・太田市・上市郷・海柘榴市・阿斗桑市・高市・丹波市・市川・古市場・上市・下市・山城の市町・有市・市堂址・市阪・河内の御香市・古市郷・古市・三日市・和泉の市場・攝津の古市郷・難波市・近江の古市郷・市邊・市原・八日市・伊勢の古市・四日市尾張の年魚市(愛知の古市)・越前の下市加賀の野野市(古書に布市に作る)・越中の上市・三日市・市田・越後の六日市・三日市・佐渡の四日市・美濃の遠市郷・市橋・市俣郷・市之尾・市之枝・市脇・三河の大市郷・土呂市・信濃の市田・小市・市村・

市原・市川・甲斐の市部・七日市場・四日市・武藏の市場・八日市・五日市・古市場・市ヶ谷・四日市・原市・私市(古書)・安房の市原郷・市阪・上市場・下總の下市場・市川・上野の七日市・古市原市・赤堀市場・今毛田村市場・市野井・下野の今市・市野澤・常陸の下市・上市・市川・高市郷・丹波の古市・丹後の市場村・但馬の桑市郷・播磨の市之郷・大市郷・備中の大市郷・上市・因幡の古市郷・私市(古書)・出雲の今市・石見の市山・跡市・今市・六日市・備後の深津市・新市(江)市(江)市・新市(高)市(高)市・三次五日市・安藝の懇市・白市・四日市・五日市・廿日市・周防の西の津の市・長門の西市・伊豫の上市・土佐の十市・淡路の市村・豊後の濱市(郡)市(郡)市・今市・野津市・豊前の四日市筑後の市塚・肥後の市之原・市田郷・薩摩の市來・磐城の市萱・岩代の市庭・陸前の四日市場・今市・市川・濱市・市野野・陸中の五日市・茂市・羽前の市野野・市神・市條・羽後の一日市・七日市・陸奥の賣市・市野澤・中市・市川などを始め、各地に市に關係ある地名の存するを見るが、尙ほこの外、一戸・二戸・三戸・五戸・七戸・八戸・九戸などの戸は日の變化したものらしく、三日町・五日町・六日町・七日町・八日町・十日町などと同じく、大抵昔の市目を地名にしたものゝやうである。また近江の愛知郡の如きも、古名は依智に作り市の義を現はして居る。

市の祭神

市に神を祭ることに就いては支那に於ても行はれて居るが、日本に在りては「本朝通紀」に、『推古天皇九年春三月、太子始市、使商賈知賣買術、當此時、誓蛭子神、爲商賈鎮護神、後世以惠美須崇福徳神、自是始焉』とあり、聖徳太子によりて市が盛められ、この時から市に惠美須が祭られたことになつて居り、「理齊隨筆」にも同様な記事が載せてある。「類聚名物考」には『京都江戸などの府内にはなき事なるが、田舎には必ず交易の事をなすに、市日を立て、毎月六度、あるは三度などと定めてなす事つねの習ひなり、その所には、必ず市神といふを崇め敬ひてまつります事なり、その御神は所によつて各同じからず、まづは所の産神とて、いつきまつるなり、しかるに古へ神代に、市杵島姫おはしませば、その本縁も有るによりて、この神をはいた奉るべきなり、今も住吉の神をば市の神としてあがむるも、その故なりといへる事もあれども、それは僻事なり、市杵島姫は、天照大神の御姫神にておはします、住吉の神は表筒男、中筒男、底筒男命にして、伊弉諾の尊の御子なり、されども住吉記者に、この御神とせるも、中古以後にいひ出でし事にや、今もかの所に寶の市などいふこと侍るをや』とあり、「住吉記者」には『按ふに、今關東の驛町に、市姫とて道祖神など祭るは、この神を祭るべきなり、市杵島姫もまた同じ』とある。然しながら「倭訓栞」には、『いちひめのかみ、市を守りたまふ神也といへり、大山祇の女大市姫也といひ、一説に市杵島姫命を祭る也といふ、山槐記に宗像

大神を祭るといへば、後説を是とす』とあり、これに據ると、市姫を祀りて市場の守護神とするの習慣は、延暦十四年、藤原冬嗣が東市に宗像大神を勧請したるに創まるといふのである。また市姫神社に就いては、「本朝諸社一覽」に、『五條寺門町市屋道場金光寺の内にあり、祭神傳へて云ふ字賀姫なりと、未考い市姫とは市場にとあり、「雍州府志」には、『市姫明神社、在鹽竈明神東南御影堂南俗傳、素盞鳴尊之婦也、有子二人、其一大年神、其二倉稻御魂神也、有守護賣買事之盟、桓武天皇延暦十三年十月二十一日、移都於平安城時、勸請斯神於七條堀河、會日用午日、近世又移今處云、一説、市姫明神、今見其神體則鬼子母神乎』とありて、諸説必ずしも一定しないのである。而して市神を祭る神事は、市の廢りたる今日に於ても地方の神社などに残りたる所あり、殊に上古以來韓人の往來頻繁であつた敦賀地方には今も尙ほ物々交換の古式に則つた市神祭の神事が行はれて居るさうである。市神祭の舊記としては、近江國得珍保所傳の古文書中、享祿二年六月七日の小幡神（註4）傳（註4）の申狀に左の如き記録がある。

長野郷（愛智）川（北）一日市之事、當國親市にて候、昔大郭成清と申人、和州三輪の市をまなひ被立口申（とむ）傳候、毎年正月十一日立初候、御（服）ふく（相）あい物口外座人等（其）はしすわふ松かさりにて市神祝申候、就其座之次第有古實儀候。

外篇 内地の市

由來、日本人は敬神崇佛の念厚きを以て、市は社寺と密接なる關係を結び、社寺の縁日を市日としその境内に於て市立の行はれた例は頗る多く、従つて斯かる市は一層その取引が假賑を極めたのである。市は衆人の多く集まる所であるから、これを利用して布教に努めるものも出づるやうになつたが就中、空也の如きは各地の市場を廻り、彌陀を唱へて熱心に衆生を濟度したので、人呼んで市上人と稱したと傳へられて居る。

### 市の諸相

日本に於ける市の起源及び變遷に就いては大體叙述したから、茲には市を通じて見たる、各時代並に各地方の經濟狀態及び社會事情の一斑を窺ふに足るやうな數種の資料と、二三特殊の市に關する面白い記録を示して見やう。

海柘榴市 名所圖繪 長谷の山口にして觀音參詣の路なれば、古には殊に世に聞えし市なりしとぞ、今は全く荒村なり。

日本紀略 延長四年、長谷寺山崩、至于樺市、人烟悉流。

花鳥雜情 小右記、正暦元年長谷寺、午時至樺市、令交易御灯心器等、面詣御堂。

萬葉集 むらさきは灰さすものを海柘榴市の八十の街に相し兒や誰。

宮市 經濟大辭書 天明天皇の承和六年京師に宮市なる一種の市起れり、即ち建禮門前に三個の帷舎

を建て、當時遣唐使の齎らしたる唐貨を陳ね、内寮官人及び内侍等をして人民と交易せしめたり、これ唐の官市を模倣したるなるべし。その起源は遠く天平神護元年にあり、稱徳天皇紀伊の南濱に御幸せられたるとき、假りに市廛を設け、陪從者及び土地の百姓等と交易せしめられ、後神護景雲二年にも、山義宮に御幸ありし時、同様の事を龍華寺の邊にせられしこと「續日本紀」に見ゆ、その時は特に名稱なかりしも、今承和六年に至り、之を官市に稱することとなりしならん。(榮謙太郎)

下市 泉鏡花物語 和州よしの山は、花の名所にて、舊跡も他の國にすぐれ、代々によりみける秀歌數ふるに絶えたり、日をかさねて靈場舊社尋ねめぐる、爰に下市といふ所あり、月次の市日定まつて、近國より衣服・器財・食物・其の外種々の珍寶賣買をなすに、一つとして缺けずつとひ集る事京都難波にひとしく、繁昌いふ計りなし。

皇典廣演 本邦にて手形流通の事は、和州下市を以て始とすべし、下市には南北朝の末つ方より一種の流通手形起れり、此地毎月六次の市立ありて百貨を交易賣買するに、錢にては持運びに不便なりとて、有徳の商人銀目を紙にかきつけ、切手と名つけて發行せるに濫觴す、其公許を得たるは寛永十三年の事にて、當時下市の有徳者三十人を三組に分ち、定札一貫目出すものは三貫目の抵當品を

差入させ、若し札元の身上不如意となれば組合にて引受くることを命せらる、當時都合二百貫匁を限りて出札せしに、延寶中には三組八十六人の札當五百貫匁に達せりとぞ。

辰市 大日本地名辭書 辰市村は大安寺村の南に接す、東九條杵の大字の名あり、即左京九條二坊三坊四坊等の地なり、古京の辰の方位に當りて市を立て、交易せる町にやあらん、中世には専ら辰市莊と云へり、辰市明神あり、東大寺要録(興徳四年注交)京八條市と云ふも此歟。

(拾遺集) 無名のみ辰の市とはさはけともいさまた人を賣るよしもなし 人 丸  
賣問清水は東九條に古跡をつたふ。

(散木奇歌集) 辰の市賣問のしみすすしくてけふはかひある心地こそすれ

平城京東西市 拾遺和歌集 西の市にただひひとりきて目ならべず買りし絹の商しこりかも、東の市の殖木のこたるまであはず久しもうべこひにけり。白金の目貫の大刀をさげはきて奈良の都をねるは誰子ぞ。

續日本紀 聖武天皇天平十二年十二月、遷都于山背恭仁宮、十三年平城二市於恭仁。

八日市 温故錄 此市場は近江第一の繁昌の市なり。

貿易備考 八日市場は専ら魚介野菜等を販賣す、而して一日の販賣金額は平均二千圓に下らず、賣買

人は多く蒲生・神崎・愛知・犬上の四郡より來聚せり、春晩及び秋季隆盛にして夏季は甚だ寂寥たり。

福岡土呂市 貿易備考 福岡土呂市は薪及び炭を山邊よりし、魚類を海邊よりし、木綿其他を近郷より輸送し、各地の商估來集互市す。

三日市 三十三所圖會 三日市は京師浪花より高野詣の通路にあたり、旅店數多ありて賑はし、夏日には大峰入の寶螺の音に出女の晝寐をさまし、泊りすむる聲々の色を含みし厚花粧に、護摩醉の過ぎた新客は、行場の誓ひも打忘れて精進落すもありぬべし。

船場 橋邊邊業 船場は洗馬の義といふも疑はし、京都の青物市の問丸を俗にセンバと云ふ、交易の所を斯く云ふにやとあり、因りてこれを推すにセンバは競賣場の訛なるべし。

四日市 江亭記 商旅大小之風帆、漁獵古來之夜篝、到高橋下、繫纜圍欄、鱗集蚊合、日々成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之騎旌騎卒、泉之珠犀異香、至鹽魚漆梘膠藥餌之衆、無不彙聚區別者、云々。

江戸各所圖繪 四日市とは江戸橋、日本橋の内、南の大路也、昔は四日市場といひし村にて、古は今の繁華の如き事なければ、萬の買街も市をなして交易せざれば得難し、故に所々に其日市を立てる

區を名けて某日市と云ふ、羽州あたりには二日市と云ふより十日市と云ふ迄區の名につき交易せり此地も昔は毎月四の日に市を立てし所なりとぞ、故に今も其遺風ありて、草物又野菜の類、其外乾魚などの市ありて、繁昌の地なり。

夕市。 播磨名所圖會 順慶町の夕市は、四時たえせず、夕暮より萬燈てらし、種々の市を飾りて、東は堺筋、西は新町橋まで、兩側天地もなく連りける、これを見んとて、往きかへりて羣をなし、其の好みに隨ふて、店々にこぞる、衣服あり、道具あり、袋物あり、櫛笥あり、玳瑁・珊瑚・馬瑙の類、玲瓏として、其の隣には鹽・小桶・飯櫃・雷木・杓子・箱・篩・棧板・臥杵・衣砧の品々其の次には神棚・佛器・其向ふは舄履・足駄・五分駄目和下駄・棕套・紙舄履・釘靴の類、陶器店には、今利燒・印部燒・六兵衛茗瓶・寶山天目行平鍋・印花白甌・尾張燒・樹陶の諸品、又野菜店には際りなく、五月の頃の早秋茸、寒冬の孟宗筆までも双べ立て賣聲聳し、飛鳥川の流れ早く、年の市は尙更賑はしく、まづ蓬萊の飾物、何や梶賣穂俵・裏白・鎊菜・片店には新曆・毬打・羽子板手鞠・門松賣・梅匂ひ鶯きなく春にもなれば、年玉物のかすく、臘月朦朧として桃の花綻るび、柳櫻をこきませて、錦と見ゆる彌生の雑店・紙雛・衣裳雛・雛の御殿に左近櫻・右近橋・御隨身・衛士の篝火煌々たり、扱端午の前には、染織・紙織・八幡太郎・武内臣・頼光・朝比奈・橋辨慶・牛

若・金時・旗持まで威風凛々と鎧りける、夏祭の大事も過ぎ、靈祭の典物・盆の燈籠・切子燈店、重陽には菊の花・萬菊・千菊品多し、是れらを見んとて、新町橋を行き過ぎて、曉の鐘を聞くもあり、夫れ市は神農氏より肇めて立て給ひ、本朝のむかし、大内裏の御時、朱雀門の官市もこれよりは勝らじと思はれける。

魚市。 江戸繁昌記 日本橋當江戸中央一都太極、兩岸部分、四方道程、由是算出、八方人戸、由是連建、六十四州人民之聚、始入此都、始過此橋、左顧右盼、眼眩氣奪、何以眼眩、西則金城突兀、譙樓聳空、何以氣奪、東則酒庫數萬、碧瓦凝々、自壁連接、正是萬里長城、魚船相啣、集泊橋下、筍蓬鱗次、脚下又見一面劇街、橋上雜閑、公侯長鎗往如林、況諸凡履寫屢展、夜間丑寅之交、覺然或少絶云、遠豆相房兩總之船、魚船如織、川狹舟影、張欲相呼、舟腹相摩、其不搶壤者幾以一髮間、土俗嗜鮮食、常言三日不肉食骨皆離、毎日幾萬水族、葬之於荏戶人腹中、橋之前後、且々爲市之所曰新場、曰小田原坊、嘔啞沸曉、膾氣噓人、春天花板魚、响濡築丘、秋風鱈魚、濼刺傾江、夜漕鉛錘魚、與子規爭飛、晚市竹筴魚、與紫茄競時、潛送鱈魚、雪輪河豚、琴瑟魚腹寒、比目魚眼冷、火魚魴佛交錯鱗尾、火燧子原、黑鰻海鰻、枕藉橫甃、舟推于陸、望潮魚頭、多於施餓鬼場之僧、千人捏脚、多於無籍乞兒之躑、牛尾魚多於半坊牛角、馬鮫魚多於四谷馬矢、石首魚首、多於

西河原之石、鍋蓋魚背大、於地獄之釜蓋、沙噴之沙、可以涅山鯨各舖之壁、烏賊之墨、可以書闔街熨、薯招牌、鱒、黃背魚等物、如塵如土、如蜚蝗、斗筭固不足計、想龍王必言奈何取之盡、銖、用之如泥沙、石決明礪礪、良隸崩崩、拳螺相搏、江瑤柱相支、東海夫人陳阿房妃嬪、西施舌、傾吳國帶甲、鮫魚則虎頭、鋸魚、雙髻魚、蝦則龍蝦、青蝦、泥蝦、草蝦、五色、斑節、蝦、半々、魚王、鮭、大口魚等大小品類、鹽腊脯醃、遷域之物、長風破濤、萬里爰湊、本邦自古、棘蟹魚爲第一品、高筵壽席必用焉、人事贈賄必用焉、魚商潛之以備緩急、雖有烏頰方頭、不以代彼、此地犬皆以常食生肉、故骨立毛落、醜不可言、都人因謂羸庖華髮者、曰小田原坊犬、予亦嘗謂人徒體肥腹大、一字無知者、琵琶魚是而已、虛誕浮誇、一事無實者、大口魚是而已、筆拙唱家、含墨糊口者、烏賊是而已、佩劍稱士、外武食祿者、白刀魚是而已、髡頭緇服、僧而無法者、章魚是也、學不能行、儒而輕薄、醜不可言者、小田原坊犬是也、然自非大儒、亦不得常食鮮肉、人儒則骨皆離、可憐也哉。

馬市。燕石十種、淺草觀音境内、塔中地面の中に、藪の馬場といふあり、馬喰三人住居す、むかしより毎冬南部より、御用買上馬乗立所にして、馬員數不定、百疋百五十疋もひき來る、皆二才三才の駒也、御買物二三疋もありて、御用相濟み御暇被下事也、御暇出ると四五日の中に残り馬十二月中

旬頃に初見せと稱し、馬市有り、諸侯御旗本も見物いたし給ひ、馬を求められけり、馬直乞にかゝり直段決せざる内に、馬主をまけろ、とそばくの者迄もたくなり、下直なる馬三十五兩位より段々高下あり、五六十兩位、格別なる馬は百兩に立つ物など、いふあり、賑なる馬市なり、故に上好の馬を率來りし馬喰は、御買上は一番三十五兩、二番二十五兩とか、定御直段を以て御買に成る事故、迷惑に存じ、馬御吟味の節は、病馬と偽り、不差出のよし也、此の御用馬凡二百年程も、藪の馬場にて乗立し事なるべきに、文化二丑年頃より、南部屋敷内へ牽附け乗立つる事になれり、仙臺よりも同時に御用御買上馬、麻布十番馬場へ、馬喰牽附け乗立てしなり、馬數初見せに至りしまで、諸事南部馬の通りにて有しが、是れも同時頃より、仙臺屋敷の内へ牽附け乗立つる事になりし。

近世文藝叢書 出羽國白倉町に、日本一の馬市六月中比あり、羽與兩羽の駿足數を知らず、白倉を二行に引立て侍る、近國の馬買、氣に入らば直段を付け、いやくといへば馬主を取つてふせ、頭を一つ打てば百文、二つ打てば二百文、馬主をふみつれば、金子一分の付上、二度ふめば二分、始めて見る人喧嘩かと思ひ、里人に問へば、たゞけば百文ふめば一分の馬市なりと云ふ。

日本山澤名物圖繪 毎年三月上旬より、四月中旬迄、仙臺芭蕉の辻より、國分町上中下町と三段に分ち

て、一日がはりに馬市の行事をつとむ、市はじまりて五七日は、江府馬寮より官使來りて御物を撰む、其の次は國司の乗馬小荷駄を撰む、其の後は朝五つより暮七つ時を限りて、賣買市あり、馬主馬を引き來れば、買主之れを見て、仲買に頼みて、其あたひを定むるなり、仲買馬主を打擲して其あたひの高上を定め賣買することなり。

牛。市。日本少産名物圖繪。備前備中の國、多く牛を飼ひて子を産す、則ちこれを大坂天王寺におくる、

天王寺孫右衛門と云ふ者、牛市のつかさなり、此人の印形なければ、諸國に賣買すること叶はずとなり、年中備前備中より牛を引き來たること日々にあたえず、毎年霜月に牛市あり、近郷の百姓、思ひくんに牛を引き來たりて、互に交易賣買す、之を牛博勞ウシノカシと云ふ、すべて牛を商ふに、直段相定る時は、互に牛に米をかましむ、是れを賣買の證據とするとかや。

信州の馬市。長瀬翁一代記。明治十年頃、長野縣では、馬の市場が各所にあつて、場所々々によつて、市日がきまつてゐた。さうして、それに關係してゐる伯樂の數は、長野縣下のみでも、一萬人を超え、何れも賣手と買手との間に立つて口錢取をやつてゐた。賣手の方は、馬を賣つて金を懐にする買手の方は金を握つて買出しに來る。それで、その懐をねらつて、市場の近所には、賭博場が出來る。釣込まれてその仲間に入ると、黒人の賭博打ちが寄つてかゝつて絞取。果ては元も子も

取り上げられ、丸裸にして追ひ返されるといふ有様であつた、即ち市場といふよりもむしろ賭博場の觀があつた。

肉。市。松屋齋記

以鹿宏集置六角西洞院、武士號之空市、羣集飽食、洛中不淨、只在此事。三條西洞院、爲攝政家之間、可被制止云云。

按ずるに文化文政年間より以來、江戸に獸肉を賣る家おほく、高家近侍の士もこれを啜ふ者あり、猪肉を山鯨と稱し、鹿肉を紅葉と稱す、熊・狼・狐・狸・兎・鼯鼠イヌネ・鼯鼠キネツ・猿などの類、獸店に滿ちて其の處を過ぐるにたえず。

菘。市。小谷口齋集。信州南安曇郡豊科の菘市は舊十二月二十六日であつた。今の時間でいへば午前八時か九時頃か、山姥が貧しい徳利を持つて酒屋へ來、こゝへ二升ついでくれとか三升くれとかいふ。精々二合も入らうといふ徳利故店のもの不審に思ひながら注いで見ると、彼女の所望通りに容易に入る。酒を買つて今出たかと思つて見ると、もうその姿は皆目わからぬ。山姥が出ると市はおしまひである。だからこの菘市には、山姥の出ない中に、早朝に買出しに行かねばならぬ。

女。市。珠球談。此の國中辻山といふ所の海沿に、早晚兩度市あり、商人は残らず女なり、商ふ所のも

のは魚、蝦、蕃薯、豆腐、木器、磁器、陶器、木梳、草、靴等の蠶なり、其の貨物何によらず、首に戴き、坡に登り、嶺を下るに偏らず、賣買は日本の錢を用ゆ。

## 結語

内地に於ける市の變遷を見るに、各時代を通じて市場行政の制度は整頓せるのみならず、商業の保護もまた頗る行届いて居たのを認めることが出来ると共に、一方商人間に於ける組合の組織及び自治的統制もよく行はれて居たことが判る。而して市場取引の模様から推測して、臆げながらも日本の各時代に於ける、國民生活及び産業状態を彷彿することは難くないが、これに依りて得たる私の感想は過去に於ける日本の經濟力は相當充實したもので、王朝時代や戰國時代と雖も、既に外來文明を取り入れて立派な文華を現出し、徳川時代の泰平は益々殖産興業の進歩を招來し、その鎖國政策の下に在りても奮勃たる活動力を蓄積して居た結果、明治維新後に於て驚く可き經濟上の發展を來したのである。市場の變遷、市店の發達、都市の膨脹、いづれの點から見ても、内地と朝鮮との經濟史上に歩み來りし道程は、到底比較し難き程の相違がある。朝鮮が併合當時まで舊態依然たる物々交換經濟の域を脱出し得ず、併合後は大小都市の發達、各種産業の勃興大に見るべきものありとは云へ、今尙ほ市場は朝鮮人の經濟生活上極めて重要性を帯びて居る。要するに市場經濟時代の永續は、國民經濟力の

不振の結果であり、産業、交通、文化の幼稚なることが、商業を原始的取引状態の下に停滯せしめて居るのである。市に關聯して一言すべきは、鎌倉時代から發達した「座」の制度で、これは朝鮮に於ける「契」と頗る類似の點あり、地方行商に就いても内鮮共通の點が多く、殊に近江商人と開城商人の活動を比較すると頗る興味深い事實がある。

註1、「經濟大辭書」柴謙太郎論文参照

註2、4、三浦周行「法制史の研究」参照

註3、「日本百科大辭典」市の部参照



## 支那の市

### 市の起源

「崔豹古今註」に『店置也、所以置貨鬻物也。』とあるが、これに對して市は「說文」に『買賣所之也、市有桓、从口从刀、刀古文及象物相及也』とあり、人の集まり買賣する所にして、互ひに有無相通じ、これを行ふ場所は繞らすに垣を以てしたやうである。「孟子」公孫丑に『古之爲市者、以其所有易其所無者、有司者治之耳。』とあり、市井と云ふことに關し「太平御覽」には、『風俗通曰、俗言市井者、言至市鬻賣當須於井上洗濯、令物鮮潔、然後市、案二十畝爲一井、今因井爲市。』と説き、また「古今類書纂要」には、『邑居爲市、野廬爲井、市交易之處、井共汲之所、又八家爲井。』とあり、「史記」平準書に師古は、『古未有市、若朝聚井汲、便將貨物於井邊貨賣曰市井。』と註して居る。

市は元來賣買の場所を意味するものであるが、淺井虎夫は「經濟大辭書」中に於て、賣買の行爲をも市と稱することあり、例へば市馬、市茶の如きは、馬及び茶の賣買にして、官市、宮市の如きは宮廷及び官廳の購買を云ふやうなものであると説いて居る。而して市に就いての最古の傳説としては、「易」繫辭傳に『包犧氏沒、神農氏作、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所。』とあり、これ

に據ると、神農氏の昔に於て、早くも人民が日中、一定の場所に集まり、貨物を交易したことが窺へるのである。「周禮」には市に關する制度の頗る整つて居るを見るが、概して上代に於ける支那の市に就いての記録、殊にその地方市場の狀況は文獻上これを詳かにすることは困難である。しかしながら支那に於ても他の諸國同様、原始時代より個人及び部落に於て到る所に市の開かれ、物々交換の行はれて居たことは想像に難くないのである。斯くの如き市場取引は、貨幣の流通さるゝやうになつてから次第に大規模となり、その所在地は漸次聚落を形成し、人口の集中が漸く大となつて市街を成し、商人も増加し、常設店舗の設備も整ひ、自然附近の村落又は奥地より多量の貨物が出廻りて、特産品の集散地となるといふやうな順序で、商業の殷盛を見るに至つたものと思はれる。

而して市には種々の種類あり、日用百貨の賣買さるゝものあり、或は特産品の取引さるゝものあり、「成都古今記」には、正月に燈市、二月に花市、三月に蠶市、四月に錦市、五月に扇市、六月に香市、七月に七寶市、八月に桂市、九月に藥市、十月に酒市、十一月に梅市、十二月に桃符市ありと記して居るが、祭市、藥市、羊市、馬市、花市など特殊の市も古來大に繁昌し、その外色々變つた市に關する文獻がある。

●●五朝小 述異記  
鮑市 說魏晉

●●楊州有鮑市、市人鬻珠玉、而雜貨蛟布蛟人、既泉先也、又名泉客。

●●鬼市 新唐書、西域列傳、下

●●(西海有市、貿易不相見、置直物旁、名鬼市)

●●珠市 五朝小 述異記

●●(越俗以珠爲上寶、生女謂珠娘、生男謂之珠兒、吳越間俗說、明珠一斛、貴如王者、合浦有珠市)

●●槐市 事文類聚、續集

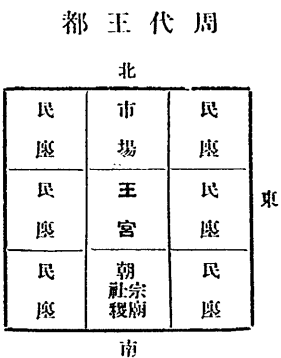
(元始四年、起明堂、辟雍、長安城南北爲會市、但列槐樹數百行爲障、無墻屋、諸生朔望會此市、各持其郡所出貨物、及經書傳記、筆、磨器、物、相與賣買、雍容揖遜、或議論槐下)(三輔黃圖)

周禮の市制

周代王都の制は、方九里の地面に井田の如く九區の地割を行ひ、その中央の一區に王宮を建て、王宮の前を朝とし、その右を宗廟とし、王宮の後を市場とし、朝、王宮、市場の左右にある六區を民廩とし、王都の四面に城廓を繞らし、四方に各三門宛合せて十二門あり、各門相對立して、東西及び南北に各三大路ありたりと云ふ。而して陰陽思想に基き、政治を陽業とし、市は陰業とし、即ち王は朝に立ち、后は市に立つは、陰陽相成の義なりとして、王は南面して政を聽き、市は后によりて支配されたることは、

「周禮」に、凡建國佐后立市、設其次其叙、正其肆、陳次貨賄、出其度量、淳制祭之以陰禮とあるによりても知ることが出来る。王都に於ても諸侯の城下に於てもそれぞれ市ありたることは、五十里にして市ありといふことが見えて居るに徴しても明らかで、その當時既に支那各地に於ける市の分布は多かつたことと思はれる。

市に種々あり『大市、日昃而市、百族爲主。朝市、朝時而市、高賈爲主。夕市、夕時而市、販夫販婦爲主。』而して市を監督する機關として、市官の長たる司市を始め、質人、廩人、胥師、賈、司巖、司



胥十有二人。掌市之治教政刑度量禁令。以次叙分地而經市以陳肆辨物、而平市以政令禁物靡而均市。以商賈並同。卓貨而行布以量度成賈。價同而徵績。賈以質劑。結信而止訟。以賈民禁偽而除詐。以刑罰禁巖。暴而去切。盜以泉府同貨而斂餘。蛇切。

稽、胥、肆長、泉府、司關の官職を置いて各種の事務を分掌せしめたのである。各官吏の定員、職務権限に就いて「周官精義」に誌す所を示して見やう。

〔司市〕〔下大夫二人。上士四人。中士八人。徒百有六人。府四人。史八人。】

〔註釋〕司市市官之長。在交易之事者。治以理之。教以化之。政以正之。刑以制之。量斗斛。度丈尺。禁者使勿爲。令者使爲之也。市官各以所居之次爲叙。分之即所以經之。肆中各以其類之物爲陳辨之正所以平之。侈靡不行。貨物自均。商通賈賈。業布自行。物有定價。所以徵買者之來。文契有憑。所以止後日之訟。賈民能知真偽則物之欺詐除。刑罰所以懲姦。則民之偷盜息貨有餘則官爲斂。貨不足則官爲除。此所謂與民同之也。

〔質人〕〔中士三人。下士四人。府二人。〕掌成市之貨賄。凡質賈者質劑。賈焉大市以質。小市以劑。掌稽市之書契。同其量度。壹其淳準。制巡而致之。犯禁者舉而罰之。

〔註釋〕質平也。質人主定約期者。成者平其價使交易也。人民謂質。長日質。短日劑。書契取予市物之券。同度量欲其長短大小如一。壹淳準。欲其四幅如一。既巡致之。又舉罰之。則詐僞者無所容矣。

〔廩人〕〔中士二人。下士四人。府二人。〕掌斂市歛。同布總布質布。而布於泉府。凡屠者斂其皮角筋骨入于玉府。凡珍異之有滯者。斂而入于膳府。

〔註釋〕廩市宅。廩人主斂粟者。布泉也。屠次而分其利爲次布。合總而計其入爲總布。質人立契之稅爲質布。罰者犯禁之所罰賈者積貨之所稅。其布皆入于泉府也。皮角筋骨。屠之餘財也。則斂之以當稅。珍異有滯。久將腐敗矣。則買之以待民皆仁政也。

〔胥師〕〔二十肆人。皆二史。〕各掌其次之政令。而平其貨賄。憲刑禁焉。察其詐僞。飾行儆。賈者而誅罰之。聽其小治。小訟而斷之。

〔註釋〕胥師掌胥之長自此以下。皆司市所自辟除者。次治市之所。憲表懸之也。嚴懲罰詐僞爲物以欺人者而治之。所以厚民俗。聽小治訟。又所以分司市之任也。

外篇 支那の市

〔賈師〕〔二十肆〕各掌其次之貨賄之治辨其物而均平之展其成而奠其買同然後令市。

賈師主定貨賄之價直者。次所居之舍也。辨物謂別其善惡。均平謂各以顯從。展視成平也。視其平則不紊。定其價則不爭。如此令市。此所謂政也。

〔司虺〕〔十肆〕掌憲市之禁令禁其鬪鬪者與其虺亂者出入相陵犯者以屬游飲食于市者若不可禁則搏而戮之。

司憲古禁市中之爲惡者。力爭爲罰。口爭爲戮。視者虺物。亂者鬪理。陵犯如爭鬪往來。飲食如聚飲聚食。搏執也。

〔司稽〕〔五肆〕掌巡市而察其犯禁者與其不物者而搏之掌執市之盜賊以徇且刑之。

司稽佐司認者。不物謂不如式之物。刑之朴之也。

〔胥〕〔二肆〕各掌其所治之政執鞭度而巡其前掌其座作出入之禁令襲其不正者凡有罪者撻戮而罰之。

胥又司稽之佐禁令使其無得爭先後期。以亂市選舉謂掩其不備。

〔肆長〕〔每肆〕各掌其肆之政令陳其貨賄各相近者相遠也貨相近者相爾同也而平正之斂其總布掌其戒禁。

肆買人總貨之邸。長則市中給衛役者。相近者相遠。如布帛之名同而制之精粗則異相近者相邇。如牛馬之貨異而物之肥瘠則同。不者平其價之實。正者正其物之名。總布買賤貨物之布之總數。斂則收之入于廩人也。

〔泉府〕〔上士四人。中士八人。下士十有六人〕掌以市之征布斂市之不售貨之滯于民用者以其價買之物楊而書之以待不時而買者買各從其抵阿都鄙從其主國人郊人從其有司然後予之。

泉府主泉布之府者。征布即所斂之五布也。市有貨滯而不售者。則以征布買而收之。所以便商。非以其賤也。民有貨欲而欲買者。則各仍其原價而給之。所以便民非以其貴也。此王者公天下之心也。抵給本。主謂其大夫有司謂其吏。恐姦民乘急販賣官爲所欺也。

〔論通〕馬氏端臨曰。買之于方滯之時。賣之于急需之際。此與當平貴賤賤之意同。泉府則以泉易貨。當平則錢易粟。其本意皆以利民非謀利也。然後世常平之滯。轉而爲和糴。且以其所儲供他物。而不以濟民。失本意矣。

〔司關〕〔上士二人。中士四人。府二人。史四人。胥八人。徒八人〕掌國貨之節以聯門市司貨賄之出入者掌其治禁與其征應凡貨不出于關者舉其貨罰其人凡所達貨賄者則以節傳切出之國凶札則無關門之征猶淺。

司關主境上之門。所以遠貨賄通賓客者。節通貨賄之應節也。聯門市者。自外來者通之門與市。自內出者通之門與關也。治謂治其出入先後。禁謂禁其賄賂。征者征其出入之貨。應者賦其市地之應。貨不出關。謂從私道以辟稅。或藏匿禁物者。舉謂簿計其貨物量征其布。凡所應運之貨賄。則授以應節。附以傳傳而用之。凶札則不征其稅而議其出入。所以防好也。

〔周禮〕には(一)圭璧金璋あるもの、(二)宗廟の器、(三)犧牲、(四)戎器、(五)用器度に中らざる

外篇 支那の市

五〇三

るもの、(六)兵車の度に中らざるもの、(七)布帛精麤數に中らず、幅の廣狹量に中らざるもの、(八)姦色の正色を亂るもの、(九)錦文珠玉成器、(十)衣服飲食、(十一)五穀時ならず、果實の未熟なるもの、(十二)木の伐に中らざるもの、(十三)禽獸魚鼈の殺に中らざるもの、これ等は皆市に鬻らしめざる禁令を設けて居る。(經濟學博士田崎仁義著「支那」  
古代經濟思想及制度」參照)

## 市の變遷

「周禮」の市制は右の如く頗る詳密を極めたものであるが、その後支那に於ける市は數千年の間に亘り、幾多の變遷を経て今日に至つたのである。春秋戰國時代には列國の都城いづれも市あり、これ等の市には各種の肆廩ありて交易し、多く朝に開いて夕に閉づるものであつたやうだ。秦漢時代に於ては、秦は咸陽に前漢は長安に後漢は洛陽に都し、これ等の都城は盛大なる市場を有して居たが、秦の時には(註1)商業を末利と稱して卑しめ、漢の世に及んでもまた商人の絹の衣服をつけ車に乗ることを禁じ、且つ租税を重くしたるも商業をなすものが多かつたから、文帝は商人の子孫の仕官することを許さなかつたが無効であつた。武帝の時には鹽を賣り錢を私鑄し富をなしたるもの多く、隱然縣官に使令する勢ひがあるに至つたから、鹽鐵酒權の法を行ひ場輪平準の法を設け商人をして巨利を得ざらしめ、また商業の税を課した。是れ當時國用の足らざる爲めでもあつたが商人を抑へる爲めでもあつたのである。王莽の時

には周官に倣ひて五均及び司市の官を置き、四時の中旬に物價を定めて市をなさしめ、若し五穀、布帛、綿糸の售れざるものあれば、其の實を檢し原價にて官が買ひ上げ、物價の騰貴したる時は平價にて拂ひ下げることをした。此の法は頗る善い制度のやうに見えるが、實は人民の利益を奪ふことであつたから、農商は業を失ひ、食貨俱に廢して人民は市道に涕泣するに至つたといふことである。後漢の光武帝はすべて王莽の制度を廢したが、商業に對する方針は依然として抑制主義を採つたのである。其の後桓譚の上疏を用ゐる産業を擧げて商業を抑へ諸商人をして相糾告せしめたる事實を見ても推測されるのである。

(註2)而して長安には城内に九市あり、中六市は西に三市は東にあり、西市・東市と名づく、城の西にまた柳市があつた。洛陽は後周の都にして、後漢亦之に都し、その市は前漢以來著名であつた。長安には毎月一日と十五日とに行はるゝ市あり、會市と名づけ、四方よりその土産を齎し來りて交易し、學生等亦其郷里の産物・經書・傳記・筆磨・器物等を交易して學資に充てたといふ。

魏・晉以後市場として名あるものは各代の都城たる洛陽・成都・建業・鄴・長安である。而して後魏の時洛陽に三大市あり、一を金市と曰ひ大城の西にあり、一を南市と曰ひ大城の南にあり、一を馬市と曰ひ大城の東にあり、又洛水の南にあるを四通市と曰ひ、俗に永橋市と名づけ主として伊洛の魚を販いだ

といふことである。

隋唐時代 に至るや、隋は長安に都し、煬帝に至りて洛陽に都し、唐亦長安を都とし洛陽を東都とした。これ等の都は市の繁昌を見たが、この外、廣州・揚州・成都・荊州等も亦繁榮なる市場であつた。「唐會要」に、顯慶二年洛州に北市を置き、天授三年神都に西市を置き尋いで廢し、長安四年また之を置きしが、次いで開元十三年遂に廢し、長安元年京中の市を廢せしも、天寶八年西京威遠營に南市を置き、華清宮に北市を置き、開成五年京の夜市を禁せしことを載せて居る。市は日午鼓三百を擊ちて開き日没前七刻鉦三百を擊ちて閉す、但し州縣領務少き地は鼓鉦を擊たず。凡そ市に於て濫物を以て交易するものは沒收し、市中又は衆人の中に於て驚動擾亂せしむるものは杖八十に處し、また五品官以上の入市を禁じたのである。市に於ける行政事務を掌るものを市令とし、京都以下各都督府・州・縣皆これを置き、市令の下に、市丞・佐史・師あり、若し縣に市なければ之を置かず、大中五年の制に、中縣の戶三千以上は市令史を置き、以下は市官を設けず、但し要路にして從前市を行へる地は三千戸に及ばざるも尙市官を立つるを得た。(唐六典卷三十唐會要卷八十六)。唐の時代には市の一種に宮市なるものあり宮市は宮廷の購買であるが、徳宗の時施行せし宮市は、強制購買にして代價を支給せず、其法は中官を以て宮市使とし、商人の貨物を抑買し、或は白望數百人を兩市に派し、物を携へて市に詣る者を強買し

爲めに空手にて歸る者あり、中官出づと聞くと、沽漿賣餅の家、皆肆を撤し門戸を閉ぢたといふことである。後ち價を拂ふやうになつたがそれでも時價に比して甚だ少く、貞元二十一年勅して時價に依りて賣買し、百姓を侵擾する勿らしめ、順宗即位するに及び遂に宮市使を廢したのである。而してこの唐代に於ける市の制度は、我國の大寶令の市制の根據となり、新羅の市制もまたこれに倣つた所が多いと信せられる。

(註一)高桑駒吉著「支那文化史講話」(註三)  
(註二)淺井虎夫著「經濟大辭書」支那の市参照

### 宋代以後の市

文學博士加藤繁は「史學雜誌」第三十九編第七號に於て、草市に就いてと題して、「全體唐宋の頃、城内の市と云ふものは縣治以上に限られ、縣治以下の都會には置くことが出来なかつた。市とは商業の區域でその内部は同業商人の集りたる行に分れ、市の賣買は午刻に初り日没に終つた。而して市の中の商人からは市籍租と云ふ税が徴收され、行には行頭、市には市令が居て夫々行市を取締つてゐた。以上は唐會要六典等より得たる結論であるが、今注意すべきは市が縣治以上の都會にのみ置かれた事である。然し縣治以下の都會でも唐政府が商業を禁止したのではない事勿論である。然らば、それ等の商賣は唐の國法に於て如何に取り扱はれてゐたか。縣治以下の都會で市を設けてならぬと規定されてゐたのは、恐らくは縣治以上の都會では商賣は市に於てのみ許されるに對し、縣治以下の町では市の中ではなく商

賣の自由を許したものと解釋される。即ち一定の場所で商賣しなくともよく、行の制度による事も要しない。市籍租も徴收されず市令も置かれない。これは縣治以下の商業は規模が小で、その制限を置く必要がなかつた爲めであらう。而してこれ等縣治以下の商業地は縣治以上の「市」に對して何と呼ばれたか。これ即ち「草市」である。草とは粗末とか粗悪とか云ふ意味で、斯く用ひられた例は史記に粗末な道具を草具と云ひ、禮記に粗末な服を草服と見へてゐる。會て私が草市を草料の市であると見たのは誤である。若し草料の市ならば大都會の附近にだけあるべきで、元和郡縣志に見へる様に八十里も離れた所に草市が孤立してあるべき筈がない。以上は當時の商業の状態から推論したので草市を斯く解釋しても大過ないであらう。尙一言すべきは草市が宋代に至つて大に發達した事で、唐時代に於ては縣の下に郷のみであつたのが、宋代になると、この他、鎮が加はり、南宋に及んでは更に市と云ふのが加はつた。鎮並びに市の多數は草市から發達したと見得る理由が多い。草市はかく宋代都市發達の上に重大な關係を持つてゐて、これを看過することは出来ない。」と述べて居る。

その後、支那に於ける市は元・明・清等、各時代によりそれ／＼變遷を遂げて居るが、從來市に關する文獻は都城の市に偏し、地方市場に關する記録は極めて乏しい。即ち「大明律」に於ても市廛に關しては、私充牙行埠頭、市司評物價、把持行市、私造斛斗秤尺、器用布絹不如法に分ちて規定してあるが、

市場に就いては何等の法令なく、「大清會典」に至つては市廛に關する規定も缺けて居り、要するに各時代とも地方市場に就いては餘り重きを置いて居なかつたやうであるから、これに關しては殆んど據るべき資料が無いのである。されば過去の市場よりも、現在の市場状態が如何になつて居るかを觀察して見たいと思ふ。素より數多き各地の市場を一々調査する如きことは不可能であるから、茲には「支那經濟全書」、「支那省別全誌」、「關東州經濟事情」の記述、及び南滿洲鐵道株式會社、天津・上海・日本人商業會議所・關東廳等の調査を根據として、特色ある市場の状況を一瞥するに止めたいと思ふ。

#### 地方市場

一定の時に一定の貨物の聚注し旺盛なる取引の行はるゝ鎮村の如き地方市場は各國に其例を見るも、支那内地には此種の市場は無數に存するのである。市場に來聚する貨物の種類は、其附近の生産する貨物によりて差異あり、取引に用ゐらるゝ貨幣、度量衡より、賣買の契約、貨物の引渡、代金支拂の方法等に至る一切の商業習慣は、其地に集積する商品と古來の風習により各市場共に同一でない。従つて支那に於ける地方市場には、如何なる商品來聚し、如何なる商業習慣ありと抽象的に説明することは出来ないが、要するに此等の市場をなす州縣鎮村には、其地に聚注する特種の商品を取扱ふ商店櫛比し、此等の中には土着のものあり、大都會より特に支店仕入店の如きものを設け店員を派遣せるものあり、其

來聚する貨物は、穀物、棉花、繭、材木等の原料品にして、その出廻り季節に到れば、附近の生産者は親しく生産物を此地へ搬來し、其地の商店或は大都會の商店より派遣せられたる仕入人に賣却し、其貨物は此地より更に大都邑に轉販せられるのである。例へば無錫は繭の市場にして繭行と稱する行棧あり、上海其他の都邑より買出商人の出向く者多く、平常は蕭條たる市街も此時には雜鬧を極め、泗鎮は大豆、豆餅類の小市場にして、之を取扱ふ店舗頗る多く、鸚鵡州は湖南材木の聚注する所にして到る處材木店である。而して生産者が各市場に於て貨物を賣却するには、自己より直接に賣込むもあり、亦經紀即ち其地に住する仲買人の手を經るもあり、經紀は其市場に於ける商務に通曉し、雜糧等特種の貨物賣買の媒介をなす者は、政府の特許を受け免許狀を得るを要する。

#### 日用品の市場

普通に市場と呼ぶ狹義の市場にして、所謂 Market Hall を云ひ、一般に食料品を販賣するを以て支那人は之を菜市と稱す。一定の建物をも有し小商人此内に於て肉類、蔬菜、果實、等の食料品を擺列し需要者の來り購ふを待ち、上海の菜市の如きは偶々家常日用の物品を販賣する者もあり、市民若し其開市時間中に此處に到れば、一日の食膳に供せらるべき材料は立ろに辦するを得べく、朝間は頗る雜鬧を呈する。此種の市場は宏大なる建築物の設備を要し、且つ其性質上人口稠密の地に設けらるべき機關なれ

ば、村落僻地には此菜市なるものを見ることなく、海外諸國と通商を開始し外人の支那に於ける開港場に居留地を設くるや、市街の錯亂を防ぎ之を整理する一端として母國の組織を移し植え、小商人をして此中にありて商賣に従事せしめてより、支那人も其利益の大なるを觀て頻りに之に擬せんとする傾向あり、現に各地の市街は已にこれを設けて居る。しかしながら其最も大にして設備も完備せるは、外人居留地に於ける菜市である。上海に於ける菜市は、其建築の偉大にして營業をなす商人の種類と其數の多き、其設備の全き點に於て天津のものに優り、天津の菜市は終日營業をなすに反し、上海の菜市は午前のみ其内に於て營業をなすを許し、午後は全く清掃して人影を留めないものである。上海居留地に於ける菜市は其數四、其二是米租界に、其一是英租界に其一是佛租界にあり、就中英租界のものを最も大とし、共に各所在地の工部局によりて經營せらるること天津と同様である。

#### 特種商品の市場

特種商品の市場と云ふは、都市の一部分に於て各種の商品を取引する設備をなせるものにて、地方市場の小規模なるものを都會の一部に現はせるもので、此種の市場は殊に北京に多く開かるるのである。  
花兒市 北京崇文門外上四條胡同の東にあり、市の開かるゝは早朝にして、翠花即ち簪、其他頭部の裝飾用に供する造花を製造者自ら路側に陳列し、顧客の來り買ふを待ち、其店續いて數町に亘り、紅花、



綠葉相映じて艶麗を極む。之を購ふ者は自己用として一個を買ふ者あり、更に小賣をなさんが爲めに此處にて仕入をなすありて、卸賣小賣共に行はれ、其價格は略々一定せるも賣買當事者間の商量により亦多少の加減がある。

馬市 同じく得勝門外に馬店あり、この馬店は恰も馬を營業の目的とする行棧である。柵を繞らせる大なる構を有し、其馬を賣却せんと欲する者は、遠きは張家口附近より數頭の馬を携へ來り、此馬店に泊し飲食を供せられて買主の來るを待ち、一方馬を購買せんとする者は此處に來り、其馬店の番頭を介して之を購ひ、已に所有の馬を賣却し終りたる者は、馬匹につき三毛錢を報酬として店主に與ふる習慣がある。

布市 同じく前門大街の東に數個の布店とも稱すべきものあり、亦一種の行棧にして一の細長き家の中央を並路とし、其兩側に多くの小なる部屋を設けて居る。其布を携へて上京する者の故郷により夫々布店を異にし、其時期に到れば客商は各土布を携帶して來り、此處に其一間を借りて宿泊し、有する所の布を賣却し、更に異なる貨物を購入して歸郷す。故に其布店は空なる時多く大抵は錠を以て封せられ、但其借間料として毎月一弗つゝ之を家主へ支拂ふと云ふ。

以上列擧したるもの、外北京には肉市、菜市、菓子市、草市、瓜子店、糧食店、香市、菊花市、驛馬

市、鳥市、鷄子市等の名を有する市街あり、此等は往時特種の貨物を取扱ふ市場であつた爲めに、斯かる名稱を得たるものならんも、現時にありては單に市街の名目にして、僅に一二此等特種の貨物の賣買をなす大なる店舗を有するに過ぎない。

### 祭市

我國では古來神社佛閣の祭禮、綠日、開帳の日に小商人が食料品、雜貨等を携へ其一帶の地に聚り、各種の露店を出し一の祭市を見るが、支那にありても寺廟の開帳には廟市と稱して此種の市場が立ち、此に露店を出す者を趕廟兒的と云ふ。また大都會にては淺草、道頓堀の如く、平常の日と雖も一種の賑ひを呈する處ありて、此處には常に廟市なるものがある。

北京隆福寺の開帳 北京龍福寺の開帳の祭りには市民の此に參詣する者絶えず、肩摩穀擊譬ふるに物なく、此日はその附近一帶の地に無数の露店開設され、各式各様の物を鬻ぎ、上下の市民舉りて此に來り何物かを購ふことを樂みにして居る。

祁州廟會 單に貨物の集散的市場として有名なる鎮市は素より其地に乏しからず、大豆、豆餅の關東州新民屯、毛貨皮貨の東口(直隸)、西口(山西)、黃絲の青州、周村(山東)、又は朱仙、順德等の如きは天津附近にて屈指のものであるが、共に全國の相場に大なる影響を與ふる勢力もなく、朱仙鎮の如き昔時

は天下の四大鎮と稱せられたが、今は榮華轉變して蕭條の感がある。之を要するに此等の市場は單に地方市場たるに過ぎざるも、祁州廟會に至りては過去千百年以來、藥業者の注目して重きを置き、旺盛變することなき市場たるのみならず、また一個の祭市をなすものである。祁州廟會の旺盛を極むに至つたのは、全く南關外の藥王廟なる一小廟の存する爲めで、毎年二回春秋兩期に全國各班の集合するを見る。其開市の日は

春 期 自四月十五日至五月十五日

秋 期 自十月十五日至十二月十五日(共に清曆)

の二期にして、此時に至れば狹隘なる祁州城の内外は頗る雜沓を極む。南關外東街は總て全國藥材商人の集合市にして、各棧房は各種の藥材を以て満たされ、西街は賭博屋密子を以て空屋なく、上東街買藥材、上西街買密子なる常用語あり、開市中は全國の人種聚合し、飲食店の如き雲南、貴州、四川、山東等各種の言語を聞くを得。而して此祁州の守り本尊たる藥王廟には毎日毎夜田舎芝居の興業ありて木戸錢を取らず、恰も日本内地の豊年甘酒祭を大にせるものに類し頗る滑稽である。此期間中には近邊幾十里の間は、上廟去了變の一語が一般會話の挨拶語として用ゐられ、此廟會終るや商人は歸郷し、賭局は閉店され、城の内外は俄かに寂寥となるのである。

## 雜 市

以上列記し來りたるもの、外、猶ほ市場の範圍に包含せらるべきものあり、露店、行棧、外館は即ちこれに屬するものである。

●露店 祭市に於ける露店は一定の建築物を有せず、又寺院廟殿の如く人の參詣遊覽する處に非ずして、普通の道路の兩側に小商人雜居し商品を陳列して賣却するのである。其携ふる所のものには自ら拿獲したる魚類か、親ら栽培せる蔬菜の類にして、彼等は早朝其貨物を擔ひ來りて買手の來り購ふを待ち、これらの露店が往來の頻繁なる處に期せずして相聚まり、相互の間に何の規約もなく賣買の習慣もなく、個々獨立せる露店の集合に過ぎない。斯くの如きものは各地到る處其例を見ざるなく、各市街の城門側に於て最も著しきものあり、例へば上海城南、廣東街の朝市、西門外頭の市場の如きものである。また露店中には俗に泥棒市と稱せらるゝ各種の古物市場あり、大市街地に於てはその繁昌せるを見るが、ハルビン、奉天、北京、上海、天津等いづれもこの種の露店の大規模なものがある。

●行棧 行棧は元來一の店舗にして、客商を其家に宿泊せしめ、或は其間に處して賣買の媒介をなし、倉庫の貸貸をなし、交通の具等を周旋し、其用錢即ち手数料によりて利を得るものであるが、或種の行棧に至りては、特種商品の市場と異ならざるものあり、例へば天津に於ける鮮貨棧即ち果物問屋の如き、

其主なるものである。天津に於ける鮮貨棧は

裕泰 鮮貨棧 佛租界にあり  
慶 豐 鮮貨棧 佛租界にあり  
永吉祥 鮮貨棧 佛租界にあり  
錦泰 鮮貨棧 日本租界にあり

以上の四行棧は共に廣大なる構を有し、各客商は其郷里に産する柿、梨、栗等の果實を携帯して天津に來り行棧に宿泊し、其貨物は行棧の構内に置く。故に果實の出廻り季節に到れば、其大なる構も果實を以て充滿さる。行棧は自己の名によりて各客商の爲めに其果物を販賣し、遠くは上海迄も積出し、又天津に於ける各果實商へ卸賣をなし、普通人も稍々多量に購買せん爲め其行棧に到る時は、彼等は廉價に販賣するを以て、宛然一の果實市場を形成するのである。

●外館 支那邊疆の民にして其郷土の産物を携帯し、遠く中華の都會に來り貿易をなして歸るものが少くない。而して之を有形的に現はせるを外館とし、外館は北京安定門外約二清里の處にあり、蒙古人の來り貿易する處の總稱にして、其中に特に外館と稱する處がある。繞らすに墻壁を以てし、周圍約一清里内は一面の空地にして、蒙古人の來るや此内に駱駝を放ち天幕を張りて起臥し、携ふる所の毛貨、皮貨

石貨等を以て種々の文明的雜貨類と物々交換をなす。外館の例を定めたるは道光年間にして、蒙古人は毎年十一月の頃より貨物を駱駝に載せ、此處に來り内地人と貿易交換して歸り、物々交換の外亦金錢取引をもなす慣習があるといふ。

### 重慶の米市

重慶には我國の所謂取引所なるものなく、市場には米市場六箇所（龍王廟、米亭子、府廟、六寶公所、紫雲宮、鎮臺衙門口）、豚市場一箇所（學院街賣猪市）、雜穀市場一箇所（學院街五庫對門）、野菜市場數箇所（太陽溝にあるもの最も盛大なり）等あり、而して最も盛大なるは米市場である。毎朝午前五、六時頃より各近郊の農民、米を擔ぎ來り上記の處に米市を開き、重慶市内の各需要者及び錢舖は此處に集會する。而して米の行市（相場）は、其の日に運搬せられたる高及び需要者の多少に依りて定り、賣手と買手との間に妥協の出來た價は即ち其の日の米の行市となる。其市場に使用する錢は制錢即ち一文錢であるが、農民は其の米を賣りて得たる制錢にて重慶市場より品物を買ひて歸るあり、或は銀兩に換錢し歸るあり、一方錢舖は此米市の景況を見、且つ買手が制錢を銀兩に換ゆる割合により相場を建つ、是れ即ち當日の制錢行市である。而して米市に於ては一斗以下の小賣を爲さないから、需要者は中等以上の市民にして、下等の市民は概して米舖に行きて小買する。又較什欄と云へる所に百貨市場あり、一枚の

服、一條の帶、一項の帽、一足の靴、一羽の鶏、一疋の猫、その他何物にても賣却せんと欲するものを携へ行きて賣却する所である。下級人民の多くは此の市場に於て需要者を求め、甚しきは其の暗黒の一面に於て男女身體の販賣、即ち人身賣買も亦此の市場に於てせらると云ふ。但し下婢の賣買は、支那一般の風習のやうである。

此の外地方に於ては到る處に一、三、五等一定の市日あり、その日には附近の住民市場に集合して、日用品を交換的に販賣又は購買する慣習あり、この市場に行くことを趕市又は趕場と稱し、老幼男女の遊散的に之に赴くもの少からず、一面地方の社交を維持しつゝあるものと見られる。

#### 正定の大市

正定は京漢線上に在り、停車場を距ること三支里、人口二萬、直隸平野の中に在る。貨物集散狀況を見るに、農民多く、正定は附近の中心市場をなし、棉花、穀類、家畜等の集散が多い。而して毎月二と七との日に於て大市を開き、附近の田舎より種々の物産を運來して賣買されて居る。その大市に五種あり、驢馬市、棉花市、豚市、線子市、粮米市、即ち是れである。又是等の市の群集を目的として西瓜、南瓜等の青物類、柳細工、竹細工、鐵器類、楮製品、粗製陶器等の露店多く出で雜沓を極む。移入貨物は多く京漢鐵道により天津方面より來るのである。しかしながら近來其の繁榮を、石家莊に奪はれつゝ、

ある觀がある。

#### 陝西の羊市

陝西省には回々教徒多く彼等は豚肉を食することを忌むを以て、好んで羊肉を食す。殊に牧羊は他の産業に比して多きを以て、一般人民も羊肉を食し、豚肉は價格高貴にして食するもの稀である。羊市と謂つても市面の大部分は羊を賣買するの意にして、時に驢馬、騾馬、馬、豚等の販賣せらるゝことあるは云ふ迄もない。陝西省北部の牧羊地中最も羊市の盛なる所は清澗縣であるが、毎三日一回之を開く。即ち毎月三日、六日、九日、十三日、十六日、十九日、下旬に於て二十三日、二十六日、二十九日の九日間開かるゝものとし、之を名つけて三天一集、又は三天逢集と稱す。開市場は東街なる城隍廟及び文廟等の境内にして、別に市場専用の場所なく、又何等の設備をも爲さず、毎年十月三日を以て大會を開く。集合羊数はその數多からず、又年により季節によりて大差あるを免れず、春夏は羊の瘡する時期なるを以て肉少なく、脂も亦多からず、爲めに其味を失ふを以て羊を食するもの少なく、従つて賣買は盛んでない。されば此の間は毎市十疋位の集合あるに過ぎない。然れども八、九、十月の頃に至りて金風一度吹き來る時は、羊は肥えて肉を増し脂も亦多くなるを以て、人は喜んで之を食する。羊毛、羊皮も此季節に及べば價貴きを以て市場は漸く賑ひ、毎市に三十疋乃至五十疋位の集合を見るに至る。十月三

日の大會にはその集合數最も多く、數百疋乃至一千疋内外の賣買を見、衙門に上税する爲め届け出つる羊の頭數を見るに、春季冬季に於ては全くなく、秋に及んで十月を除き二百頭の賣買あるは二箇月、百五十頭位なるは三箇月とし、四、五十頭乃至百頭なるは二、三箇月なりと云ふ。

## 甘肅の馬市

蘭州路を甘肅に入りたる五村は戸數三百に足らざる小村落に過ぎざれども、涇水の邊に介在し附近稻肥沃にして、土地廣大ならざるも牧草よく山野に繁茂し、牧畜の好適地である。其位置は涇州より三十支里白水鎮に至る四十支里に在り、元來此附近は山岳峻峻ならず、山上は一面の高原をなし到る處開墾せられ、人力の及ぶ所盡く耕耘され殆んど餘すところなく、一面の高原は牛、馬又は騾子等によりて耕され、然かも涇水には舟運の便なく、交通は専ら牲口によりて營まるゝを以て、牲口の需用夥しく、これ馬會即ち馬市の開かるゝ所以である。會の開かるゝは十日に一、四、七の三回と定められ、即ち都合一箇月に九回となる。一年を通じて開かれ、春夏秋冬により會の牲口數に多少あるも、決して休止せらるゝことなく、會は王村鎮東口の特に設けられたる大廣場に於て開かるゝものである。其集る牲口は夏期に於て牛、馬、騾子、驢馬等を合計して三百頭内外である。其の中牛は最も多く馬、騾子、驢子等これに次ぐ。是等の牲口は王村鎮を中心とせる十支里乃至十五支里以内の地より來集するものにして、之を

出すものには農民あり、運送店あり、又馬店あり、普通の商人あり、一個人にて多數の牲口を率ひ來る者は稀にして、大抵一人五頭乃至七、八頭に過ぎない。その賣買に當りては仲立人の手を經るを常とするを以て、賣買相互間に於て喧擾を極むる等のことなく、極めて平穩に行はれる。

## 附關東州の市場

支那に於ける市場に就いては大體の説明をしたから、更にわが關東廳管内の市場に關して考察して見たい。尤も定例日に開市さるゝ地方市場の狀況は、支那各地及び滿洲地方のものと何等異なつたところはないから、茲には主として市街地に於ける魚菜市場のことを記述して見やう。

關東州には大連、旅順、金州、普蘭店、及び貔子窩の五地に魚菜市場の設けあり、現在大連には五箇所、其の他は一箇所又は二箇所である。旅順、大連、及び金州の各市場は、從來何れも官に於て其設備を爲し、場内の店舗を希望者に貸下げ營業せしむる制度であつたが、大連は大正十五年一月より、旅順は昭和二年十二月より、何れも市に移管して經營せしむることとなつたのである。大連市内の魚菜市場は、關東廳より大連市に移管の際、信濃町市場(大連市の代表的市場)に果實及び蔬菜糶市場の施設を爲すべき條件あり、依つて大連市には大連市卸賣市場を開設することとなり、昭和三年二月二十九日關東廳の認可を

受け六月より實施することゝなつたのである。州外滿鐵附屬地に於ける市場は、安東一箇所を除くの外皆私設である。

關東廳管内市場の場内取引は、勸買場式にて特記すべきものなきも、場外取引は稍特色あるものと云ふことが出来る。即ち市場屋外の平場に、毎早朝、蔬菜、果實、魚介、穀物、馬糧、燃料等を運び來り、市場に若干の入場料を納め、商品を陳列して買手の來るを待ち隨意賣買を爲すものである。

關東州及び州外滿鐵附屬地市場表 (昭和二年中)

市場名	經營區分	所在地	開設年月	敷地坪數	建物坪數	計	店出數	賣上金額				備考
								魚類	鳥獸肉	蔬菜	其他	
旅順市場	公設	旅順市朝日町一、二	昭和二年二月	八三	四三	四九	二	八、五〇〇	五、四〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	昭和二一年十二月二十七日旅順市ニ移
關東州水産會旅順魚市場	私設	〃	〃	七	三	一〇	一	一、七〇〇	〃	〃	〃	賣揚金額中ニ旅順市場ノ賣揚額ノ大部分ヲ含ム
信濃町市場	市營	信濃町四、一、五	〃	四〇〇	一〇七	五〇七	一七	一七、二三三	八、六三三	六、九三九	二、八五九	九八
山縣通同	同	山縣通一、四、八	〃	二六八	五七	三二五	四	二、四六五	一、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	〃
小省子同	同	西崗街二、五	〃	一、四〇〇	二三	一、六二三	六	四、四三三	七、七三三	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	〃

市場名	經營區分	所在地	開設年月	敷地坪數	建物坪數	計	店出數	賣上金額				備考
								魚類	鳥獸肉	蔬菜	其他	
沙河口同	同	一大正通	〃	一、九三三	二四八	二、一八一	三	三、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〃
千代田同	同	千代田町三、三、六	〃	一、〇〇〇	四〇〇	一、四〇〇	二	八、三〇〇	一、四〇〇	九、七〇〇	一、七〇〇	〃
關東州水産會大連魚市場	私設	信濃町一、四〇二、一	〃	一	六	七	一	三、〇〇〇	〃	〃	〃	店舖ハ滿洲水産株式會社ノ所有物ナリ
金州市場	公設	金州街三、八	〃	一、七〇	一、九	三、六九	一	五、〇〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	〃
普蘭店市場	私設	平和街七、九	〃	三三	二五	五八	一	九、三〇〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〃
鏡子窩會市場	公設	西街四、一	〃	一〇	一七	二七	一	一、五〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	〃
家畜市場	官營	鏡子窩宋家屯五、一	〃	一〇〇〇	一	一〇〇一	一	〃	〃	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〃
大石市場	私設	松島町二、〇、二	〃	二七〇	一〇	二八〇	一	〃	〃	三、〇〇〇	三、〇〇〇	家畜出頭數一、六八四
南家畜市場	同	〃	〃	二七〇	一〇	二八〇	一	〃	〃	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〃
營口市場	同	營口街四、七	〃	二七〇	一〇	二八〇	一	〃	〃	一、九〇〇	一、九〇〇	〃
滿洲式會社	同	江島町三、〇、二	〃	二八八	八三	三七一	四	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	〃
安東縣魚菜市場	公設	四番通二、四〇、九	〃	一四三	一	一四四	一	三、〇〇〇	〃	七、三〇〇	七、三〇〇	〃
伊佐奈商會支店	私設	安東縣明三、四、四	〃	一、九〇	四九	二三八	二	八、三〇〇	〃	〃	〃	〃



撫順中央市場	同	東三條	一、九、九	一、二、六	三、〇	四、	三、	一、九、	四、五、	四、〇、	六、	九、	九、	六、	四、
鐵嶺魚菜市場	同	宮島町	二、六、	四、〇〇	一、七、	一、	一、	六、	六、	五、	五、	五、	四、	三、	三、
開原魚菜市場	同	開原附	五、一、	三、六、	三、	三、	六、	六、	三、	三、	一、	二、	二、	七、	七、
同 薪炭市場	同	同	五、二、	三、〇、	三、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
同 家畜市場	同	同	九、八、	一、〇、	六、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
長春會社市場	同	日本橋	通二、	一、四、	三、	三、	六、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、
長春牛馬市場	同	長春七	四、八、	二、四、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
大東洋魚市場	同	大東洋	三、三、	三、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、

大連市の魚菜市場

關東州市街地及び州外滿鐵附屬地の市場狀況は右の通りであるが、尙ほ大連市に於ける魚菜市場取引の概要を左に示して置く。

一、卸賣市場は蔬菜及び果實の卸賣を爲す市場にして、市に於て設備を爲し、糶人及び事務員を置き

て、糶行爲及び業務の監督を爲す、市場には卸賣人及び仲買人を許可し、糶卸賣人は生産者又は荷主より賣却の委託を受け、市場に於て賣却するものにして、手数料として賣上高の一割を收得す。仲買人は糶賣買りに依りて買受け、更に他に販賣するものとす。右賣買行爲は市吏員たる糶人の仲介に依りて行はれ、市は之を監督するが故に公正なる相場を生じ需給調節の便を圖り得るものとす。

二、信濃町外四箇所の小賣市場昭和二年の賣上高は左表の通りなるが、此内蔬菜の半數は内地、臺灣等より輸入、半數は地方産、鮮魚の約半數は内地より輸入、半數は附近海産、鳥獸肉及び生鳥は滿蒙各地産、食料雜貨は大部分内地より輸入、一部分朝鮮又は滿洲産のものなるも、之を日本、臺灣其他各地に分別したる調査材料なし。

昭和二年五市場賣上高

蔬菜	一、一九九、一七、四〇
鮮果	一、四五一、〇一五、四五
鮮魚	三四四、四五六、八〇
鳥獸肉	六五三、一三二、六〇
食料雜貨	一五六、二三、六〇
生鳥	三四二、〇九九、四五
外篇支那の市	五二五

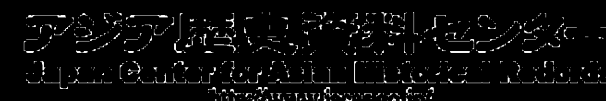
外部は家具、呉服、菓子、生花、玩具、其他の物品販賣店にして一々区分し難し。  
三、小賣市場店數、倉庫數

營業種別	小賣市場別					計
	信濃町	山縣通	小崗子	沙河口	千代田町	
内部販賣店	15	15	22	2	1	44
日用食料品	15	15	22	2	1	44
鳥獸肉	0	5	2	3	6	36
蔬菜果實	23	0	17	6	6	63(其他五)
魚類	30	0	2	4	5	60
外部販賣店(雜)	39	1	1	1	8	47
生鳥販賣店(生)	22	1	1	1	1	47
倉庫	28	24	1	29	1	81
米	1	1	1	1	1	5
貨物	27	23	0	28	0	78
合 計	158	64	51	44	32	349

追記「關東州管内市場」に關する資料は、全部關東廳文書課中村廣喜氏の厚意により寄贈を受けたものである。

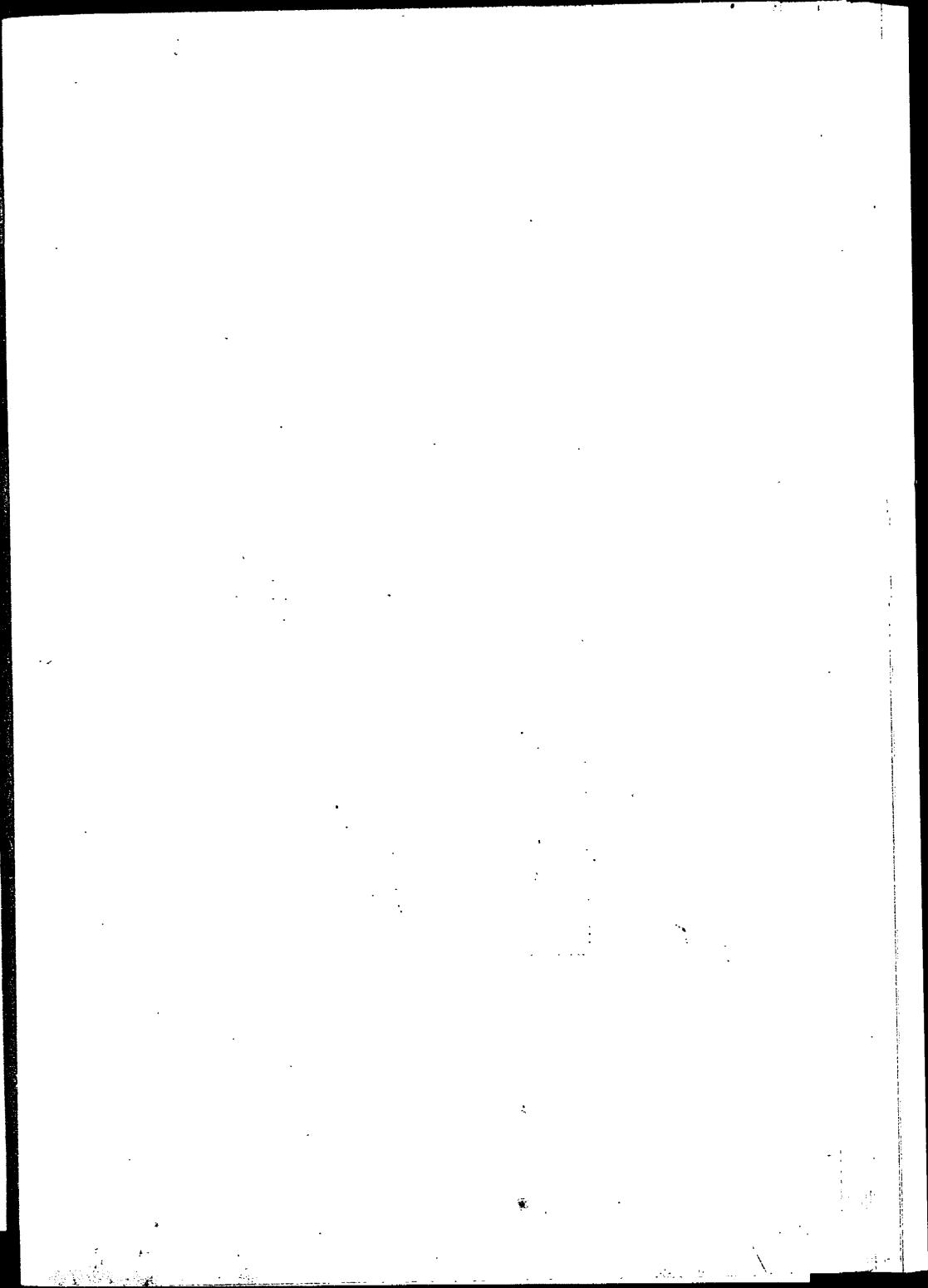
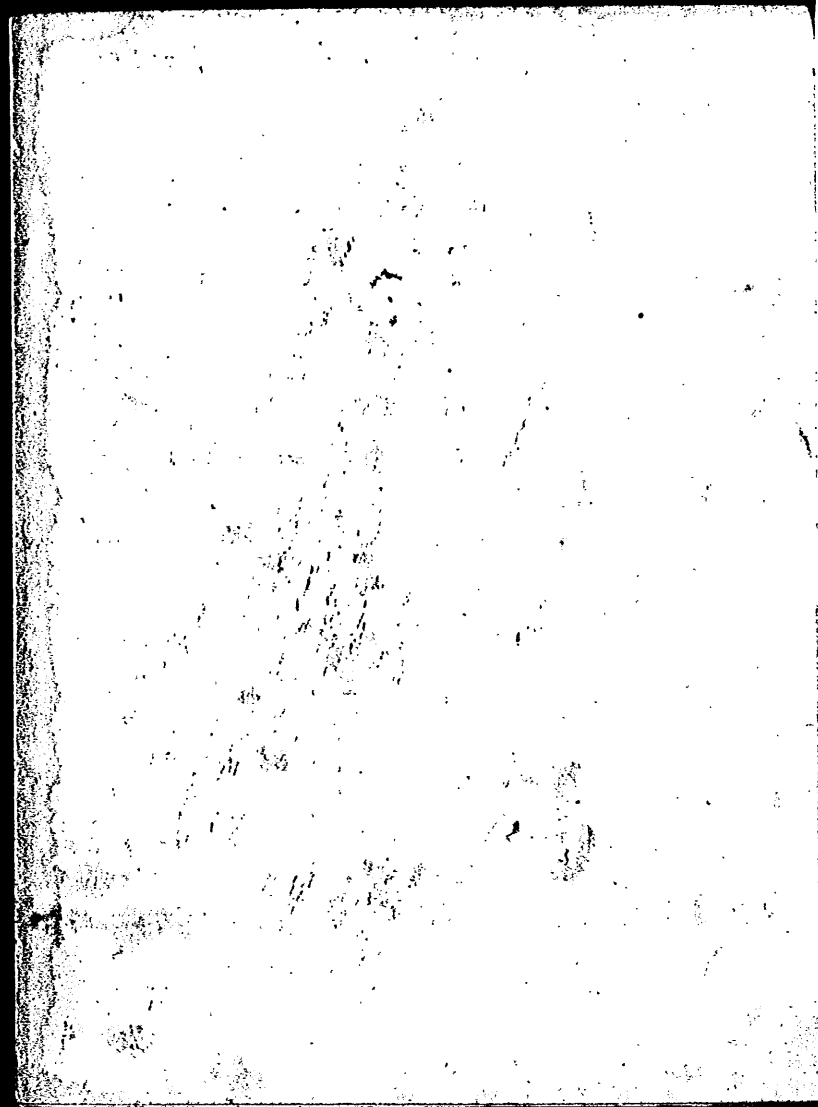
これを要するに、支那及び關東州に於ては、今尙ほ地方市場の存在するもの多く市街地に於ても常設店舗の外に、各種市場の取引が盛んであるが、その多くは毎日市場にして、朝鮮の如き定例日に開市

さるゝ日限市の取引は少いのである。殊に支那の地方市場は、その地方地方に於ける特産品の出廻期には頗る股賑を極め、到底朝鮮の地方市場などとは比較出来ない盛況である。これは市場の勢力範圍が廣く、且つ物産の豊富であるにも因るが、支那の地方市場は大體に於て特産品集散市場の觀がある。従つて多くは季節的に繁閑あり、朝鮮の如き日常必需品の需給を爲す市場は菜市と稱するものに相當し、これ等も殆んど毎日市場である。

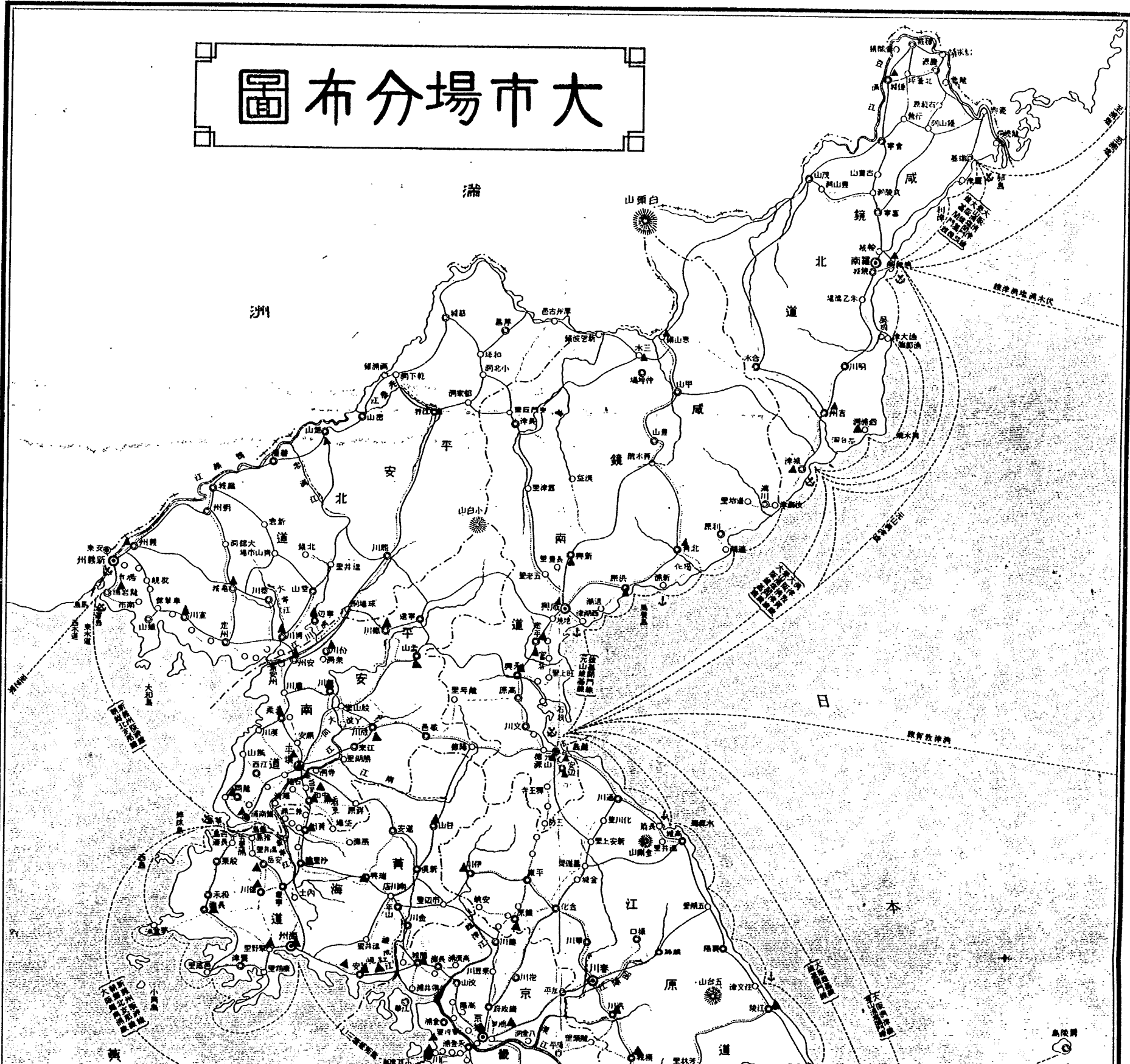








# 大市場分佈圖



2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

